

序 議 次 第

日 時 令和7年10月20日（月）

午前9時

場 所 別館2階 全員協議会室

1 議題

- (1) 第6次朝霞市総合計画（案）
- (2) 令和8年4月行政組織機構改革の変更（案）
- (3) 令和8年度（2026年度）当初予算編成方針
- (4) 下水道使用料の改定

令和7年10月20日序議 政策企画課

資料1

第6次朝霞市総合計画（案）

基本構想 令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）
前期基本計画 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）

目次

第1部 総論

1	総合計画策定の趣旨と基本的な考え方.....	2
2	社会の潮流.....	5
3	朝霞市概況.....	9
4	市民の意見.....	28
5	朝霞市が目指すべき方向性.....	31
6	計画策定に向けた主要課題.....	32

第2部 基本構想

第1章	基本構想について.....	36
1	趣旨.....	37
2	期間.....	37
3	基本構想の構成.....	37
第2章	朝霞市が目指すべき方向性.....	38
1	将来像.....	38
2	将来像実現のための基本方向.....	38
第3章	共通理念.....	42
第4章	政策分野.....	44

第3部 前期基本計画

序章	47
1	前期基本計画の概要.....	48
2	計画期間中の財政見通し.....	50
3	施策体系.....	52
4	前期基本計画の見方.....	60
第1章	災害対策・防犯.....	63
1	災害対策・防犯.....	66
第2章	福祉・こども・健康.....	71
1	地域共生社会の推進.....	74
2	こども・若者応援、子育て支援.....	78
3	保健・医療.....	82

第3章 教育・文化.....	87
1 学校教育.....	92
2 生涯学習.....	98
3 スポーツ・レクリエーション.....	100
4 地域文化.....	102
第4章 環境・市民生活・コミュニティ.....	105
1 環境.....	108
2 ごみ処理.....	110
3 消費生活・葬祭.....	112
4 コミュニティ・市民活動.....	114
第5章 都市基盤・産業振興.....	117
1 土地利用.....	122
2 道路交通.....	126
3 みどり・景観.....	130
4 住宅.....	134
5 上下水道整備.....	136
6 産業活性化.....	138
7 産業の育成と支援.....	142
8 勤労者支援.....	144
第6章 政策を推進するための取組.....	147
1 人権・多様性の尊重.....	150
2 市民参画・協働.....	154
3 行財政.....	156
第4部 朝霞市デジタル田園都市構想総合戦略	
1 総合戦略の趣旨.....	162
2 計画期間と構成.....	163
3 人口の将来展望.....	164
資料編.....	165

解説や補足が必要な本文中の用語に対しては「*」を付し、資料編の
用語解説（P225～234）に説明を記載しています。

第1部 総論

1 総合計画策定の趣旨と基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

本市では、市政を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年（2015年）に朝霞市総合計画条例を制定して、引き続き総合計画を策定し、中・長期的な視点から市民の皆さんと市がともに目標とする将来像を描き、その実現に向けた将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的、体系的に示すこととした。

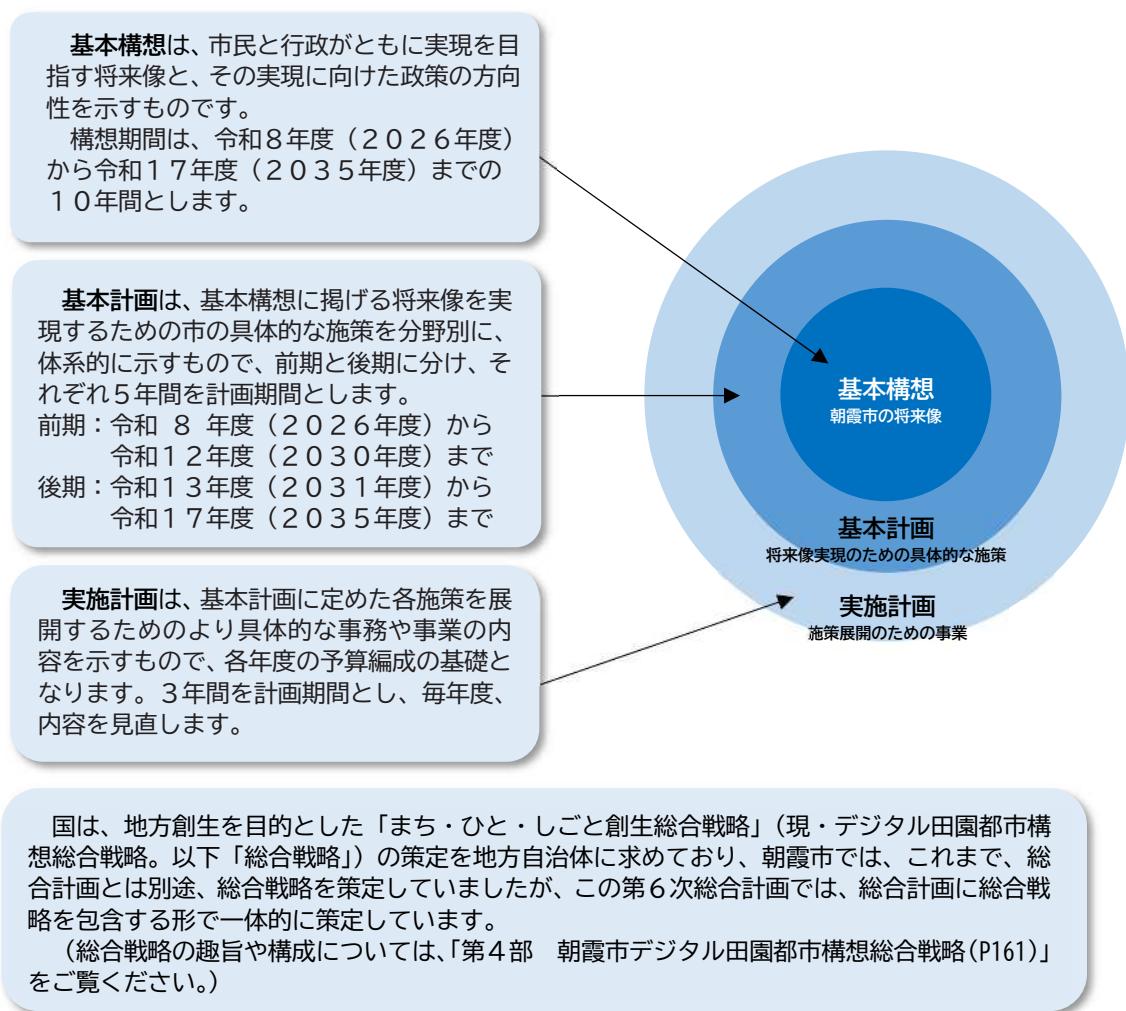
本市はこれまでに、昭和50年（1975年）から10年ごとに第1次から第5次までの中長期計画を策定し、計画的な市政運営に努めてきました。

第5次総合計画においては、将来像として「私が暮らしつづけたいまち 朝霞」を掲げ、将来像の実現に向けてさまざまな施策や事業を展開してきたところです。

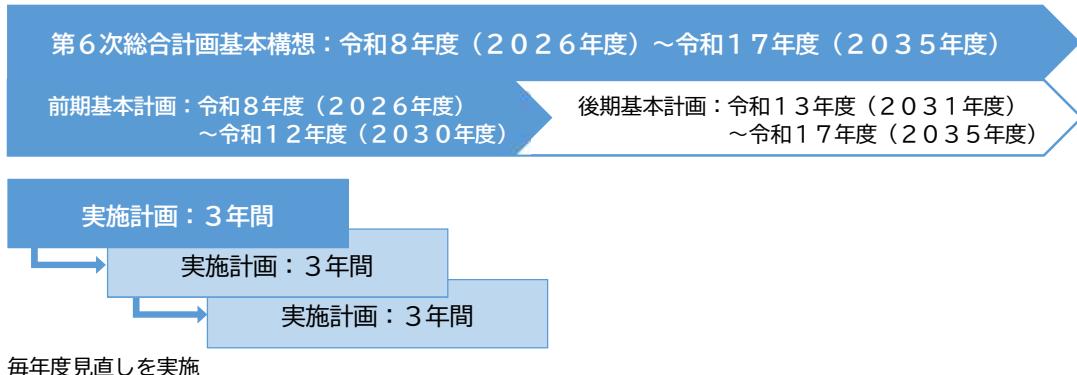
このたび、第5次総合計画が令和7年度（2025年度）をもって計画期間が満了することから、引き続き、中・長期的な視点から市民の皆さんと市がともに目標とする将来像を描き、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを実現するために第6次総合計画を策定します。

(2) 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成します。また、本計画に総合戦略を包含する形で一体的に策定しています。



【総合計画の構成図】



【基本構想・前期基本計画・実施計画の計画期間】

(3) 計画策定の基本的な考え方

総合計画は、本市の最上位の計画であり、将来の行政需要やまちづくりの方向性等を市民と行政が共有するとともに、これからのかつづくりに向けた施策を総合的かつ体系的にまとめた計画として策定するものです。

策定にあたっては、以下の点に留意するものとしました。

① 基本構想の方向性

基本構想は、本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえるとともに、本市の地勢や市民意見等を生かしつつ市民と市が共有すべき内容とし、多様な主体による幅広い協働*により実現を目指すものとしました。

② 行政評価制度との連動

施策の進捗状況を客観的に検証できるよう、施策ごとに目標を掲げ、施策等の実施によってもたらされた成果を測定する指標として成果指標を設けました。

③ 総合戦略との一体化

地方創生を目的とした総合戦略は、朝霞市の未来を展望し必要な施策を定める点において総合計画と共通していることから、総合計画に総合戦略を包含し、一体的に策定しています。

④ 他の行政計画との関係

総合計画と他の行政計画との関係を明確にし、総合計画の理念や構想を個別計画等に反映しました。

⑤ 市民参画

市民に対し総合計画の策定過程を明確にし、当該過程への市民参画を推進するとともに、市民の声を十分に反映できるよう、市民参画の機会の充実を図りました。特に、こども基本法の基本理念を踏まえ、こども・若者・子育て当事者に対して意見を伺う機会を設け、その声を計画に反映しています。

⑥ 職員参画

総合計画は、本市の最上位の計画であることから、計画策定後に各部、課が責任を持って計画を推進できるよう、策定段階から各部、課を主体として検討しました。

2 社会の潮流

本市における市民生活や自治体運営に大きな影響を及ぼしうる、国や社会経済全体の動向について、第6次総合計画策定の背景として特に踏まえるべきこととして、8つに整理しました。

① 人口減少と高齢化の進行

令和6年（2024年）における日本の総人口は、1億2,488万5,000人であり、平成28年（2016年）と比較して300万人近い減少となりました。国によれば、日本の総人口は今後も減少傾向で推移し、令和52年（2070年）には8,700万人となるものと推計されています。

また、令和6年（2024年）の高齢化率*は28.8%であり、平成28年（2016年）と比較して2.2ポイント上昇しました。国によれば、高齢化率*は今後も上昇傾向で推移し、令和52年（2070年）には38.7%となるものと推計されています。

このような人口減少と高齢化の進行は、経済の停滞だけでなく、地方自治体などの財政状況の悪化を招き、また、コミュニティの担い手の減少にもつながるなど、日本の社会経済のあらゆる側面に多大な影響を及ぼすものと懸念されています。

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とした社会変革の進展

令和2年（2020年）から日本でも感染拡大が見られた新型コロナウイルス感染症は、各国の社会経済のみならず、人々の働き方や日常的な行動に至るまで、大きな影響を及ぼし、医療提供体制のひっ迫をはじめ、消費の縮小、人々の孤独・孤立の深刻化などが問題となりました。

一方、感染症の感染拡大を契機として、テレワーク*、オンライン授業、ネットショッピング、キャッシュレス決済*など、さまざまな場面でのオンライン化が進んだことにより、人々の暮らしや働き方の変革が急速に進展しました。

このような変革を背景として、ヒトやモノ等の流れが大きく変化しました。その結果、人々の居住地選定や企業の立地選定の自由度が増し、都市部から地方への人の移住や企業の移転も見られています。

③ 安全・安心な暮らしに対する意識の高まり

日本は、近年も地震災害、風水害といった自然災害に見舞われています。

平成7年（1995年）阪神・淡路大震災、平成23年（2011年）東日本大震災、令和6年（2024年）能登半島地震による被害や、大規模地震である南海トラフ地震の発生への危惧、さらには集中豪雨の頻発等を受け、安全・安心な暮らしに対する人々の意識も高まっています。

このような背景のもと、大都市への人口の集中による大規模開発等が進む中、防災・減災のための体制・インフラ整備や、自助・共助による取組の進展、多様な主体の連携による防災活動の推進など、災害に強いまちづくりが改めて求められています。

防犯に関しては、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、刑法犯認知件数は増加傾向にあり、また、近年ではインターネットを利用した犯罪や特殊詐欺等が増加しており、危険運転致死傷の事件数も高い水準となっています。

こうした、こどもや高齢者が被害者となる痛ましい事件・事故を受け、安全・安心なまちづくりへの関心が高まっています。警察等関係機関と地域との連携の下、人々の防犯意識等をさらに高めながら、こどもから高齢者まで誰もが安全・安心に暮らせる犯罪を起こさせない地域環境をつくることが求められています。

④ 子ども・子育て支援の充実と教育の新たな展開

令和5年（2023年）の国の合計特殊出生率*は1.20であり、人口の維持に必要な水準（人口置換水準）である2.07を大きく下回る状況が続いている。令和5年（2023年）の出生者数は72万7,277人であり、少子化傾向に歯止めがかかる状況にあります。

国は、“こどもまんなか社会”の実現を掲げ、こどもが健やかで安全・安心に成長できる環境の提供、結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服などの政策を強力に推進しようとしています。

他方、学校教育については、GIGAスクール構想*が積極的に推進され、ICT*を活用した指導などが浸透しつつあります。また、新たな時代に対応できる「生きる力」の育成の重要性や、こども一人一人に寄り添った教育の重要性がうたわれ、インクルーシブ教育*、ESD教育（持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育）や、外国語教育などが展開されています。

⑤ 人生100年時代*の到来とウェルビーイング*（Well-being）の重視

令和5年（2023年）の日本の平均寿命は、男性が81.09歳、女性が87.14歳となっています。日本は世界的に見ても長寿であり、「人生100年時代*」の実現に近い国の一つとなっています。

100年という長い人生をより充実したものにするため、こどもから高齢者まですべての国民に活躍の場がある社会をつくることが重要な課題となっています。また、日本の健康寿命*（健康上の問題で日常生活が制限されるとなく生活できる期間）は、男性72.57歳、女性は75.45歳となっており、健康寿命*の延伸が依然として課題とされています。

一方、世界保健機関（WHO）が提唱したウェルビーイング*（Well-being、身体的・精神的・社会的に良い状態にあること）を重視する考え方方が日本でも広まりつつあり、長い人生を健やかに過ごすための健康づくりや、就労、地域活動など、社会への参画促進に向けた取組の重要性が増しています。

⑥ 多様性を認め合う社会の形成と人権の尊重

自殺や、こどもや高齢者に対する虐待等、社会的な孤独・孤立を一因とする問題が深刻化しています。また、SNS*を通じた新たな人権問題の顕在化、外国人等に対する根強い差別、政治参画・経済参画の分野で格差が著しいジェンダー・ギャップ指数（男性に対する女性の割合）など、日本にはいまだにさまざまな差別・偏見が存在しています。

このような社会的な孤立や、差別・偏見は、それ自体が社会問題であるだけでなく、多様な人々の活躍を妨げ、社会の活性化を阻害する要因にもなっており、解消に向けた継続的な取組が求められています。

このような社会的背景を踏まえ、日本でも多様性（ダイバーシティ）や公正さ（エクイティ）、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）の尊重という考え方方が広がりつつあります。誰もがその人らしく活躍できる社会の実現に向け、国や地方自治体だけでなく、事業者、地域社会、国民一人一人に至るまで、さまざまな場面における取組が求められています。

⑦ 持続可能な社会の構築に向けた取組の進展

地球規模での大規模な気候変動は、自然災害の激甚化、人々の生活環境の悪化、生物多様性*の喪失などを世界各地で引き起こしており、持続可能な社会の構築に向けた対策が世界的に引き続き推進されています。

他方、国連は、平成27年（2015年）にSDGs（持続可能な開発目標）を採択し、令和12年（2030年）までに、持続可能なより良い世界を目指す決意を示しています。このSDGsの実現に向け、エネルギー、産業、自然環境など幅広い分野にわたって、国・地方自治体、事業者、国民一人一人といったさまざまな主体による、持続可能な社会の構築に向けた取組が期待されています。

このような国際的な潮流の下、日本でも、令和2年（2020年）のカーボンニュートラル宣言*や、クリーンエネルギー*への転換等を目指したGX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進などを通じ、持続可能な社会の構築に向けた取組を進めています。

⑧ DX*（デジタル・トランスフォーメーション）の進展

インターネットをはじめとしたICT*の著しい発展により、社会経済システム全体から人々の日常生活全般に至るまで、大きな変革が生じています。

DX*（デジタル・トランスフォーメーション）とは、「ICT*の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること」とされており、世界各国において国を挙げた取組が推進されています。

このような潮流の中、国はデジタル庁を設置し、誰一人取り残されない人に優しいデジタル化を目指しています。加えて、国は、ICT*を活用して地方を活性化することを目的として、令和3年（2021年）に「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、デジタル基盤の整備やデジタル人材の育成・確保等を通じ、デジタルの力による社会課題の解決と地方の魅力の向上を図るものとしています。

3 朝霞市の概況

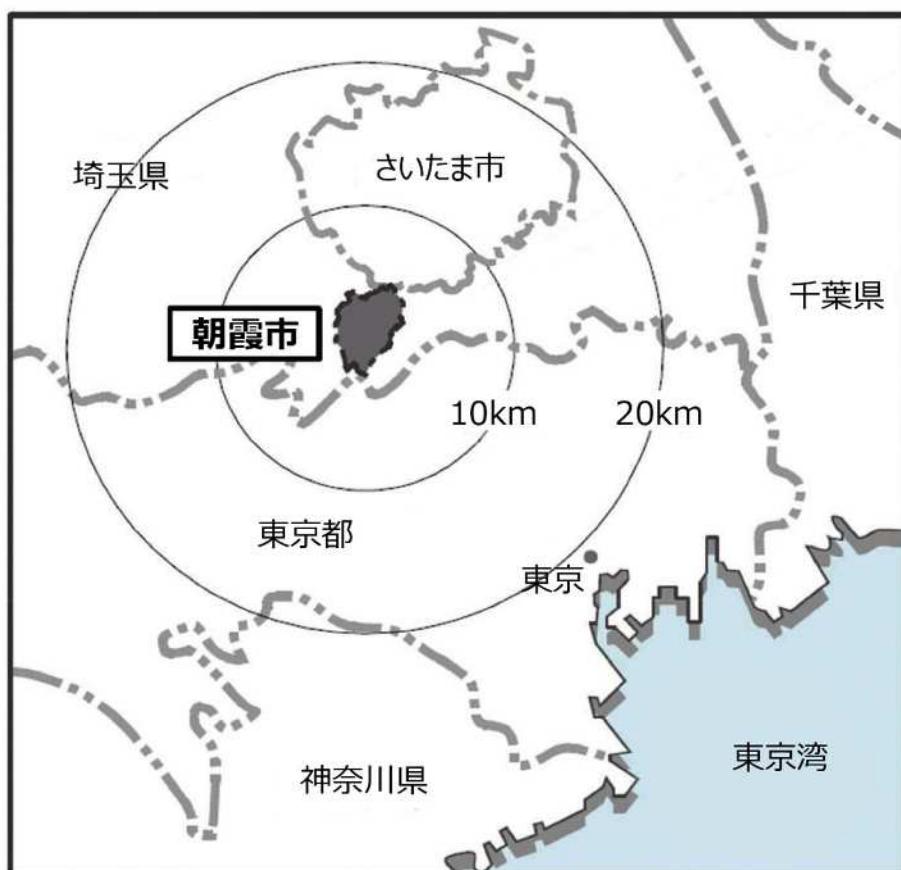
(1) 位置と地勢

本市は、東京都心から約20kmの距離にあり、東京都練馬区と接する埼玉県南西部の都市です。

斜面林*が武蔵野の面影を残し、また、荒川とほぼ並行して流れる新河岸川、市の中央部を流れる黒目川など、緑豊かで変化に富んだ地形となっています。

交通の面では、本市の南部を国道254号（川越街道）、東部の市境を外かく環状線が通り、高速道路に容易にアクセスすることができます。また、都心と直結する東武東上線や東京メトロ有楽町線・副都心線、JR武蔵野線により、交通の重要な結節点となっています。

武蔵野の面影を残す自然景観や交通の利便性を背景として、本市の人口は緩やかな増加を続け、令和7年（2025年）1月1日現在の人口（住民基本台帳*人口）は14万5,938人となっています。



【朝霞市位置図】

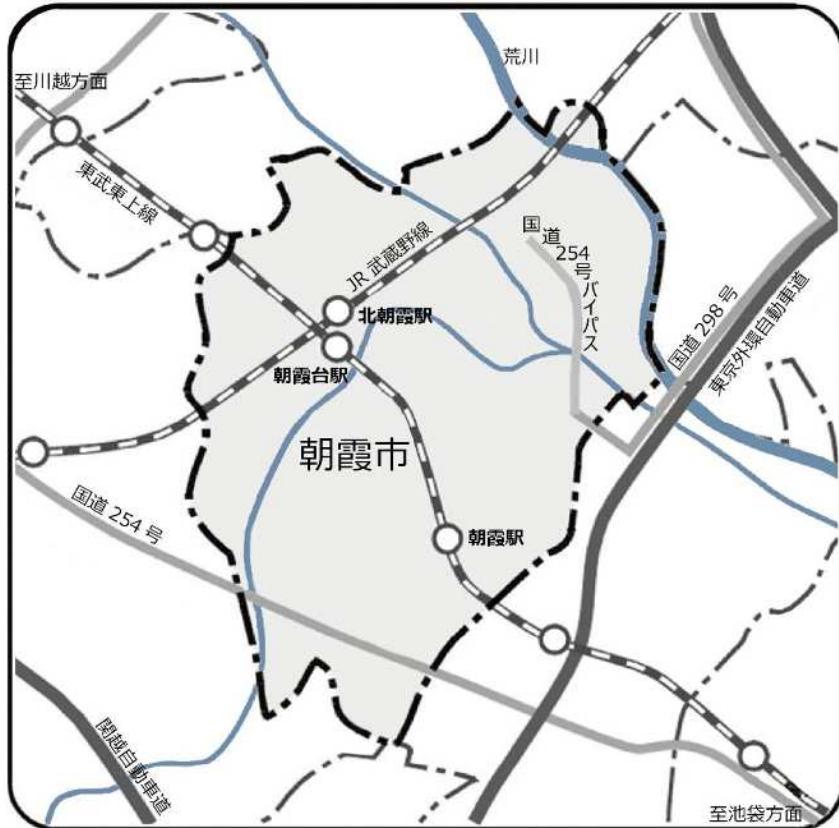
(2) 歴史と文化

地域の歴史は古く、今から3万年前の旧石器時代に生活をしていた人々が使用していた石器や火を使った痕跡が確認されています。また、6世紀前半の前方後円墳である松塚古墳（県指定史跡）、中世の城跡である岡の城山（県選定重要遺跡）、江戸時代に建てられた旧高橋家住宅*（国重要文化財）、川越街道の宿場町として栄えた膝折宿など、歴史的な遺産が数多く残されています。

明治22年（1889年）には、後に本市を構成することとなる膝折村と内間木村が成立しました。大正3年（1914年）には、東上鉄道（現在の東武東上線）が開通し、昭和7年（1932年）には、東京ゴルフ倶楽部の移転を契機に膝折村が町制を施行し、朝霞町が誕生しました。

昭和16年（1941年）には赤羽から陸軍被服廠分廠が、市ヶ谷から陸軍予科士官学校が移転してきました。戦後、これらの施設は米軍基地として利用され、返還後は自衛隊の駐屯地や公共施設の用地として利用されてきました。

その後、昭和30年（1955年）の朝霞町と内間木村との合併を経て、昭和42年（1967年）3月15日に市制を施行し、埼玉県で27番目の市として朝霞市が誕生しました。



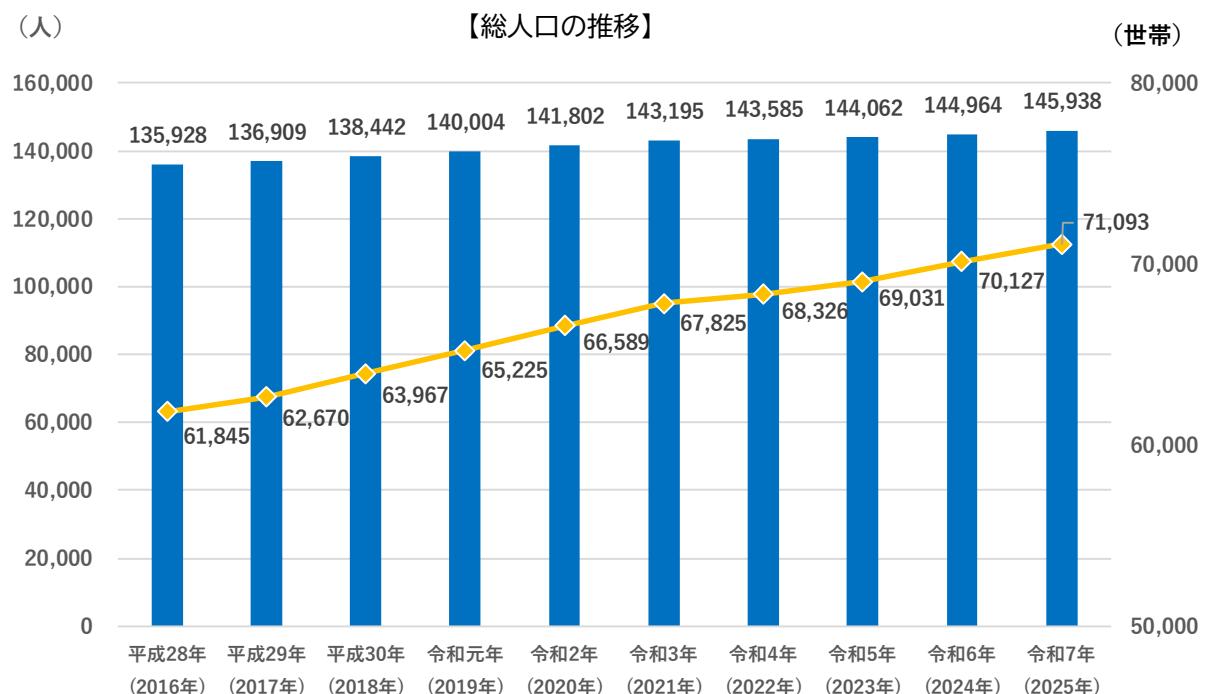
【朝霞市市域図】

(3) 人口

① 総人口の推移

本市の総人口は、平成28年（2016年）には13万5,928人であったものが、令和7年（2025年）には14万5,938人となって、この間、1万10人（7.4%）の増加を見ています。

他方、世帯数は平成28年（2016年）から令和7年（2025年）の間に9,248世帯（15.0%）の増加を見ており、世帯当たり人員の減少が進んでいます。



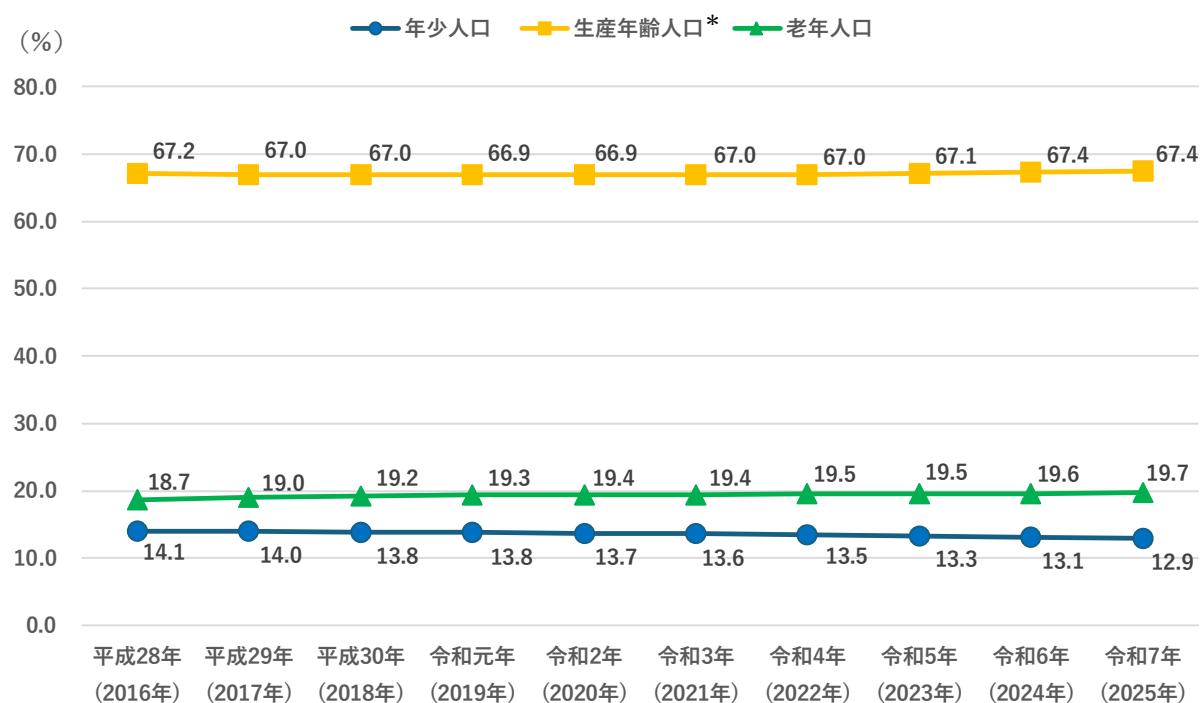
資料：朝霞市「人口統計（住民基本台帳人口）」（各年1月1日時点）

② 年齢3区別人口割合の推移

本市の年齢3区別人口割合を見ると、平成28年（2016年）には年少人口（15歳未満）が14.1%、生産年齢人口*（15～64歳）が67.2%、老人人口（65歳以上）が18.7%であったものが、令和7年（2025年）には年少人口が12.9%、生産年齢人口*（15～64歳）が67.4%、老人人口（65歳以上）が19.7%となっています。

3区別の人口割合に大きな変化は見られませんが、年少人口割合が1.2%低下した一方で、老人人口割合は1.0%増加しており、少子高齢化が緩やかではありますが進行しています。

【年齢3区別人口割合の推移】



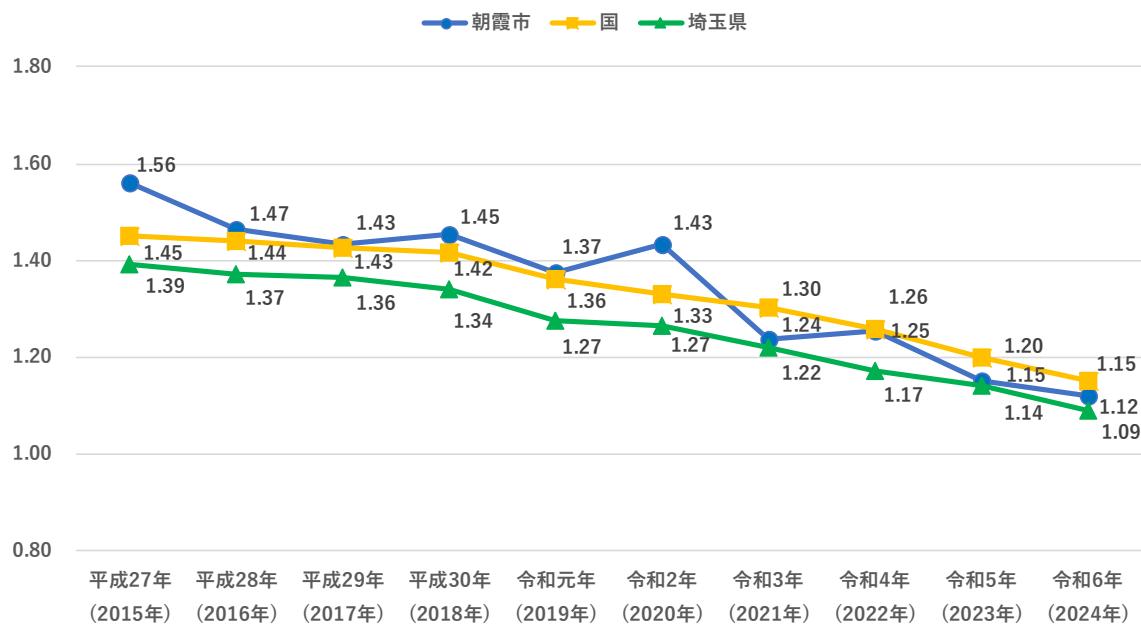
資料：朝霞市「人口統計（住民基本台帳人口）」（各年1月1日時点）

③ 合計特殊出生率*の推移

本市の合計特殊出生率*は、近年のピークであった平成27年（2015年）には1.56であったものが、令和6年（2024年）には1.12となり、この間に0.44ポイント低下して、国の水準（1.15）を下回っています。

低下傾向にある点は国・県もおおむね同様ですが、低下の幅は本市が最も大きく、県の水準（1.09）をわずかに上回ってはいるものの、人口置換水準とされる2.07とは大きな離があることから、今後の少子化が懸念されます。

【合計特殊出生率*の推移】

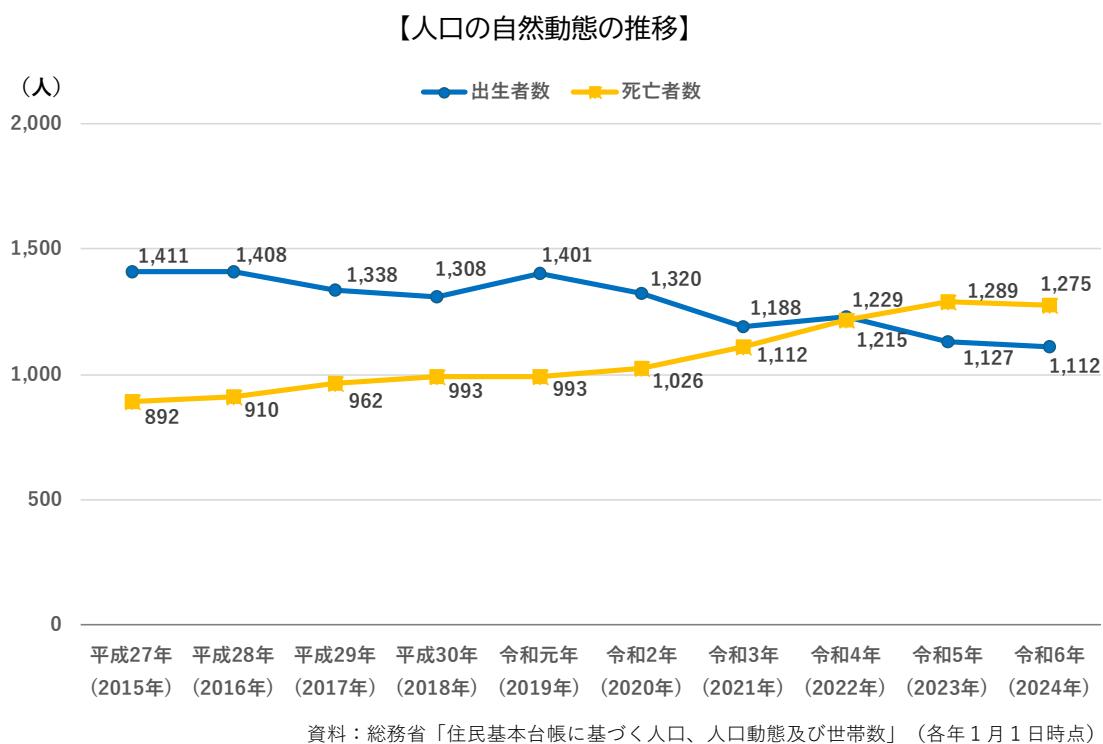


資料：埼玉県「埼玉県の合計特殊出生率」

④ 自然動態の推移

本市人口の自然動態（出生者数と死亡者数の推移）を見ると、平成27年（2015年）には出生者数1,411人に対し死亡者数892人であり、519人の自然増であったものが、令和6年（2024年）には出生者数1,112人に対して死亡者数1,275人であり、163人の自然減となっています。

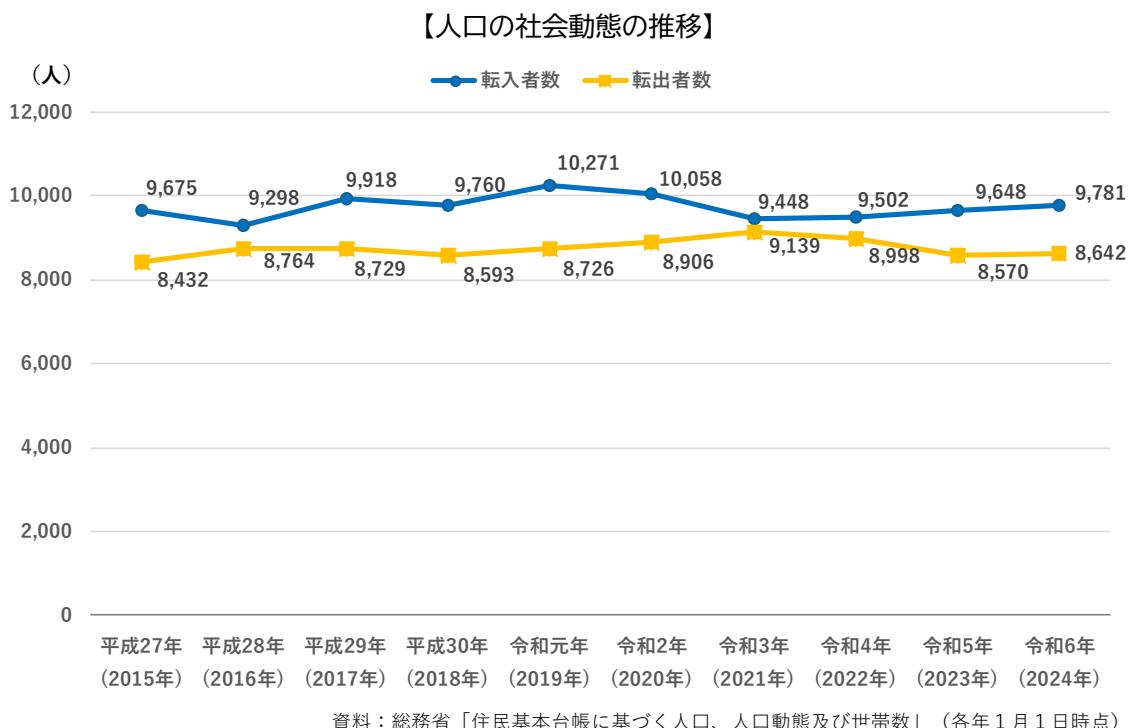
近年、令和3年（2021年）および令和4年（2022年）には出生者数と死亡者数がすでに均衡しつつありましたが、令和5年（2023年）以降は、出生者数が死亡者数を下回る「人口の自然減」の状態となっています。



⑤ 社会動態の推移

本市人口の社会動態（転入者数と転出者数の推移）を見ると、転入者数と転出者数の差が最大であった令和元年（2019年）は転入者数1万271人に対して転出者数8,726人であり、1,545人の社会増となっていました。

近年、令和3年（2021年）および令和4年（2022年）には転入者数と転出者数が均衡し、転入者数が転出者数を下回る「人口の社会減」への突入も懸念されましたが、令和6年（2024年）には転入者数9,781人に対して転出者数8,642人であり、1,139人の社会増となっています。



⑥ 人口の見通し

本市では、合計特殊出生率*が低下傾向にあって、出生者数が死亡者数を下回る「自然減」の状態となることが見込まれています。これは日本全体で生じている事象であり、本市においてのみ急速に回復することは考えにくいことから、出生においては現在の少子化傾向が今後も続くものとして推計しました。

一方、本市では、転入者数が転出者数を上回る「社会増」の状態であり、この社会増が本市人口の増加の要因となっています。しかしながら、東京都の人口もいずれ減少に転じると推計されている中、東京都から本市への転入者も減少していくものと考えられたことから、令和42年（2060年）には転出入均衡（転入者数・転出者数が等しくなる）の状態となるものとしました。

推計の結果、本市の総人口は、目標年次である令和17年（2035年）には約15万1,400人になりますが、令和22年（2040年）をピークに減少に転じ、令和52年（2070年）には約12万3,900人となるものと見込みました。

【本市の将来人口の推計】

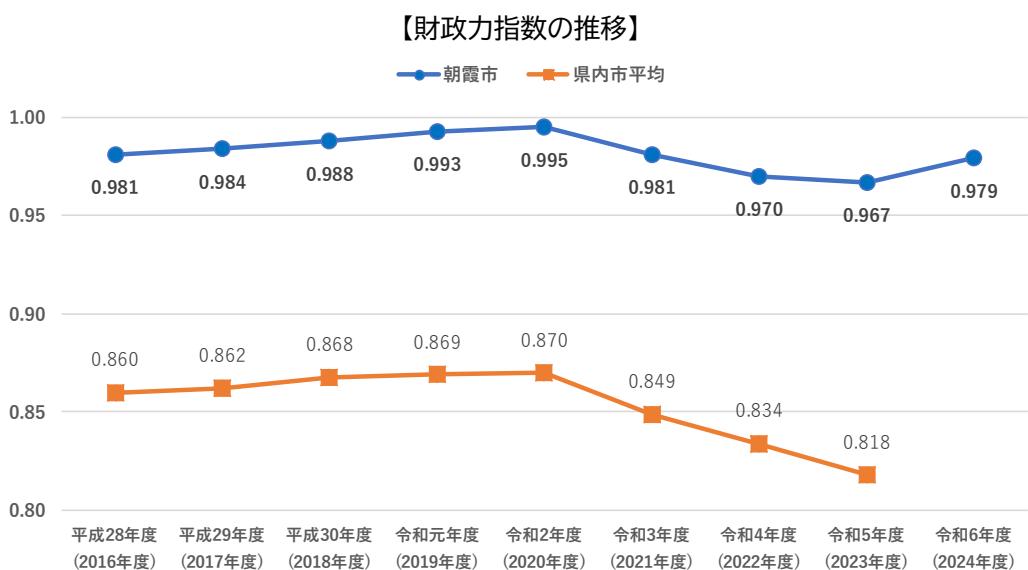


*将来人口については、「第6次朝霞市総合計画策定に向けた人口推計（人口推計シミュレーション）（令和6年（2024年）8月）」に基づき、令和7年1月1日時点の住民基本台帳人口で算出しています。

(4) 財政（一般会計）

① 財政力指数の推移

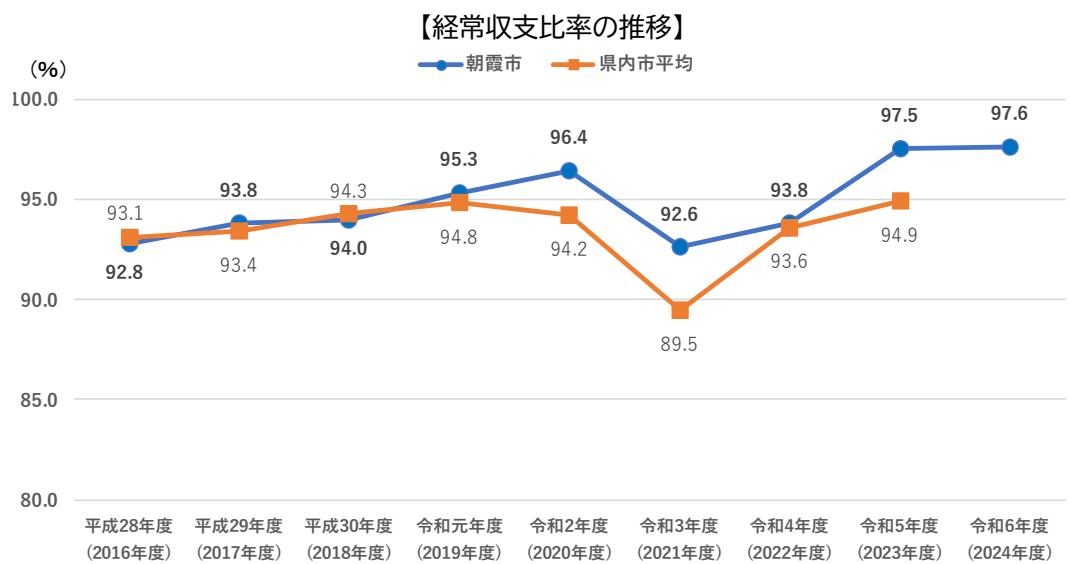
財政力指数は、標準的な行政活動を行うためにどれだけ自力で財源を調達できるかを表した指標です。本市は、県内市平均と比較すると一貫して高い水準にあり、1.0を少し下回る指数で推移しています。



資料：朝霞市

② 経常収支比率の推移

本市の経常収支比率は、令和6年度（2024年度）は県内市平均と比較して高い水準となる見込みです。令和3年度（2021年度）に一時的に低下しましたが、令和6年度（2024年度）には97.6%に達しています。

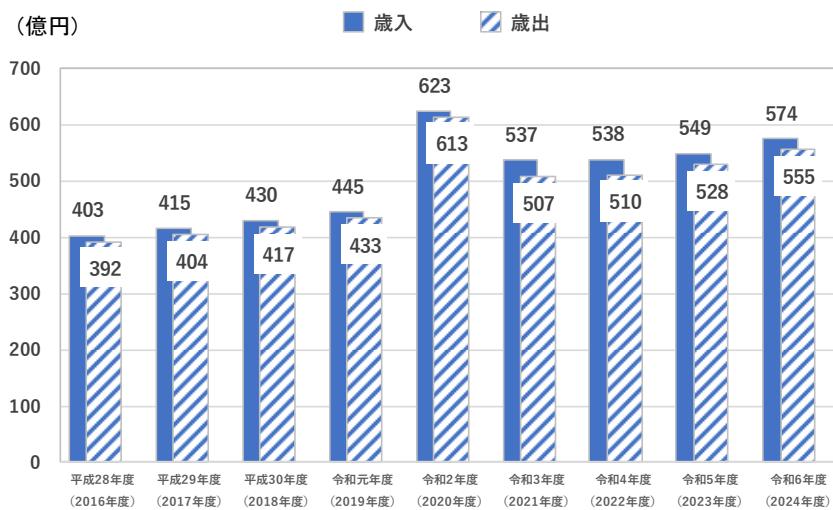


資料：朝霞市

③ 島入・島出の推移

島入・島出とも年々増加傾向で、新型コロナウイルス感染症対策の影響によって一時的に増加した令和2年度（2020年度）以降は、物価高騰対策の影響もあり、500億円を超える規模となっています。

【島入・島出の推移】



資料：朝霞市「朝霞市一般会計島入島出決算書」

④ 実質単年度収支の推移

実質単年度収支は、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立金）や赤字要素（積立金取崩額）が、島入、島出に措置されなかった場合、単年度収支がどのようにになっていたかを表す数値です。本市は、令和3年度（2021年度）には一時的に1,752百万円を超える規模となりましたが、令和5年度（2023年度）にはマイナス1,568百万円を超え、顕著な変動がみられています。

【実質単年度収支の推移】

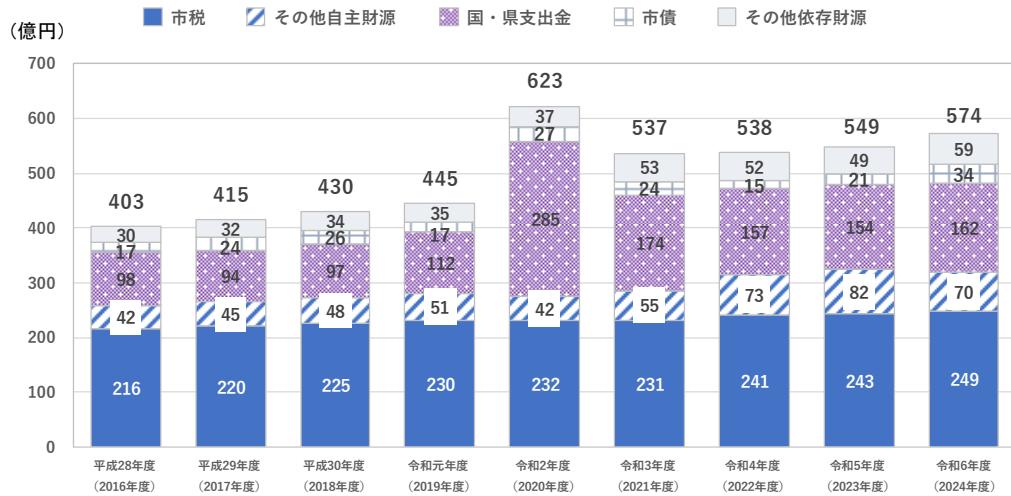


資料：朝霞市「朝霞市一般会計島入島出決算書」

⑤ 島入の推移

島入は、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症対策の影響によって一時的に増加しました。令和3年度（2021年度）以降は引き続き感染症対策を実施したほか、物価高騰対策の実施により、500億円台を推移しています。近年は、市税が堅調に推移するほか、その他自主財源が増加傾向にあります。

【島入の推移】



資料：朝霞市「朝霞市一般会計島入歳出決算書」

⑥ 島出（性質別）の推移

島入と同様に、島出も、令和2年度（2020年度）に新型コロナウイルス感染症対策の影響によって一時的に増加しました。令和3年度（2021年度）以降は引き続き感染症対策を実施したほか、物価高騰対策の実施により、500億円台を推移しており、平成28年度（2016年度）からの変化を見ると、扶助費*が増加傾向にあることがわかります。

【島出の推移】



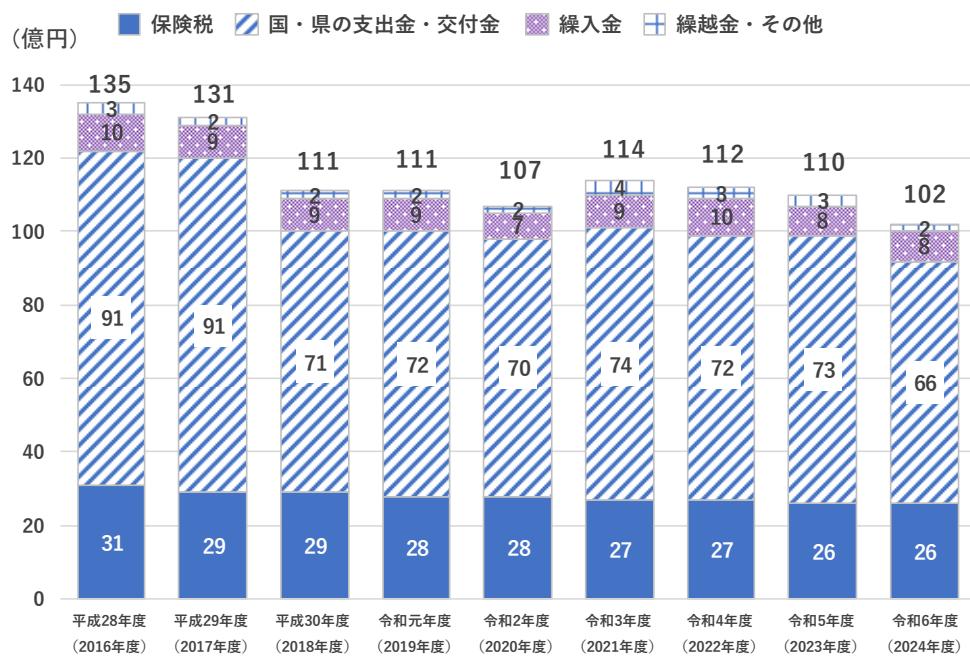
資料：朝霞市「朝霞市一般会計島入歳出決算書」

(5) 財政（特別会計等）

① 国民健康保険

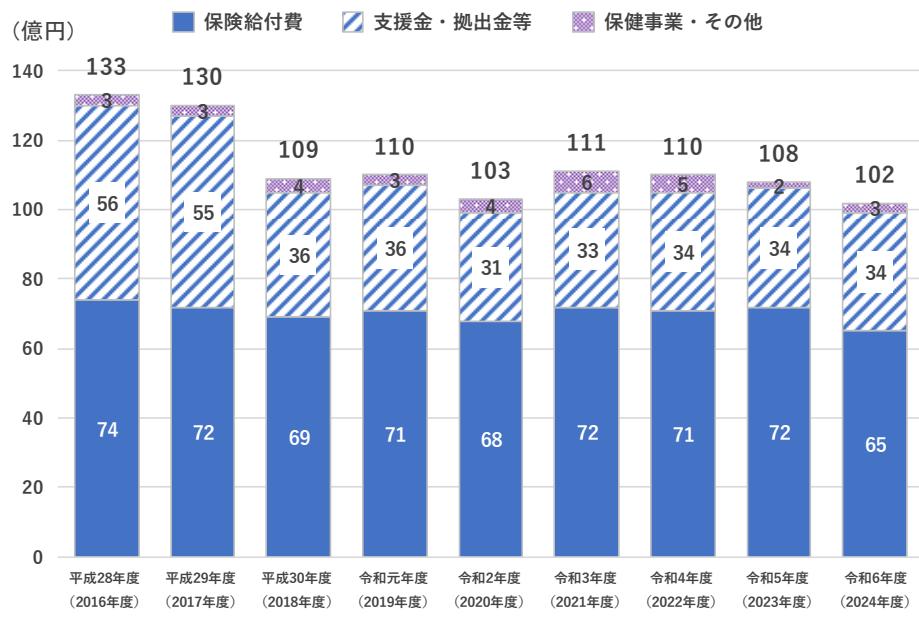
被保険者数が減少傾向にあるものの、年齢構成が高く、医療技術の高度化等による医療費水準の上昇などから、一人当たりの保険給付費は増加傾向にあります。そのため、歳入・歳出とともに平成30年度（2018年度）以降は、100億円から110億円程度で推移しています。

【歳入の推移】



資料：朝霞市「朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」

【歳出の推移】

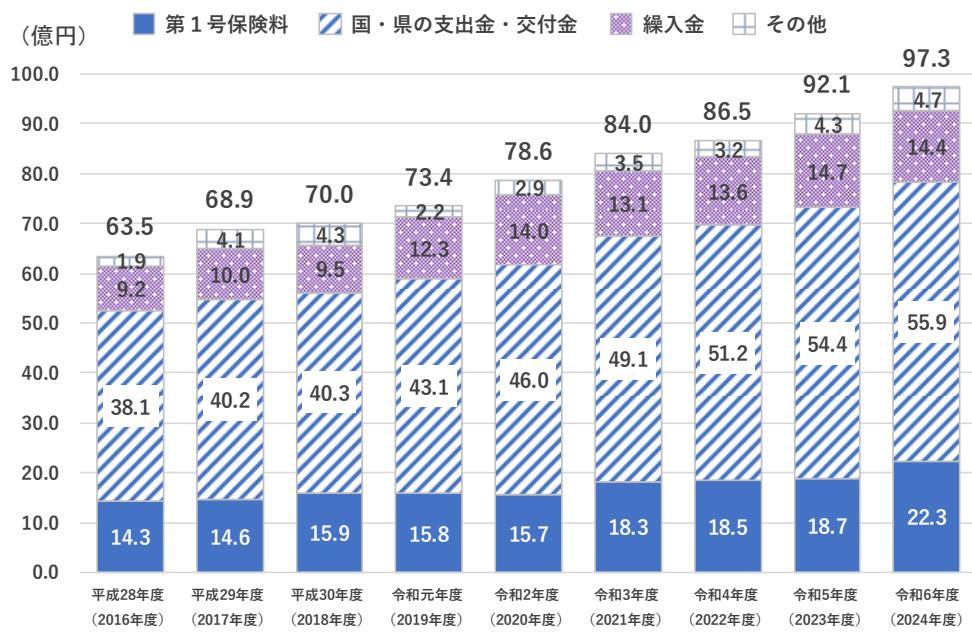


資料：朝霞市「朝霞市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書」

② 介護保険

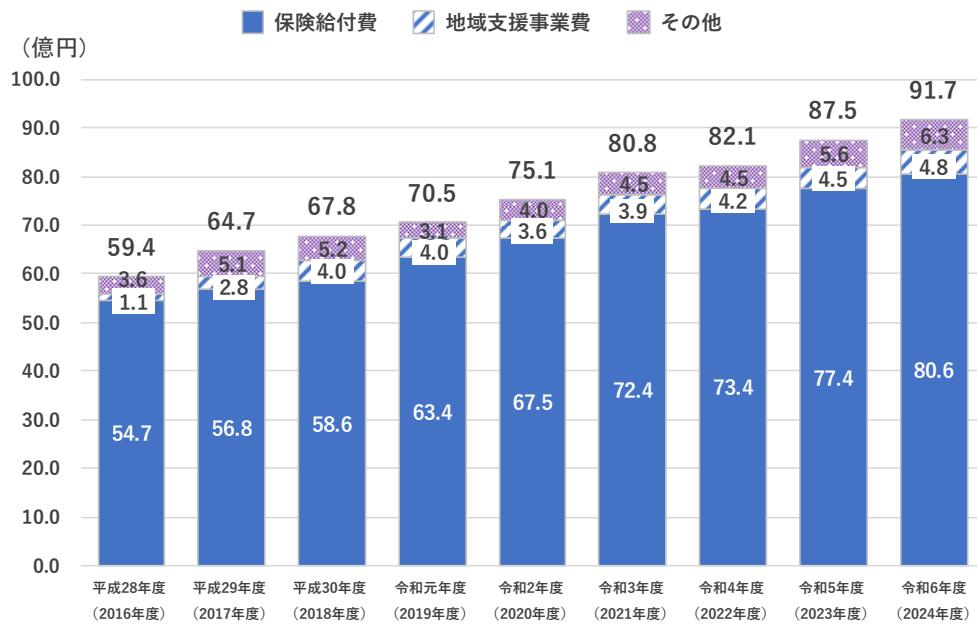
歳入・歳出とも増加を続け、令和6年度（2024年度）は90億円に達しています。歳入における第1号保険料の伸びが限定的である一方で、歳出における保険給付費は年々増加傾向にあります。

【歳入の推移】



資料：朝霞市「朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算書」

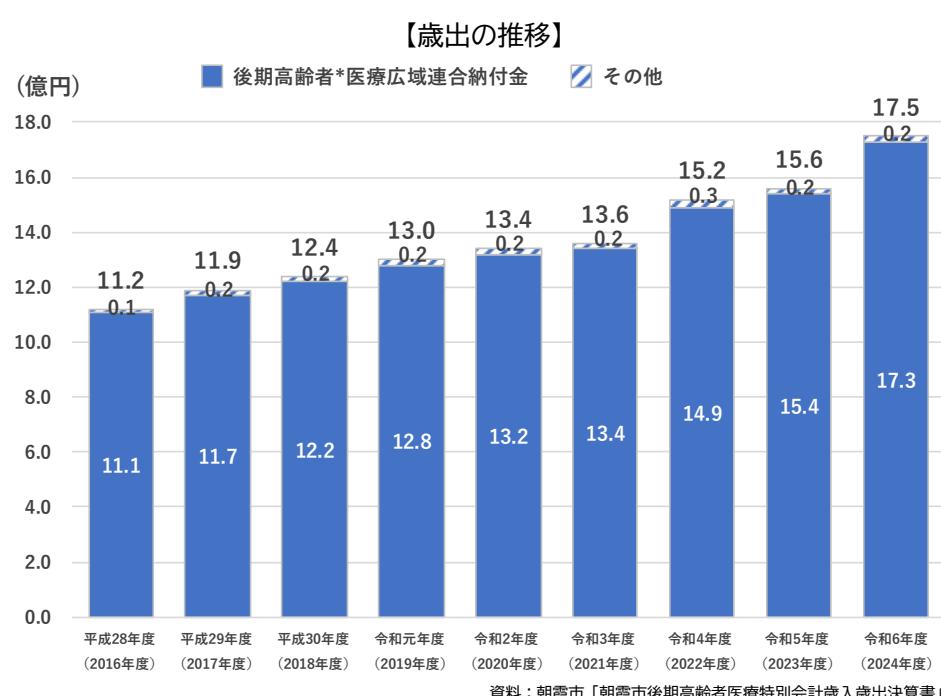
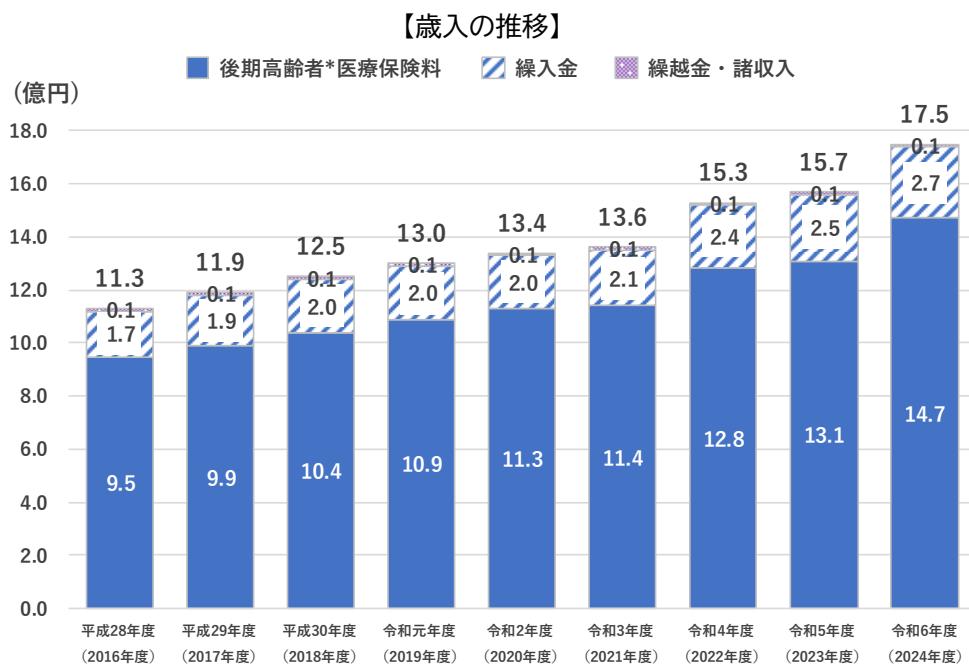
【歳出の推移】



資料：朝霞市「朝霞市介護保険特別会計歳入歳出決算書」

③ 後期高齢者*医療

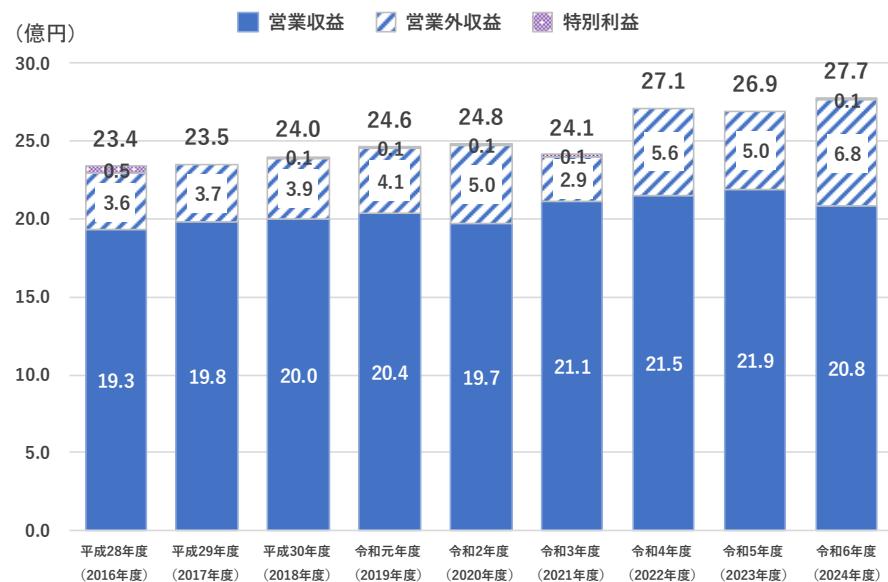
団塊の世代の75歳年齢到達により被保険者数が増加したため、歳入・歳出とも増加を続け、令和4年度（2022年度）には15億円に達しています。今後も、歳入における後期高齢者*医療保険料および歳出における後期高齢者*医療広域連合納付金とも、引き続き増加することが見込まれます。



④ 水道事業（公営企業会計）

収益的収入のうち営業収益については、令和2年度（2020年度）を除き緩やかですが増加しています。他方、収益的支出のうち営業費用については、平成29年度（2017年度）以降、上昇傾向にあります。

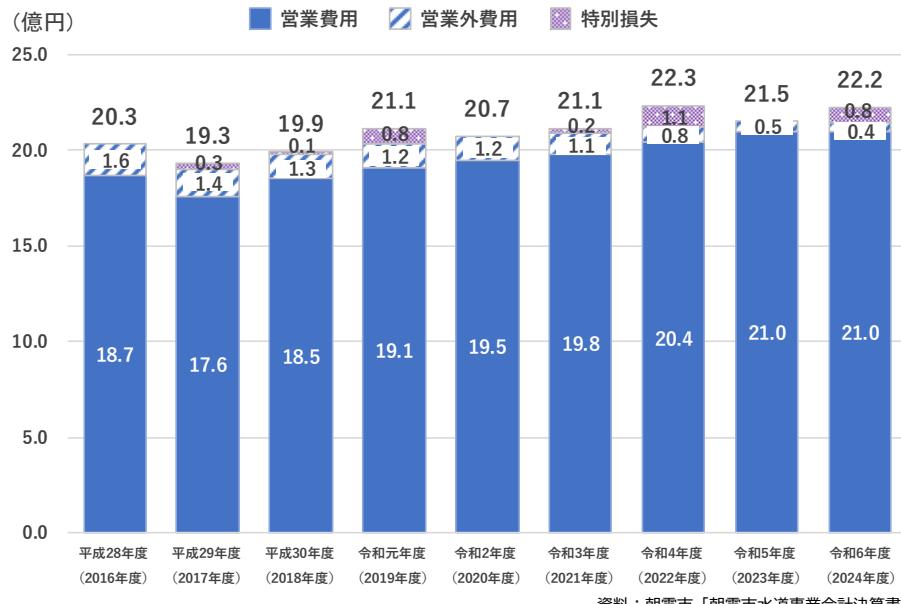
【収益的収入の推移】



資料：朝霞市「朝霞市水道事業会計決算書」

※煩雑を避けるため、0.0 は非表示としている。

【収益的支出の推移】

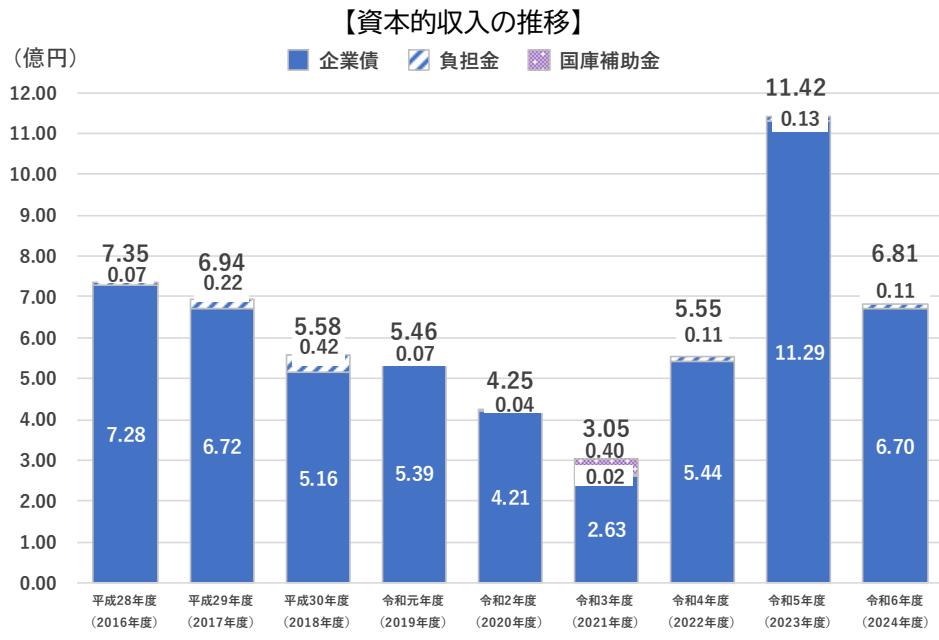


資料：朝霞市「朝霞市水道事業会計決算書」

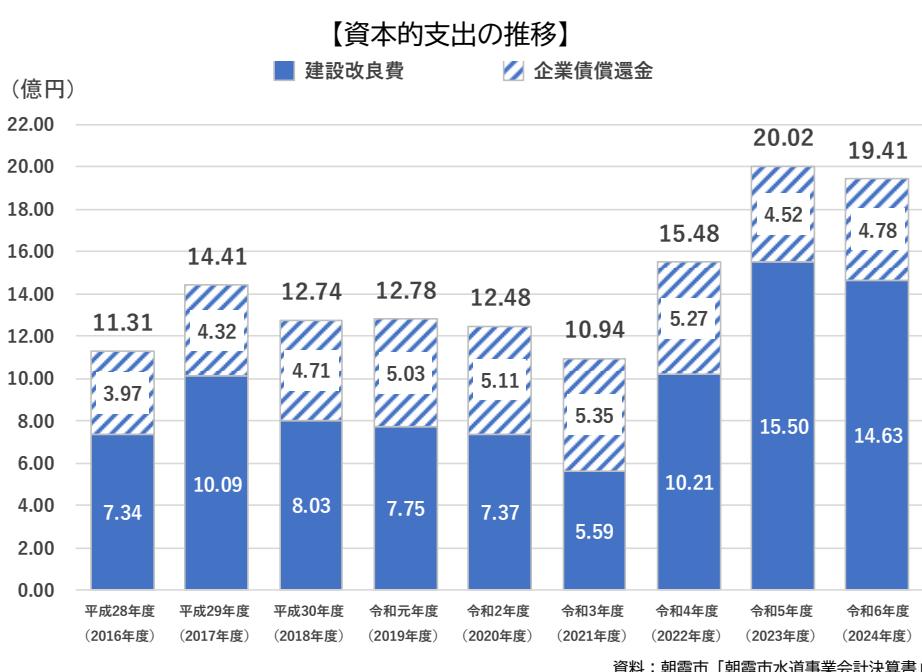
※煩雑を避けるため、0.0 は非表示としている。

資本的収入・支出とも令和3年度（2021年度）まで減少傾向にありましたが、資本的収入のうち企業債については、令和4年度（2022年度）から増加し、令和5年度（2023年度）には、11.29億円となっています。

また、資本的支出のうち建設改良費についても同様の傾向にあり、令和5年度（2023年度）には15億円超となっています。



※煩雑を避けるため、0.0は非表示としている。

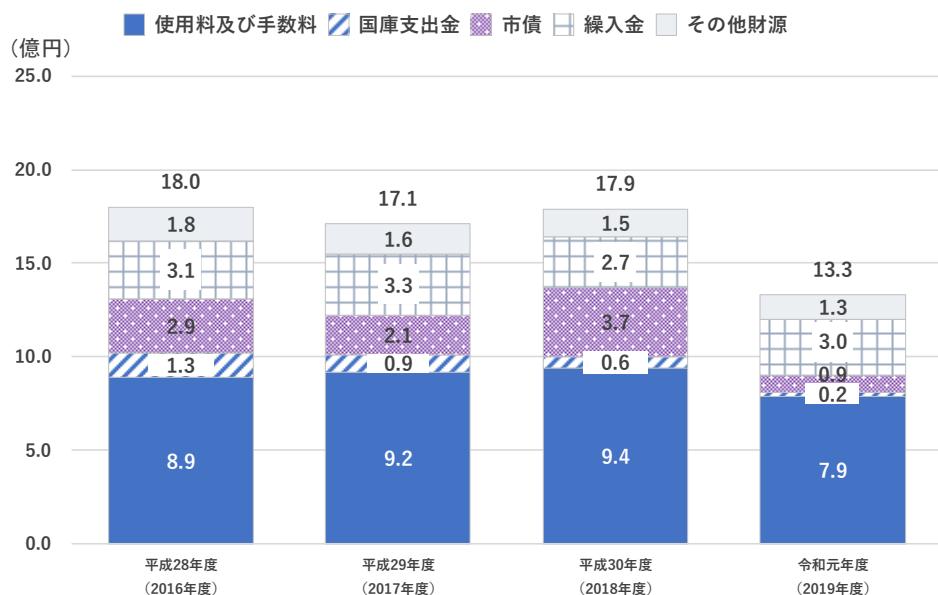


⑤ 下水道事業（特別会計から公営企業会計に移行）

令和元年度（2019年度）までの特別会計分については、歳入・歳出とも、平成30年度（2018年度）を除き減少傾向にあり、令和元年度（2019年度）は12億～14億円の規模となっていました。

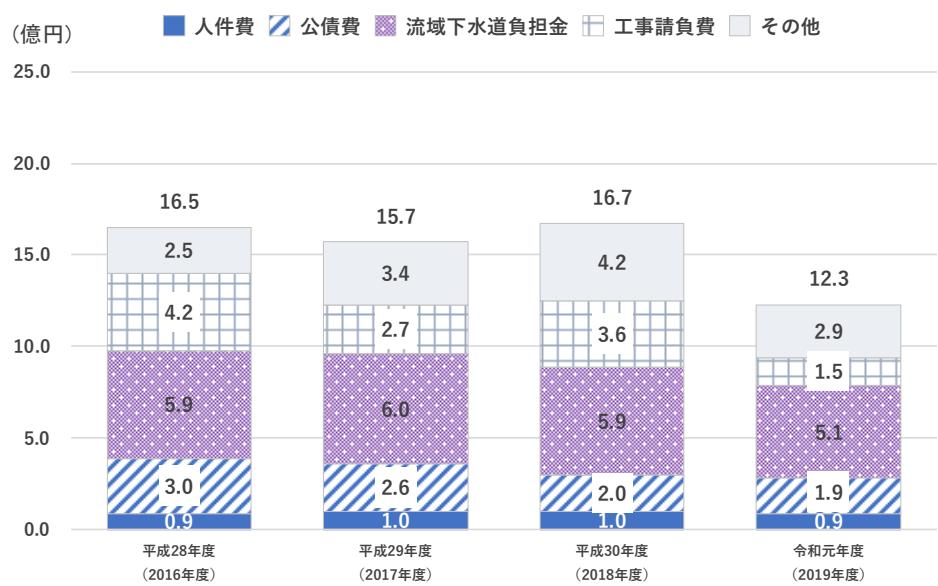
なお、本市における下水道事業は、令和元年度（2019年度）までは特別会計により運営していましたが、令和2年度（2020年度）より地方公営企業法の適用を受け、公営企業会計へと移行しています。

【歳入の推移】



資料：朝霞市「朝霞市下水道事業会計決算書」

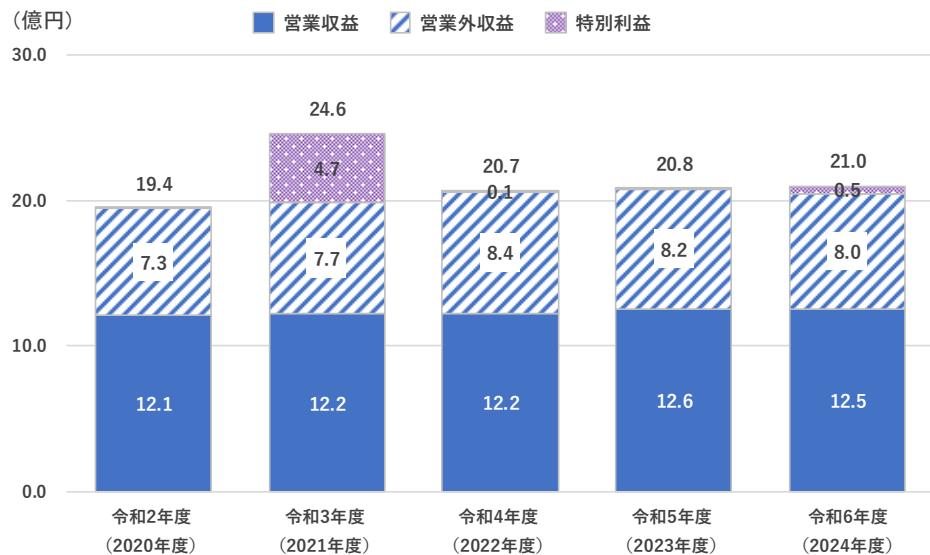
【歳出の推移】



資料：朝霞市「朝霞市下水道事業会計決算書」

収益的収入のうち営業収益については、12億円程度で推移しています。他方、収益的支出のうち営業費用については、17億円程度で推移しています。

【収益的収入の推移】



※煩雑を避けるため、0.0は非表示としている。

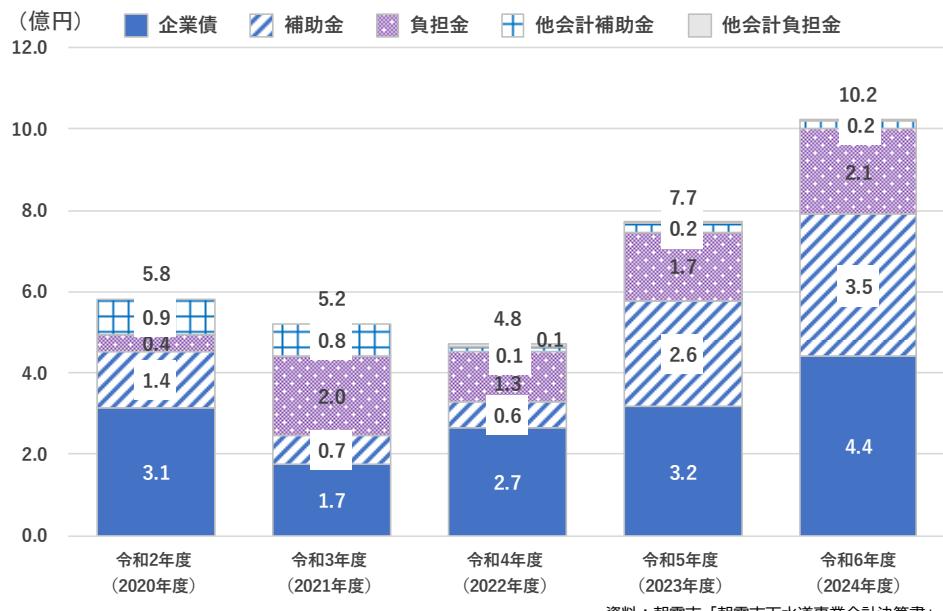
【収益的支出の推移】



※煩雑を避けるため、0.0は非表示としている。

資本的収入・支出とも減少傾向にありました。資本的収入のうち企業債は、令和4年度（2022年度）以降は増加傾向にあり、令和6年度（2024年度）には4.4億円となっています。また、資本的支出のうち建設改良費は、令和5年度（2023年度）以降は増加傾向となっています。

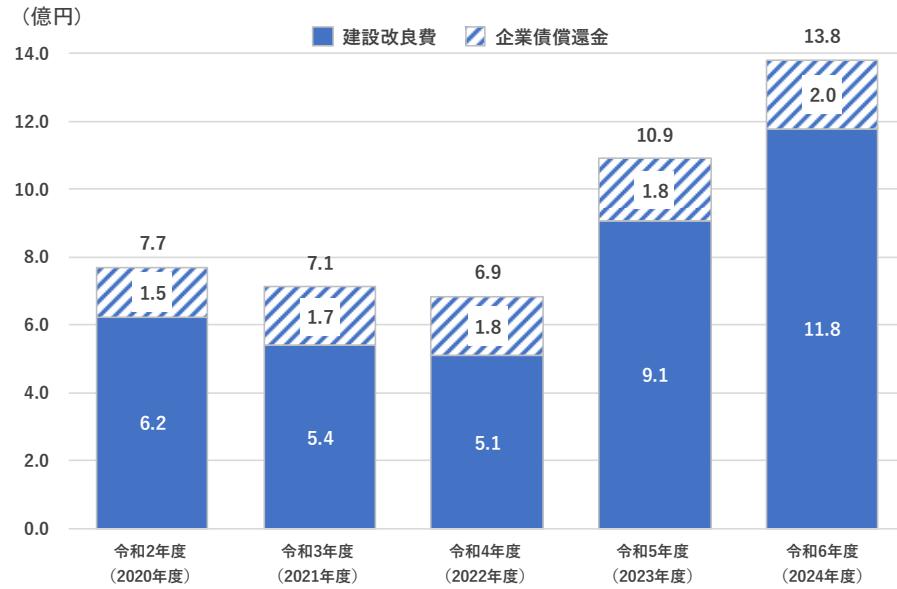
【資本的収入の推移】



資料：朝霞市「朝霞市下水道事業会計決算書」

※煩雑を避けるため、0.0は非表示としている。

【資本的支出の推移】



資料：朝霞市「朝霞市下水道事業会計決算書」

4 市民の意見

本計画の策定にあたっては、市民の声を十分に生かせるよう、市民参画機会の充実を図りました。

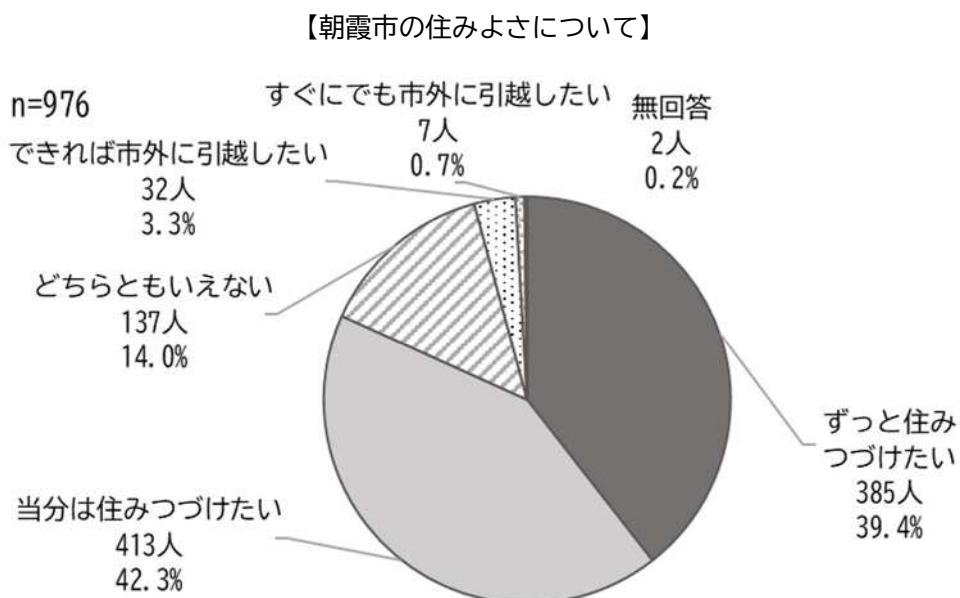
ここでは、市民参画のうち市民意識調査および市民ワークショップ*の結果概要を掲載します。

(1) 市民意識調査【令和5年（2023年）11月～12月実施】

市内居住の18歳以上の男女（令和5年（2023年）4月1日時点での満年齢）3,000人に対し、今後のまちづくり等に関するアンケートを送付し、976人（有効回収率32.5%）の方から回答をいただきました。

① 朝霞市の住みよさについて

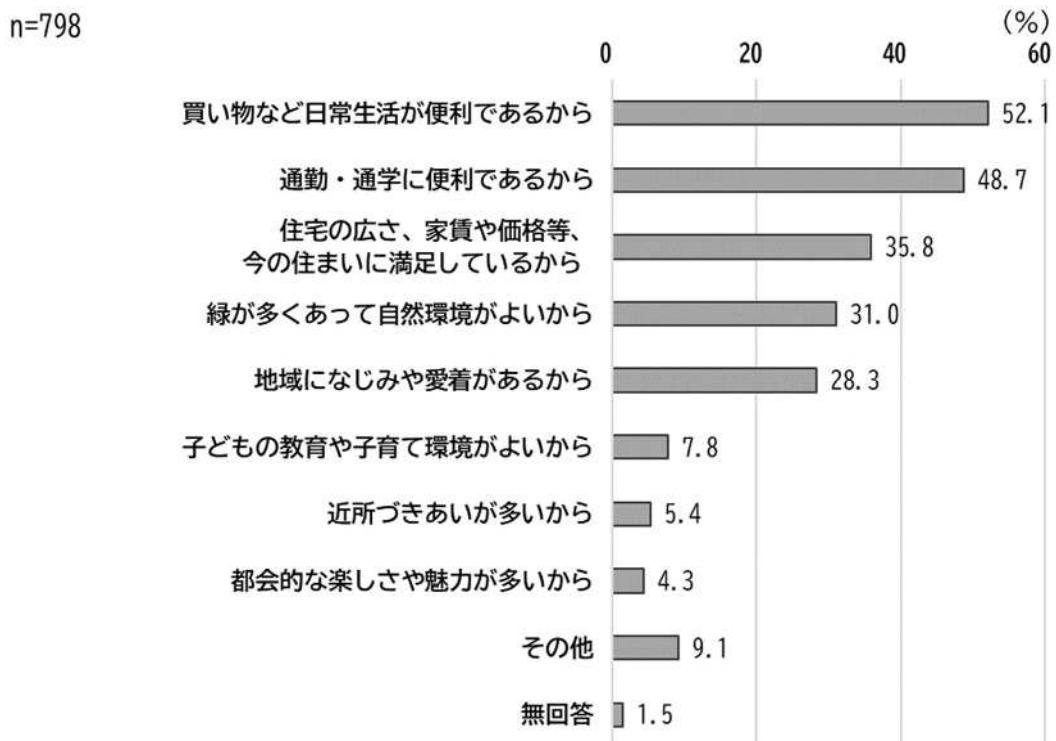
「ずっと住みつづけたい」、「当分は住みつづけたい」を合わせた“住みつづけたい”の割合が8割を越え、多くの市民が住み続けたいと考えています。



② 住み続けたい理由

「買い物など日常生活が便利であるから」「通勤・通学に便利であるから」のほか、「緑が多くあって自然環境がよいから」「地域になじみや愛着があるから」等が多くなっています。

【住み続けたい理由】



③ 将来の朝霞市の望ましいイメージ

「安全で安心である」が最も多く、続いて「便利である」、「快適である」、「居心地がよい」という結果となりました。

④ 今後、力を入れるべきまちづくりの分野

「以前と比較して充実したと思う分野」については、「鉄道・道路などの整備がさらに進んで、交通が便利なまち」、「緑化や美化などによる快適で美しい都市景観に優れたまち」、「水辺や緑など、自然環境に恵まれたまち」が多く挙げられました。

また、「今後10年間で特に力を入れるべきだと思う分野」については、「だれもが安全で安心して暮らせるまち」、「医療機関や保健サービスが充実しているまち」、「子育てがしやすく、教育水準が高いまち」が多く挙げられました。

(2)市民ワークショップ*～あさかの未来を話そう～【令和6年(2024年) 1月実施】

朝霞市在住・在学・在勤等、市に関心のある方28人にご参加いただき、朝霞市のよいところ・改善が必要なところや、望ましいまちの未来などについて、ワークショップ*形式で意見交換しました。

① 朝霞市のよいところ

都心に近く交通の便がよいこと、公園が多いこと、黒目川や身近な緑などがあること、彩夏祭をはじめとしたイベントが多いことなどが多く挙げられました。

② 朝霞市の改善が必要なところ

道幅が狭く歩きにくい、坂道の移動が困難、バス交通の見直し、公共施設の老朽化、子どもの居場所づくり、全国的な認知度が低いことなどが挙げられました。

③ 望ましい朝霞市の未来

《ひと》《まち》《にぎわい》のそれぞれについて、次のような意見が多く出されました。

《ひと》について

- ・多様な交流やコミュニティがある
- ・若者やファミリー層が住みやすい
- ・子どもや高齢者、外国人など誰もが住みやすいなど



《まち》について

- ・歩きやすい道が整備されている
- ・災害対策が進められ安心して暮らせる
- ・緑が残り、自然と共存している
- ・多様な遊び場があるなど



《にぎわい》について

- ・買い物や食事ができる場が充実している
- ・多様なイベントがあり、市民が主体的に関わっている
- ・市の魅力発信・PR*が充実しているなど

5 朝霞市が目指すべき方向性

本市が目指すべき方向性の検討にあたっては、市民意識調査や市民ワークショップなどを通して「朝霞市の強み・弱み」をまとめたほか、「第5次総合計画の振り返り結果から想定される課題」をまとめました。これらを総合して「朝霞市の将来像等を構成する要素」としてとりまとめ、朝霞市が目指すべき方向性として整理しました。

ここでは、これらのうち主なものを抜粋します。

本市の強み

○人口の動向

- ・人口の自然増と高い水準の社会増を維持

○まちの性格や環境

- ・都心への高い交通利便性
- ・公園や黒目川の水辺など、自然の豊かさ

○行財政

- ・比較的良好で安定的な財政状況 など

第5次総合計画から想定される課題

(1) 安全・安心なまち

- ・主要路線等の道路整備、オープンスペース*の確保
- ・福祉ニーズの複雑化・複合化に対応した相談体制

(2) 子育てがしやすいまち

- ・子どもの個性と人権を尊重した教育の推進
- ・母子保健と児童福祉のさらなる連携、切れ目のない支援

(3) つながりのある元気なまち

- ・自治会の加入率の低下や役員の負担軽減などの課題解決、青少年の社会参加
- ・商店会組織の担い手不足の解消、空き店舗の解消、商店街のにぎわい創出

(4) 自然・環境に恵まれたまち

- ・地域の状況に応じた適切な土地利用、魅力ある公園づくりの検討
- ・文化財の保護・管理と活用、地域の歴史や伝統文化の継承・保護

(5) 市民参画・行財政

- ・行政情報のデジタル化
- ・多様化・複雑化する課題に対応できる組織体制と職員の育成 など

朝霞市の将来像等を構成する要素

安全安心な暮らし、地域での多様なつながりの回復、交通利便性、
都市と豊かな自然の調和、誇れる市民文化、便利で暮らしやすい、
居心地の良い空間づくり、バランスの良い人口構成の維持

6 計画策定に向けた主要課題

本市を取り巻く時代潮流や、本市の概況、市民意見等を踏まえ、計画策定に向けた主要課題を整理しました。

① 都市と自然との調和の中で、安心して安全に暮らし続けられるまちづくり

本計画の策定にあたり令和5年度（2023年度）に実施した市民意識調査では、今後、力を入れるべきまちづくりの分野として、「だれもが安全で安心して暮らせるまちづくり」が最も多く挙げられました。

また、「朝霞市が目指すべき方向性」からは、「安全安心な暮らし」のほか、「武蔵野の緑」「都市と豊かな自然の調和」といったキーワードが浮かび上がりました。

住宅都市としての性格が強い本市では、市民の誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりが、何よりも大切となります。このため、さらに的確な対応が可能な防災体制の確立や、地域における防災・防犯意識の醸成と高揚など、災害や犯罪への対策が充実しているまちを目指す必要があります。

また、本市は武蔵野台地の縁辺に位置し、武蔵野の面影を残す水と緑豊かな環境が大きな魅力となっていることから、環境負荷の低い社会の構築に努めつつ、黒目川をはじめとする水辺や緑の保全と活用を進め、都市と自然とが調和したまちを目指す必要があります。

② 人と人とのつながりの中で、いつまでも暮らし続けられるまちづくり

市民意識調査では、今後、力を入れるべきまちづくりの分野として、「子育てがしやすく、教育水準が高いまち」や「医療機関や保健サービスが充実しているまち」が多く挙げられました。

また、「朝霞市が目指すべき方向性」からは、本市の将来像を構成する要素として、「教育・学習環境」「誇れる市民文化」のほか、「朝霞らしい個性」「地域での多様なつながりの回復」といったキーワードが浮かび上がりました。

本市の人口は、いずれ減少局面に突入すると推計されています。人口の規模やバランスを可能な限り維持するためにも、これまで以上に子育てがしやすい、子育ち・子育ての支援や、教育環境が充実しているまちを目指す必要があります。

また、誰もが住み慣れた地域の中で、健康に、その人らしく、地域への誇りをもって暮らし続けられるよう、健康づくりや、生涯学習*・市民文化活動への支援等が充実し、地域での多様なつながりが維持・創出されているまちを目指す必要があります。

③ 居心地の良い都市の中で、便利に快適に暮らし続けられるまちづくり

市民意識調査では、以前と比較して充実したと思う分野として、「鉄道・道路などの整備がさらに進んで、交通が便利なまち」、「緑化や美化などによる快適で美しい都市景観に優れたまち」が多く挙げられました。

また、「朝霞市が目指すべき方向性」からは、「便利で暮らしやすい」や「交通利便性」のほか、「まちのにぎわい」「居心地の良い空間づくり」といったキーワードが浮かび上がりました。

都市基盤や交通は、市民生活を支える基本的な要素です。このため、誰もが安全で快適に過ごせるまちづくりや、利用しやすい公共交通網の実現、朝霞らしい景観形成など、便利さと快適さが両立しているまちを目指す必要があります。

また、住宅都市である本市にとって、地域経済の活性化や、就労の場づくりなども大切です。このため、商店街の活性化や、多様な働き方を実現するための支援など、にぎわいと産業活力のあるまちを目指す必要があります。

④ 誰もがその人らしく活躍できる環境の中で、ともに歩むまちづくり

これからの中づくりでは、行政のみならず多様な主体による発想やアイディアを生かすまちづくりが重要です。また、デジタル技術の活用により市民生活をあらゆる面でより便利で快適にするとともに、地域課題の解決につなげていくことも求められます。

市民の誰もがその人らしく活躍できる朝霞市の実現に向け、多様性（ダイバーシティ）や公正さ（エクイティ）、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）を尊重し、社会的な孤立や差別・偏見のない地域社会づくりを促していく必要があります。

また、「人生100年時代*」の本格的な到来が見込まれる中、地域活動など社会への参画が大切であるとともに、地域における課題解決に向け、市民一人一人が自分事として捉え、主体的に参画するまちづくりを促していくことも求められます。

⑤ まちづくりを支える健全財政のまち

本市の財政規模は、歳入・歳出とも年々増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症対策の影響によって一時的に増加した令和2年度（2020年度）以降、500億円を超える状況が続いています。

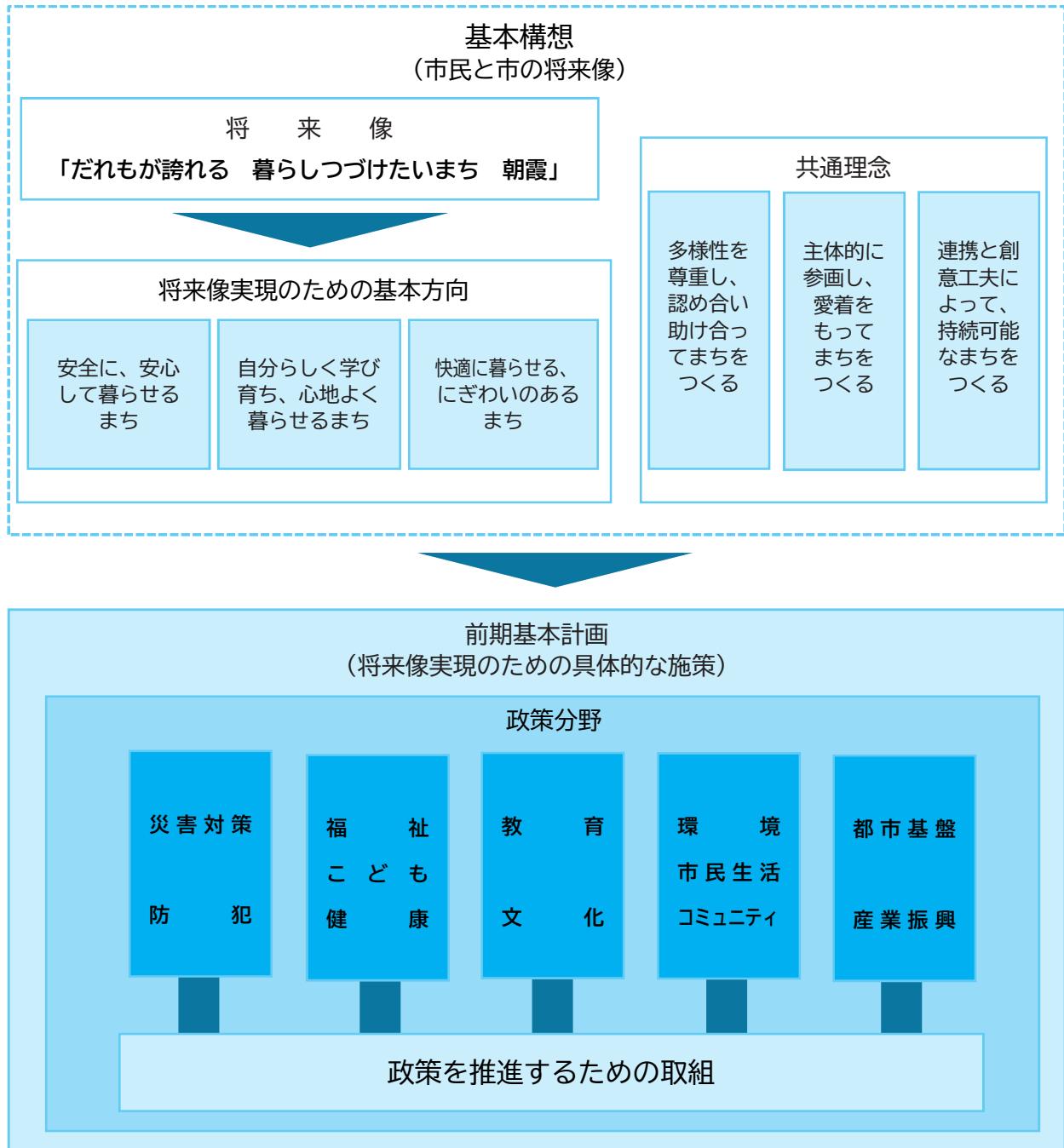
朝霞市では近年でも人口の増加が続いていることから、主要な一般財源である市税をはじめ、譲与税・交付金も緩やかに増加するものと見込んでいますが、一般会計の歳出では扶助費*が増加傾向にあります。

また、今後、公共施設、道路や橋りょうなどの都市インフラの老朽化対策としての支出も見込まれることから、引き続き、健全な財政運営を心がけていく必要があります。

第2部 基本構想



第1章 基本構想について



【基本構想・前期基本計画の構成図】

1 趣旨

この基本構想は、市民と市がともに実現を目指す朝霞市の将来像『だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞』と、その実現に向けた方向性や共通理念等を示すものであり、市政運営における最上位の構想となります。

この基本構想に掲げる将来像は、市民と市が共有する未来のビジョンであり、多様な主体による幅広い協働*により実現を目指すものとします。

2 期間

基本構想の計画期間は、令和8年度（2026年度）を初年度として、令和17年度（2035年度）を目標年度とする10年間とします。

3 基本構想の構成

この基本構想は、朝霞市が目指す「将来像」、「将来像実現のための基本方向」、そして、将来像実現のための「共通理念」から構成します。

第2章 朝霞市が目指すべき方向性

1 将来像

だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞

朝霞市は、武蔵野台地に育まれた緑と水辺に恵まれ、交通利便性の高い東京近郊の住宅都市として発展し、市制施行時に約5万5,000人だった人口は、これまで増加を続け、令和7年（2025年）には約14万6,000人を有する都市に成長してきました。

これからも、朝霞市の強みである生活利便性や安全性、恵まれた自然環境、朝霞市民まつり「彩夏祭」に代表される文化などを、未来に継承していきます。

さらには、近年希薄化しつつある人と人とのつながりの再生や、協働*によるまちづくりの活性化を通じ、第5次総合計画の将来像として掲げた『暮らしつづけたいまち』をさらに洗練することで、誰にとっても魅力的で誇りを持てる、住みやすいまちを目指していきます。

2 将来像実現のための基本方向

将来像『だれもが誇れる 暮らしつづけたいまち 朝霞』を実現するためには、市政運営の大きな方向性を示し、みんなが方向性を同じくして取り組んでいくことが大切です。

そこで、将来像の実現のための基本方向として、「安全に、安心して暮らせるまち」、「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」、「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」の3つを掲げます。

(1) 安全に、安心して暮らせるまち

“安全に、安心して暮らせるまち”として、こどもや高齢者、障害者等、誰もが「災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らしていく」と実感できるまちを目指します。

また、「子育て支援等の福祉サービスや、市民の健康づくりへの支援等が充実しており、安心して暮らしていく」と思えるまちを目指します。

〈関連する主な政策分野〉

- 災害対策・防犯
- 福祉・こども・健康

【政策づくりにあたって重視すべき事項】

○災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らしていくまちに向けて

- ・災害発生時に迅速な対応が可能な防災体制の確立
- ・地域における防災・防犯意識の醸成

○子育て支援等の福祉サービスや、市民の健康づくりへの支援等が充実しており、安心して暮らしていくまちに向けて

- ・誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域共生社会*」の実現
- ・子どもの利益を考えた子育ち・子育ての支援
- ・健康づくりへの意識向上
- ・市民ニーズを踏まえた保健サービス等による健康長寿なまちづくり
- ・国民健康保険、後期高齢者*医療、介護保険などの制度の適正な運営

(2) 自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち

“自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち”として、こどもや高齢者、障害者等、誰もが「充実した教育を受けながら成長し、活躍する場がある」と実感できるまちを目指します。

また、「恵まれた自然環境の中で、人と人とのつながりがあり、住みやすい環境がある」と思えるまちを目指します。

〈関連する主な政策分野〉

- 教育・文化
- 環境・市民生活・コミュニティ

【政策づくりにあたって重視すべき事項】

○充実した教育を受けながら成長し、活躍する場があるまちに向けて

- ・「指導の個別化、学習の個性化による学び」と「協働*による学び」の推進
- ・質の高い学校教育を支える教育環境の充実
- ・学校、家庭、地域の連携・協働*による地域の教育力の向上
- ・市民ニーズを踏まえた学習、文化活動などの支援
- ・市民がスポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくり
- ・次世代に地域の歴史や伝統文化が継承され、愛着や誇りを持てるまちづくり

○恵まれた自然環境の中で、人と人とのつながりがあり、住みやすい環境があるまちに向けて

- ・朝霞らしい豊かな緑と水辺を守り育むまちづくり
- ・環境負荷の低減、低炭素・循環型社会*の構築、持続可能な社会の構築
- ・地域コミュニティ活動の活性化促進
- ・市民活動団体*への情報提供や団体活動活性化への支援

(3) 快適に暮らせる、にぎわいのあるまち

“快適に暮らせる、にぎわいのあるまち”として、こどもや高齢者、障害者等、誰もが「道路や公園等のインフラが整備され、便利さと快適さがある」と実感できるまちを目指します。

また、「地域の特性を生かした産業の活力があり、にぎわいがある」と思えるまちを目指します。

〈関連する主な政策分野〉

- 都市基盤・産業振興

【政策づくりにあたって重視すべき事項】

- 道路や公園等のインフラが整備され、便利さと快適さがあるまちに向けて

- ・居住機能と都市機能を併せ持った持続可能なまちづくり
- ・こどもから高齢者まで誰もが安全で快適に利用できる道路づくり
- ・多くの市民が快適に利用できる公共交通網の実現
- ・市民と協働*で進める公共空間の緑化推進
- ・人の暮らしと自然環境の美しさが融合した、朝霞らしい景観形成
- ・高齢者をはじめ、誰もが安全・安心に長く住み続けられる住宅環境づくり
- ・災害に強く、持続可能な上下水道機能の確保

- 地域の特性を生かした産業活力など、にぎわいがあるまちに向けて

- ・商店街のにぎわいを維持・創出するための支援
- ・市内事業者の経営の安定化支援
- ・起業・創業を希望する方々の支援
- ・多様な働き方を実現するための支援

第3章 共通理念

将来像の確実な実現に向け、すべての政策を推進するための共通理念として、次の3点を掲げます。

この共通理念は、行政のみならず、市民、市民活動団体*、さらには事業者や学術研究機関など多様な主体が共通して理解し、常に心がけてほしい姿勢となります。

(1) 多様性を尊重し、認め合い助け合ってまちをつくる

朝霞市にはさまざまな人々が暮らしており、個性や価値観、社会的な状況など多様です。また、人々と同様に、朝霞市の各地域にも、それぞれの個性があります。

これからの中づくりでは、社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）や多様性（ダイバーシティ）を尊重し、人の個性や地域特性の多様性を尊重し、認め合い助け合いながら、未来の朝霞をつくっていきます。

(2) 主体的に参画し、愛着をもってまちをつくる

地域における課題解決に向けては、行政だけではなく、市民等それが自分ごととして捉え、さまざまな視点から主体的に活動することが大切になります。

これからの中づくりでは、市民にとって市政への参画が身近であるまちを目指すとともに、参画と協働*を通じてまちへの愛着を育みながら、未来の朝霞をつくっていきます。

(3) 連携と創意工夫によって、持続可能なまちをつくる

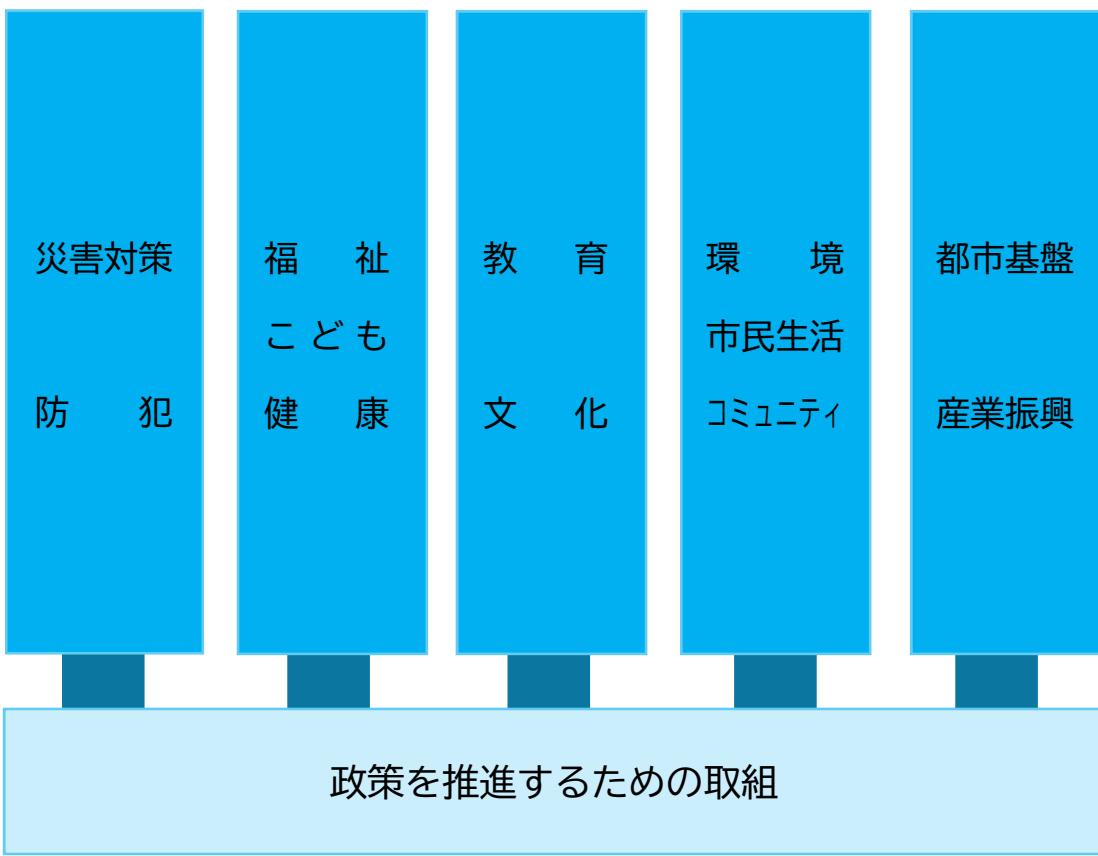
複雑化・多様化した課題の解決には、広域的な視点や、市民など行政以外の視点を取り入れることが欠かせません。

これからの中づくりでは、他の自治体や市民等の中づくり活動の主体と連携し、デジタル技術の活用など絶え間なく創意工夫を重ね、市民生活を安定的に支えられる行財政基盤を構築しながら、未来の朝霞をつくっていきます。

第4章 政策分野

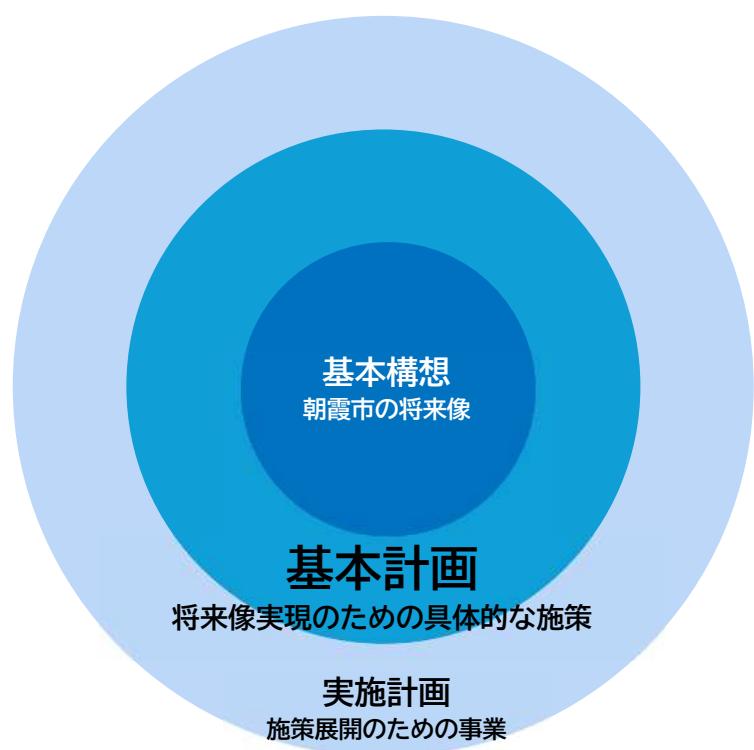
基本構想に掲げる将来像や将来像実現のための基本方向を踏まえ、基本計画における政策分野を次のとおりとします。

なお、社会経済情勢の著しい変化に柔軟に対応していくため、ここでは政策分野のみを示し、具体的な施策や取組については基本計画に位置づけます。



【将来像実現のための具体的な施策】

第3部 前期基本計画



序章

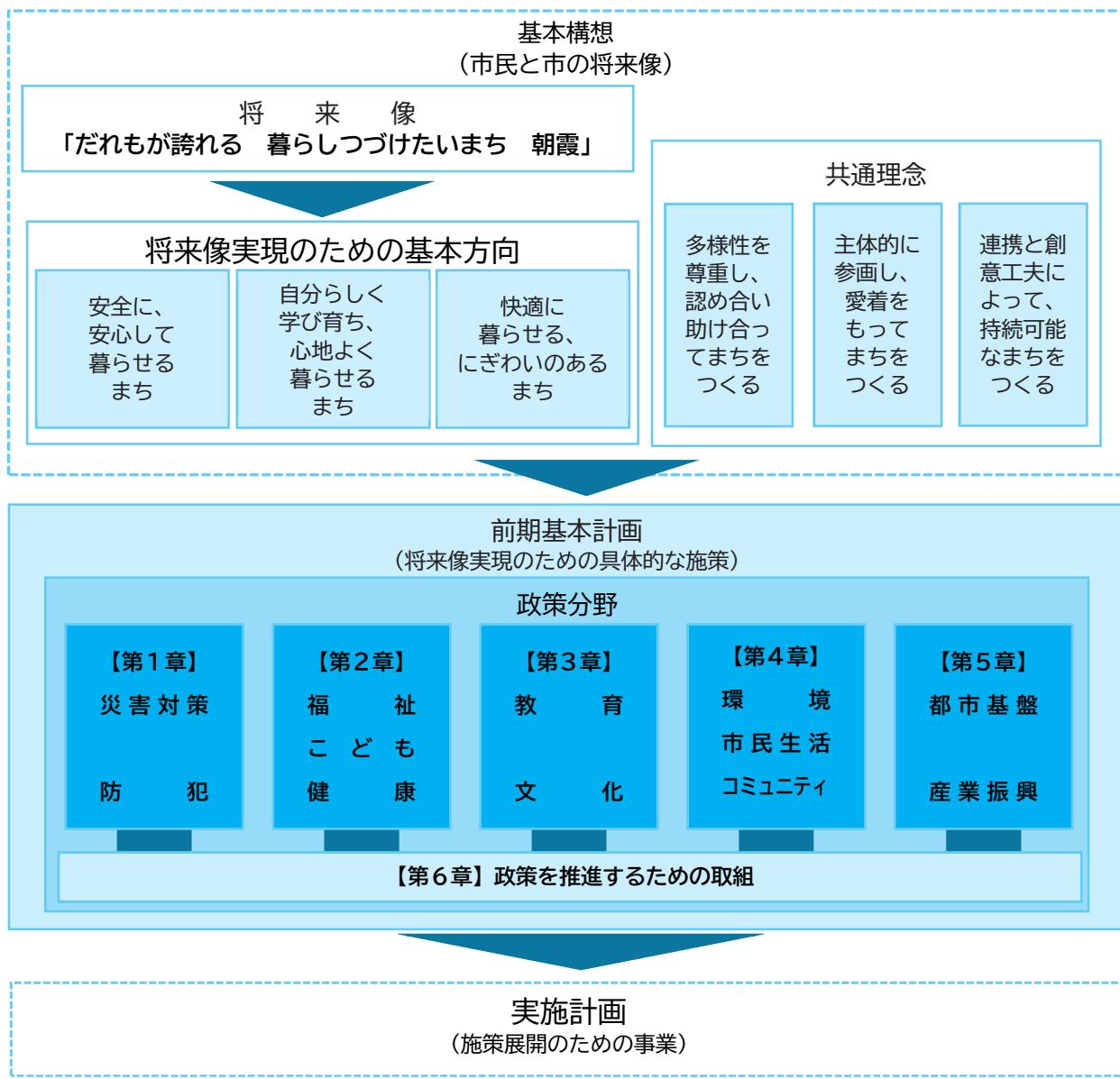
イラスト・写真等

1 前期基本計画の概要

(1) 計画期間

基本計画は、基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別に、体系的に示すもので、前期と後期に分け、それぞれ5年間を計画期間とします。

今回策定するものは前期基本計画であり、計画期間は令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとなります。



第6次総合計画基本構想：令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）

前期基本計画：令和8年度（2026年度）
～令和12年度（2030年度）

後期基本計画：令和13年度（2031年度）
～令和17年度（2035年度）

実施計画：3年間

実施計画：3年間

毎年度見直しを実施

【基本構想・前期基本計画・実施計画の計画期間】

（2）総合計画と市長公約との関係

市長が公約に掲げる施策については、具体的な取組である実施計画において検討します。

（3）進捗管理

総合計画に基づく行政活動の成果を、市が実施する内部評価と、市民や有識者からなる外部評価を加えたP D C Aサイクルにより検証し、その結果を次の行政活動へと結びつける一連のプロセスにより進捗を管理します。

2 計画期間中の財政見通し

日本の経済は、コロナ禍の3年間を経て、内需を中心に緩やかに持ち直しています。国は、日本経済の好循環実現に向けた取組を進めていますが、昨今の世界情勢等も勘案すると、依然として先行きは不透明な状態にあります。

本市では、歳入については、財源の中心である市税は微増傾向にありますが、今後も大幅な伸びは期待できないと見込まれます。一方、歳出については、少子高齢化が進む中、福祉やこども関係の予算である扶助費*を始めとした社会保障関連経費は引き続き増加が見込まれており、加えて、都市基盤の老朽化対策、安全・安心なまちづくりなど、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に対応しながら、計画的にまちづくりを進めていく必要があります。

こうした状況の下、計画策定時の税財政制度等が続くものとして、ここでは第6次総合計画前期基本計画の計画期間（令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）まで）における、5か年の財政見通しを立てるものとします。

市は、今後も社会経済状況や国の経済予測および財政計画の動向を注視しながら、計画的で健全な財政運営に努めます。

【前期基本計画期間における歳入の見通し（一般会計）】



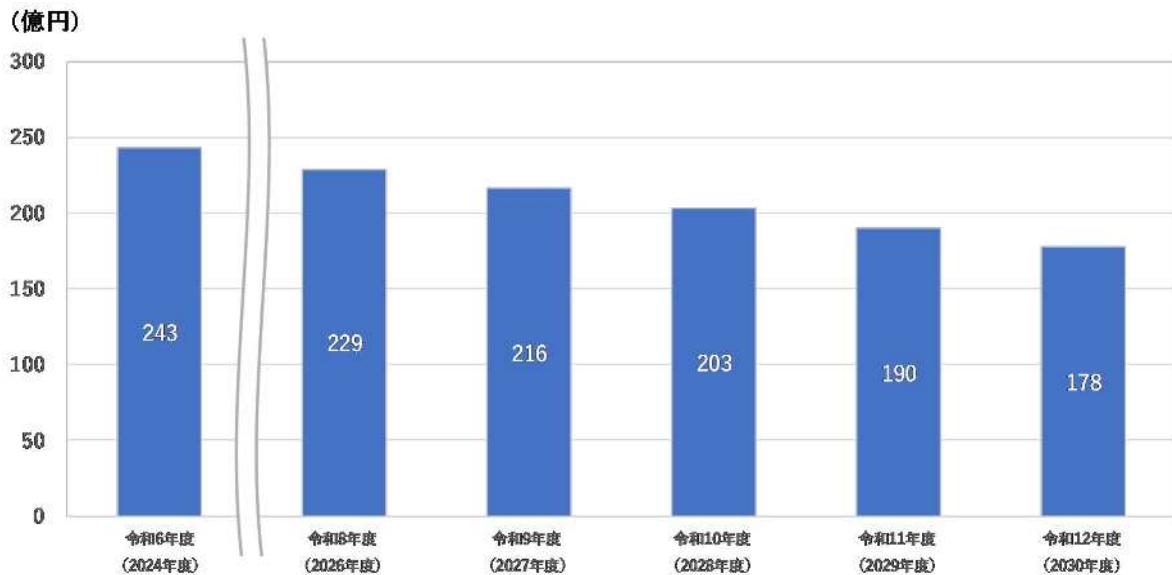
資料：朝霞市

【前期基本計画期間における歳出の見通し（一般会計）】



資料：朝霞市

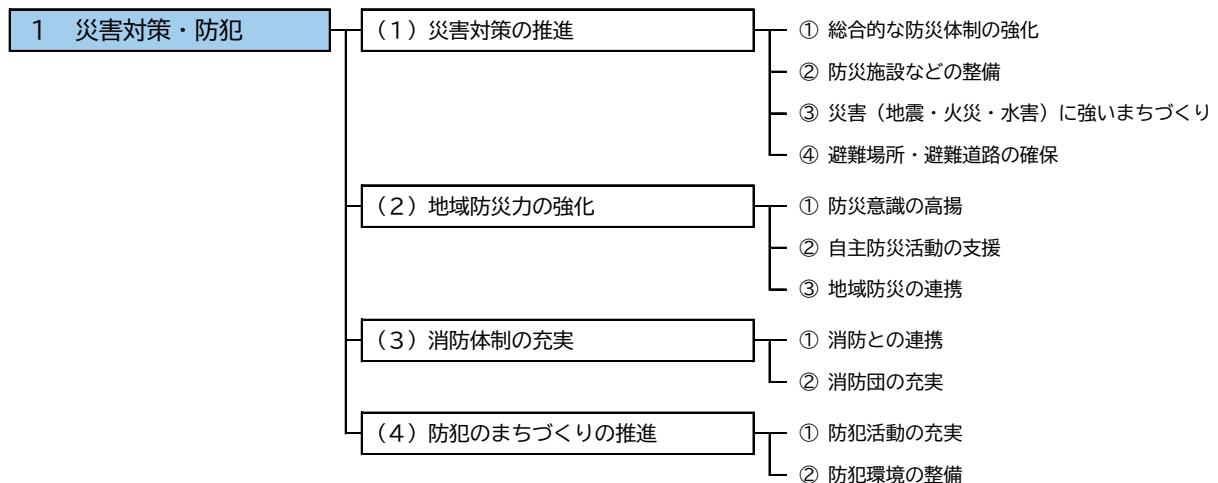
【市債残高の見通し】



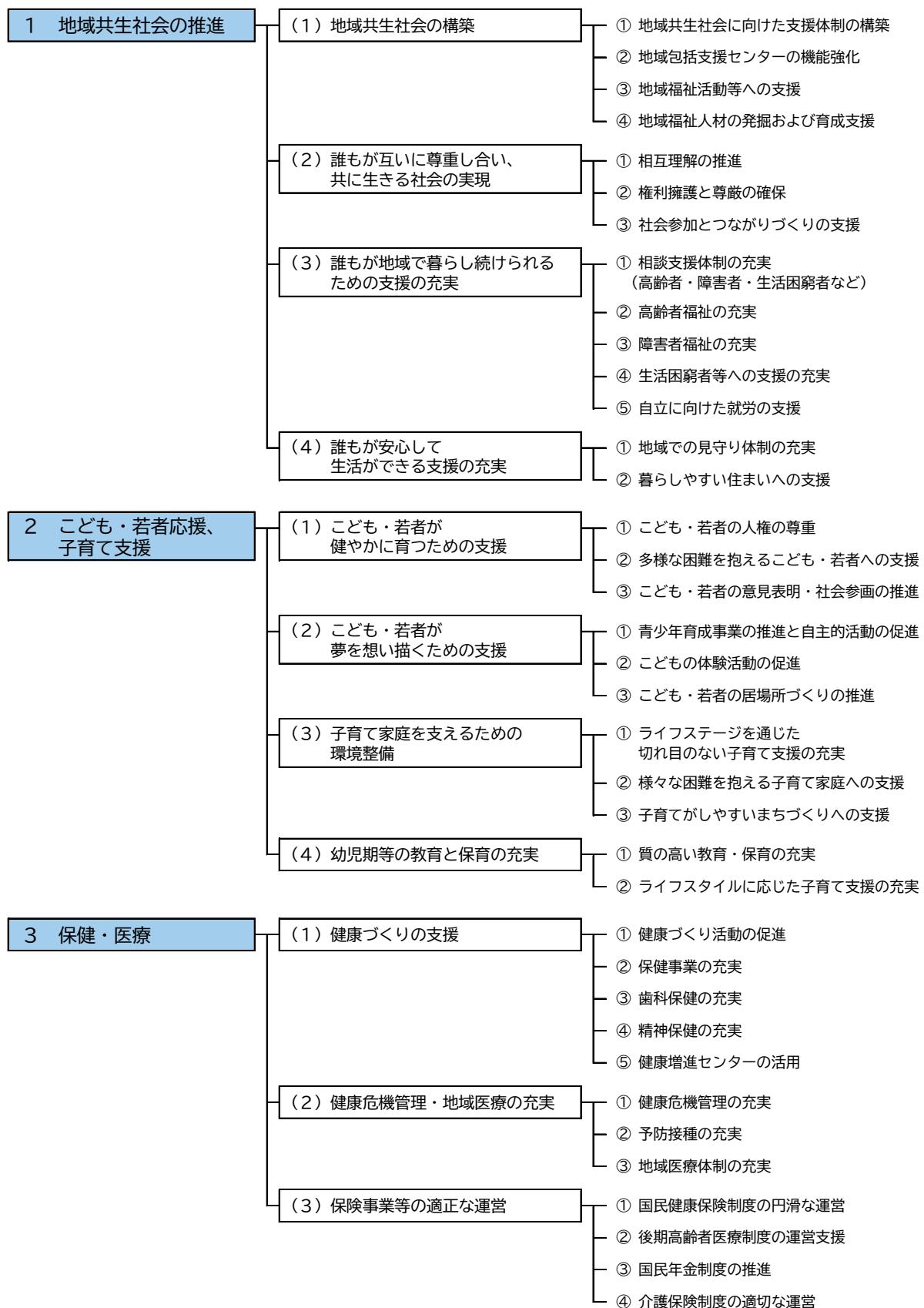
資料：朝霞市

3 施策体系

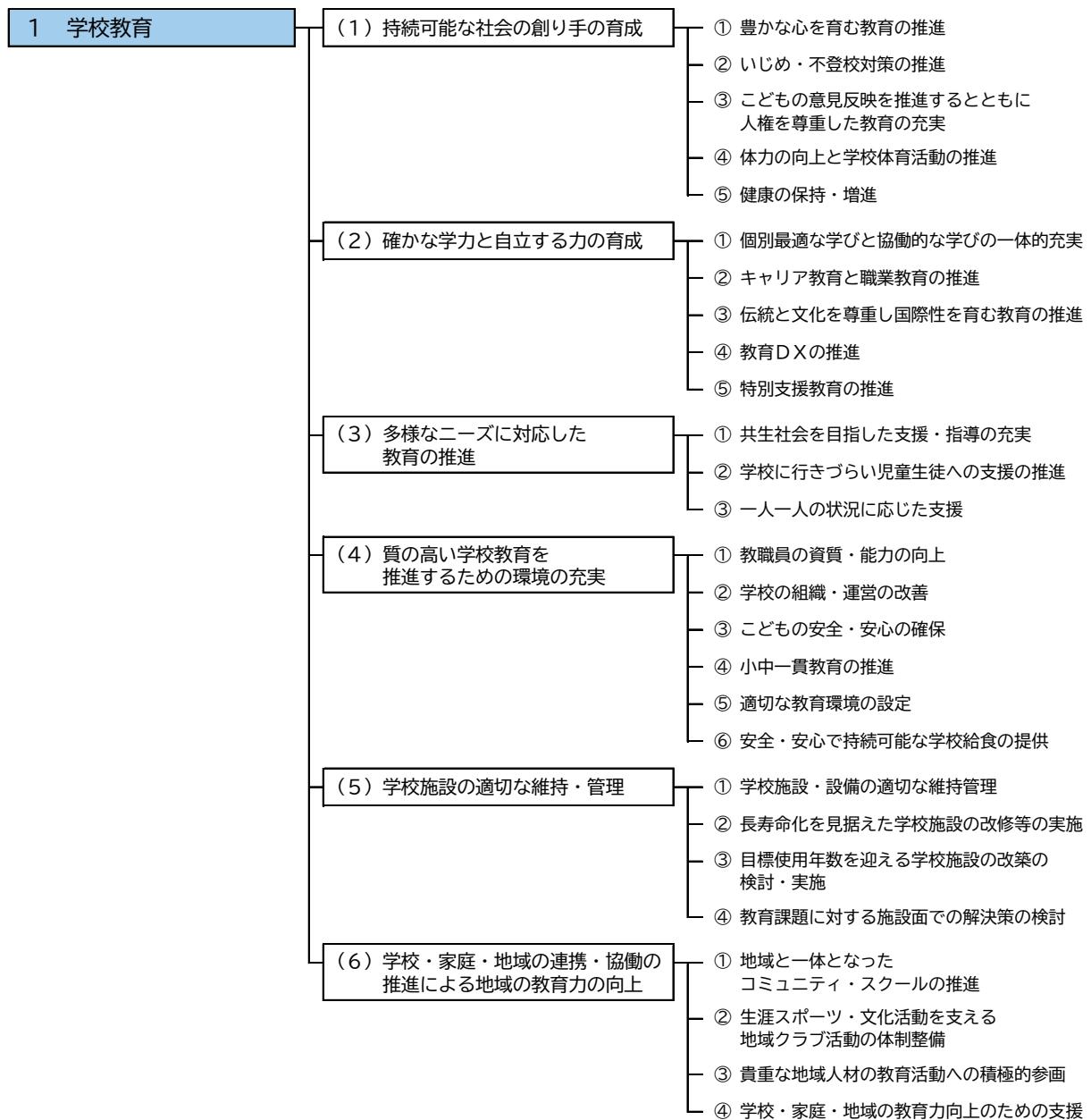
【第1章 災害対策・防犯】

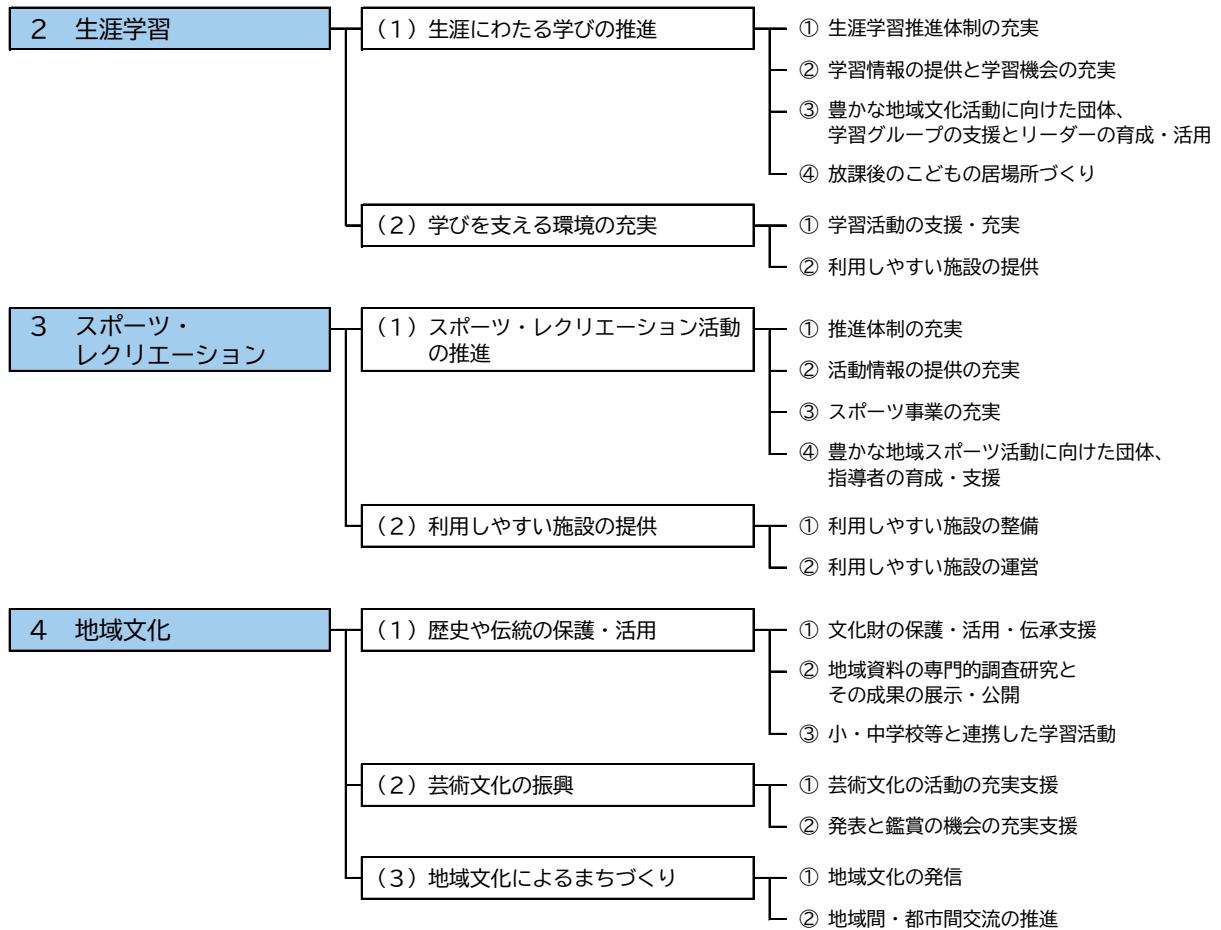


【第2章 福祉・子ども・健康】



【第3章 教育・文化】

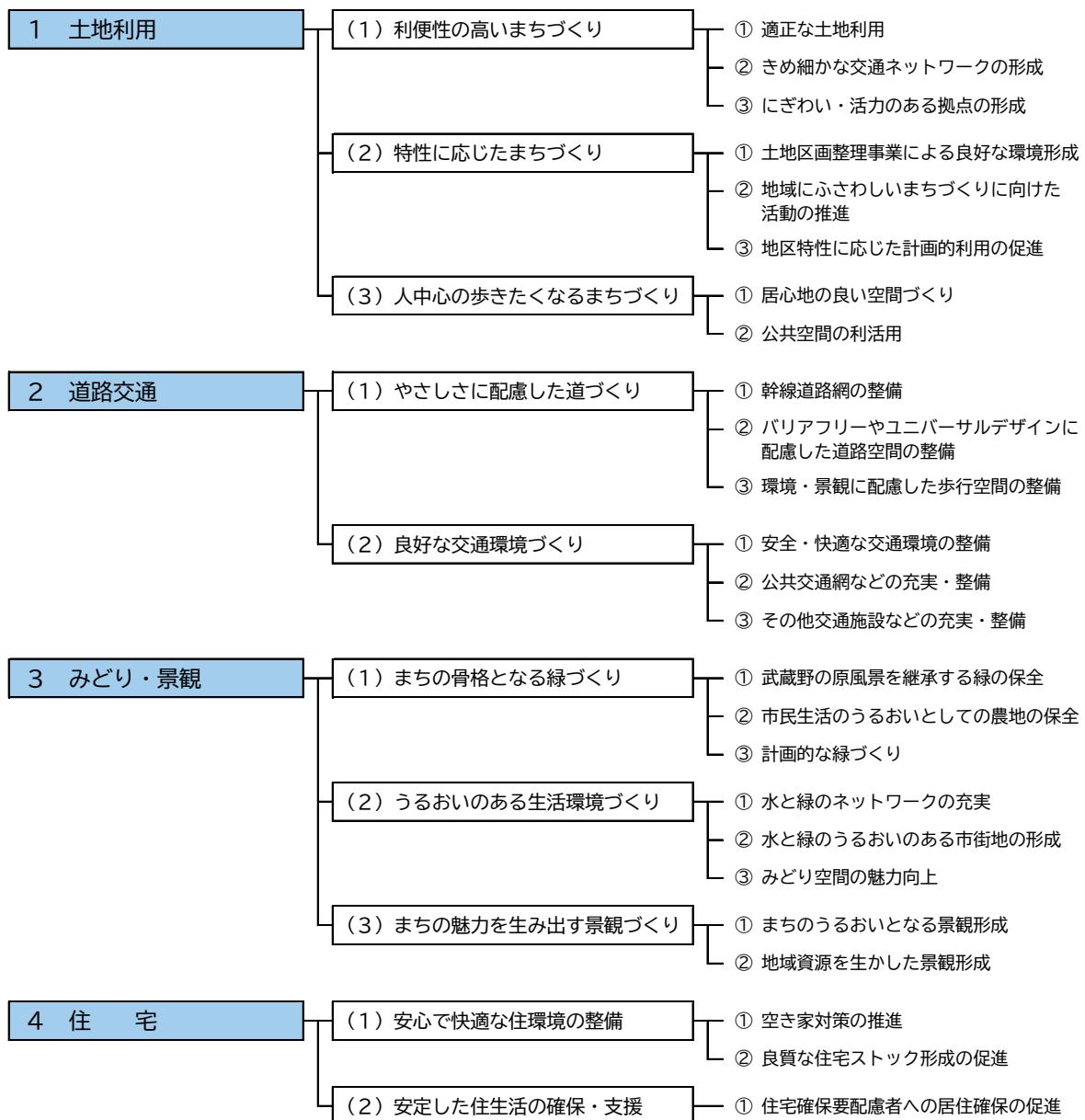


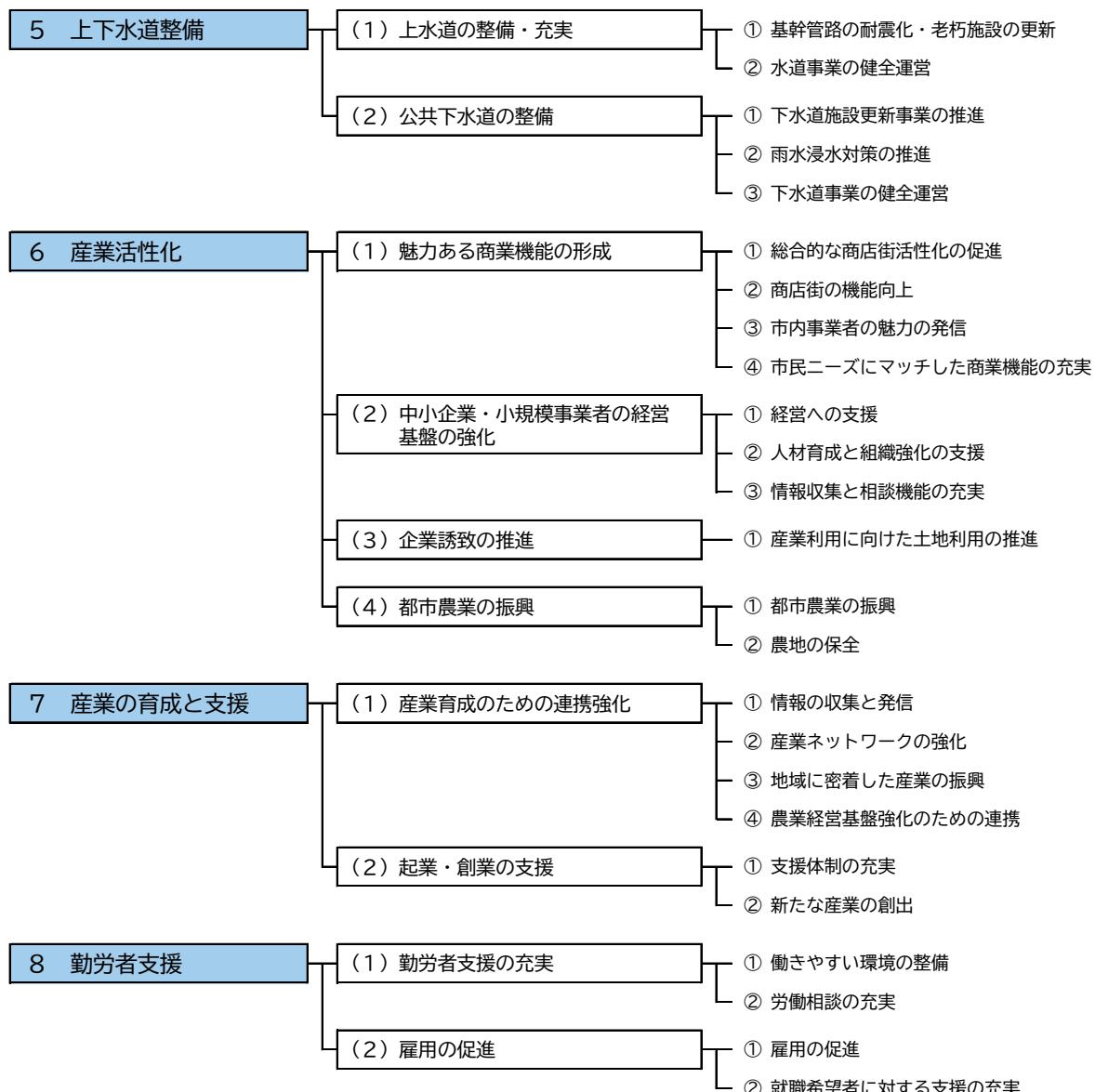


【第4章 環境・市民生活・コミュニティ】

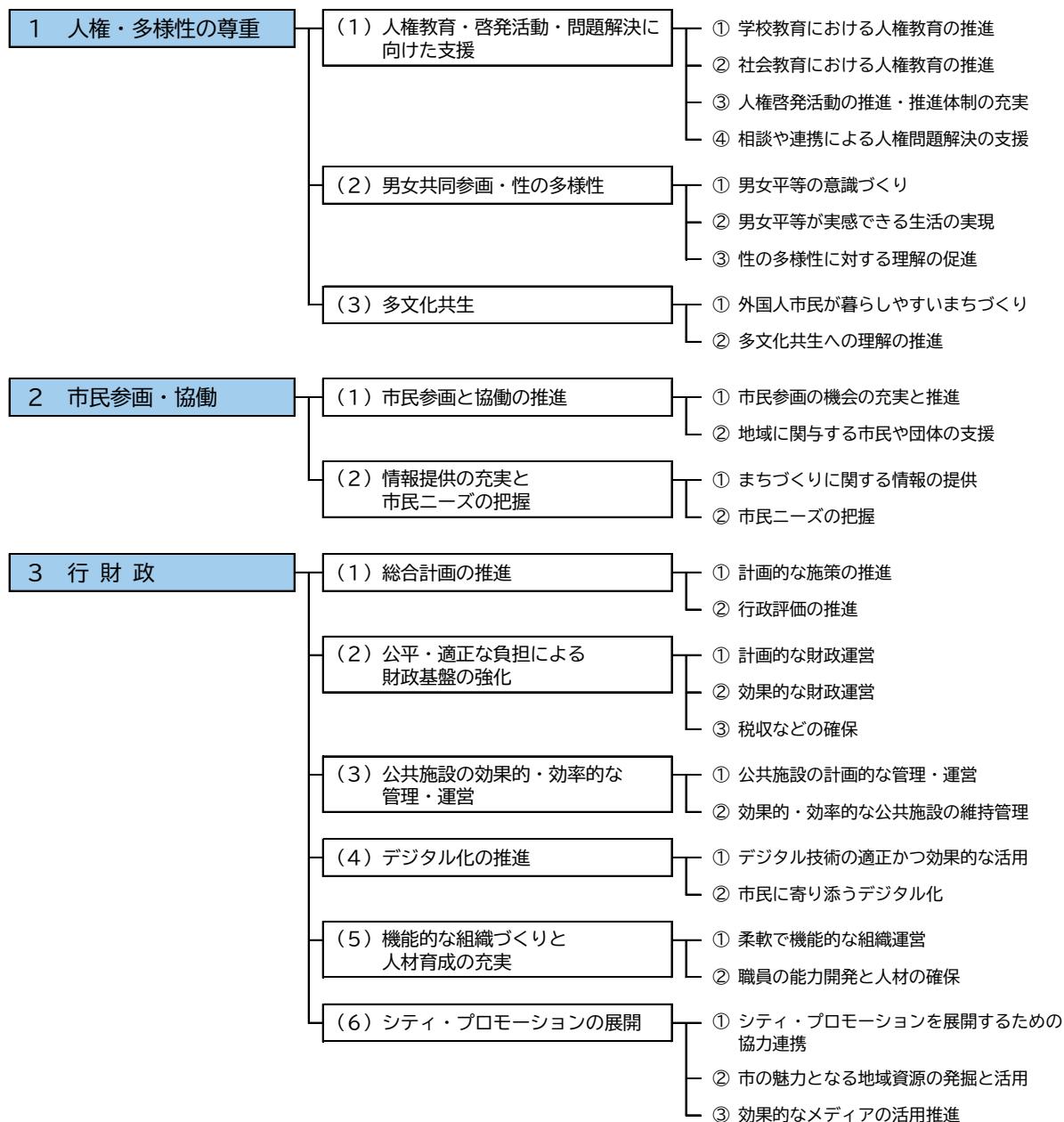


【第5章 都市基盤・産業振興】



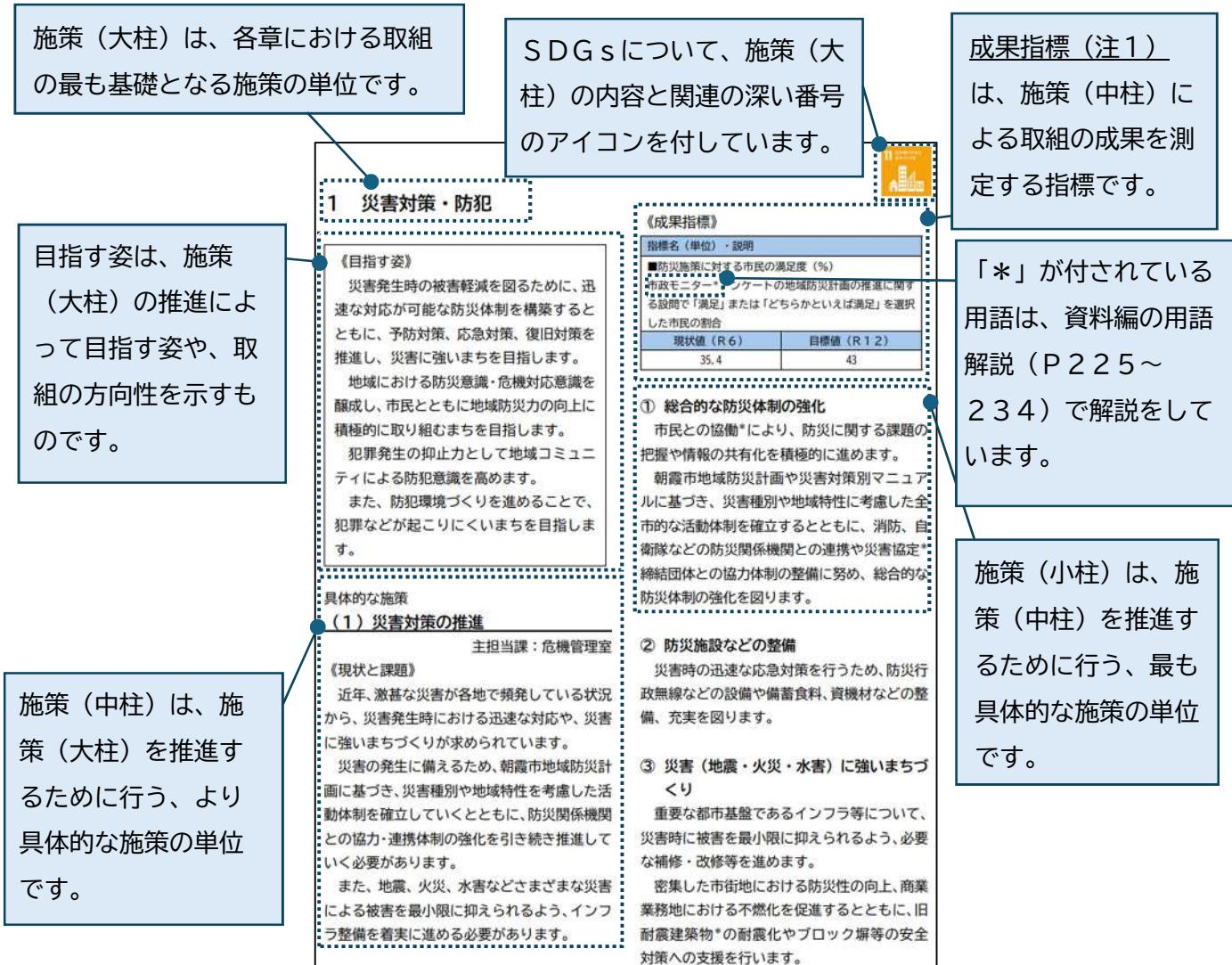


【第6章 政策を推進するための取組】



4 前期基本計画の見方

前期基本計画は、政策分野ごとに整理しており、下図に示す構成でまとめています。



【前期基本計画の見方①】

関連する個別計画等は、施策（大柱）の推進に関連する、行政各分野における主な個別計画です。

参考実績値は、これまでの取組実績を示すものであり、施策（中柱）ごとに掲載しています。

住誘導や、防火地域・準立地適正化計画と連携し、災害リスクの低減を図るため、多様な機能を持つ整備を行うとともに、

① 防災意識の高揚

近年頻発している、地震、集中豪雨などの自然災害に対する防災意識を高めるとともに、自助・共助の必要性を普及します。

② 自主防災活動の支援

災害時の被害を最小限にするため、自主防災組織*の結成促進に努めます。

また、自主的に防災訓練等を実施できるよう支援し、自主防災組織*の維持、活性化を図ります。

③ 地域防災の連携

災害時に地域において、迅速かつ適切な応急活動が行えるように、自主防災組織*をはじめ、消防団、民生委員児童委員*協議会などの連携体制の醸成に努めます。

無電柱化の推進や、避難道路や緊急輸送道路となる幹線道路の整備を進めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
防災訓練実施回数(回)	10	10	1	10
備蓄食料の購入数(食)	13,800	13,800	13,800	13,800
防火地域・準防火地域*の指定地区数(地区)	10	10	10	10
緊急輸送道路(市道)の用地取得面積(m ²)	37	0	142	0

(2) 地域防災力の強化

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

地域防災力の向上には、自助・共助が不可欠です。

この成果指標は、施策（中柱）ごとに定めています。

成果指標の把握の手法や、計算の仕方などの説明です。

前期基本計画の目標年度（令和12年度）における目標値であり、年度の目標値を置いています。

※成果指標は、施策の進捗状況を見るためのさまざまな目標値の1つであり、この指標の達成が事業の最終目標ではありません。

【成果指標の見方】

イラスト・写真等

第1章 災害対策・防犯

イラスト・写真等

第1章 災害対策・防犯

《基本構想（将来像実現のための基本方向）とこの章の施策のつながり》

「安全に、安心して暮らせるまち」に向けて

市民の暮らしを守るため、災害発生時に迅速な対応が可能な防災体制を確立するとともに、防災関係機関と協力・連携を強化します。

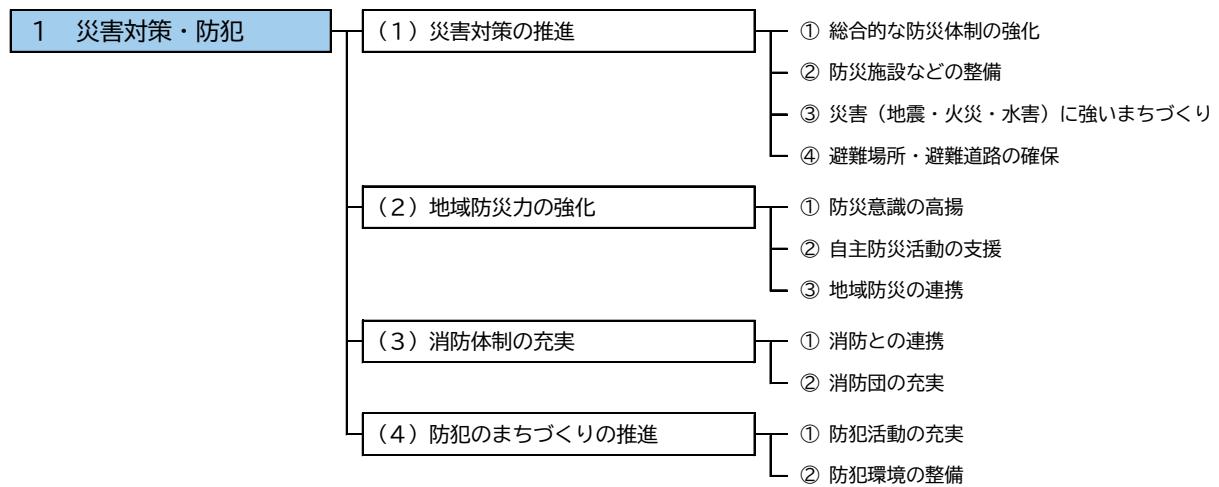
「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」に向けて

自らの暮らしを自ら守る意識の高揚のため、市民の防災意識の醸成に努めるとともに、地域防災力の向上に努めます。

また、地域との連携し、犯罪の起きにくい環境づくりに努めます。

「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」に向けて

災害に強いまちづくりのため、密集した市街地における防災性の向上、商業業務地における不燃化などを促進します。





1 災害対策・防犯

《目指す姿》

災害発生時の被害軽減を図るために、迅速な対応が可能な防災体制を構築するとともに、予防対策、応急対策、復旧対策を推進し、災害に強いまちを目指します。

地域における防災意識・危機対応意識を醸成し、市民とともに地域防災力の向上に積極的に取り組むまちを目指します。

犯罪発生の抑止力として地域コミュニティによる防犯意識を高めます。

また、防犯環境づくりを進めることで、犯罪などが起こりにくいまちを目指します。

具体的な施策

(1) 災害対策の推進

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

近年、激甚な災害が各地で頻発している状況から、災害発生時における迅速な対応や、災害に強いまちづくりが求められています。

災害の発生に備えるため、朝霞市地域防災計画に基づき、災害種別や地域特性を考慮した活動体制を確立していくとともに、防災関係機関との協力・連携体制の強化を引き続き推進していく必要があります。

また、地震、火災、水害などさまざまな災害による被害を最小限に抑えられるよう、インフラ整備を着実に進める必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■防災施策に対する市民の満足度（%） 市政モニター*アンケートの地域防災計画の推進に関する設問で「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
35.4	43

① 総合的な防災体制の強化

市民との協働*により、防災に関する課題の把握や情報の共有化を積極的に進めます。

朝霞市地域防災計画や災害対策別マニュアルに基づき、災害種別や地域特性に考慮した全市的な活動体制を確立するとともに、消防、自衛隊などの防災関係機関との連携や災害協定*締結団体との協力体制の整備に努め、総合的な防災体制の強化を図ります。

② 防災施設などの整備

災害時の迅速な応急対策を行うため、防災行政無線などの設備や備蓄食料、資機材などの整備、充実を図ります。

③ 災害（地震・火災・水害）に強いまちづくり

重要な都市基盤であるインフラ等について、災害時に被害を最小限に抑えられるよう、必要な補修・改修等を進めます。

密集した市街地における防災性の向上、商業業務地における不燃化を促進するとともに、旧耐震建築物*の耐震化やブロック塀等の安全対策への支援を行います。

集中豪雨などによる浸水被害の軽減対策を進めます。

上下水道施設の耐震化や老朽化施設の更新を進めるとともに、災害時に飲料水を確保するため応急給水所の資機材の充実を図ります。

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市地域防災計画（令和7年度～）
- ・国民保護計画（令和4年度～）
- ・国土強靭化地域計画（令和4年度～）
- ・第5次朝霞市防犯推進計画（令和8年度～令和12年度）
- ・朝霞市立地適正化計画（令和4年度～令和27年度）

安全なエリアへの居住誘導や、防火地域・準防火地域*の指定等、立地適正化計画と連携しながらソフト面からも災害リスクの低減を図ります。

④ 避難場所・避難道路の確保

避難場所としての活用など、多様な機能を持つオープンスペース*の整備を行うとともに、無電柱化の推進や、避難道路や緊急輸送道路となる幹線道路の整備を進めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
防災訓練実施回数(回)	10	10	1	10
備蓄食料の購入数(食)	13,800	13,800	13,800	13,800
防火地域・準防火地域*の指定地区数(地区)	10	10	10	10
緊急輸送道路（市道）の用地取得面積(m ²)	37	0	142	0

(2) 地域防災力の強化

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

地域防災力の向上には、自助・共助が不可欠です。

広報紙、防災啓発イベント、おとどけ講座などさまざまな機会を捉え、市民一人一人の防災意識を高めるとともに、自主防災活動を推進していくことが必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■自主防災組織*の結成率（%）	
自治会・町内会等に対する自主防災組織*の結成率	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
75.6	84.0

① 防災意識の高揚

近年頻発している、地震、集中豪雨などの自然災害に対する防災意識を高めるとともに、自助・共助の必要性を普及します。

② 自主防災活動の支援

災害時の被害を最小限にするため、自主防災組織*の結成促進に努めます。

また、自主的に防災訓練等を実施できるよう支援し、自主防災組織*の維持、活性化を図ります。

災害時に自主防災組織*が、避難行動要支援者*への適切な支援等の防災活動を効果的に行えるよう、自主防災組織*連絡会議を開催し情報共有を図るとともに、自主防災リーダーを育成します。

③ 地域防災の連携

災害時に地域において、迅速かつ適切な応急活動が行えるように、自主防災組織*をはじめ、消防団、民生委員児童委員*協議会などの連携体制の醸成に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
防災啓発イベント実施回数(回)	2	2	2	2
自主防災組織*主催防災訓練等実施回数(回)	10	14	13	12
防災関係機関との連携実施回数(回)	1	1	2	1

(3) 消防体制の充実

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

消防救急業務は、平成10年（1998年）10月から本市および志木市、和光市、新座市で広域化され、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防局で行っており、引き続き消防救急体制を継続していく必要があります。

また、災害時の防災、減災のため、地域防災の要である消防団員を安定的に確保し、消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、計画的に資機材等の整備充実を図っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■消防団の充足率（%） 消防団員定数（138人）に対する充足率	
現状値（R6）	目標値（R12）
89.8	100

① 消防との連携

消防と連携を図り、高度化する消防救急業務を推進します。

② 消防団の充実

消防団による効果的な防災、消防活動を支援するため、消防団員を確保するとともに、消防団員の技術向上に努めます。

また、近年、多発している自然災害に対応するため、老朽化している消防団詰所を計画的に整備するとともに、消防車両や資機材の整備、充実に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
消防団員への講習・研修実施回数(回)	7	7	7	7

(4) 防犯のまちづくりの推進

主担当課：危機管理室

《現状と課題》

市民意識調査をはじめとする各種調査において、安全・安心な暮らしを求める声は非常に多く、市民にとって安全な生活が維持されることは、朝霞市の魅力づくりにとって欠かせない要素となっています。

また、高度化・複雑化する犯罪傾向を踏まえ、時代に即した防犯対策ができるよう、防犯推進計画の更新や啓発をさらに進めるとともに、地域の防犯環境を整備し、犯罪の起きにくいまちづくりを引き続き推進していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市内における人口1,000人当たりの刑法犯認知件数（件） 埼玉県警本部が公表した、市内で発生した犯罪の認知件数	
現状値（R6）	目標値（R12）
6.94	4.50

① 防犯活動の充実

朝霞市防犯推進計画に基づいて、警察署およびその他の関係機関との連携の下、複雑巧妙化する犯罪などの防犯情報を市民に提供し、防犯意識の高揚に努めます。

また、防犯パトロールやスクールガード*などによる地域の自主的な防犯活動の支援に努めます。

② 防犯環境の整備

防犯灯や道路照明灯等を適正に設置するほか、危険箇所を把握し対応するなど、安全で安心なまちづくりを推進します。

また、道路や公園等の整備に際しては、見通しを良くするなど周辺建物との配置の関係を考慮し、防犯の視点を計画段階から取り入れた整備を進めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
自主防犯パトロール団体数(団体)	63	63	62	61
防犯に係る補助金交付団体数(団体)	64	64	64	89

イラスト・写真等

第2章 福祉・こども・健康

イラスト・写真等

第2章 福祉・子ども・健康

《基本構想（将来像実現のための基本方向）とこの章の施策のつながり》

「安全に、安心して暮らせるまち」に向けて

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会*」の実現を目指します。

子どもの利益を考えた子育ち・子育ての支援に努めます。

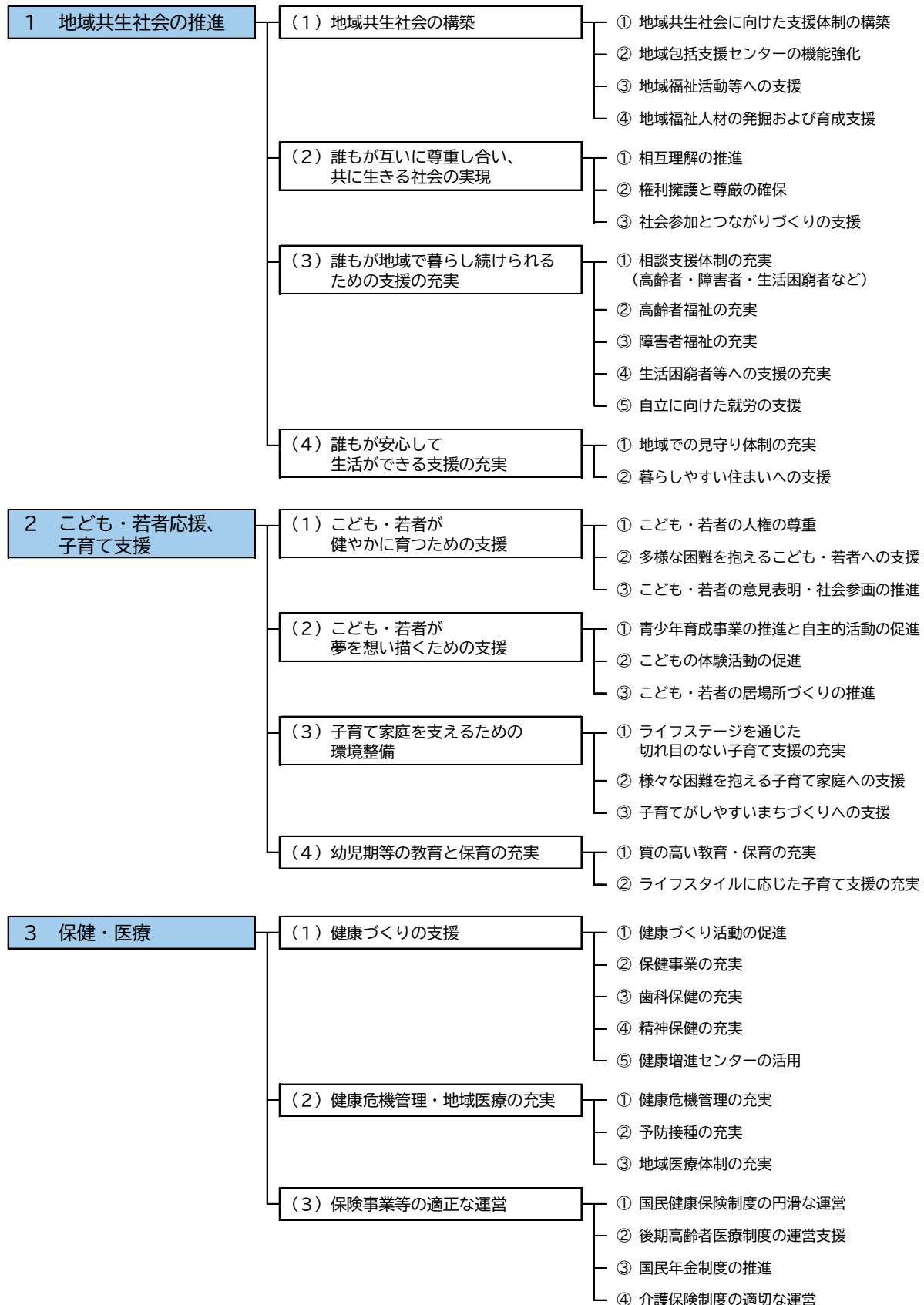
市民のニーズを踏まえた保健サービス等の充実を図り、健康長寿なまちづくりを推進します。

「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」に向けて

市民一人一人が健やかに暮らせるよう、障害についての理解促進や地域子育てネットワーク*づくりを推進します。

「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」に向けて

子どもから高齢者まで、誰もが快適に暮らせるよう、重層的支援体制*の整備や伴走型の子育て相談などの支援を推進します。





1 地域共生社会の推進

《目指す姿》

高齢者・障害者・生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会*」を実現するまちを目指します。

具体的な施策

(1) 地域共生社会の構築

主担当課：福祉相談課、長寿はつらつ課、
障害福祉課

《現状と課題》

住民の生活における課題が複雑・複合化してきており、高齢者、障害者、生活困窮者等の対象者ごとの支援体制だけでは、さまざまなニーズへの対応が困難となっています。

また、人と人とのつながりが希薄化する中、お互いが存在を認め合い、孤立することなく、その人らしい生活を送ることができるよう、地域の多様な活動への参加支援なども含めた、重層的支援体制*を整備し、地域包括ケアシステム*の深化・推進を図ることを通じて、地域共生社会*の実現が求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■地域福祉活動への参加団体数（団体） 地域保健福祉活動振興事業費補助金交付団体数および住民主体の通いの場の活動団体数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
150	233

① 地域共生社会*に向けた支援体制の構築

誰もが地域で共に暮らし続けるため、社会福祉協議会*や、民生委員・児童委員*をはじめとする地域住民の参画と連携を推進し、地域福祉の支援体制を充実します。

さらに、属性・世代を問わない包括的な相談を受け止め、多機関連携やアウトリーチ*などの支援体制を構築する重層的支援体制*の整備を推進します。

② 地域包括支援センターの機能強化

複雑・多様化する住民のニーズに身近な地域で対応するため、地域包括支援センターの人員体制の充実を図るなど、機能の強化に努めます。

③ 地域福祉活動等への支援

地域の身近な相談先である民生委員・児童委員*の活動を支援するほか、地域福祉活動を支援する社会福祉協議会*や福祉活動団体の活性化に向けた支援を行います。

さらに、健康・福祉などのさまざまな社会参加活動を支援し、地域の人と人とのつながりづくりを支援します。

④ 地域福祉人材の発掘および育成支援

地域福祉を支える担い手の発掘および育成を支援するため、関係機関や事業所等と連携し、情報の提供や研修の充実に努めるほか、生活支援コーディネーター*と協力し、住民同士の支え合いの取組を進める生活支援体制整備事業を推進します。

【関連する個別計画等】

- ・第5期朝霞市地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）
- ・第6次朝霞市障害者プラン（令和6年度～令和11年度）
- ・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）
- ・朝霞市こども計画（令和7年度～令和11年度）

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
地域福祉計画推進委員会開催回数(回)	1	1	2	4
地域ケア会議*開催回数(回)	42	26	31	36
民生委員児童委員数(人)	147	146	145	148
地域福祉講演会参加人数(人)	中止	中止	108	48

(2) 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現

主担当課：障害福祉課、長寿はつらつ課、

福祉相談課

《現状と課題》

高齢者および障害者は年々増加しているほか、ひきこもり*などさまざまな課題を抱える人も増加しているため、誰もがお互いに尊重し合い地域で共に生きる社会の実現を目指し、さまざまな障壁（バリア）のある環境を十分に理解し、差別や偏見といった「こころ」の障壁についても「バリアフリー*」を推進することが必要です。

さらに、身近な人とのつながりづくりを進め、社会参加の機会を推進するなど、誰一人取り残すことのない仕組みづくりが求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■高齢者・障害者の虐待通報件数（件） 権利擁護*と尊厳の確保の取組により、高齢者・障害者に対する虐待が広く認知されたことで、担当課が通報を受けた件数	
現状値（R6）	目標値（R12）
65	74

① 相互理解の推進

認知症の正しい理解と、障害についての理解を深めるため、普及啓発活動の充実に努めるとともに、さまざまな機会を通して、認知症や障害の特性に関する情報提供や周知に努めます。

② 権利擁護*と尊厳の確保

高齢者や障害者が安心して地域で暮らせるように、虐待防止の取組や体制の整備に努めるとともに、成年後見制度*や権利擁護*に関する制度の構築と活用を推進します。

③ 社会参加とつながりづくりの支援

誰もが身近な地域で、文化・スポーツ・健康づくり等の活動による社会参加や地域との交流によるつながりづくりができる機会の確保を目的に、情報提供や各種事業を実施します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
認知症サポーター*数(人)	7,037	7,212	7,391	8,190
高齢者・障害者の成年後見等市長申立て人件数(人)	6	9	8	14
障害に関する啓発・広報活動件数(件)	57	63	53	82

(3) 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実

主担当課：生活援護課、長寿はつらつ課、
障害福祉課、福祉相談課

《現状と課題》

地域には、高齢者、障害者、生活困窮者のほか、ひきこもり*、孤立・孤独などによりさまざまな課題を抱える人が多く暮らしています。

これらの人を含めた誰もが、自分の意思で地域で暮らし続けるため、自立した日常生活の支援、社会参加の支援、就労支援など、地域福祉施策の充実が求められています。

複雑・複合化した課題に対し、適切に支援できるよう、多機関協働*支援を円滑にコーディネートできる支援体制が求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■新規就労者数（生活保護受給者+障害者+シルバー入会者）(人)	
高齢者・障害者・生活困窮者のそれぞれの人が、さまざまな形で新規就労につながった人数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
316	359

① 相談支援体制の充実（高齢者、障害者、生活困窮者など）

高齢者、障害者、生活困窮者など、対象者や世帯が抱える複雑・複合化した相談を包括的に受け、多機関協働*支援をコーディネートし、対象者の自立した生活を支援します。

② 高齢者福祉の充実

高齢者の自立した生活を支援するため、介護サービスにはない、生活支援を充実するとともに、併せて介護者（ケアラー）の支援に取り組みます。

③ 障害者福祉の充実

障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、必要な障害者福祉サービス*等を提供するとともに、適正な活用に取り組みます。

④ 生活困窮者等への支援の充実

生活困窮者自立支援法および生活保護法に基づき、生活困窮者等の相談に応じ、必要な情報提供および助言を行うとともに、必要な制度の活用につなげ、自立生活に向けた支援に努めます。

⑤ 自立に向けた就労の支援

生活困窮者や障害者などの自立に向けた就労を促進するため、必要な情報提供および助言を行うとともに、関係機関と連携し、就労の場の確保などの支援に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
福祉の総合相談件数(件)	1,994	1,686	886	1,006
在宅ねたきり老人等紙おむつ支給利用者数(人)	287	326	362	387
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの延べ利用件数(件)	14,320	15,757	17,073	17,946
生活保護受給率(%)	1.32	1.30	1.33	1.34
障害者就労支援センター利用による就労者数(人)	21	35	28	32

(4) 誰もが安心して生活ができる支援の充実

主担当課：長寿はづらつ課、障害福祉課、
福祉相談課、生活援護課

《現状と課題》

核家族化や住民同士のつながりの希薄化を背景に、ひとり暮らしの高齢者や障害者、また、高齢者、障害者のみで構成する世帯も増加していることから、市独自の見守りサービスを充実するとともに、地域で見守る体制づくりを推進する必要があります。

併せて、高齢者や障害者をはじめとする住宅確保要配慮者*への住まいと生活の一体的な支援が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■見守りサービス利用者数（高齢者+障害者+その他） (人)	
市が実施する各種見守りサービスの利用者数の累計	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
792	962

① 地域での見守り体制の充実

住民同士が声を掛け合う、つながりづくりを進めるとともに、災害時の支援体制の連携を視野に、地域の関係団体や事業所等と連携した見守り体制の確保に取り組みます。

② 暮らしやすい住まいへの支援

地域の関係団体や事業所等と連携し、住宅確保要配慮者*への情報提供や住宅改善の助成など、安定した住まい確保に向けた支援を推進します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
見守り協定締結事業者数(社)	8	10	13	13
住宅改善費補助件数(人)	58	68	70	39



2 子ども・若者応援、 子育て支援

《目指す姿》

すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング*)で生活を送ることができる「子どもまんなか社会」を構築するため、子ども・若者が「このまちで育ってよかった」と思い、保護者が「このまちで育ててよかった」と実感し、子育ち・子育てを地域で応援するまちを目指します。

具体的な施策

(1) 子ども・若者が健やかに育つための支援

主担当課：健康づくり課（子ども家庭センター）、
子ども未来課

《現状と課題》

多様な価値観や個性を尊重する社会を目指す中で、子どもたちが自己を表現し、社会に参加する機会は非常に重要であり、子どもたちの自己肯定感を培うことにもつながります。

彼らと同じ目線に立ち、一人一人の違いを認め、子ども・若者が人や自然とふれあい、仲間の中で自ら育とうとする力を大切にしていくことが、今後社会には求められます。

子ども・若者一人一人の最善の利益が尊重された施策を推進するために、子ども・若者が自由に意見を表明し、自分に関わることやまちづくりに参加できる機会や居場所・仕組みを創っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■要保護児童対策地域協議会個別支援会議で協議した人数（人）	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
48	40

① 子ども・若者の人権の尊重

すべての子ども・若者がかけがえのない個性ある一人の人間として認められ、自己肯定感を育みながら成長できるような取組を推進します。

児童の虐待防止のため、家庭内の要因となる課題の解決に努め、関係機関と連携を図りながら継続的な支援を行います。

② 多様な困難を抱える子ども・若者への支援

子ども・若者が心身ともに健全に成長できるよう、学童期や思春期の悩みや不安に寄り添いつつ、いじめや犯罪から子どもを守る取組や、不登校*などさまざまな困難を抱えている子ども・若者を支援する取組を進めます。

また、近年課題となっているヤングケアラー*の支援についても、府内および関係機関との連携により解消を目指します。

③ 子ども・若者の意見表明・社会参画の推進

あらゆる場面で子ども・若者の意見が尊重され、学びや遊びを通じて自分らしく育つことができるような社会づくりを目指します。

- 【関連する個別計画等】
- ・朝霞市こども計画（令和7年度～令和11年度）
 - ・第5期朝霞市地域福祉計画（令和8年度～令和12年度）
 - ・第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（令和6年～令和8年度）
 - ・第3次朝霞市生涯学習*計画（平成29年度～令和8年度）
 - ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
児童虐待に関するセミナー・研修会開催回数(回)	6	6	7	7
ヤングケアラー*に関するセミナー・研修会開催回数(回)	0	0	1	1
児童館利用者アンケート実施回数(回)	6	6	6	6

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■こどもの居場所づくりを推進する団体数（団体） 青少年健全育成団体や学習支援団体、こども食堂・フードパンリー等、朝霞市こども計画に基づきながらのこどもの居場所づくりを推進した団体数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
30	33

(2) こども・若者が夢を想い描くための支援

主担当課：こども未来課

《現状と課題》

こども・若者が夢を描き、自己成長を遂げる環境の整備が重要な課題となっています。

近年の社会変化や生活環境の影響により、特に乳幼児や学童期のこどもたちは、豊かな体験を得る機会が減少しています。

遊びや学びを通じて自己肯定感を育むためには、地域内での安全で自由な遊び場や学習の場が必要ですが、十分な居場所の確保が難しくなっています。

このような課題に直面しているこども・若者が、安心して過ごせる居場所や多様な体験ができる機会を持ち、自分の夢を想い描くことができる環境づくりが必要です。

① 青少年育成事業の推進と自主的活動の促進

青少年健全育成に関する市民への啓発、関係団体への助成および支援、学校、事業所などの連携により、青少年の地域社会への帰属意識や社会参加意識を高めていくような機会の充実に努めます。

② こどもの体験活動の促進

本市で育つこども・若者が、将来にわたる夢を想い描くことができ、次世代を担う人材として「朝霞で育ってよかった」と実感してもらえるよう、こども・若者の生きる力を育むための事業を推進します。

③ こども・若者の居場所づくりの推進

こども・若者がより多くの友達や地域の方と出会い、交流することができるよう、児童館やプレーパークなど、こども・若者が安全で安心して過ごせる居場所づくりを進めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
ふれあい推進事業実施学校数(校)	5	5	5	4
児童館事業実施回数(回)	2,504	2,909	3,684	4,937
放課後子ども教室*実施学校数(校)	6	6	6	6

(3) 子育て家庭を支えるための環境整備

主担当課：健康づくり課（こども家庭センター）、
こども未来課

《現状と課題》

こども・若者が安心して育つための環境づくりが急務となっています。

特に、市外からの転入や共働き世帯の増加、核家族化が進む中で、子育てに関する支援が不足している現状が浮き彫りになっています。

妊娠前から幼児期・学童期・青年期に至るまでの切れ目のない支援体制の構築が不可欠です。

こども家庭センターなどのワンストップ*拠点を設置し、保護者一人一人に寄り添った伴走型の相談支援が重要です。

また、結婚応援や妊婦・出産支援、多子世帯応援等の取組のほか、新しく転入してきた家庭に必要な情報を確実に届けるなど、朝霞市で出産・子育てを選択していただける仕組みづくりが求められています。

《成果指標》①

指標名（単位）・説明	
■養育支援訪問事業（件） 虐待予防の観点から、育児不安・負担感により養育支援が必要な家庭に対し保健師・助産師等を派遣した件数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
12	24

《成果指標》②

指標名（単位）・説明	
■子育て世帯訪問支援事業の利用件数（件） 虐待予防の観点から、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭に対しヘルパー等を派遣した件数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
0	24

① ライフステージ*を通じた切れ目のない子育て支援の充実

子育て家庭が妊娠・出産から子育ての期間を通して、過度に不安や負担を感じることがないよう、手当や医療助成等で経済的負担を軽減するだけでなく、相談支援を充実させるなど、ライフステージ*に合わせた支援を行い、地域全体で温かく見守り支える環境づくりに取り組みます。

また、母子保健の充実に取り組むとともに、子どもの発育発達支援、未熟児支援、食育の推進などの課題にも取り組みます。

② 様々な困難を抱える子育て家庭への支援

障害の有無や家庭環境、経済的要因や言語などの違いにより、子どもが不利益とならず、子どもの持つ力や能力を最大限に伸ばしつつ、豊かで充実した生活が営めるよう、困難を抱える子育て家庭を支援します。

③ 子育てがしやすいまちづくりへの支援

子育てに関する情報を必要とする人に、わかりやすい情報提供と相談体制の充実に努めるとともに、子育て中の保護者同士が交流を持ち、子育ての悩みの解決や子育て経験者による助言、手助けを得られやすい環境整備など、地域の子育てネットワーク*づくりを推進します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
子育て包括支援センター開所日数(日)	265	266	267	265
ひとり親家庭等相談件数(件)	-	-	-	77
朝霞市ホームページサービスサイト「朝霞子育て応援サイト」更新回数(回)	12	12	12	12

(4) 幼児期等の教育と保育の充実

主担当課：保育課

《現状と課題》

共働き世代の増加や家族構成の変化に伴い、低年齢のうちから保育を必要とするニーズが高まっており、これまで保育所整備等を進めてきましたが、待機児童*の解消には至っていません。

特に1、2歳の低年齢児においては、保育所の利用が難しい状況が続く中、少子化傾向も見受けられることから、中長期的な施設の活用を意識した確保方策・施設整備を検討していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明
■保育園待機児童*数（人） 保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申込がされているが、利用できていない人数
現状値（R 6）
17
目標値（R 12）
0

① 質の高い教育・保育の充実

保育士や幼稚園教諭の資質向上を目指し、研修の機会を増やすとともに、安定した雇用により人材の確保を図るため、待遇の改善などに努めます。

② ライフスタイルに応じた子育て支援の充実

多様な子育て支援策として、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター*、延長保育*事業、一時保育*事業、休日保育事業、病児保育*事業などの充実に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
保育園職員研修（子育て支援センター、民間保育所等の参加を含む）実施回数(回)	4	4	4	4
子育て支援センター利用者数(人)	50,378	56,085	59,684	62,025



3 保健・医療

《目指す姿》

くらしの中から健康づくりへの関心が高まり、意識向上が図られ、多くの市民に健康づくり活動の輪が広がるとともに、市民ニーズに対応した保健サービス、健康増進事業、健康危機管理*体制などが展開され、健康長寿なまちを目指します。

また、国民健康保険・後期高齢者*医療・介護保険の被保険者が安心して医療サービスや介護サービスを受けられ健康な生活を送ることができるとともに、適切な年金の届け出を行い年金受給による安定的な生活を送れるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 健康づくりの支援

主担当課：健康づくり課、長寿はつらつ課、
保険年金課

《現状と課題》

生活習慣や社会環境が大きく変化し、さまざまな要因が私たちの心や身体に及ぼす影響により、健康への不安も増加してきています。

このような中、健康長寿社会を目指すためには、市民の健康への意識向上を図り、市民一人一人が、主体的に健康づくりに取り組める活動の輪が広がることへの支援が求められています。

ライフステージ*ごとに健康の保持増進のための健診や相談などの支援体制を展開し、市民がより健康な生活を送れるよう、保健サービス体制を進めていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■健康寿命*（年）	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
男 18.13 女 21.15	男 19.41 女 21.83

① 健康づくり活動の促進

すべての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な朝霞の実現のために、健康で自立して暮らすことのできる期間である健康寿命*の延伸に市民・地域・事業者と協力して取り組みます。

② 保健事業の充実

各種健（検）診や健康教育、健康相談などの充実を図り、生活習慣病*などの予防に取り組みます。

国民健康保険被保険者の健康の保持・増進のため、特定健康診査*の受診勧奨や重症化予防対策事業等の保健事業の推進を図ります。

③ 歯科保健の充実

歯・口腔の健康は、健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしています。

生涯にわたる歯・口腔の健康を実現するためには、各ライフステージ*に対応した歯科保健事業に取り組みます。

④ 精神保健の充実

複雑な社会においては、精神保健の充実が求められています。健康相談や健康教育などを通じ、心の健康づくりの推進に取り組みます。

自殺予防対策の充実に向けて、関係機関との連携に取り組みます。

【関連する個別計画等】

- ・あさか健康プラン21（第3次）（令和6年度～令和18年度）
- ・第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（令和6年度～令和11年度）
- ・第4期朝霞市特定健康診査*等実施計画（令和6年度～令和11年度）
- ・第2期朝霞市自殺対策計画（令和7年度～令和11年度）
- ・朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年度～）
- ・第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）

⑤ 健康増進センターの活用

温水プール、リフレッシュルーム、トレーニングルームなどの施設の活用と、各種運動教室の事業展開を図ることで、こどもから高齢者までの市民の健康づくりに努め、安全・安心な施設運営と適切な維持管理を行います。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■予防接種率（A類）（%） 感染力や重篤性の大きさから発生および蔓延予防に比重を置いたA類疾病に対する予防接種の接種率	
現状値（R6）	目標値（R12）
92.6	95.0

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
国民健康保険特定健康診査受診率（%）	42.4	43.4	46.5	46.9
3歳児健診におけるう蝕（むし歯）がない者の割合（%）	93.2	94.7	93.8	95.7
こころの健康相談の実施回数（回）	10	9	8	11
健康増進センター施設入場者数（人）	193,686	209,702	220,606	249,269

（2）健康危機管理・地域医療の充実

主担当課：健康づくり課

《現状と課題》

健康危機が発生した際、市民の健康を守るために関係機関と連携し、その拡大を可能な限り抑制するとともに、予防接種など感染症の発生予防やまん延防止に努めることが求められています。

安心して適切な医療を受けられるよう、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関と連携を図り、市民に対して、医療に関する情報を提供し、地域医療体制の維持、充実に努めていく必要があります。

① 健康危機管理*の充実

新型コロナウイルスなどの感染症や熱中症などについて、市民に対して情報提供を行い、関係機関と連携し、発生予防および感染拡大防止に取り組みます。

災害時の対策として救護所や災害時医療救護マネジメントセンターの設置・運営に取り組みます。

② 予防接種の充実

感染症の発生・予防および拡大防止を図るため、各種予防接種の接種機会を安定的に確保するとともに、接種率の向上に努めます。

市民に対し予防接種の有効性などについての正しい情報を周知します。

③ 地域医療体制の充実

市民が適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関と連携しながら、在宅医の当番制度や病院の輪番体制、小児の救急体制を確保し、救急医療体制の充実および休日・夜間診療の充実に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
熱中症警戒アラート発表回数(回)	1	11	25	23
在宅当番医制の受診者数(人)	1,113	1,208	1,698	1,695

(3) 保険事業等の適正な運営

主担当課：保険年金課、長寿はつらつ課

《現状と課題》

【国民健康保険制度】

被保険者数の減少や医療費の増加、年齢構成が高い状態が続いている中、制度を取り巻く環境が厳しい状況にある中、一人当たり医療費も増加傾向にあることからも、被保険者が安心して医療を受けることができるよう制度運営の安定化が求められています。

【後期高齢者*医療制度】

高齢化の進展による被保険者数の増加に伴い、医療費が増加傾向にあることから、埼玉県後期高齢者*医療広域連合が安定した制度運営を実施できるよう、医療費の適正化に関する周知等の支援が必要です。

【国民年金制度】

少子高齢化が進む中で、老後の生活の安定や、万一障害を負ったときにも安心して暮らすことができるよう、適切な加入と負担が求められることから、広報や年金相談等を通じて、制度を正しく理解してもらい適正な届け出等を行っていただく必要があります。

【介護保険制度】

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間での整備を目指していた「定期巡回・随時対応型訪問介護看護*」については開設することができましたが、「看護小規模多機能型居宅介護*」については開設することができていませんので、引き続き、地域密着型サービス事業所の適切な整備を推進していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市レセプト点検による過誤調整の効果額（円） 医療機関等から送付される朝霞市国民健康保険の診療報酬明細書（レセプト）の内容点検により、請求の誤りを指摘・適正化した金額	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
6,965,000	8,000,000

① 国民健康保険制度の円滑な運営

国民健康保険の加入脱退などの資格管理や保険税の賦課、保険給付を行います。

② 後期高齢者*医療制度の運営支援

後期高齢者*医療制度の理解を促進とともに、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、また、埼玉県後期高齢者*医療広域連合が安定した保険財政の運営が図られるよう支援します。

③ 国民年金制度の推進

国民年金制度を市民が正しく理解し、適正な年金受給につなげるように、日本年金機構と連携を図り、情報提供や相談体制の充実を図ります。

④ 介護保険制度の適切な運営

住み慣れた地域の中で、適切な介護サービスの維持・確保のために、サービス基盤および人的基盤の整備を進めます。

介護事業者に対する支援を推進するとともに、介護人材の確保や業務効率化に向けた取組の強化を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
国民健康保険レセプト点検枚数(枚)	367,611	362,236	360,371	354,996
国民健康保険被保険者数(人)	23,855	22,624	22,160	21,201
後期高齢者*医療被保険者数(人)	14,200	14,830	15,310	15,751
年金相談者数(人)	47	58	63	71
介護保険賦課徴収の収納率(%)	98.2	98.2	98.1	98.2

イラスト・写真等

第3章 教育・文化

イラスト・写真等

第3章 教育・文化

《基本構想（将来像実現のための基本方向）とこの章の施策のつながり》

「安全に、安心して暮らせるまち」に向けて

子どもが安全に、安心して育つことができる環境づくりのため、いじめ・不登校*対策や、子どもの人権を尊重した教育を推進します。

また、地域との連携し、子どもを見守る体制の充実に努めます。

「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」に向けて

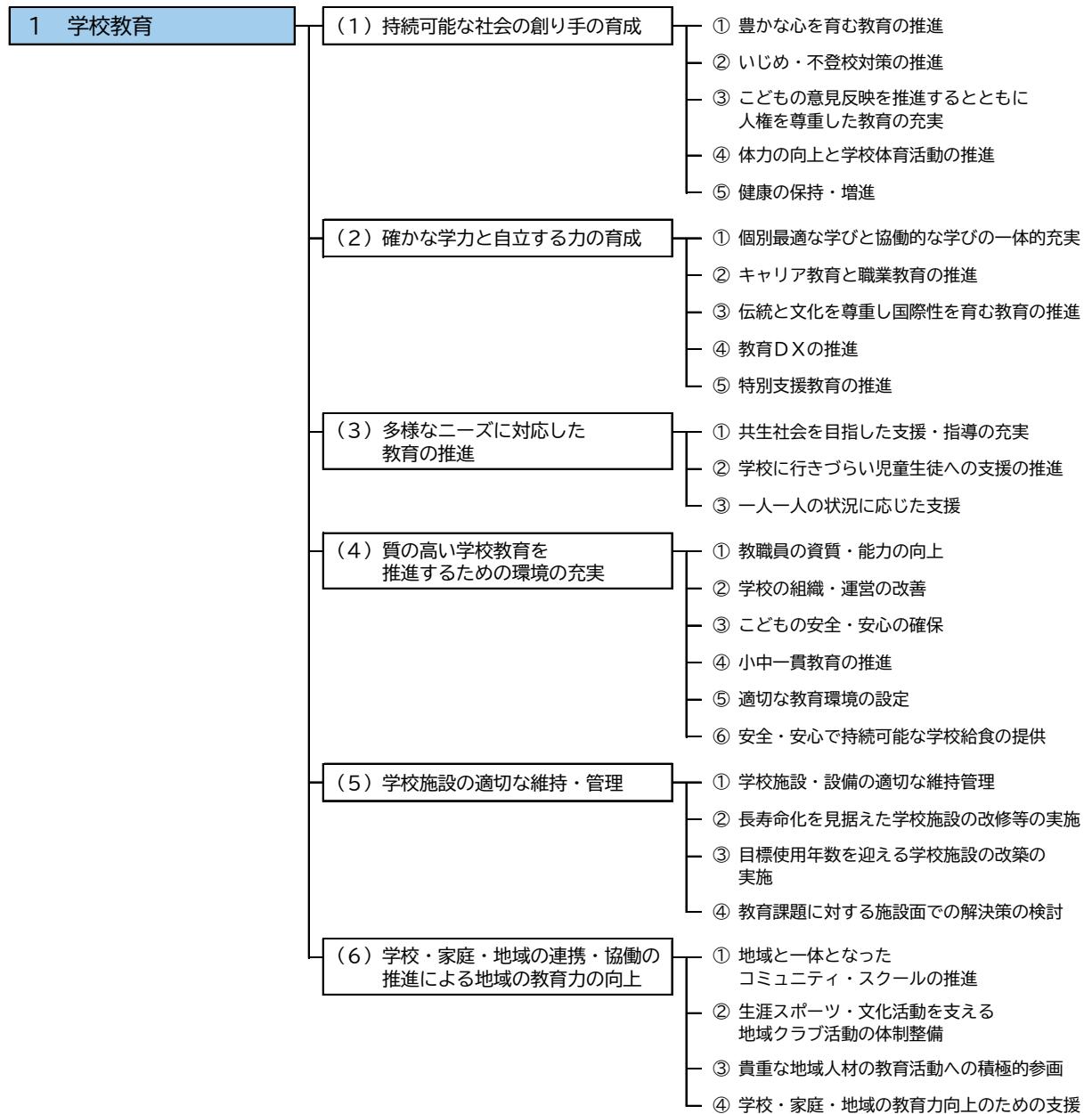
子どもたちが豊かな心と健やかな体を育むよう、質の高い学校教育の充実に努めます。

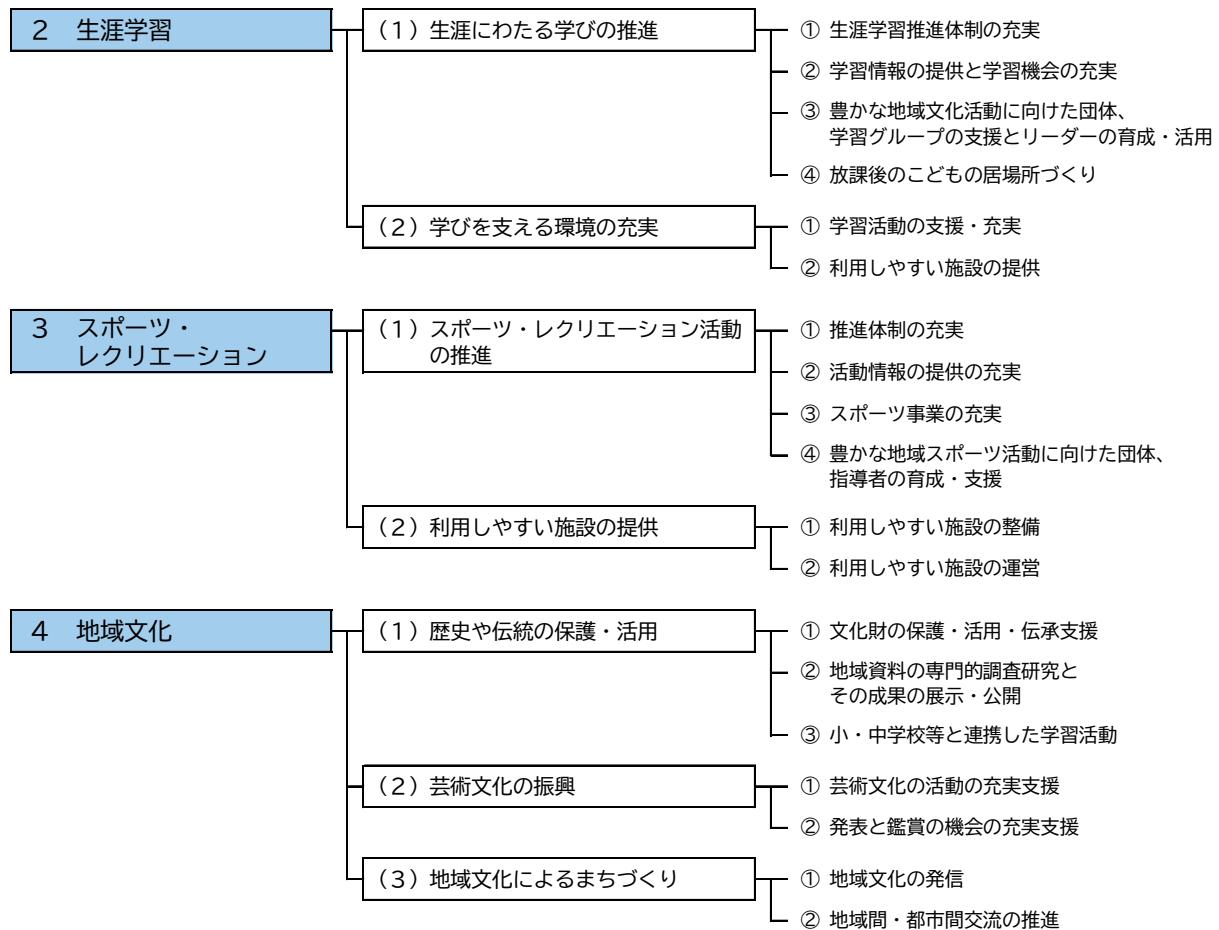
また、市民ニーズを踏まえた生涯学習*活動などの支援や歴史や伝統文化の次世代への継承を展開するとともに、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりを進めます。

「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」に向けて

快適な学習環境づくりや、市民活動の活性化のため、学校施設や生涯学習*施設について必要な補修・改修等を進めます。

また、「彩夏祭」などの地域イベントや地域間・都市間交流を推進し、まちの活性化を図ります。





イラスト・写真等



1 学校教育

《目指す姿》

こどもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより持続的な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働*し、地域全体の教育力が向上していくまちを目指します。

具体的な施策

(1) 持続可能な社会の創り手の育成

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。

こどもが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識をしっかりと育むことが大切です。

また、不登校*児童生徒の背景や家庭の考え方方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残さない教育を進めていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査における「将来の夢や目標をもっていますか。」の回答状況（%） 将来の夢や目標を「もっている」または「どちらかといえばもっている」と回答した児童・生徒の割合	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
79	100

① 豊かな心を育む教育の推進

体験活動を取り入れた教育を充実させるとともに、道徳教育と読書活動の充実を図り、自己肯定感の向上を図ります。

規律ある態度のほか、協働*性を育成し、豊かな心を育みます。

② いじめ・不登校*対策の推進

各学校の現状に応じて、いじめ防止基本方針の策定と見直しを図っていきます。

組織的かつ迅速で、きめ細やかな相談体制の構築に努めます。

③ 子どもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実

学校教育全体を通して、子どもの意見を聴取し、教育活動に反映するとともに、人権感覚を養う取組を行っていきます。

併せて、府内の関係課と連携した人権教育を推進していきます。

④ 体力の向上と学校体育活動の推進

各学校における新体力テストの結果に基づき、体力向上につながる取組を実施していきます。

体力向上推進委員会を核とした体育授業研究会を実施し、体育・保健体育科における指導力の向上に努めています。

⑤ 健康の保持・増進

健康診断を実施して児童生徒・教職員の健康の保持・増進を図ります。

【関連する個別計画等】

- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・朝霞市学校施設長寿命化*計画（令和8年度～令和47年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
教育委員会アンケート「学習することが楽しい」の回答A Bの割合(%)	-	-	-	82
いじめの解消率（小学校／中学校）(%)	小学校 100.0 中学校 94.4	小学校 100.0 中学校 96.3	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 97.4 中学校 98.0
人権作文*応募者数(人)	8,984	9,287	9,453	9,563
新体力テスト総合評価ABCの割合（小学校／中学校）(%)	小学校 74.8 中学校 82.1	小学校 74.4 中学校 81.2	小学校 74.7 中学校 80.1	小学校 72.1 中学校 82.8
むし歯のうち治療を終えた歯の数の割合（小学校／中学校）(%)	小学校 74.9 中学校 73.9	小学校 78.4 中学校 72.7	小学校 78.3 中学校 76.5	小学校 75.2 中学校 77.3

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」達成状況（教科） 埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」が県平均を上回った教科数（小5・6、中1・2：国語・算数および数学、中3：国語・数学・英語） ※ 11教科中の達成数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
11/11	11/11

① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

指導の個別化および学習の個性化を図ることにより、一人一人の資質・能力を高める教育を進めています。

また、他者と協働*して異なる考えを組み合わせながら、課題を解決できる力を育てます。

② キャリア教育*と職業教育*の推進

小学生は、多様な職業に触れる機会を設定しています。

中学生は、社会体験チャレンジの内容等を充実しています。

併せて、キャリアパスポートの活用を促進しています。

③ 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

各学校の実態に応じた伝統文化や国際理解に関する、総合的な学習の時間における年間指導計画を充実しています。

(2) 確かな学力と自立する力の育成

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりととした認識を持つよう支援しています。

今後は、SNS*をはじめとするさまざまな情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とする子どもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

④ 教育DX*の推進

教育におけるデジタル基盤を整備し、データを利用することによって、すべての子どもたちの力を最大限に引き出すためのきめ細かな支援に取り組んでいきます。

具体的にはA I *搭載ドリルの活用のほか、子どもたちがタブレット端末を活用して主体的に学び、多様な他者とつながって学習を深めていくなど、自ら計画を立て、課題解決を進めしていくことのできる「自立した学習者」を育成します。

また、校務支援システムにより、教職員の業務の効率化を図るとともに、個々の成長の記録を蓄積することにより、生徒指導を充実させていきます。

⑤ 特別支援教育の推進

教職員を対象とした、特別支援教育の研修を充実していきます。

また、子ども一人一人の障害や特性に応じた就学支援を推進していきます。

生活や学習上の困難を改善し、児童生徒の持つ力を伸ばすために個に応じた適切な指導・支援を行っていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
全国学力・学習状況調査*における平均正答率を上回った科目数（小学校 2／中学校 3）(科目)	小学校 2 中学校 3	小学校 2 中学校 3	小学校 2 中学校 3	小学校 2 中学校 3
職業体験施設数(施設)	-	318	334	318
文化財・博物館の利用やその資料を活用した回数(回)	17	16	13	13
教職員が授業でI C T*を活用して指導する能力(%)	83.58	70.83	85.28	84.90
通常の学級における特別な配慮を要する児童に係る個別の支援計画の作成率(%)	-	-	-	100

(3) 多様なニーズに対応した教育の推進

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

特別な支援を必要とする子どもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

また、子どもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくことが求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■学校に行きづらい児童生徒へのI C T*支援実施率(%)	
学校に行きづらい児童生徒にA I *ドリル等を通して教育を継続するなどI C T*支援を実施した割合	
現状値（R6）	目標値（R12）
35	90

① 共生社会*を目指した支援・指導の充実

共生社会*の形成に向け、子どもたちがそれぞれの長所を認め合い、互いに高めあう教育を取り組みます。

また、各種支援員による、個に応じた指導・支援を充実させるとともに、多様な学びの場を整備することにより、インクルーシブ教育*を進めています。

② 学校に行きづらい児童生徒への支援の推進

近年、さまざまな背景を持つ子どもが増加傾向にあることから、家庭・地域・関係機関との連携を図りながら、居場所づくりを進めています。

また、個に寄り添った相談体制が充実するよう努めます。

③ 一人一人の状況に応じた支援

子どもを取り巻くさまざまな環境を鑑みた支援（就学援助、入学金貸付、日本語指導・医療的ケア・ギフテッド*・ヤングケアラー*への対応等）を行っていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
通常学級における特別な支援をする児童支援員の活用回数(回)	3,691	3,764	3,764	3,637
通級指導教室・特別支援学級の充足率(%)	100	100	99	98
学校に行きづらい子どもが、教室以外の学ぶ場につながっている割合（オンライン、フリースクール、適応指導教室等）(%)	-	-	-	35

(4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

主担当課：教育指導課

《現状と課題》

変化の激しい社会をたくましく生きることもを育むため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、児童生徒のニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

児童生徒の健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■教育委員会アンケート（こども対象）において「学校はICT*を活用した教育を推進している」の回答状況 (%)	
学校のICT*を活用した教育の推進について「そう思う」または「どちらかというとそう思う」と回答した児童・生徒の割合	
現状値（R6）	目標値（R12）
86	90

① 教職員の資質・能力の向上

教職員一人一人が果たすべき使命をしっかりと意識し、誇りと気概を持って職務に励むよう、県教育委員会の示す「不祥事防止研修プログラム」を活用したり、教科指導や学級経営等における専門的な知識を持った外部講師を招聘したりするなどして、教員研修を充実させていきます。

② 学校の組織・運営の改善

県教育委員会と連携して、代替を含む教職員の適正配置に努めるとともに、業務の効率化を図り、時間外勤務等の削減等により、学校における働き方改革を進めます。

③ こどもの安全・安心の確保

交通指導員を配置し、立哨指導することで児童生徒が安全に登下校できるよう努めます。

さまざまな災害を想定し、自分の命は自分で守る術を学ぶ避難訓練を実施していきます。

④ 小中一貫教育の推進

9か年を見通した教育課程の作成を進めています。

さらに、幼稚園・保育園・小学校・中学校の連携を強化し、丁寧に接続していくことで、切れ目のない支援を行っていきます。

⑤ 適切な教育環境の設定

児童生徒が効果的・効率的に学習ができるよう、教材や図書、通信ネットワーク*等の整備を図ります。

⑥ 安全・安心で持続可能な学校給食の提供

保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安全・安心な給食の維持に努めます。

学校給食センターの正規調理員が減少していく中、学校給食センターの適切な運営を検討します。

老朽化していく学校給食センターの施設・設備および自校給食室の設備の適切な維持管理・更新を行っていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
県から表彰された教職員（はつらつ・れんたつ先生）の人数（人）	0	1	1	1
時間外在校等時間が年360時間以内かつ、年間を通じ月45時間以内の教職員の割合（%）	-	-	39.5	45.0
立哨実施箇所事故件数（件）	1	0	0	0
中学校区ごとのふれあい推進会議の開催回数（年）	3	16	18	18
校務用LAN稼働率（小学校／中学校）（%）	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 100.0 中学校 100.0	小学校 97.1 中学校 95.9	小学校 100.0 中学校 100.0

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■学校施設長寿命化*計画の進捗率（%）	
学校施設長寿命化*計画に基づく進捗率	
現状値（R6）	目標値（R12）
—	12.5

① 学校施設・設備の適切な維持管理

標準耐用年数を超えた設備については、改修を計画的に実施します。

また、設備機器等の保守点検や法定検査を実施します。

維持管理上必要な清掃業務や保安管理を行うとともに、学校運営に必要な光熱水費や土地借上げを行います。

② 長寿命化*を見据えた学校施設の改修等の実施

学校施設長寿命化*計画に基づき、計画的に改修等を実施します。

改修等の実施に当たり、バリアフリー*化など改修方法について検討します。

③ 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施

学校施設長寿命化*計画に基づき、目標使用年数（80年）を迎える学校施設について、改築を実施するため改築基本構想に着手し、改築時期、改築対象校舎、改築規模、目指す教育の実現に必要な施設形態などについて検討します。

④ 教育課題に対する施設面での解決策の検討

過大規模校、不登校*対策、プール指導のあり方などの教育課題に対する施設面での解決策を検討します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
指摘事項改善率（小学校／中学校）（%）	小学校 51 中学校 56	小学校 51 中学校 56	小学校 50 中学校 50	小学校 58 中学校 56
学校施設長寿命化*基本方針に基づく着手校（-）	-	二中設計	二中工事 ・ 十小設計	十小工事
長寿命化*基本計画に基づく改修等の着手校（校）	-	-	-	1
目標使用年数を迎える教育施設についての検討（-）	現状分析	現状分析	現状分析	長寿命化* 計画への 改訂着手
教育課題に対する施設面での検討（-）	検討	検討	検討	検討

(6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

主担当課：教育管理課

《現状と課題》

各学校に学校運営協議会*が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働*による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校においてさまざまな専門的分野の知識や技能を有する市民と協議のうえ、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域移行については、国のガイドラインを基に、関係課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■学校評価における地域連携に係る項目の回答状況（%）	
学校関係者評価（4段階）のうち、地域連携に係る項目（2項目）においてA（当てはまる）と回答された割合	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
56.66	80

① 地域と一体となったコミュニティ・スクール*の推進

地域の人々と目標やビジョンを共有し、「地域とともににある学校」を構築するとともに、学校を核とした協働*の取組を通じ、地域の将来を担う人材を育成します。

② 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備

中学校の部活動を地域クラブ活動に移行していくため、関係機関や庁内の各課と連携し、体制を整備します。

③ 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画

経験豊富な地域人材を確保し、積極的に学校教育に携わる取組を通して、魅力ある学校づくりを推進します。

④ 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

家庭や地域の教育力の向上を図るため、保護者や子育てに関する関係団体、地域住民の活動を支援します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
学校運営協議会*研修会の参加者数(人)	0	58	48	43
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	52
学校教育に携わる地域の方の人数（部活動除く）(人)	881	1,041	1,283	1,993
家庭教育学級参加者数(人)	723	321	449	326



2 生涯学習

《目指す姿》

市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたつて行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 生涯にわたる学びの推進

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

デジタル化が進展する社会において、ＩＣＴ*等を活用した効果的な生涯学習*が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。

平日の放課後や長期休業期間中にこどもが安心してさまざまな学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。

こどもたちが将来にわたって、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携した文化クラブ活動に向けた支援が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■事業参加者満足度（%）	
生涯学習*各種事業における満足度	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
93.4	95.0

① 生涯学習*推進体制の充実

各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習*体制の整備充実を図ります。

市民の生涯学習*活動への積極的な参加を促し、地域における学びのネットワーク*づくりを支援します。

② 学習情報の提供と学習機会の充実

市民の学習ニーズに応えた学習や情報の提供を行うとともに、活動の場の充実を図り、ＩＣＴ*等を活用した「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学べる生涯学習*環境の整備を進めます。

③ 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用

市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成と活用を進め、家庭・学校・地域、さまざまな団体との連携による取組を推進します。

公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進めていきます。

④ 放課後のこどもの居場所づくり

平日や長期休業期間中のこどもたちの学びや居場所づくりのため、学校の余裕教室等を活用し、放課後子ども教室*の充実を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
事業参加者数(人)	36,898	31,723	24,996	24,700
生涯学習*体験教室開催テーマ数(テーマ)	22	30	30	22
放課後子ども教室*実施学校数(校)	6	6	6	6
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	52

【関連する個別計画等】

- ・第3次朝霞市生涯学習*計画（平成29年度～令和8年度）
- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）
- ・第4次朝霞市立図書館サービス基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第4次朝霞市子ども読書活動推進計画（令和8年度～令和12年度）

(2) 学びを支える環境の充実

主担当課：中央公民館、図書館、文化財課
《現状と課題》

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習*活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習*事業の参加者総数（人）	
公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習*事業の参加者総数	
現状値（R6）	目標値（R12）
24,700	40,000

① 学習活動の支援・充実

市民の学習活動の拠点となる公民館、図書館および博物館は、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。急速に進む情報通信機器の普及によるデジタル化への対応を含め、学校などとも連携しながら多様化する学習ニーズを把握し、社会的課題に対応した事業（講座・講演会）を実施します。

誰もが気軽に利用でき、生涯学習*の拠点となるよう司書や学芸員などの専門職を配置し、職員研修を通じた職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

② 利用しやすい施設の提供

市民が行う生涯学習*活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会が保てるよう計画的な改修等を進めるとともに、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
公民館利用率(%)	59.4	63.6	61.8	65.3
博物館企画展示等開催回数(回)	7	7	7	7
図書館利用者満足度(%)	92.6	84.0	83.3	89.3



3 スポーツ・レクリエーション

《目指す姿》

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

具体的な施策

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

スポーツ・レクリエーション活動*は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

子どもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■週1回以上スポーツを行っている人の割合 (%) スポーツに関するアンケート調査で週1回以上スポーツを行っている人の割合 ※「スポーツ」には、ウォーキングや体操、レクリエーション活動*などを含む	
現状値（R 6）	
51.2	目標値（R 12）
60.0	

① 推進体制の充実

市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しむことで、健康でいきいきとした生活を送れるよう、スポーツ関係団体や学校・民間企業などと連携し、スポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

② 活動情報の提供の充実

広報紙、ホームページのほか、SNS*など多様な伝達手段を活用し、積極的な情報発信に努めます。

③ スポーツ事業の充実

多くの市民がスポーツ・レクリエーションに親しむきっかけとなるよう、市民やスポーツをする方の声を聴きながら、スポーツ事業の充実を図ります。

④ 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援

あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加できるように、地域・学校および関係団体と連携して活動の指導者の育成・支援を図るとともに、団体の活動を充実させるための取組を進めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
市民スポーツ大会参加者数(人)	-	3,000	5,000	5,500
スポーツ教室・大会の開催回数(回)	5	8	10	8
スポーツ教室・大会の参加者数(人)	343	1,335	1,220	1,251
種目別大会の種目数(種目)	14	17	21	22
部活動に携わる地域の方の人数(人)	20	29	41	52

【関連する個別計画等】

- ・第2期朝霞市スポーツ推進計画（令和3年度～令和12年度）
- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第3次朝霞市生涯学習*計画（平成29年度～令和8年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

(2) 利用しやすい施設の提供

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化*改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■スポーツ施設（14施設）の利用率（%） 総合体育館・野球場・陸上競技場・テニスコートなど、市の主要スポーツ施設の平均利用率	
現状値（R6）	目標値（R12）
59.9	63.0

① 利用しやすい施設の整備

老朽化したスポーツ施設の計画的な改修を進めるとともに、誰もが安全・快適に利用できるよう、施設のユニバーサルデザイン*化を推進します。

② 利用しやすい施設の運営

誰でも気軽に利用しやすいスポーツ施設を目指し、利用者の声を反映した運営や予約システムの適切な運用を行うことなどにより、サービスの向上と効率的な管理運営に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
総合体育館利用者数（人）	138,343	260,627	333,362	350,596
公園体育施設利用者数（人）	424,041	631,497	693,204	602,430



4 地域文化

《目指す姿》

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 歴史や伝統の保護・活用

主担当課：文化財課

《現状と課題》

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を深めていくことが必要です。

学校との密接な連携により、こどもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ*化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■文化財課が行う事業に対する満足度（%）	
博物館・旧高橋家住宅*で行う展示・事業に対する満足度	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
88	70

① 文化財の保護・活用・伝承支援

重要文化財旧高橋家住宅*をはじめ、市内に残されているさまざまな文化財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っていきます。

② 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について、学芸員等が専門的・科学的に研究を行い、その成果を展示や講座で提供していきます。

調査成果を刊行物やデジタルアーカイブ*化し、継続的に研究成果が多くの媒体で使用できるように努めています。

③ 小・中学校等と連携した学習活動

小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館や埋蔵文化財センターを利用するなど、学校教育の中のさまざまな場面で各施設を利用してもらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習できるよう、積極的に学校教育との連携を図っていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
県・市指定文化財件数(件)	34	34	34	34
文化財保護関係団体の事業開催回数(回)	0	1	5	5
埋蔵文化財調査報告書作成件数(件)	2	3	2	3
博物館を利用した学校団体数(団体)	19	23	26	24

【関連する個別計画等】

- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第3次朝霞市生涯学習*計画（平成29年度～令和8年度）
- ・朝霞市教育大綱（令和8年度～令和12年度）

(2) 芸術文化の振興

主担当課：生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

さまざまな分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■文化祭入場者数（人）	
朝霞市文化祭への入場者数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
8,496	9,500

① 芸術文化の活動の充実支援

各芸術文化団体やグループ等と協働*し、市民とともに参加しやすい文化事業を開催します。

芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

② 発表と鑑賞の機会の充実支援

文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつながることから、こどもから地域の学生、高齢者、また障害者等すべての方が参加できる文化事業を開催します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
朝霞市芸術文化展延べ参加者数(人)	932	2,000	3,364	3,117
市民芸能まつり延べ参加者数(人)	-	340	455	523

(3) 地域文化によるまちづくり

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。

人口の流入出が多い都心の住宅都市である本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壌です。

このため、今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元に愛着と誇りをもてるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ*」、「どんぶり王選手権」などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題となっています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数（人）	
朝霞市民まつり「彩夏祭」への来場者数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
730,000	730,000

① 地域文化の発信

朝霞市民まつり「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ*」、「どんぶり王選手権」などの地域文化や郷土芸能などを、朝霞の魅力として市内外に知ってもらうためPR*に努めます。

② 地域間・都市間交流の推進

市独自の文化を大切にし、より豊かな地域文化を育みます。

「彩夏祭」や「農業祭」への交流自治体の参加や交流先の地域イベントの市内開催など、活性化している地域間・都市間の交流をさらに推進し、まちの活性化を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数(万人)	-	35	99	73
災害時相互応援協定締結 市相互交流回数(回)	28	41	47	46

第4章 環境・市民生活・コミュニティ

イラスト・写真等

第4章 環境・市民生活・コミュニティ

《基本構想（将来像実現のための基本方向）とこの章の施策のつながり》

「安全に、安心して暮らせるまち」に向けて

市民が安全に、安心して消費生活を送れるよう、消費者被害の未然防止と迅速な被害回復に努めます。

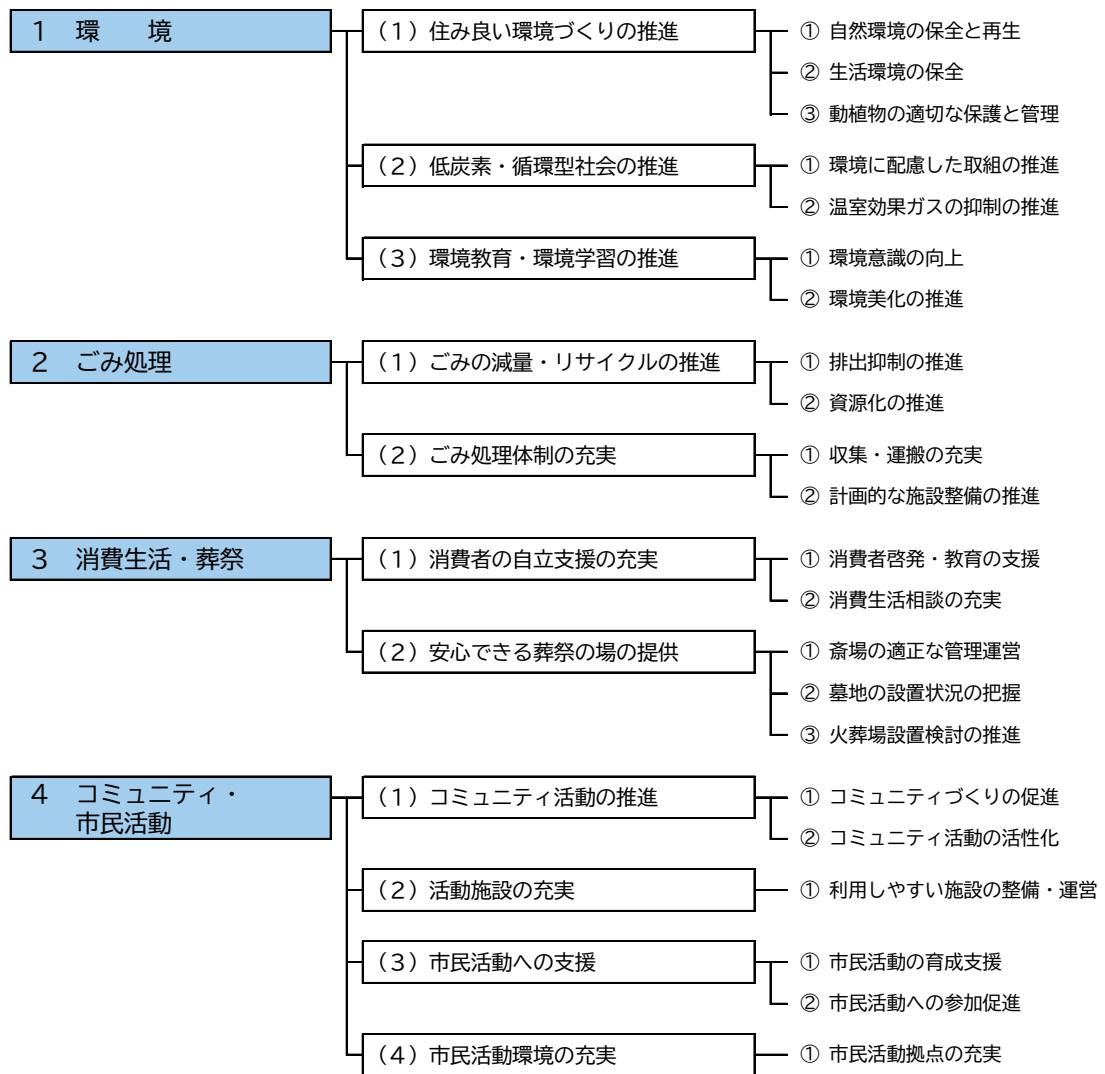
「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」に向けて

誰もが恵まれた自然環境の中で住み続けられるよう、環境負荷の低減、低炭素・循環型社会*の構築、3R*の推進などにより、持続可能な社会の構築を目指します。

また、人と人とのつながりがある住みやすい環境づくりのため、自治会など、地域コミュニティ活動の活性化を促します。

「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」に向けて

快適に暮らせる生活環境を保全できるよう、水質、大気などの状況を継続的に捉え、自然環境の保持に努めます。



1 環境

《目指す姿》

本市の魅力である豊かな緑と水辺が守り育まれ、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。

また、環境への負荷が少なく、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。

具体的な施策

(1) 住み良い環境づくりの推進

主担当課：環境推進課

《現状と課題》

安全・安心の生活環境を保全するため、本市における水質、大気などの状況を継続的に捉えるとともに、騒音、振動、悪臭などの公害対策にも引き続き取り組んでいく必要があります。

また、本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林*などの自然環境をこれからも保全する必要があります。

さらに、ペットの適正飼育や動植物の保護管理、有害鳥獣、害虫などからの被害対応など、多様な生物と市民が共生するための対応が必要となります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■典型7公害苦情を受け付け、指導・要請した結果、是正された件数（件）	
環境基本法で定義されている、騒音・振動・悪臭などの典型7公害に対する苦情に対して、指導や要請を行った結果、是正された件数	現状値（R 6）
4	目標値（R 12）
5	



① 自然環境の保全と再生

本市の魅力である豊かな自然環境を守るために、市民や市民団体と協働*しながら、緑化の推進や農地、樹林などの緑地の保全および水辺の生態系の保全、河川の水質向上に努めます。

② 生活環境の保全

きれいな空気、水、土を保全し、住み良いまちにするため、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、悪臭の防止などに努めます。

③ 動植物の適切な保護と管理

ペットの適正な飼育を呼びかけるとともに、飼い犬の登録や狂犬病予防注射の啓発を行います。

鳥獣の保護や外来生物の防除、害虫の駆除など動植物と市民が共生していくために、適切な環境の保全を目指します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
保護地区面積(ha)	8	8	7	7
河川水質調査結果（黒目川・BOD基準値5mg/ℓ）(mg/ℓ)	0.8	0.7	0.9	0.7
大気調査結果（市内平均・二酸化窒素基準値0.06ppm）(ppm)	0.06以下	0.06以下	0.06以下	0.06以下
狂犬病予防注射接種率(%)	64.8	64.5	62.6	65.3

(2) 低炭素・循環型社会の推進

主担当課：環境推進課、資源リサイクル課

《現状と課題》

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの増加は、気候変動を引き起こし、生態系にも大きな影響を与えています。

持続可能な社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識のもと、相互に連携を深め、環境への負荷の少ない活動を推進するとともに、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことが必要となります。

【関連する個別計画等】

- ・第3次朝霞市環境基本計画（令和4年度～令和13年度）
- ・朝霞市地球温暖化推進対策実行計画（区域施策編）（令和4年度～令和12年度）
- ・朝霞市気候変動適応計画（令和4年度～令和13年度）
- ・朝霞市みどりの基本計画（改訂版）（令和8年度～令和17年度）

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■温室効果ガス排出量の削減率（%） 市域から排出されるCO ₂ *排出量の削減率 (H25年度比)	
現状値（R6）	目標値（R12）
23.2	46.0

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■環境美化ポスターの応募者数（人） 市内の小学生（3、6年生）を対象に、環境美化をテーマに募集しているポスターの応募者数	
現状値（R6）	目標値（R12）
272	200

① 環境に配慮した取組の推進

市の事業における環境負荷の低減に取り組むとともに、市民一人一人が身近に実践できる資源の有効活用などに関する情報を提供します。

リサイクル商品の普及やリユースの促進、分別の徹底など、3R*活動を積極的に進めます。

② 温室効果ガスの抑制の推進

温室効果ガスの排出抑制に向け、市有施設におけるエネルギー消費の効率化を図るなど、市が率先して取り組むとともに、家庭や事業所での省エネルギー対策や太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用を促進し、地球環境の保全を推進します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
創エネ・省エネ設備設置費補助の延べ件数(件)	1,097	1,149	1,215	1,285
電気自動車用急速充電器の利用件数(件)	144	1,072	1,727	1,667

① 環境意識の向上

市民、事業者が環境に対する理解をさらに深められるよう、情報提供を行うとともに、環境施策に関する報告書の発刊やイベントの開催を通して、環境教育や学習の機会を提供します。

生物多様性*の重要性に関する情報を発信するなど、理解と普及啓発に努めます。

② 環境美化の推進

きれいなまちづくり運動、路上喫煙防止、ポイ捨てや不法投棄の防止など、モラルの向上に関する取組を進めながら、市民、事業者の自主的な環境美化活動を支援します。

市民団体や関係機関と連携し、不法投棄などの対策の充実に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
環境施策に係る報告書の発行種類(種類)	2	2	2	2
きれいなまちづくり運動のごみ回収量(t)	23.99	44.20	37.59	38.97

(3) 環境教育・環境学習の推進

主担当課：環境推進課

《現状と課題》

市全体の環境保全に向けて、市民一人一人の身近な環境への配慮が重要であり、環境保全への理解を進めることが必要となります。



2 ごみ処理

《目指す姿》

市民、事業者、行政の三者の協働*により、ごみの排出量の抑制と、ごみの再資源化への理解が進み、さらなる「低炭素・循環型社会*」の構築が推進されているまちを目指します。

具体的な施策

(1) ごみの減量・リサイクルの推進

主担当課：資源リサイクル課

《現状と課題》

ごみの減量化および再資源化をさらに推進するため、市民・事業者・行政の3者が連携して、3R*（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市民一人当たりごみ排出量 (g/日)	
生活系ごみ（家庭ごみ）の市民一人当たりの排出量 (g/日)	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
524	438

① 排出抑制の推進

循環型社会*の構築に向けて、市民、事業者、行政の連携・協働*により、ごみ排出量の削減に努めます。

② 資源化の推進

資源物のリサイクルを促進するため、分別収集の徹底を図り、集団資源回収を推進することにより、資源物回収の促進に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
家庭ごみ総排出量(t)	31,430	30,453	29,344	28,851
事業ごみ総排出量(t)	7,133	7,372	7,241	7,354
資源化量(t)	8,985	8,220	8,232	7,979

(2) ごみ処理体制の充実

主担当課：資源リサイクル課

《現状と課題》

朝霞和光資源循環組合による令和12年度（2030年度）のごみ広域処理施設稼働に向けて、和光市、組合と協議を継続する必要があります。

併せて、既存施設の延命化を実施する必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■ごみ焼却処理施設の稼働率 (%)	
ごみ焼却処理施設が完全停止でない日の割合 (%)	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
98.36	95以上

① 収集・運搬の充実

市民の快適で衛生的な生活を確保するため、ごみ排出状況に対応した効率的な収集・運搬体制を構築し、適正なごみ処理を行うとともに、朝霞地区一部事務組合で実施している、し尿処理事業が円滑に進むよう支援します。

【関連する個別計画等】

- ・第6次朝霞市一般廃棄物処理基本計画（令和6年度～令和15年度）
- ・ごみ処理広域化基本構想（令和2年度～）
- ・（仮称）朝霞和光資源循環組合ごみ広域処理施設整備基本計画（令和4年度～）
- ・朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画（令和2年度～令和12年度）

② 計画的な施設整備の推進

広域化による新たなごみ処理施設の建設に向けて、計画的な施設整備を推進します。

既存施設は定例整備工事と延命工事を実施して、処理能力の維持に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
ごみ委託収集(t)	28,611	27,863	26,884	26,565
ごみ集積所数(箇所)	5,447	5,523	5,583	5,641
朝霞地区一部事務組合処理量(し尿処理)(kℓ)	9,944	9,884	9,815	9,949



3 消費生活・葬祭

《目指す姿》

消費者に必要な情報、消費者教育の機会が提供されるとともに、消費者被害の未然防止と迅速な被害回復のための消費生活相談*の充実を図り、市民が安全に、安心して消費生活を送れる公正で持続可能な消費者市民社会を実現するまちを目指します。

市民の葬祭が滞りなく行うことができるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 消費者の自立支援の充実

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

消費者は、消費者市民社会を構成する一員であって、公正かつ持続可能な消費者市民社会の形成に向けて、積極的に参画する主体でもあります。

自立した消費者を育成するため、幼児期から高齢期までの全世代を対象とした体系的な消費者教育を展開する必要があります。

複雑化、深刻化、国際化する消費者トラブルに対して、消費者被害を未然防止するため、一般的なトラブル事例や最近多発している被害事例などについて、市民へのきめ細やかな情報発信・啓発や注意喚起などに努めるとともに、市民から寄せられる苦情・相談に対し適切に対応するため、独立行政法人国民生活センターなど関係機関との連携を強化し、消費生活相談*員を積極的に研修会へ派遣するなど、消費生活相談*の充実を図る必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■消費生活相談*件数（件） 消費生活に関する年間の相談件数	
現状値（R6）	目標値（R12）
812	820

① 消費者啓発・教育の支援

市内の小中学校と連携した消費者教育の推進に一層努めるとともに、幼児期から高齢期までの全世代を対象とした体系的な消費者教育の展開に努めます。

消費生活における消費者トラブルで苦情・相談の多い事案や消費者被害の未然防止などについて、広報、出前講座等を活用して積極的な情報提供・啓発に努めます。

② 消費生活相談*の充実

複雑・多様化しながら増加し続ける消費者トラブル、消費者被害から消費者を守り、誰もが安全に、安心して消費生活が送れるよう、消費生活相談*の充実と消費生活相談*員のスキルアップを図るため、独立行政法人国民生活センターなど関係機関との連携強化に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
広報への掲載件数(回)	9	9	9	9

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和47年度）
- ・朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）（令和8年度～令和17年度）
- ・朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（令和6年度～）

(2) 安心できる葬祭の場の提供

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

近年、葬儀形態の多様化により、斎場の利用率が低下傾向にあることから、市民ニーズの把握に努め、さまざまな葬儀等の形態に対応した施設を目指して、安心して利用できる施設運営を行っていく必要があります。

墓地や埋葬に関する考え方も多様化しているため、市内の墓地の需給状況を注視していく必要があります。

将来的な高齢化のさらなる進行や、それに伴う死亡者数の増加等により、現在利用できている近隣火葬場で、利用の制約を受ける恐れがあります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■斎場利用率（%）	
斎場の利用可能枠に対する利用率	
現状値（R6）	目標値（R12）
52.3	56.7

① 斎場の適正な管理運営

家族葬など葬儀形態の多様化に対応するため、小規模葬儀への早期の対応や高齢者の利便性の向上を図り、今後も安心して利用できるように、計画的、継続的に施設の改善を行います。

② 墓地の設置状況の把握

墓地、葬儀および埋葬に関する考え方が多様化している状況にあるため、市内の墓地の設置、需要状況について、今後も把握に努めます。

③ 火葬場設置検討の推進

安定的に葬祭を行える場を整えるため、近隣4市による共用火葬場の設置について、検討を進めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
火葬場設置検討（-）	-	-	基本構想検討	基本構想策定



4 コミュニティ・市民活動

《目指す姿》

市民が地域コミュニティ活動や文化活動を行える基盤を整え、地域住民のコミュニティ活動が活発に行われるまちを目指します。

また、NPO*などの市民活動団体*の活動の基盤が整い、活動に必要な情報の収集や相談、組織化や運営などへの支援が受けられることで、市民活動が活性化するまちを目指します。

具体的な施策

(1) コミュニティ活動の推進

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

地域コミュニティの核である自治会・町内会は、地域コミュニティの希薄化、市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題などのさまざまな要因により加入率が低下しています。

近年、風水害により大きな被害が多発している中、自治会・町内会の役割が防災・防犯などさまざまな面で再認識されています。地域での見守りなどにおいても地域で活動する団体や関係機関との連携など、地域コミュニティのあり方を検討するうえで、より広い視点で捉える必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■自治会・町内会加入率（%）	
自治会・町内会の加入率	
現状値（R6）	目標値（R12）
35.6	40.0

① コミュニティづくりの促進

市民が相互に連携し主体的にまちづくりに参加するように意識高揚を図り、自治会・町内会およびコミュニティ関係団体への助成を行います。

② コミュニティ活動の活性化

自治会・町内会や自治会連合会の運営支援や不動産業界等の関係団体との連携を通じて、自治会・町内会への加入や住民相互の連携機会の創出を促進します。

朝霞市民まつり「彩夏祭」を通じ、本市のシンボル的イベントとしてふるさと意識の醸成を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
自治会運営費補助金交付団体数(団体)	72	72	72	72
コミュニティ協議会加盟団体数(団体)	30	30	29	28

(2) 活動施設の充実

主担当課：地域づくり支援課、

コミュニティセンター

《現状と課題》

地域の活動拠点となる市民センター、コミュニティセンター、市民会館が、今後も利用しやすい施設として活用されるよう、老朽化する施設を適切に維持管理することが課題です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市民センター利用率（%）	
市民センターの利用可能枠に対する利用率	
現状値（R6）	目標値（R12）
64.3	62.7

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和47年度）
- ・朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）（令和8年度～令和17年度）
- ・朝霞市市民協働*指針（平成20年度～）

① 利用しやすい施設の整備・運営

利用者などのニーズを把握し利便性の向上を図るほか、適切に施設の維持管理および改修を行います。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
市民センター会館日数（日）	2,460	2,464	2,472	2,309

② 市民活動への参加促進

さまざまな市民活動やボランティアに関する情報を収集し提供するとともに、市民活動団体*の活動を紹介するなど情報発信を行います。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
市民活動ガイドブック掲載団体数（団体）	74	74	74	74
市民活動に関する情報発信（広報、HP等での周知・啓発）（回）	12	12	12	12

（3）市民活動への支援

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

地域の課題解決に向けて、さまざまな分野の市民活動が広がるよう、より多くの市民に市民活動へ参加する機会を提供するほか、活動の周知・啓発を行っていく必要があります。

また、市民活動団体*が継続した活動を行っていくため、活動を支える人材の発掘や育成のための支援を行っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■NPO*法人数（法人）	
市内のNPO*法人数	
現状値（R6）	目標値（R12）
48	52

① 市民活動の育成支援

市民活動団体*などが自ら公共的サービスを担えるよう、自主性や自立性を促しながら自発的な活動を支援します。

活動が継続されるよう、団体が抱える問題・課題の把握を行い、団体相互の連携・交流が図られる支援を行っていきます。

（4）市民活動環境の充実

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

市民活動の拠点施設として、市民や市民活動団体*が利用しやすいように、市民活動支援ステーション*・シニア活動センター*の維持管理や設備の充実が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■団体の施設利用回数（団体）	
施設や備品などを利用した延べ団体数	
現状値（R6）	目標値（R12）
510	525

① 市民活動拠点の充実

市民活動支援ステーション*・シニア活動センター*では、市民活動団体*の運営や活動などに役立つ機器や備品を整備するとともに、利用しやすい施設の維持管理をすることで、市民活動の一層の活性化を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
施設点検回数(回)	12	12	11	11

第5章 都市基盤・産業振興

イラスト・写真等

第5章 都市基盤・産業振興

《基本構想（将来像実現のための基本方向）とこの章の施策のつながり》

「安全に、安心して暮らせるまち」に向けて

いつまでも安心して暮らせるまちづくりのため、ウォーカブルなまちなみづくりを推進します。

また、老朽化が進む水道施設の計画的な更新を進めます。

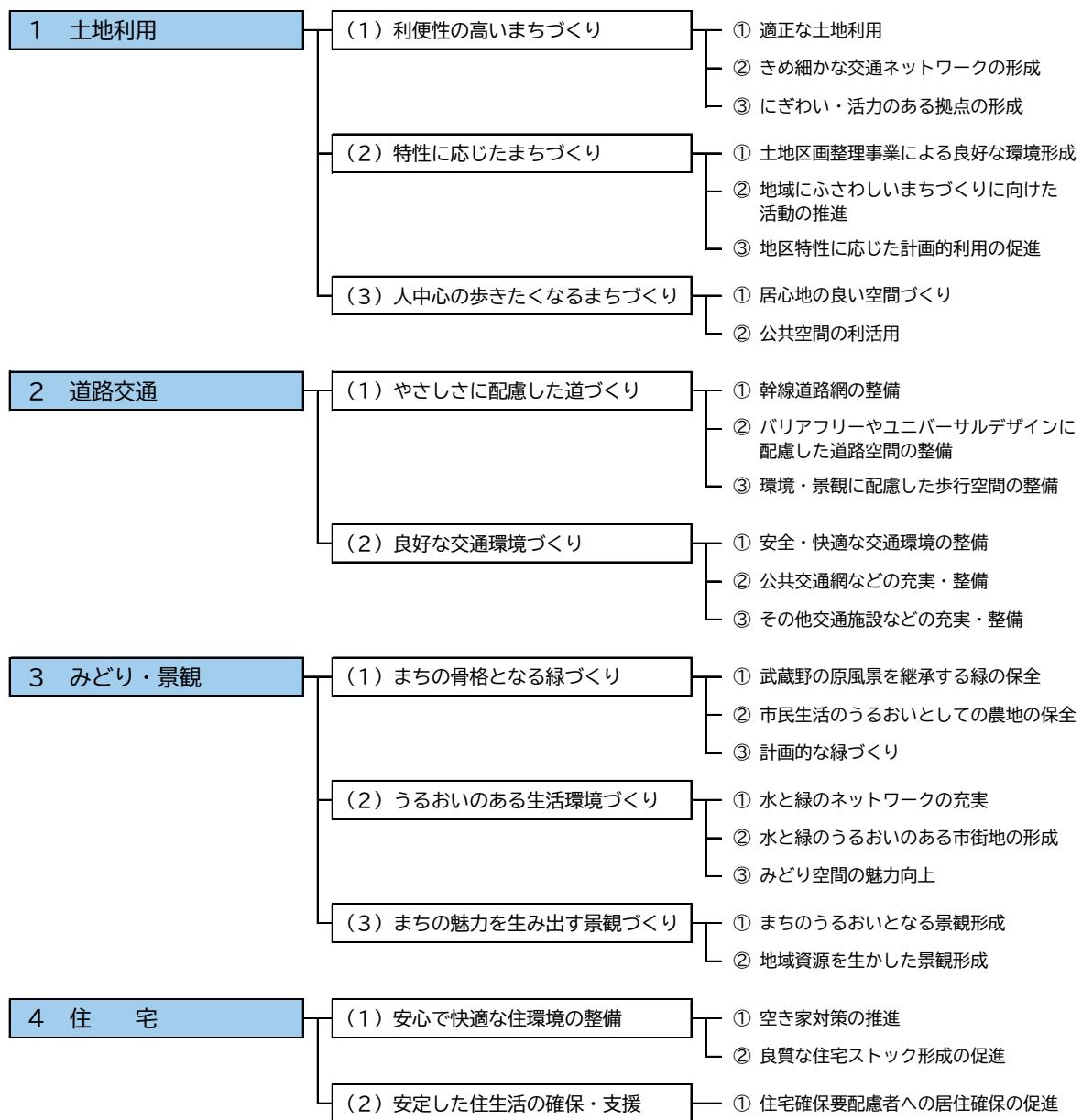
「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」に向けて

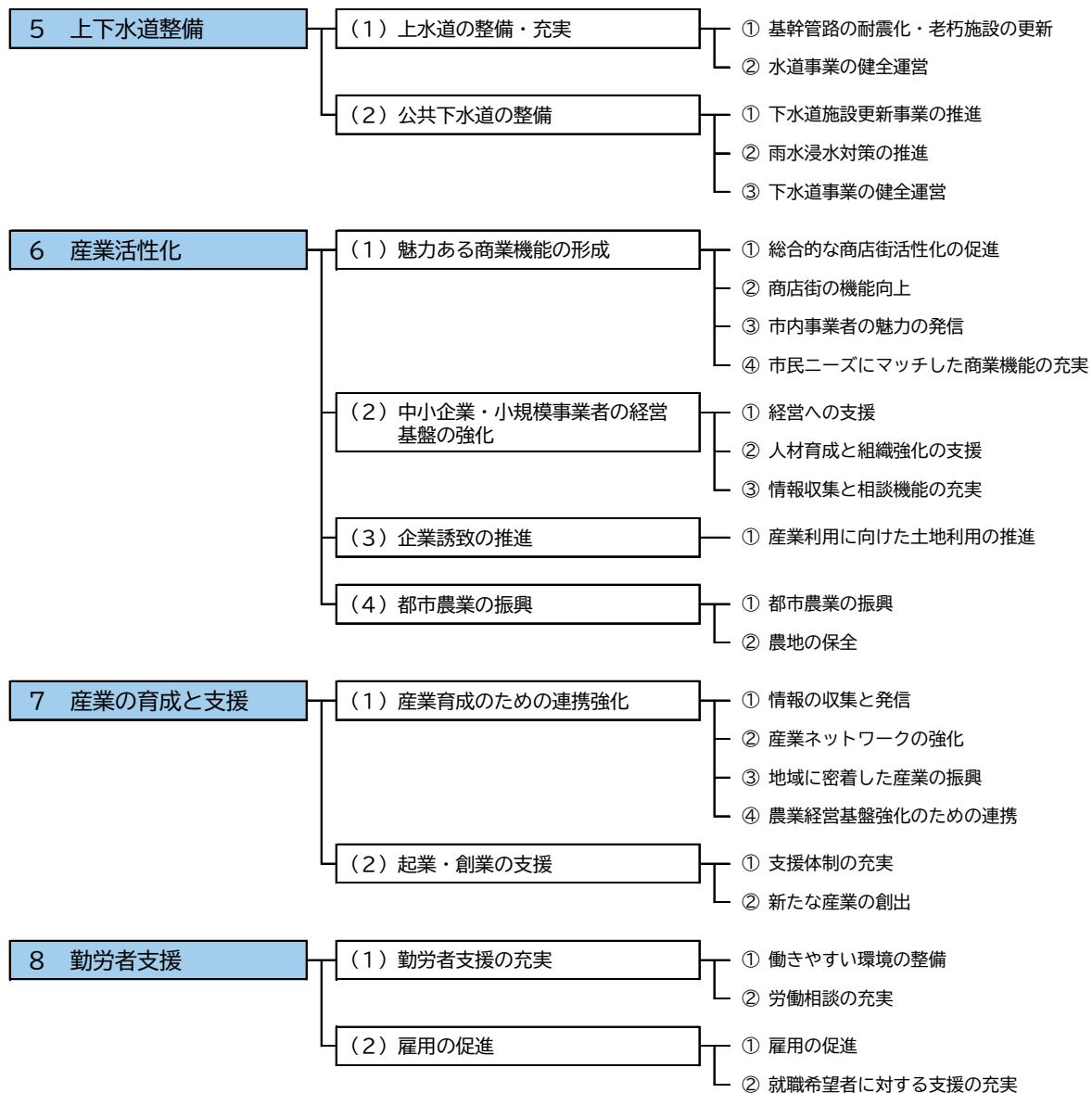
心地よく暮らせるまちの環境づくりのため、身近な地域での緑化や景観形成を進めるとともに、快適な住環境の整備を進めます。

「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」に向けて

産業活力などのにぎわいがあるまちづくりのため、商店街のにぎわいの維持・創出や、市内事業者の経営の安定化を図るための支援を行います。

また、こどもから高齢者まで、誰もが安全で快適に利用できる道路づくりや、住宅環境づくりを進めます。





イラスト・写真等



1 土地利用

《目指す姿》

「コンパクト・プラス・ネットワーク*」の考え方のもと、交通の利便性の高い地域を中心に医療、商業等の生活利便施設がまとまり、居住と都市機能が適切に立地し、公共交通と連携した、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進します。

また、まちの限られた土地資源を有効に活用し、防災、健康、自然環境などに配慮した、バランスのとれた住環境の形成により、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を行えるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 利便性の高いまちづくり

主担当課：まちづくり推進課

《現状と課題》

本市は、鉄道、幹線道路を軸に都心への交通利便性が高く、国道254号バイパスの整備推進など、広域交通ネットワーク*の形成が進展しています。

立地適正化計画に基づき、駅周辺など拠点となる地区の周辺に都市機能の集積を図るほか、主要な幹線道路沿道において周辺環境と調和した土地利用の促進を図ることが必要です。

市街化区域*の適切な土地利用を図っていくために、都市計画*等のまちづくりに関する制度を適正に運用するとともに、都市基盤の整備に関する各種計画を的確に定め、着実に実行していく必要があります。

また、市街化調整区域*については、無秩序な市街化の抑制を図り、自然環境や周辺地域との調和を図る必要があります。

旧暫定逆線引き地区*の地区計画*による地区施設の整備を進め、安全・安心なまちづくりを推進し、良好な住環境の地区の形成を進めることが必要です。

立地適正化計画や地域公共交通計画に基づき、交通利便性の高い地域に居住を誘導するため、公共交通の利便性・持続性を高めるとともに、きめ細かな交通ネットワーク*の形成が求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市内人口に占める居住誘導区域*内の人口割合 (%)	
市内人口に占める居住誘導区域*内の人口割合	
現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
98.2	98.3

① 適正な土地利用

低層・中高層住宅地*や幹線道路沿道地区など、地域に応じて良好な住環境を維持します。

また、旧暫定逆線引き地区*については、地区計画*の運用により都市農地の保全や良好な住環境の形成を促進するとともに、区画道路の整備計画に基づき、地区の状況などを踏まえて道路整備を順次進めています。

市街化調整区域*については、無秩序な市街化の抑制を図るとともに市街地と自然環境との調和を図りながら適切な土地利用を図ります。

② きめ細かな交通ネットワーク*の形成

地域公共交通計画に基づき、面的な公共交通のネットワーク*の形成に向けて、既存路線の維持確保や持続可能な地域公共交通の実現に向けた取組を関係機関と協働*で進めます。

歩車道の分離や拡幅予定路線の整備、シェアサイクル*の活用等により、誰もが快適に移動できるきめ細やかな交通ネットワーク*の形成を図ります。

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市都市計画*マスタープラン（令和8年度～令和27年度）
- ・朝霞市立地適正化計画（令和4年度～令和27年度）
- ・朝霞市道路整備基本計画（令和元年度～令和10年度）
- ・朝霞市基地跡地*利用計画（平成27年度～）
- ・朝霞市基地跡地*公園・シンボルロード*整備基本計画（平成30年度～）

③ にぎわい・活力のある拠点の形成

駅周辺では、魅力ある店舗の誘致や地区計画*等による壁面後退区域*の有効活用などにより商店街の活性化を図ることで、まちの回遊性*の創出を促進します。

また、安心して買い物、日常生活や地域の活動ができる空間形成のため、都市機能を集積し地域住民の利便性向上を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
都市計画*審議会の開催回数(回)	4	5	4	5
新たな公共交通の導入検討・協議(地区)	3	3	3	2

(2) 特性に応じたまちづくり

主担当課：まちづくり推進課

《現状と課題》

住みたい、住み続けたいと感じるまちにしていくため、今まで以上に周辺住宅地との調和などを促進し、住環境の保持・向上に向け、面的整備に効果的な区画整理事業について、住民の合意形成が得られた際には支援を検討していくことが必要です。

また、市外で買い物をする市民が多く、駅周辺等で商店が減少していることから、地域の活力を支える「にぎわいのあるまちづくり」のため、地区計画*や建築協定*などの地域住民や民間が主体で取り組むまちづくりを進め、官民連携、民間活力の活用を含め、有効な施策について多方面からの検討が必要です。

市街化調整区域*では無秩序な市街化の抑制を図るとともに、必要な都市機能を補完するほか、既存の公共機能の維持や計画的な活用に努める必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■あずま南地区土地区画整理事業*整備進捗率(%) あずま南地区土地区画整理組合による土地区画整理事業*の事業費ベースにおける進捗率	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
29.8	100

① 土地区画整理事業*による良好な環境形成

道路や公園などの都市基盤が整備された良好な市街地の形成を目指し、引き続き土地区画整理事業*を推進します。

土地区画整理事業*の実施により、道路や公園などの都市基盤の整備が行われた地区については、当該都市基盤を適正に維持管理し、良好な住環境の維持に努めます。

② 地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進

良好な住環境を形成するため、住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画*や建築協定*などの制度の周知・啓発に努めます。

民間と連携した商業地のにぎわい創出や良好な市街地の形成に努めます。

③ 地区特性に応じた計画的利用の促進

立地適正化計画に都市機能補完ゾーンとして位置付けた基地跡地*地区地区計画*エリア、北朝霞駅周辺の医療と福祉の拠点エリア、国道254号バイパス沿道エリアにおいては、市街化調整区域*でありながら都市機能が集積している、または集積が見込まれる重要な地区であることから、公共的な機能の維持または計画的な誘導を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
地区計画*届出件数(件)	62	54	55	50
都市機能補完ゾーンにおける公共施設の維持(-)	-	維持	維持	維持

(3) 人中心の歩きたくなるまちづくり

主担当課：まちづくり推進課

《現状と課題》

既存の公共空間の利活用や街路空間の再構築により、憩いの場を創出するとともに回遊性*を高め、居心地の良い空間を形成する必要があります。

また、駅周辺や通学路など地域住民と連携した面的な交通安全対策を推進することで、安心して歩くことのできる人中心のまちづくりが求められています。

市民や民間事業者等との協働*により、まちなかの公共空間の利活用を促進することで、公共空間および周辺の地域の価値向上やにぎわいの創出を図る必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■朝霞駅南口駅前通りの歩行者交通量（人／時間） 休日午後に朝霞駅南口駅前通りを歩行する人数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
778	870

① 居心地の良い空間づくり

市民の憩いの場創出や回遊性*を高めるため、街路空間や公園、景観づくり重点地区などにベンチの設置やミニパーク等の整備を推進するとともに、道路空間に余裕がある道路において、ゆとりある歩行空間を確保するため、車道と歩道の幅員を再配分するなど、ウォーカブルなまちなかづくりを推進します。

地域の特性に応じた道路の交通安全施設や歩きやすい歩道の整備に努め、安心して歩くことのできる道路空間を形成します。

方策の検討に当たっては、地域住民などの意向を踏まえながら進めています。

② 公共空間の利活用

ウォーカブル推進都市*として官民が連携し一体となって公共空間の利活用を進めるなど、居心地がよく歩きたくなるまちなかづくりを推進します。

また、取組を通じて、公共空間利活用の実践者を増やしていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
道路空間の再配分(-)	検討	検討	設計	設計
まちなかベンチの累計設置数(基)	21	25	46	47

イラスト・写真等



2 道路交通

《目指す姿》

道路・橋梁等の整備を進めるとともに、それらの適切な維持管理を行い、子どもから高齢者まで誰もが安全で快適に道路を利用できるまちを目指します。

また、市内の公共交通を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します。

具体的な施策

(1) やさしさに配慮した道づくり

主担当課：道路整備課

《現状と課題》

道路整備基本計画に基づき、効率的に整備を推進していくほか、都市計画道路*については、事業認可を取得している駅東通線および岡通線を優先して整備を進めるとともに、国道254号バイパスの早期全線開通に向け、引き続き国や県に働きかけていく必要があります。

橋梁および歩道橋については、長寿命化*計画により、予防保全*的修繕を行い、限られた財源の中で効果的な維持管理を進める必要があります。

環境・景観に配慮し、街路樹等を適切に整備・維持管理を行うとともに、ウォーカブルを推進するため、歩行空間の快適性を向上する必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■歩道整備延長（累計）（m）	
歩道の整備延長の累計（右側・左側の合計）	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
80,063	81,127

① 幹線道路網の整備

都市計画道路*や補助幹線道路については、歩行者の安全を確保するため、歩車道の分離や拡幅予定路線の歩道整備に努めます。

また、整備済区間の道路空間の再配分や駅周辺の街路空間を創るストリートデザインについて検討します。

国道254号バイパスの整備促進を図るとともに、長期にわたり未整備となっている都市計画道路*の必要性等について検証を行い、見直しの検討を行います。

② バリアフリー*やユニバーサルデザイン*に配慮した道路空間の整備

高齢者や障害者など誰もが移動できるような道路空間のバリアフリー*やユニバーサルデザイン*化を推進します。

歩道の整備や交差点改良、道路改良を推進するとともに、無電柱化、自転車道の整備などについて検討していきます。

橋梁、歩道橋については、5年度ごとに定期的な点検を実施し、適切な維持管理に努めます。

③ 環境・景観に配慮した歩行空間の整備

ウォーカブル推進都市*として、歩行空間の快適性向上を目指し、道路整備基本計画に基づき、歩道の整備を進めていくほか、道路空間に余裕がある路線については、まちなみベンチやミニパーク（ポケットパーク*）等の設置を進めます。

道路および沿道環境の整備に当たっては、地域の特性に応じた沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパーク*などの整備、維持管理に努めるとともに、街路樹管理計画の策定について検討します。

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市道路整備基本計画（令和元年度～令和10年度）
- ・朝霞市橋梁長寿命化*修繕計画（令和5年度～令和9年度）
- ・朝霞市道舗装修繕計画（令和2年度～令和11年度）
- ・朝霞市無電柱化推進計画（令和2年度～令和10年度）
- ・朝霞市都市計画*マスタートップラン（令和8年度～令和27年度）
- ・朝霞市立地適正化計画（令和4年度～令和27年度）
- ・朝霞市地域公共交通計画（令和8年度～令和12年度）
- ・朝霞市歩道橋長寿命化*計画（令和6年度～令和10年度）

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
都市計画道路*の整備率(%)	54	54	54	54
道路環境美化団体(団体)	24	25	24	23
道路修繕工事実施件数(件)	161	148	167	149

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市内循環バス（コミュニティバス）の年間利用者数(人) 市内循環バス4路線合計の年間利用者数。既存路線を維持確保しながら、毎年1%の利用増を目指す	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
374,299	397,325

(2) 良好的な交通環境づくり

主担当課：まちづくり推進課

《現状と課題》

今後も歩行者の安全を第一に、連続した歩行空間の確保、交通安全施設の設置、関係機関と連携した交通安全ルールやマナーの周知啓発などの各種取組を継続的に実施していく必要があります。

公共交通連携では、深刻な運転手不足など交通事業者を取り巻く環境が厳しい中、持続可能な地域公共交通の実現を目指し、既存路線の維持確保、公共交通空白地区の改善、鉄道駅の利便性向上などについて、地域公共交通協議会で検討し、施策を推進する必要があります。

自転車等駐車場については、駐車場を適切に管理しつつ、効果的な管理運営について検討を進める必要があります。

また、公共交通を補完する手段として、シェアサイクル*の利用を引き続き推進していく必要があります。

① 安全・快適な交通環境の整備

地域の特性に応じ、ガードレールやポストコーン、路面へのグリーンベルトや文字表示など交通安全施設の設置について、朝霞警察署等の関係機関と協議を行いながら進めています。

また、交通安全ルールやマナーの周知啓発を引き続き実施します。

② 公共交通網などの充実・整備

環境負荷の低減、二酸化炭素の排出量の削減などを目指し、シェアサイクル*も含めた自転車や公共交通機関の利用への転換を促進します。

深刻な運転手不足など、交通事業者を取り巻く環境が厳しい中、既存路線の維持確保に取り組むとともに、地域と協働*で新たな公共交通の導入について検討を進めています。

公共交通空白地区の改善を目指し、地域住民と協働*で新たな公共交通の導入を検討します。

③ その他交通施設などの充実・整備

駅周辺の交通結節点*機能（駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場、自転車駐車場、周辺道路）を総合的に充実させるとともに、バリアフリー*に配慮した公共交通車両の導入等を促進します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
外側線等路面表示・カラー舗装(m・m ²)	8,212・483	16,579・704	5,325・110	5,467・89
新たな公共交通の導入検討・協議(地区)	3	3	3	2
自転車駐車場利用率(%)	79.3	81.2	84.3	88.4
鉄道事業者への要望回数(回)	2	2	2	2

イラスト・写真等



3 みどり・景観

《目指す姿》

幅広い世代が公園や緑における自然とふれあい、暮らしと自然環境の美しさが融合したまちを目指します。

また、市民が主体となって公園や緑地などの管理が行われ、地域に密着した愛されるまちを目指します。

さらに、朝霞らしい魅力ある景観をつくり、守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいまちを目指します。

具体的な施策

(1) まちの骨格となる緑づくり

主担当課：みどり公園課

《現状と課題》

市内の民有緑地や農地は、相続等により減少傾向にあります。

市民の暮らしを支えるグリーンインフラ*の機能を持つ緑を、市民、事業者との連携や協働*で保全し、質の維持・向上を図っていくことが必要です。

また、担い手となる市民ボランティアの高齢化が進んでおり、参画する市民、事業者の裾野を広げていくことが求められています。

みどりの基本計画に基づき、生物多様性*の保全や生育環境の確保、良好な都市景観、自然とのふれあいの場の形成等、緑をさらに質の高いものとし、緑化の推進や魅力ある公園づくりを市民、事業者等との協働*で推進します。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市内全域における緑地面積 (ha)	
都市公園*、特別緑地保全地区*、保護地区等、永続性が担保された緑地の総面積	
現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
394.52	396.79

① 武蔵野の原風景を継承する緑の保全

本市に残る黒目川およびその周辺の農地や新河岸川や斜面林*などには、武蔵野の面影を残す景観が保全されています。

保護樹木等の適正な維持管理やみどりのまちづくり基金*の活用により、崖線に残存する斜面林*などの緑地の保全および緑化の推進に努めます。

② 市民生活のうるおいとしての農地の保全

市内の農地は、市街地における貴重な緑地であるとともに、身近な農業の生産の場、災害時における防災空間、生物の生息・生育の場、さらには水源のかん養、地球温暖化の防止など多面的な機能を有することから、生産緑地*地区として保全に努めます。

③ 計画的な緑づくり

人口や土地利用の将来見通しを勘案し、位置や規模、目的に応じて街区公園などを計画・配置し整備を推進します。

また、緑地や公園として利用が可能な遊休地等の借地化等の検討を行います。

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市みどりの基本計画（令和8年度～令和17年度）
- ・朝霞市公園施設長寿命化*計画（令和7年度～令和16年度）
- ・朝霞市景観計画（平成27年度～令和16年度）
- ・朝霞市都市計画*マスタープラン（令和8年度～令和27年度）

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
1人あたりの公園面積 (公園面積／人口) (m ²)	2.14	2.14	2.12	2.12
生産緑地*追加指定地区 数（箇所）	2	2	2	0
保護地区面積(ha)	8	8	7	7

(2) うるおいのある生活環境づくり

主担当課：みどり公園課

《現状と課題》

公園、緑地、道路など公共空間へのニーズが多様化していることから、それぞれの地域の特性に応じた柔軟な活用を進めるとともに、公共空間を安全で快適な環境に保つために計画的かつ適切な維持管理を市民や事業者等と協働*で行う必要があります。

また、緑化推進条例*に基づく保護地区や保護樹木制度を活用し、生物多様性*にも配慮した緑地の保全と民有地緑化を推進しています。

今後、緑のネットワーク*や拠点づくりのため、公共施設や道路などを含めた緑化推進、緑地保全の取組を行っていくほか、黒目川沿いの遊歩道や公園、道路のポケットパーク*等をつなぐ散策路のネットワーク*化について取り組む必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■公園・緑地管理ボランティア団体数（団体）	
公園や緑地を管理する市民ボランティア団体数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
24	29

① 水と緑のネットワーク*の充実

黒目川沿いの遊歩道や公園、道路のポケットパーク*をつなぐ散策路のネットワーク*化を図るため、良好な景観形成に寄与する緑を保全し、周辺環境に調和した植樹などを市民と行政が周辺自治体と連携しながら一体となって推進します。

② 水と緑のうるおいのある市街地の形成

公共施設における敷地内緑化および開発事業による緑化の推進に努めるとともに、湧水の保全・活用を図ります。

シンボルロード*をはじめとする緑のオープンスペース*など、市民と行政が協働*し、人々が集い憩える場や多様な活動の場の創出に取り組みます。

③ みどり空間の魅力向上

公園や緑地等の公共空間について、市民や事業者等と協働*で適切な維持管理を行うほか、緑化推進・緑地保全に取り組みます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
花壇への草花の植付け 件数(回)	4	4	4	4

(3) まちの魅力を生み出す景観づくり

主担当課：まちづくり推進課

《現状と課題》

地域の特性を生かし、景観を保全・創出し次代へ伝えていくため、一定規模の行為について届出制度を活用し、周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりを誘導していく必要があります。

また、景観計画に基づき、市民、事業者、行政と協働*による景観づくりを進めることができます。

市内の中心を流れる黒目川は、貴重な自然環境であるとともに市民の憩いと交流の拠点であり、今後、この優れた景観を積極的に内外に発信するとともに、黒目川から眺望できる斜面林*などの貴重な緑地保全や「にぎわい」景観の創出について検討する必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■景観の満足度（%）	
市民満足度アンケートにおける、景観の取組について「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
58.8	67

① まちのうるおいとなる景観形成

駅周辺では、本市の玄関口にふさわしい景観形成を図るとともに、国道、県道、都市計画道路*などの主な幹線道路については、沿道のまちなみ形成や緑化など本市のシンボルにふさわしい魅力づくりに努めます。

また、居心地がよく歩きたくなるまちなか空間の創出が図られるよう、まちづくりに寄与する自然と調和した良好な景観形成を推進します。

② 地域資源を生かした景観形成

景観計画に基づき、届出制度の活用による周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりの誘導を行うとともに、地区の特性を生かした良好な景観形成に向けて協働*による景観づくりを推進します。

また、景観づくり重点地区に指定した黒目川やシンボルロード*の優れた景観を保全するほか、市のセールスポイントとして積極的に内外に発信していきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
景観づくり団体数(団体)	20	20	22	22
景観計画に基づく届出件数(件)	179	210	67	34

イラスト・写真等



4 住宅

《目指す姿》

住宅等が適切に管理され、良好な生活環境を維持することで、高齢者をはじめ、誰もが安全・安心に長く住み続けられるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 安心で快適な住環境の整備

主担当課：開発建築課

《現状と課題》

全国的に空き家は増加傾向にあり、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす可能性が指摘されており、良好な住環境の保全に努めることが必要です。

マンションは、建物の老朽化や居住者の高齢化が進行していることから、適正な管理への取組が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■適切な管理が行われていない空き家の情報提供に対する解決割合（%）	
窓口や電話等で適切な管理が行われていない空き家の相談件数に対する解決件数の割合	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
24	20

① 空き家対策の推進

住環境に悪影響を及ぼす適切な管理が行われていない空き家とならないよう、空き家の発生予防や利活用等に係る取組を推進します。

② 良質な住宅ストック*形成の促進

市民が安心して暮らし続けられるよう、既存住宅のストック活用、維持、改善等について、民間の関係団体等と連携し、住まいに関する相談窓口等を実施します。

マンション管理計画認定制度を適正に運用し、管理の主体である管理組合が自ら適正に管理することを促し、マンションの管理水準の維持向上を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
空き家相談の受付件数（件）	37	30	34	33
ワンストップ*無料相談窓口の利用件数（件）	8	9	7	1

(2) 安定した住生活の確保・支援

主担当課：開発建築課

《現状と課題》

高齢者や障害者、ひとり親家庭等の住宅確保要配慮者*が入居を拒まれるケースが見られるため、安心して暮らせる住宅の確保につながる取組が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■居住支援相談の満足度（%）	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
98	90

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市空家等対策計画（令和6年2月～令和16年1月）
- ・朝霞市マンション管理適正化推進計画（令和6年2月～令和11年1月）
- ・朝霞市都市計画*マスタープラン（令和8年度～令和27年度）

① 住宅確保要配慮者*への居住確保の促進

住宅を自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害者などが、安心して暮らせる住宅を確保するための支援に努め、市民生活の安定・向上を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
居住支援相談の利用件数(件)	12	12	35	31



5 上下水道整備

《目指す姿》

水道事業の健全な経営基盤を構築し、老朽化した施設の更新や耐震化などを進めることで、将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できるまちを目指します。

下水道事業の健全な経営を構築し、老朽化した施設の更新や雨水浸水対策を進めることで、安全で良好な生活環境が維持されたまちを目指します。

具体的な施策

(1) 上水道の整備・充実

主担当課：水道施設課、上下水道総務課
《現状と課題》

高度経済成長期に合わせて集中的に拡張した水道施設の老朽化が進んでいることから、安全な水道水を安定的に供給するため、浄水場設備や水道管路の更新を行うとともに、災害に備えて施設の耐震化を進めています。

一方、水道施設の整備には多額の費用を要することから、健全な経営と計画的な施設更新事業の実施が求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■基幹管路の耐震化率（上水道）（%）	
市内に給水する重要基幹管路の耐震化の割合	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
58.8	94.6

① 基幹管路の耐震化・老朽施設の更新

水道事業基本計画や水道事業耐震化計画に基づき、基幹管路の耐震化を図るとともに、古い経年管についても耐震性に優れた管に布設替えを行います。

② 水道事業の健全運営

本市の人口は今後も微増が見込まれるもの、節水型機器の普及等による水需要の減少により、給水収益の大幅な増加を見込むことは難しい状況です。

一方で、老朽化が進む管路の更新や耐震化費用等に多額の費用が見込まれることから、これまで以上に安定的かつ継続的な健全経営に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
耐震化率（導水管・配水本管）（%）	55.4	55.4	56.3	58.8
浄水場・取水施設維持管理箇所数（箇所）	9	9	9	9
最終収納率（債権放棄時点）（%）	99.96	99.95	99.95	99.95
経常収支比率（%）	114.06	124.81	119.98	123.8

(2) 公共下水道の整備

主担当課：下水道施設課、上下水道総務課
《現状と課題》

本市の公共下水道は、昭和50年（1975年）代から平成初期にかけて整備を進めてきましたが、一般的な下水管の耐用年数は50年であることから、更新時期を迎える下水管が急増することが見込まれています。

このため、財政的な安定を図りつつ、計画的に下水管の更新事業を進めていくことが求められています。

近年、下水道の排水能力を上回る局地的な豪雨が多発し浸水被害が発生しています。

浸水被害を軽減するため、引き続き浸水対策を進めていく必要があります

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市水道事業基本計画（平成24年度～令和63年度）
- ・朝霞市水道事業耐震化計画（平成24年度～令和13年度）
- ・朝霞市下水道ストックマネジメント計画（令和2年度～）
- ・朝霞市雨水管理総合計画（令和2年度～）
- ・朝霞市都市計画*マスタープラン（令和8年度～令和27年度）

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■老朽化管渠の修繕改築工事延長（km）	
下水道ストックマネジメント計画に基づき、修繕や改築を実施する管渠延長	
現状値（R6）	目標値（R12）
1.36	1.36

① 下水道施設更新事業の推進

下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的かつ効率的に下水道管等の更新事業を推進します。

② 雨水浸水対策の推進

雨水管理総合計画に基づき、浸水被害を軽減するための対策工事を推進します。

また、雨水流出抑制の推進に努めます。

③ 下水道事業の健全運営

本市の人口は今後も微増が見込まれるもの、節水型機器の普及等による水需要の減少により、下水道事業収益の大幅な増加を見込むことは難しい状況です。

一方で、老朽化が進む管路や施設の更新、激甚化・頻発化する浸水被害を軽減するための浸水対策等に多額の費用が見込まれることから、これまで以上に安定的かつ継続的な健全運営に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
雨水管整備率(%)	94.6	94.6	93.5	93.5
汚水管整備率(%)	97.9	98.0	96.8	96.8
下水道使用料最終収納率(%)	99.94	99.93	99.92	99.92
経常収支比率(%)	110.14	113.07	113.03	108.28



6 産業活性化

《目指す姿》

商業・工業・農業いずれの市内の事業者においてもさまざまな経営支援サービスを受けられることで経営が安定し、市内産業が活性化しているまちを目指します。

本市の交通利便性等の産業の立地優位性を踏まえ、事業所の増加を図る取組を推進することで、活気のあるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 魅力ある商業機能の形成

主担当課：産業振興課

《現状と課題》

「地域コミュニティの核」である商店街のにぎわいを維持するため、店舗経営の安定化や商店主の高齢化や後継者不足に対応した相談体制の構築などの取組の推進のほかに、空き店舗等の有効な活用や魅力ある店舗の創業支援などに取り組む必要があります。

少子高齢化や市民のライフスタイルの変化に伴う、市民の買い物環境の整備などについて検討が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■商店街活性化事業実施数（回）	
商店街が主体的に実施する催し物、環境美化活動などの商店街活性化事業の実施回数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
17	27

① 総合的な商店街活性化の促進

地域コミュニティの核となる商店街のにぎわいを創出、維持していくために、各商店の経営状況や空き店舗の実態の把握に努め、商工会や金融機関、民間事業者などと連携し、空き店舗の有効活用や後継者の育成、経営計画の作成支援等により商店街活性化の促進を支援します。

② 商店街の機能向上

空き店舗等を活用した起業支援の拠点づくりや地域住民の憩いの場となる共同スペース等の設置の促進を検討するとともに、商店会が実施する施設整備事業や活性化事業を支援します。

③ 市内事業者の魅力の発信

商工会や商店街等と連携した「あさかの逸品*」や「あさかばる*」などの個店の魅力を発信する取組を効果的に進めるとともに、地域性を生かした商品開発や魅力的な個店づくりの支援などにより、市内の魅力的な商業機能を市内外へPR*します。

④ 市民ニーズにマッチした商業機能の充実

市内における買い物環境のさらなる充実と利便性の向上のために、商業機能の創出や誘致、また、商店会や商工会の活動を支援することで、市民ニーズにマッチした買い物環境づくりに努めます。

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市産業振興基本計画（令和元年度～令和10年度）

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
商店街関連補助金の交付金額(千円)	2,658	3,565	2,832	2,998
個店の魅力をPR*する取組件数(件)	1	2	4	4
商店会加入店舗数(件)	341	346	347	341

(2) 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化

主担当課：産業振興課

《現状と課題》

経営者、従業員の高齢化が進んでおり、事業承継や若手経営者を育成していく必要があります。

地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入促進に努めるとともに、中小企業・小規模事業者の経営安定を支援するため、商工会などの関係機関による経営相談やセーフティネット保証制度等の支援策を周知していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■商工会加入率（%） 市内事業所数に対する朝霞市商工会加入率	
現状値（R6）	目標値（R12）
51.0	52.1

① 経営への支援

経営の安定を支援するため、中小企業融資制度の利用促進や同制度利用者に対する利子補給補助金を交付します。

経営相談や経営計画の作成など、市内事業者が商工会をはじめとする関係機関による伴走型支援を受けられるよう、連携の強化と周知を図ります。

② 人材育成と組織強化の支援

商工会や金融機関などと連携し、市内で継続して事業活動ができるよう、後継者や若手経営者の育成を支援します。

地域経済の振興のため、市内事業者の商工会への加入を促進します。

③ 情報収集と相談機能の充実

事業者が本市で事業活動するメリットや魅力について情報を収集、発信するほか、市内で継続して事業活動ができるよう、商工会や金融機関などと情報や意見の交換を行い、相談機能の充実に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
商工会による経営相談実施件数(件)	2,382	2,970	2,326	1,710
商工会との意見交換会実施回数(回)	4	1	11	12

(3) 企業誘致の推進

主担当課：産業振興課

《現状と課題》

都心に近く、交通利便性が良い本市は、企業の立地条件としては優れているものの市域の宅地利用が進行する中で、産業利用に適した用地が不足し、新規企業の用地確保や事業拡大等による市内事業者の市内移転も困難となっていることから、企業誘致に適した用地創出の検討が必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■企業誘致件数（件） 企業を誘致した件数の累計	
現状値（R6）	目標値（R12）
1	2

① 産業利用に向けた土地利用の推進

関係機関と連携し、国道254号バイパス周辺等での低・未利用地*の有効活用や土地区画整理事業等*と連携を図り、産業利用に適した用地の創出や新たな企業立地の検討、多様な産業の誘致、既存事業者の市外流出の防止を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
企業誘致に係る府内・ 関係機関との情報共有 回数(回)	2	2	4	4

① 都市農業の振興

地産地消の充実や農産物直売の拠点整備、市民と生産者の交流の場づくりなどを進め、都市農業の振興を図ります。

② 農地の保全

農地パトロールを実施し、農地の適正管理を促進するとともに、市民に農地が持つ多面的機能の理解を深めてもらい農地の保全を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
農業体験の開催(回)	5	5	5	4
市民農園*の利用区画数 (区画)	515	450	450	450

（4）都市農業の振興

主担当課：産業振興課

《現状と課題》

農業者の高齢化や後継者の不足による農家の減少、相続や都市化に伴う農地の減少、資材の高騰など、厳しい農業経営環境に置かれていることから、農業経営の安定、生産性の向上、地産地消の拡大など農業振興のための総合的な取組を進めが必要です。

こうした状況の中、遊休農地*の増加が懸念されています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■認定農業者数（人） 農業経営改善計画を市等に提出し認定を受けた農業者数	
現状値（R6）	目標値（R12）
26	32

イラスト・写真等



7 産業の育成と支援

《目指す姿》

起業・創業を希望する方がさまざまな支援を受けられるまちを目指します。

また、市民と事業者および事業者同士の交流が活発に行われ、市の特性を生かした産業が育つまちを目指します。

具体的な施策

(1) 産業育成のための連携強化

主担当課：産業振興課

《現状と課題》

市内事業者の同業種間の連携を進めるとともに、関係団体だけでなく民間事業者とも連携した取組を進める必要があります。

また、産・学・官の連携と異業種交流の体制づくりを進める必要があります。

農業者の高齢化や後継者の不足により農家が減少していることから、農業者の農業経営基盤の強化の支援、新たな担い手の育成や確保に取り組む必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■あさか産業フェア*来場者数（人）	
同業種や異業種交流の機会を設け、市内商工業の情報を広く発信する「あさか産業フェア*」に来場した人数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
20,000	31,000

① 情報の収集と発信

商工会や金融機関、民間事業者などと連携し、市内の産業の育成につながる情報を収集します。

また、産業文化センターを拠点として「あさか産業フェア*」などの同業種や異業種交流の機会を設けるとともに、市内商工業の情報を広く発信します。

② 産業ネットワーク*の強化

経営資源の相互活用や共同受注等の効率的な企業運営に企業間の連携が効果があることから、商工会等の既存ネットワーク*を強化し、事業間、技術者間の多様な関係づくりを進め、事業課題の解決につながるようなネットワーク*基盤の構築と強化を図ります。

③ 地域に密着した産業の振興

商工会等の団体が持つ既存のネットワーク*の強化に向けて、関係経済団体や金融機関、大学などと連携を深めるとともに、商工会や商店会が実施する地域経済活性化イベントの開催を支援し、地域に密着した産業の振興を図ります。

④ 農業経営基盤強化のための連携

埼玉県さいたま農林振興センター、あさか野農業協同組合、朝霞市農業委員会などと連携し、農業者の農業経営基盤の強化の支援、新たな担い手の育成や確保などに努めます。

また、市民と農業者が交流できる場づくりを推進し、地域全体で農業を支える意識の醸成を図ります。

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市産業振興基本計画（令和元年度～令和10年度）

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
どんぶり王選手権および産業フェア来場者数(人)	中止	30,000	30,000	20,000
産業文化センター利用人数(人)	37,536	101,917	126,585	119,956

② 新たな産業の創出

起業家育成支援セミナーの内容の充実を図り、起業しやすい環境づくりに取り組みます。

また、コワーキングスペース*など、起業家間で交流できる場の情報提供などで、多様な業種の起業を促進し、新たな産業の創出を支援します。

(2) 起業・創業の支援

主担当課：産業振興課

《現状と課題》

起業に関する相談・セミナーをより一層利用しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

起業時だけでなく、起業後においても事業を軌道に乗せるために、商工会や金融機関と連携し、継続的に伴走型支援が受けられるよう体制を構築する必要があります。

《成果指標》

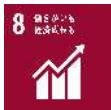
指標名（単位）・説明	
■認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を発行した事業者数（者）	
認定創業支援等事業計画に位置づけられた市や商工会などによる認定特定創業支援等事業を受けたことの証明を発行した事業者数	
現状値（R6）	目標値（R12）
15	19

① 支援体制の充実

起業家育成相談や起業家育成支援セミナーの開催、実質無利子の起業家育成資金融資制度の実施のほか、起業時だけでなく起業後も事業を軌道に乗せられるように、商工会や金融機関などによる伴走型支援が受けられるよう体制を構築します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
商工会による経営相談実施件数(件)	2,382	2,970	2,326	1,710
起業家育成セミナー実施回数(回)	1	3	3	4



8 勤労者支援

《目指す姿》

勤労者である市民や市内事業所に勤める方が職場での悩み事等について身近な場所で相談を受けられ、労働関係法令を遵守した環境で働くまちを目指します。

市内事業者が地域から人材を雇用できるとともに、就職を希望する市民がきめ細かな支援を受けられるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 勤労者支援の充実

主担当課：産業振興課

《現状と課題》

暮らしやすく働きやすいまちの実現に向けて、市内企業の多様な働き方やワーク・ライフ・バランス*の推進に関する取組を支援していく必要があります。

雇用形態が多様化する中において、相談体制の整備などによる勤労者支援を充実していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■ワーク・ライフ・グッドバランス認定企業件数（件） 市のワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度による認定企業件数の累計	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
2	19

① 働きやすい環境の整備

事業者に労働者の働きやすい環境のあり方や、環境を整備することの重要性等について理解してもらい、労働の意思を持つ方が働きたいと思える事業者を増やし、市内企業への就職・定着を図るとともに、関係機関と連携し、労働関係法令等の周知に努めます。

② 労働相談の充実

労働や雇用問題、社会保険などについて、社会保険労務士による相談会を実施します。

また、国や県の労働関係機関と連携し、各機関が実施している各種相談の周知に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
労働・社会保険相談件数(件)	6	9	10	34

(2) 雇用の促進

主担当課：産業振興課

《現状と課題》

就職に関する相談・セミナーをより一層利用しやすい環境づくりが求められています。

地域における雇用の確保について、関係機関と連携し、推進していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■就職支援相談者数（人） 就職に関する相談をした延べ人数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
8	17

【関連する個別計画等】

- ・朝霞市産業振興基本計画（令和元年度～令和10年度）

① 雇用の促進

朝霞公共職業安定所や朝霞地区雇用対策協議会などの関係機関と連携し、合同就職面接会の開催などを通じて、地域での雇用の促進に努めます。

② 就職希望者に対する支援の充実

朝霞公共職業安定所等の関係機関と連携した就職支援セミナーや就職支援相談の実施を通じて、就職を希望する方が希望する企業に就職ができるよう支援を実施します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
合同就職面接会実施回数(回)	1	1	4	2
就職支援セミナー実施回数(回)	6	16	14	17

イラスト・写真等

第6章 政策を推進するための取組

イラスト・写真等

第6章 政策を推進するための取組

この章は第1章から第5章までの政策を推進するための取組をまとめた章です。

《基本構想（将来像実現のための基本方向）とこの章の施策のつながり》

「安全に、安心して暮らせるまち」に向けて

安心して暮らせる地域社会づくりのため、年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合える環境づくりに努めます。

「自分らしく学び育ち、心地よく暮らせるまち」に向けて

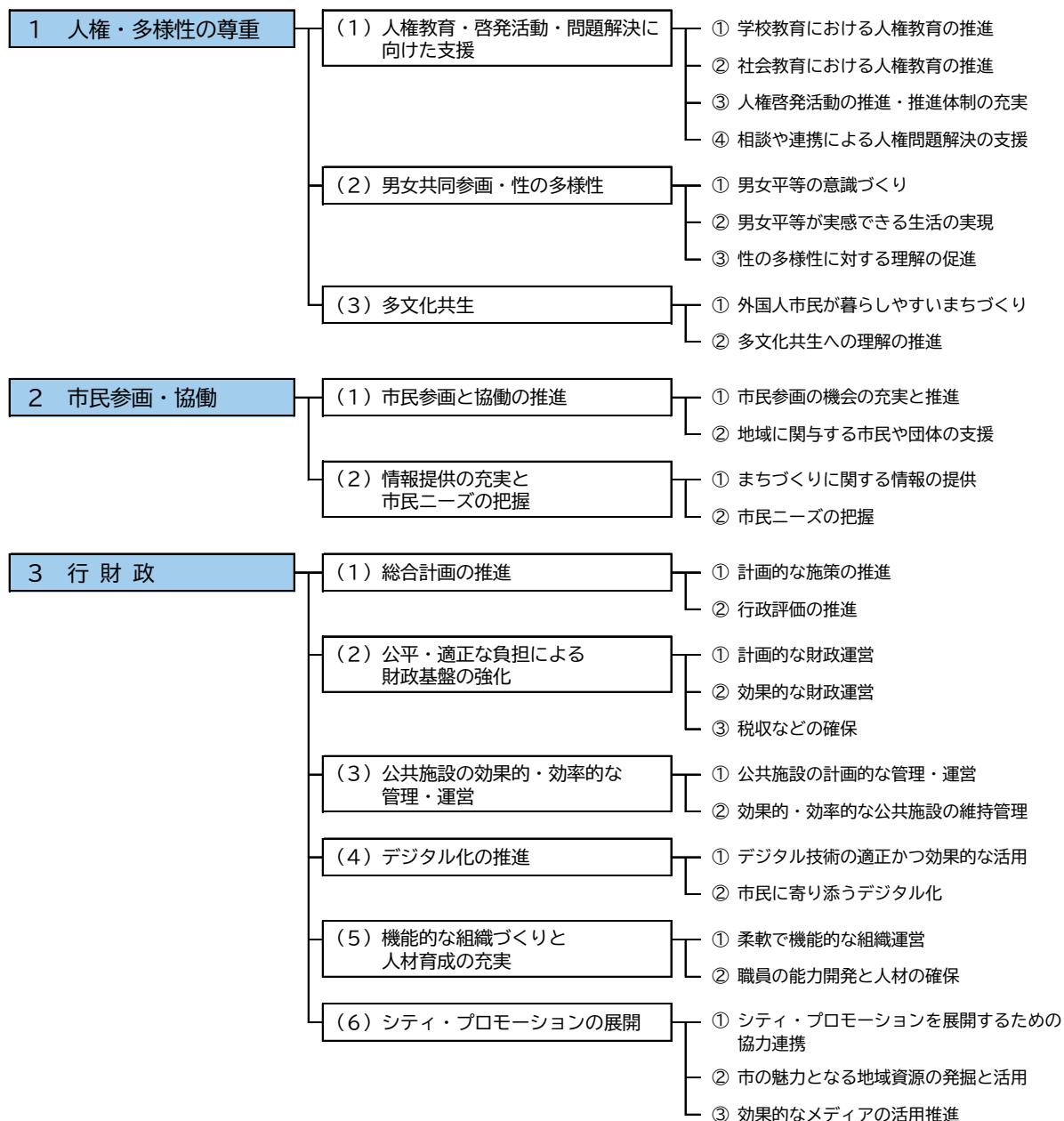
多くの市民や団体などがまちづくりに参画できるよう、市民参画の機会を充実するとともに、多様な世代が参加しやすい環境づくりを推進します。

また、市民のニーズを捉えた情報提供などにより、主体的に参画する機運を醸成します。

「快適に暮らせる、にぎわいのあるまち」に向けて

未来のまちづくりを着実に推進するため、計画的な行政運営と、効率的で効果的な財政運営に努めます。

また、デジタル化や多様な人材の活動を通じて地域課題の解決に努めるとともに、シティ・プロモーション*によって朝霞市の魅力を広く周知していきます。





1 人権・多様性の尊重

《目指す姿》

年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。

具体的な施策

(1) 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

主担当課：人権庶務課、教育指導課、

生涯学習・スポーツ課

《現状と課題》

社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットにおける人権侵害など、人権問題は多様化、複雑化しています。

多様な性や子どもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

人権侵害の事案は依然として増加傾向にあることから、人権相談においては、相談者が相談しやすい環境づくりや、相談体制の充実を図るとともに、府内関係各課、国や県などの関係機関との連携を強化する必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■人権に関する研修会・講演会参加者数（人） 人権研修会などの年間参加者数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
303	500

① 学校教育における人権教育の推進

こどもたちが教育活動全体を通して、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。

府内関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。

② 社会教育における人権教育の推進

市民などの人権尊重意識の高揚とさまざまな人権課題についての正しい理解や認識を深めるための講演会や研修会、講座などの学習機会の提供に努めます。

学校・地域・家庭など、それぞれの状況に応じた人権教育を推進します。

③ 人権啓発活動の推進・推進体制の充実

市民一人一人が、お互いの個性を認め合い、思いやりの心を大切にできるよう、こどもや女性、多様な性のほか、高齢者、障害者、外国人、同和問題、インターネットにおける人権侵害など、さまざまな人権課題についての正しい理解と認識を深める啓発活動を推進します。

「朝霞市人権施策府内連絡会」や「府内人権問題研修推進員」を活用した情報共有のほか、国や県などの関係機関と連携し、啓発活動の推進体制の充実を図ります。

④ 相談や連携による人権問題解決の支援

多様化、複雑化する人権侵害の事案に対応するため、府内関係各課、国や県などの関係機関との連携を強化するとともに、民間団体との協働*なども視野に入れ、問題解決の支援に向けた相談体制の充実や相談しやすい環境づくりを進めます。

【関連する個別計画等】

- ・第3期朝霞市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
- ・第3次朝霞市生涯学習*計画（平成29年度～令和8年度）
- ・朝霞市人権・同和行政実施計画（令和5年度～令和9年度）
- ・第3次朝霞市男女平等推進行動計画（令和8年度～令和17年度）
- ・朝霞市国際化基本指針（平成21年度～）

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
人権に関する研修会・講演会参加者数(人)	188	348	323	303
人権施策や人権問題に関する関係機関との連携件数(件)	5	7	9	12

(2) 男女共同参画・性の多様性

主担当課：人権庶務課

《現状と課題》

市民生活の場では、依然として性別による固定的な役割分業意識*やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、引き続き、男女平等の意識づくりに向け取り組む必要があります。

性犯罪・性暴力に関する若年層への意識啓発のほか、ドメスティック・バイオレンス(DV*)や困難を抱える女性への支援など、複雑化・多様化する事例への対応などに取り組む必要があります。

女性があらゆる場面で活躍できるための情報提供や施策を展開する必要があります。

性の多様性に関する正しい理解が進み、誰もが暮らしやすく、生きやすい社会となるよう、L G B T Q*や性的指向および性自認・性表現(S O G I E*)に関する正しい理解に向けた情報の提供や施策を実施する必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合 (%)	
男女平等に関する意識調査において社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合	
現状値 (R 6)	目標値 (R 12)
10.9	20

① 男女平等の意識づくり

性別による固定的な役割分業意識*の解消に向け、気づきと改善する力を養えるよう積極的に情報提供し、学習機会の充実に努め人材育成を図ります。

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し自己実現が図れるよう、働く場での男女共同参画の意識の向上に努めるための情報提供などに努めます。

主に若年層を対象として、性犯罪・性暴力に遭わないための周知啓発や、性と生殖に関する健康と権利についての正しい理解を推進し意識醸成に努めます。

② 男女平等が実感できる生活の実現

積極的な情報提供や、被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実および他機関連携の強化を図り、異性間やパートナーからの暴力の根絶に努めます。

女性があらゆる場面において活躍できるための情報提供や施策を展開します。

また、市が率先し、管理的地位の女性職員を増やすなど、政策や方針の立案・決定の場への女性の参画を図ります。

自治会・町内会などの地域団体における女性の参画を推進するための情報提供を積極的に行い、男女平等に関する意識醸成に努めます。

③ 性の多様性に対する理解の促進

誰もが持ち合わせている性のあり方(性の指向および性自認・性表現)はさまざまであり、性の多様性に関する理解が促進されるよう意識醸成を図り、無理解と偏見のない、一人一人が尊重される地域社会の実現に努めます。

市の施策や行政事務において、LGBTQ*などの当事者の生きづらさを理解し、事務事業を行ううえでの配慮を呼びかけ推進します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
女性総合相談*年間相談件数(件)	69	45	57	88
男女平等推進事業の協働する市民の人数(人)	23	20	21	19
多様な性に関する情報発信回数(回)	-	-	5	5

(3) 多文化共生

主担当課：地域づくり支援課

《現状と課題》

多くの外国人市民が本市に在住しており、今後、さらに増加することが想定されます。

外国人市民が、地域で孤立したり、生活習慣などの相互理解不足からトラブルに発展することがないよう、地域社会と外国人市民をつなぎ、地域での話し合いを基にお互いの文化を理解しながら、生活上の問題などを相談・解決することができるよう、関係団体や関係機関等と連携を図りつつ、サポートする必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■多文化推進サポーターの登録人数（人） 多文化推進サポーターとして登録している人数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
86	110

① 外国人市民が暮らしやすいまちづくり

ごみの分別方法や各種相談、支援制度などの生活に密着した情報を多言語で発信することにより、外国人市民が安心して生活できる環境を整備し、相互理解の促進に努めます。

② 多文化共生*への理解の推進

異なる文化への理解を深め、共に生きていく社会づくりに取り組みます。

市民活動団体*や関係機関と連携し、異文化に触れる機会を増やすことで相互理解の促進に努めます。

日本語を理解しづらい児童生徒に支援を行い、学びをサポートします。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
多文化共生*事業の実施回数(回)	58	81	75	85
多文化推進サポーター活動延べ人数(人)	2	25	11	9

イラスト・写真等



2 市民参画・協働

《目指す姿》

多くの人が気軽にまちづくりに参加できる機会を増やすとともに、市民が必要とする情報を提供し、市政への参画が市民にとって身近であるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 市民参画と協働の推進

主担当課：政策企画課、地域づくり支援課

《現状と課題》

審議会の委員の公募、市民コメント、意見交換会などを実施し、施策や計画の策定から実施、評価に至るまで、幅広く市民の声を聴く機会を設け、併せて、職員の協働*に関する意識啓発を行っています。

その中で、若年層や子育て世代等の参加促進が課題となっていることから、若年層が関心を持つようなアプローチ方法や、協働*指針の改訂等について、検討していくことが求められています。

また、地域の課題解決に取り組む市民活動団体*等の育成や自治会・町内会の支援を行い、必要に応じて協働*事業を展開していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■NPO*やボランティア等との協働*事業数（事業）	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
71	81

① 市民参画の機会の充実と推進

審議会等の公募委員、意見交換会や市民コメントの実施など、施策や計画から実施、評価に至るまで、市民参画の機会の充実に取り組みます。

多様な世代が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民参画や協働*について理解を深め、積極的に推進します。

また、協働*指針の見直しや、条例などの仕組みについて検討します。

② 地域に関与する市民や団体の支援

講演会の開催など、地域とのつながりづくりのきっかけとなる機会を提供することで、地域活動に取り組む担い手を発掘・育成します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
公募委員候補者登録数（人）	66	115	88	100
団体の市民活動支援ステーション*施設の延べ利用回数(団体)	451	456	502	510

【関連する個別計画等】

・朝霞市市民協働*指針（平成20年度～）

(2)情報提供の充実と市民ニーズの把握

主担当課：シティ・プロモーション課、
市政情報課

《現状と課題》

広報については、広報あさかやホームページのほか、SNS*、データ放送、メール配信サービスなどを活用し、広報手段の拡充を図ってきました。

引き続き、新たな情報提供手段の可能性を探りつつ、受け取り手（フォロワー等）の増加に努め、各年齢層に対して、それぞれ最も効果的な広報手段や内容を検討する必要があります。

広聴については、広聴制度がより一層機能するよう、市民が市の施策や事業を知り、それについて意見・提案等ができる機会の周知を図っていく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明
■広報あさかを見やすいと感じている市民の割合（%） 広報あさかアンケートで紙面の見やすさが「見やすい」または「やや見やすい」を選択した市民の割合
現状値（R6）
48.3
目標値（R12）
60.0

①まちづくりに関する情報の提供

広報あさかやホームページなどの広報媒体の充実を図り、行政情報を分かりやすく市民に提供します。

また、新たな情報提供手段の可能性を探りつつ、受け取り手（フォロワー等）の増加に努め、各広報媒体の特性を生かした迅速かつ効果的な情報提供を行います。

②市民ニーズの把握

各種計画を策定する際には、市民ニーズを幅広く収集します。

また、市政モニター*を活用し、各課が保有する個別の懸案事項について市民ニーズを収集します。

市民の意向を反映するため「市への意見・要望」を継続し、市民の要望を把握します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
ホームページアクセス数(回)	2,474,152	2,275,346	1,976,390	1,920,757
Xのフォロワー数(フォロー)	13,152	13,618	14,517	15,045
市政モニター*アンケートの実施回数(回)	5	5	5	4



3 行財政

《目指す姿》

安定した財源を確保しつつ、デジタル化の推進を図りながら、効果的で効率的な行財政運営を行っていくことで、市民が必要とするサービスが将来にわたって持続的に提供されるまちを目指します。

具体的な施策

(1) 総合計画の推進

主担当課：政策企画課

《現状と課題》

近年、大きく変化している社会情勢や、本市における将来の人口推移を見極め、市民の多様なニーズに柔軟に対応するため、施策や事業の効果と効率に留意しながら、総合計画を推進していくことが求められています。

計画を推進するまでの評価に当たっては、市民の意見がどのような形で反映されたのか、取組の結果どのような効果があったのかなど、分かりやすく市民に伝えられるような工夫が求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市民満足度アンケート結果（34項目）の平均点（4段階評価）（点）	
市民満足度アンケートにおける市全部の施策（34項目）満足度（4段階評価）を平均した点数	
現状値（R6）	目標値（R12）
2.68	2.80

① 計画的な施策の推進

大きく変化する社会情勢の中において、持続可能なまちづくりを行うため、中長期的な視点を持って各種計画に紐付け、施策の展開を図ります。

② 行政評価の推進

限られた財源の中で、多様なニーズに対応していくため、適切な評価指標に基づき内部評価、外部評価の両面から施策の効果検証を行い、その結果を次の取組へと結び付けていくことにより、効率的な計画の推進を図ります。

また、行政評価の結果を公表することで市政に関する透明性の確保に努めるなど、より実効性の高い制度に改善を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
市の施策評価のための外部評価委員会開催回数(回)	4	6	6	8

(2) 公平・適正な負担による財政基盤の強化

主担当課：財政課、収納課

《現状と課題》

厳しい財政状況の中、持続可能な行財政運営を行うためには財源の安定的な確保が不可欠です。

歳入の根幹である市税の確保のため、相談業務の充実や納付環境の整備などに努めながら、的確な滞納整理を行い、収納率の向上を図っています。

また、自主財源の確保に努め、効果的に基金を活用する必要があります。

引き続き、中期的な財政推計を活用しながら、事業の選択と集中の実施や事務事業の見直し、経常経費の節減合理化を行う必要があります。

- 【関連する個別計画等】
- ・第6次朝霞市総合計画実施計画（毎年度策定）
 - ・朝霞市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和47年度）
 - ・朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画（第2期）（令和8年度～令和17年度）
 - ・（仮称）朝霞市行政情報デジタル化推進方針（令和8年度～）
 - ・朝霞市定員管理方針（令和7年度～）（予定）
 - ・朝霞市人材育成基本方針 ver.2（平成24年度～）
 - ・朝霞市特定事業主行動計画（令和7年度～）
 - ・朝霞市障害者活躍推進計画（令和7年度～）
 - ・朝霞市シティ・プロモーション*方針（令和4年度～）

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市税収納率（現年分）（%） 市税収入額を調定額で除したもの	
現状値（R6）	目標値（R12）
99.4	99.5

① 計画的な財政運営

多様で高度化する市民ニーズに応える効率的で安定した行政サービスを提供するため、実施計画に基づいた中期的な財政推計を策定するとともに、社会経済環境、国の経済予測および財政計画の動向を注視しながら、計画的な財政運営を図ります。

② 効果的な財政運営

厳しい財政状況の中、限られた財源を最大限活用し、最少の経費で最大の効果をあげるため、事業の選択と集中、事務事業の見直し、経常経費の節減合理化を行い、効果的な財政運営を図ります。

③ 税収などの確保

収納率向上のため、口座振替を推奨するとともに、クレジットカードおよびスマートフォンによる決済、コンビニエンスストアでの納付、また、二次元コードを活用した納付を加えるなど多様な納付方法を提供することにより、納税者のさらなる利便性の向上に努めます。

休日・夜間納税相談の実施や電話催告により納税を促すとともに、差押えなどの滞納処分を適切に行い、税収の確保を図ります。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
経常収支比率（%）	92.6	93.8	97.5	97.6

(3) 公共施設の効果的・効率的な管理・運営

主担当課：財産管理課

《現状と課題》

公共施設全般の老朽化が進んでいることから、公共施設マネジメント基金の運用状況や市全体の財政状況と整合性を図りながら、公共施設等総合管理計画および建物系公共施設マネジメント実施計画などに基づく計画的な維持管理や更新を行う必要があります。

併せて、今後の人口動態や行政需要の変化に応じた、公共施設のあり方についても検討が必要となります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■公共施設の改修工事着手率（%） 当該年度時点での、朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画の改修計画に対する、改修工事着手率	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
69.2	100

① 公共施設の計画的な管理・運営

建物、道路、橋梁、上下水道などの公共施設を、安全に利用しながらも、良好な状態に保つために、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化*などに取り組みます。

将来を見据え、市庁舎などの建替えに向けた検討に着手します。

② 効果的・効率的な公共施設の維持管理

業務委託や指定管理者制度*などを用いて民間のノウハウ*、効率性を活用することで、維持管理業務の効率化、質の向上を図ります。

公共施設の維持管理費縮減のため、サービスの維持に配慮しながら、公共施設のあり方についても検討していきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
公共施設等マネジメント実施計画に基づく大規模改修等の着手件数(件)	1	4	5	0
普通財産の活用面積(m ²)	35,392.6	38,078.2	36,635.9	37,519.2

(4) デジタル化の推進

主担当課：デジタル推進課

《現状と課題》

近年、人口減少、少子高齢化などの課題が顕在化する中で、行政におけるデジタル化の遅れが顕著となっています。

また、地方自治体においても多様化・複雑化する市民ニーズに対応しつつ、将来にわたって継続して行政サービスを提供することが求められており、行政情報のデジタル化による業務の効率化や自動化、省力化等の課題に取り組んでいくことが求められています。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■電子申請による時間節約効果（時間） 電子申請利用により、市民が行政手続に要する時間を短縮できる効果が期待される時間数	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
15,555	29,000

① デジタル技術の適正かつ効果的な活用

デジタル技術を適切に活用し、業務の効率化や行政サービスの向上に取り組むとともに、セキュリティリスク軽減のために求められるシステム整備や人的対策に取り組みます。

② 市民に寄り添うデジタル化

デジタル技術の導入に当たっては、市民のニーズに応じたサービスを提供するため、利用者の視点で検討するとともに、デジタルデバイドを考慮した環境を整備します。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
よく使う手続のオンライン化状況（住民サービスのDX*として国が示す手続）（%）	-	-	50	61

(5) 機能的な組織づくりと人材育成の充実

主担当課：政策企画課、職員課

《現状と課題》

社会情勢の変化や生産年齢人口*の減少などにより、さらなる効率的な行政事務の執行が求められています。

多様化する行政需要に的確に対応していくために、業務の効率化を図り、柔軟な組織体制を構築していくことが必要です。

多様化・複雑化する業務やさまざまな課題に対応できるよう、人材育成を柱として職員の能力開発や人材の確保に向けた取組を行うなど、人材育成の充実を図ることも必要です。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市民満足度アンケートにおいて「満足」と回答した市民の割合（%）	
暮らしの中で将来像の実現が実感できているかについてアンケートを実施し、「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合（4段階評価）	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
47.0	50.0

① 柔軟で機能的な組織運営

市民ニーズや行政課題に対して、的確かつ迅速に対応していくため、横断的かつ柔軟な組織体制の構築に努めます。

② 職員の能力開発と人材の確保

生産年齢人口*の減少や働き手側の価値観の多様化等に対応していくため、現在行っている取組に加え、職員の能力開発や人材の確保に向けた多角的な取組を進めていきます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
府議、政策調整会議開催回数(回)	16	16	18	21
派遣研修の実施回数(回)	71	68	69	61

(6) シティ・プロモーションの展開

主担当課：シティ・プロモーション課

《現状と課題》

広報あさか、ホームページ、SNS*やシティ・プロモーション*冊子などを活用し、本市の日常の魅力を発信しています。

まだ知られていない地域資源の情報収集や、市内外へのさらなるPR*について、市民、関係機関、事業者等と協力、連携しながらプロモーションを展開していく必要があります。

《成果指標》

指標名（単位）・説明	
■市に愛着を感じている市民の割合（%）	
現状値（R 6）	目標値（R 12）
85.6	90.0

① シティ・プロモーション*を展開するための協力連携

本市の魅力を市内外へPR*するため、府内の各部署や関係機関、市民、事業者等と連携して事業を展開していきます。

② 市の魅力となる地域資源の発掘と活用

本市の魅力を発信するため「シティ・セールス朝霞ブランド*」などの既存の地域資源のさらなる活用を検討するほか、市の魅力となり得る新たな地域資源を発掘し、活用します。

③ 効果的なメディアの活用推進

本市の魅力を市内外へ広くPR^{*}するため、市独自の発信手段に加え、テレビや新聞等のメディアの活用に努めます。

<参考実績値>

	R3	R4	R5	R6
市民や事業者等との連携によるプロモーションの機会(回)	21	39	49	72
PR [*] ロゴ使用申請受理件数(市以外)(件)	25	4	11	8
メディアで市のPR [*] がされた件数(件)	6	8	6	8

第4部 朝霞市デジタル田園都市構想総合戦略

1 総合戦略の趣旨

日本の人口は、平成20年（2008年）に1億2,808万人のピークを迎えた後は減少局面にあり、令和52年（2070年）には8,700万人となるものと推計されています。

国においては、将来にわたり活力ある日本社会を維持するため、平成26年（2014年）11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行し、人口の「長期ビジョン」や2期にわたる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組を進めてきました。

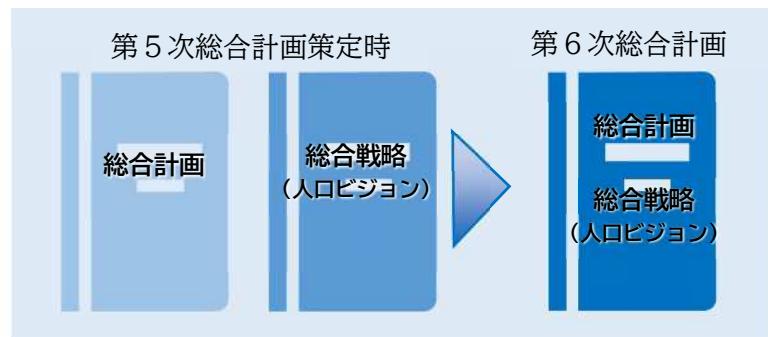
さらに、令和4年（2022年）12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略*」を閣議決定し、デジタルの力を活用した地方創生の加速化・深化を目指しています。

しかしながら、近年は出生者数の減少が特に顕著となるなど、このままの傾向が続くと人口減少と少子高齢化がさらに進むこととなることから、国は令和6年（2024年）12月に『地方創生2.0の「基本的な考え方』として、安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生など5つの柱から成る方向性を示しました。

本市においても、平成28年（2016年）2月に「朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、令和3年（2021年）2月には「第2期朝霞市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来にわたって活力ある地域社会の実現に向け、施策を推進してきたところです。

「総合戦略」と「総合計画」は、朝霞市の未来を展望し必要な施策を定める点において共通しており、地域課題の解決等についてはデジタルの力を活用し、各施策を効率的・効果的に進める必要があります。また、市民にとって分かりやすい計画とするため、「本市が目指す姿と実現に向けた取組」をより明確に示す必要があると考えます。

このため、「朝霞市デジタル田園都市構想総合戦略」は、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略*」の方針を含む「第6次朝霞市総合計画」と一体化するものとし、取組を総合的に推進していきます。



2 計画期間と構成

<総合戦略の計画期間>

令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日

<総合戦略の構成>



※ 総合戦略の構成は、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和5年12月版）」9ページを基としています。

※ 総合戦略に求められているKPI（重要業績評価指標）は、前期基本計画の施策および実施計画の事業に付された成果指標としています。

3 人口の将来展望

本市の総人口は、出生者数が死亡者数を上回ることによる自然増と、転入者数が転出者数を上回ることによる社会増によって、これまで順調に増加してきました。

しかしながら、本市人口の自然動態はすでに自然減の局面に入ってきており、また、社会動態についても、本市への主要な人口供給元と考えられる東京都の人口が減少に転じると推計されている中、次第に転出入均衡へと向かっていくものと思われます。

そのため、今後は、現在の人口増加傾向を可能な限り維持していくとともに、いずれ訪れる人口減少局面に備えていきます。

また、子育て支援や若者の移住・定住の促進に努め、将来にわたってバランスの良い人口構成を保っていきます。

【本市の将来人口の推計】



※ 上記に記載した【本市の将来人口の推計】は、16ページに記載した総合計画の【本市の将来人口の推計】と同じものです。

資料編

1 策定の経過

令和5年度（2023年度）

月日	項目	概要
8月10日	第1回策定委員会	・総合計画策定方針
8月22日	第1回審議会	・総合計画策定方針
10月2日	第2回策定委員会	・総合計画策定方針
10月16日	第3回策定委員会	・市民意識調査等の調査項目
10月31日	第2回審議会	・市民意識調査等の調査項目
11月24日 ～12月25日	市民意識調査	・市内居住18歳以上の3,000人を対象にしたアンケート
	青少年アンケート	・市内居住12歳以上18歳未満の1,000人を対象にしたアンケート
12月15日 ～1月15日	子育て・定住に関する調査	・市内在住5歳児のこどもがいる世帯を対象にしたアンケート
	転入・転出意識調査	・総合窓口課の窓口で手続きを行う転入者・転出者を対象にしたアンケート（令和6年4月に追加調査を実施）
1月15日 ～1月22日	小中学生アンケート	・市内小学校10校の5年生および市内中学校5校の2年生を対象にしたアンケート
1月20日	市民ワークショップ	・市内在住・在学・在勤等、市に関心のある方と市の職員によるワークショップ
2月15日	第4回策定委員会	・将来人口推計、市が目指すべき方向性
2月17日、18日	分野別市民懇談会（第1回）	・市の現状や課題などについて、分野ごとに意見交換
3月26日	第3回審議会	・将来人口推計、市が目指すべき方向性
随時 （～令和6年8月3日）	市民団体、事業者等との意見交換	・市内事業者や団体を対象にした意見交換

令和6年度（2024年度）

月日	項目	概要
4月10日	第5回策定委員会	・基本構想のイメージ、後期基本計画総括評価シート・新たな基本計画検討シート
4月19日	第4回審議会	・将来人口推計、市の将来像や基本概念、後期基本計画総括評価シート
4月30日	第6回策定委員会	・後期基本計画総括評価シート
5月14日	第5回審議会	・市の将来像や基本概念（審議会委員によるワークショップ）
6月～7月	第5次後期基本計画の総括	・後期基本計画の総括
6月17日	大学生アンケート調査	・東洋大学の大学生および大学院生を対象にしたアンケート
7月4日	高校生サロン（高校生ワークショップ）①	・朝霞高校の生徒と市の職員によるワークショップ
7月8日	第7回策定委員会	・将来人口推計、後期基本計画総括結果概要

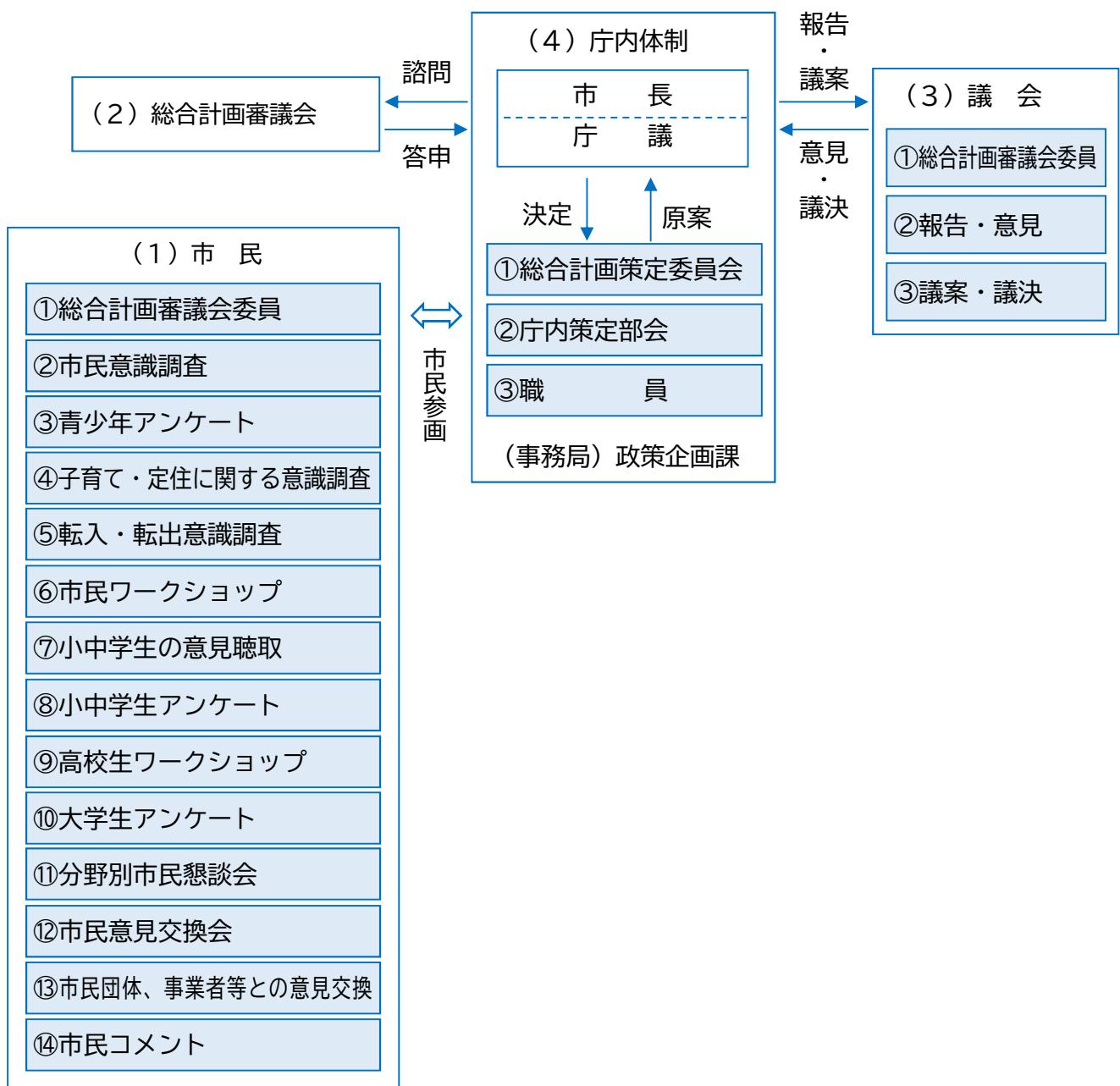
月日	項目	概要
7月17日	第6回審議会	・将来人口推計、後期基本計画総括結果概要
7月17日	高校生サロン（高校生ワークショップ）②	・朝霞西高校の生徒と市の職員によるワークショップ
8月3日、4日	小中学生の声を聴く機会	・「彩夏祭」会場に来訪した市内外在住の小学生・中学生を対象にしたシール貼り方式のアンケート
8月15日	第8回策定委員会	・第5次総合計画総括結果概要と新たな計画に向けた課題、基本構想骨子（案）
8月26日	第7回審議会	・第5次総合計画総括結果概要と新たな計画に向けた課題、基本構想骨子（案）
10月7日	第9回策定委員会	・基本構想骨子（案）、基本計画骨子（案）
10月23日	第8回審議会	・基本構想骨子（案）、基本計画骨子（案）
11月7日	第10回策定委員会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）
11月19日	第9回審議会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）
12月13日、14日	市民意見交換会（第1回）	・オープンハウス形式の意見交換会
12月17日	第11回策定委員会	・基本計画（素案）
12月23日	第10回審議会	・基本計画（素案）
1月14日	第12回策定委員会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）
1月27日	第11回審議会	・基本構想（素案）、基本計画（素案）
2月1日、2日	分野別市民懇談会（第2回）	・基本構想（素案）、基本計画（素案）について、分野ごとに意見交換
2月6日	第13回策定委員会	・総論（素案）、基本構想（素案）、基本計画（素案）
2月18日	第12回審議会	・総論（素案）、基本構想（素案）、基本計画（素案）

令和7年度（2025年度）

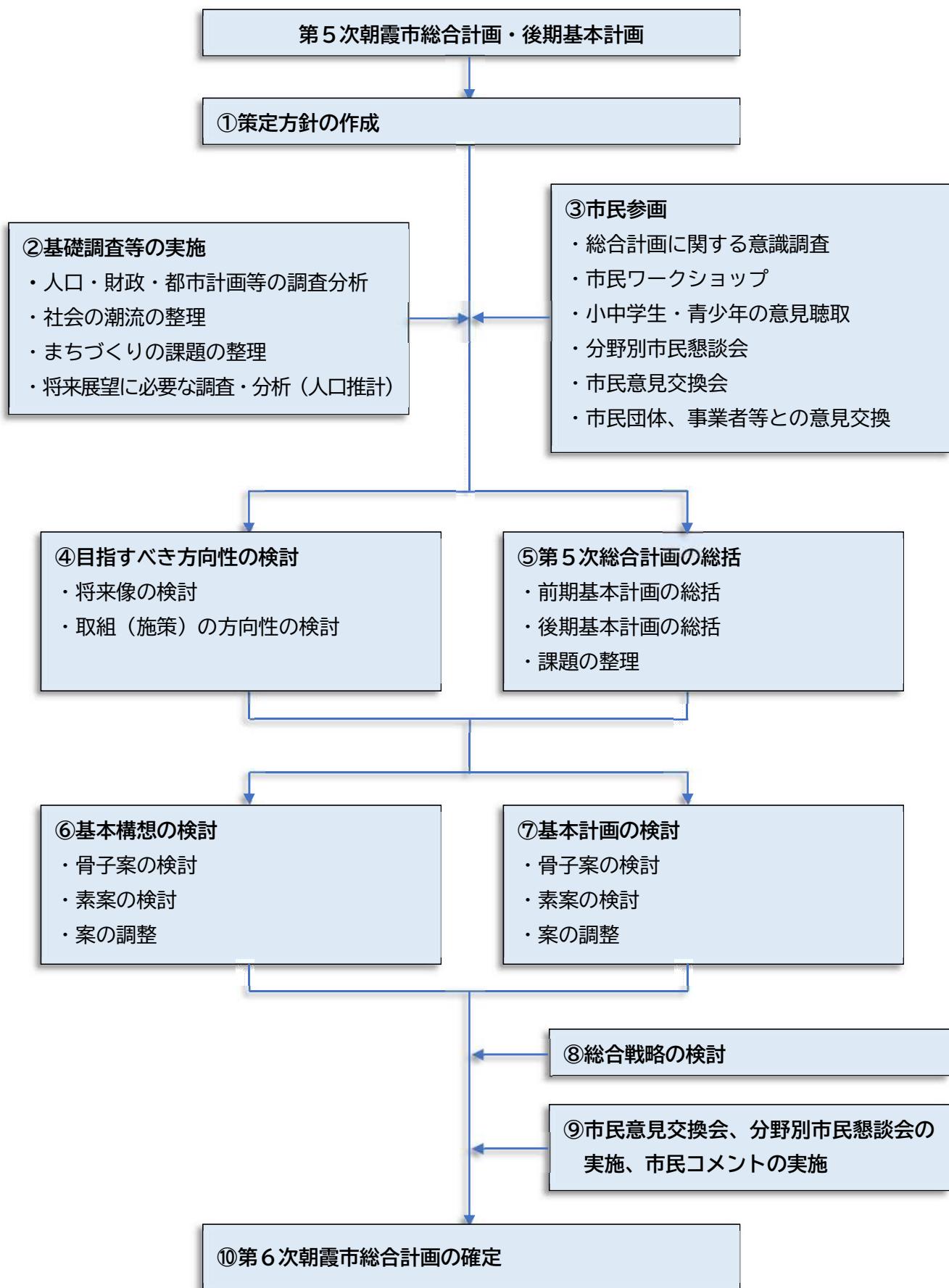
月日	項目	概要
4月8日	第14回策定委員会	・総合計画（素案）
4月25日	第13回審議会	・総合計画（素案）
5月9日	第15回策定委員会	・総合計画（素案）
5月16日	第14回審議会	・総合計画（素案）
5月28日	市議会	・総合計画（素案）の報告
6月5日～7月4日	市民コメント	・総合計画（素案）について周知し、意見を募集
6月25日、29日	市民意見交換会（第2回）	・オープンハウス形式の意見交換会
8月5日	第16回策定委員会	・総合計画（素案）
8月26日	第15回審議会	・総合計画（案）
10月14日	第17回策定委員会	・総合計画（案）
10月20日	庁議	・総合計画（案）
12月	市議会	・基本構想上程

2 策定体制・フロー

(1) 策定体制



(2) 策定フロー



3 朝霞市総合計画審議会

(1) 朝霞市総合計画条例

平成27年10月1日条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、市民に対し総合計画の策定過程を明確にし、当該過程への市民参加を推進し、かつ、市民の協力と理解の下に総合計画を策定し、もって市のまちづくりの施策を着実に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 市のまちづくりの指針となるもので、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市民と市がともに実現を目指すまちの将来像及びその実現に向けた施策の方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に掲げる将来像を実現するための市の具体的な施策を分野別及び体系別に示す計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画をいう。

(総合計画の策定等)

第3条 市長は、市の最上位計画として総合計画を総合的見地から策定するとともに、基本構想又は基本計画の策定に当たっては、市民の意見を十分に反映させるための措置を講ずるものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

3 個別の行政分野に関する計画の策定又は変更に当たっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、第7条の朝霞市総合計画審議会の意見を聴いた上で議会の議決を経なければならない。

(公表)

第5条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(策定後の措置)

第6条 市長は、総合計画に基づく施策を計画的に実施するための必要な措置を講ずるほか、当該施策の実施状況について公表するものとする。

(朝霞市総合計画審議会の設置)

第7条 市長は、基本構想又は基本計画の策定又は変更に関し、必要な事項を調査審議するため、朝霞市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第8条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想又は基本計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想又は基本計画に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第9条 審議会は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会の議員
- (2) 市の執行機関の委員
- (3) 市内の公共的団体等の役員及び職員
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民

(会長及び副会長)

第10条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第11条 委員の任期は、委嘱の日から基本構想又は基本計画を策定又は変更する日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第12条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第13条 審議会又は部会の会議は、それぞれ会長又は部会長が招集し、その議長となる。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(雑則)

第15条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(朝霞市総合振興計画審議会条例の廃止)

2 朝霞市総合振興計画審議会条例（昭和45年朝霞市条例第7号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に廃止前の朝霞市総合振興計画審議会条例の規定により調査及び審議が行われた基本構想又は基本計画は、第4条の規定により意見を聴いたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年朝霞市条例第2号）の一部を次のように改正する。（次のよう略）

(2) 委員名簿

朝霞市総合計画審議会 委員名簿（敬称略）

令和6年8月現在

選出枠	氏名	組織・団体等	任期
1 2 3 4 5 6	第1号 市の議会の議員	利根川 仁志 福川 鷹子 山口 公悦 飯倉 一樹 陶山 憲雅 田辺 淳	令和5年8月22日 ～ 令和5年12月17日
7 8		秋山 磨弥 平木 倫子	令和5年12月18日 ～ 令和 年 月 日
9	第3号 市内の公共的団体等 の役員・職員	加藤 弘樹	令和5年8月22日 ～ 令和6年8月22日
10		松谷 公靖	令和6年8月23日 ～ 令和 年 月 日
11		高橋 甚次	
12		○松尾 哲	
13		渡辺 淳史	
14		渡邊 俊夫	
15 16 17 18 19	第4号 知識経験を有する者	内田 奈芳美 ○中村 年春 原田 晃樹 星野 敦子 村上 文洋	令和5年8月22日 ～ 令和 年 月 日
20 21 22 23 24		浅田 陽子 一宮 光夫 酒井 正弘 高橋 満 原田 佐登美	

◎会長 ○副会長

※選出枠ごとに50音順に掲載

(3) 諒問・答申

《諒問》

朝政発第109号
令和5年8月22日

朝霞市総合計画審議会 会長 様

朝霞市長 富岡 勝則



第6次朝霞市総合計画について（諒問）

朝霞市総合計画条例第7条の規定に基づき、第6次朝霞市総合計画について、
貴審議会の意見を求める。

《答申》

令和7年10月8日

朝霞市長 松下 昌代 様

朝霞市総合計画審議会
会長 中村 年春

第6次朝霞市総合計画について（答申）

令和5年8月22日付朝政発第109号で諮問のあった第6次朝霞市総合計画について、当審議会において計15回にわたり慎重に審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申いたします。

4 庁内体制

朝霞市総合計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 朝霞市総合計画の策定を行うため、朝霞市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 朝霞市総合計画の基本構想案及び庁内策定部会においてまとめた基本計画案について審議及び調整を行い、庁議に提出すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、基本構想及び基本計画の策定に係ること。

(組織)

第3条 策定委員会の委員は、部長の職にある職員とする。

- 2 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は市長公室長の職にある者をもって充て、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を統括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庁内策定部会)

第5条 策定委員会に、庁内策定部会を置く。

- 2 庁内策定部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会員は、部、室及び局の部長及び課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、庁内策定部会の会務を総理し、基本計画案その他必要な資料等を策定委員会に提出するものとする。
- 6 庁内策定部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、市長公室政策企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年5月10日から施行する。

この要綱は、令和7年4月17日から施行する。

5 市民参画による計画づくり

(1) 市民意識調査

①調査目的

まちづくりに対する市民の意向を把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

②調査方法

- 調査対象：市内居住の18歳以上の男女（令和5年4月1日時点での満年齢）
- 対象者数：3,000人
- 抽出方法：住民基本台帳（令和5年11月1日現在）から無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
- 調査期間：令和5年11月24日送付、令和5年12月25日締切

③調査項目

- 朝霞市の住みよさについて
- 地域との関わりについて
- 市政について
- 市の全般的な取組について
- これからのまちづくりについて

④回収結果

- 調査票発送数：3,000票
- 有効回収数：976票（紙回答：743票、Web回答：233票）
- 有効回収率：32.5%（紙回答：24.8%、Web回答：7.8%）

(2) 青少年アンケート

①調査目的

まちづくりに対する青少年の意向を把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

②調査方法

- 調査対象：市内居住の12歳以上18歳未満の男女（令和5年4月1日時点での満年齢）
- 対象者数：1,000人
- 抽出方法：住民基本台帳（令和5年11月1日現在）から無作為抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
- 調査期間：令和5年11月24日送付、令和5年12月25日締切

③調査項目

- 朝霞市について日頃感じていること
- これからのまちづくりについて
- 地域との関わりについて
- 市の取組について

④回収結果

- 調査票発送数：1,000票
- 有効回収数：281票（紙回答：178票、Web回答：103票）
- 有効回収率：28.1%（紙回答：17.8%、Web回答：10.3%）

(3) 子育て・定住に関する意識調査

①調査目的

地方創生の鍵を握る「若い世代」の意識や意向、ニーズを把握することを目的に実施したもの。

②調査方法

- 調査対象：市内在住の5歳児のこどもがいる全世帯（「市民意識調査」対象世帯を除く。）
- 対象者数：1, 203人
- 抽出方法：住民基本台帳（令和5年12月1日現在）から抽出
- 調査方法：郵送による配布・回収、インターネットによる回答を併用
- 調査期間：令和5年12月15日送付、令和6年1月15日締切

③調査項目

- 子育てについて
- 朝霞市に居住した「きっかけ」および「理由」について
- 住宅の住み替えについて
- 地域とのつながりについて

④回収結果

- 調査票発送数：1, 203票
- 有効回収数：734票（紙回答：468票、Web回答：266票）
- 有効回収率：61.0%（紙回答：38.9%、Web回答：22.1%）

(4) 転入・転出意識調査

①調査目的

本市に長く住み続けていただくための施策検討に向けた基礎資料として、転入・転出者の属性と転入・転出の理由等を把握することを目的に実施したもの。

②調査方法

- 調査対象：転入者（調査期間中に朝霞市に転入する世帯）
転出者（調査期間中に朝霞市から転出する世帯）
- 対象者数：転入者・転出者それぞれ100世帯以上を想定
- 調査方法：総合窓口課の窓口で転入・転出手続を行う者に調査票を配布、
郵送による回収、インターネットによる回答を併用
【追加調査】総合窓口課の窓口で転入・転出手続を行う者に対し、直接聞き取り
- 調査期間：令和5年12月15日配布開始、令和6年1月15日締切
【追加調査】令和6年4月10日～令和6年4月26日

③調査項目

- 世帯構成とお住まいについて
- 転入（転出）の「きっかけ」および「理由」について

④回収結果

【転入者】

- 調査票配布数：142票
- 有効回収数：17票（紙回答：9票、Web回答：8票）
- 有効回収率：12.0%（紙回答：6.3%、Web回答：5.6%）
- 追加調査回収数：109票
- 回収数合計：126票

【転出者】

- 調査票配布数 : 66票
- 有効回収数 : 9票（紙回答：8票、Web回答：1票）
- 有効回収率 : 13.6%（紙回答：12.1%、Web回答：1.5%）
- 追加調査回収数: 68票
- 回収数合計 : 77票

(5) 市民ワークショップ

①開催目的

朝霞市のよいと思うところや改善が必要と思うところ、未来の朝霞市がどんなまちであったらよいかなど、まちづくりに関する市民の意向や朝霞市の将来像について、市民と意見交換を行い、計画策定に生かすために実施したもの。

②開催概要

- 開催日時: 令和6年1月20日（土） 午後1時30分～午後5時
- 開催場所: 朝霞市民会館（ゆめばれす） 新館2階 高砂の間
- 参加者 : 朝霞市在住・在学・在勤等、市に関心のある方28人
朝霞市職員16人（テーブルの進行役として参加）

③開催方法

1グループ5人程度の9グループに分かれ、グループごとに、現在の朝霞市のよいと思うところ・改善が必要と思うところを出し合い、その後、朝霞市の将来像を話し合った。

④開催結果

- よいところとして、都心に近く交通の便がよいこと、公園が多いこと、黒目川や朝霞の森などがあること、彩夏祭をはじめとしたイベントが多いことなどが多く挙げられた。
- 改善が必要なところとして、道幅が狭く歩きにくい、坂道の移動が困難、バス交通の見直し、公共施設の老朽化、自由な遊び場の不足、全国的認知度が低いことなどが挙げられた。
- 望ましい朝霞市の未来:《ひと》、《まち》、《にぎわい》のそれぞれについて、「多様な交流やコミュニティがある」「緑が残り、自然と共存している」「多様なイベントがあり、市民が主体的に関わっている」といった意見が出された。



(6) 小中学生の意見聴取

①調査目的

まちづくりに対する市内小中学生の意向を把握し、基礎資料として活用するために行ったもの。

②調査方法

- 調査対象：市内小学校10校の5年生および市内中学校5校の2年生
- 対象者数：2,385人（令和6年1月時点）
- 調査方法：GIGAタブレットを通じたアンケートの配信・回収
- 調査期間：令和6年1月15日配布、令和6年1月22日締切

③調査項目

- 朝霞市の好きなところ、もっとこうなって欲しいと思うところ
- 大人になったあなたは、朝霞市でどんなふうに過ごしたいか

④回収結果

- 調査票配布数：2,385票
- 有効回収数：1,381票
- 有効回収率：57.9%

(7) 小中学生アンケート

①調査目的

まちづくりに対する小中学生の意向を把握し、計画策定の基礎資料とする目的として実施したもの。

②調査方法

- 調査対象：朝霞市民まつり「彩夏祭」会場に来訪した小学生・中学生
- 回答者数：328人（小学生189人、中学生139人）
(市内在住者291人、市外在住者37人)
- 調査方法：選択肢へのシール貼り方式
- 調査期間：令和6年8月3日（土）・令和6年8月4日（日）

③調査項目

- 市内在住者「朝霞を将来どんなまちにしたいですか？」
- 市外在住者「こんな朝霞だったら行ってみたい！住んでみたい！」

④調査結果

- おおむね、「災害や犯罪、交通事故が少なく、安全に暮らせるまち」が最も多く、「彩夏祭など、朝霞と言ったらコレ！と言えるものがたくさんあるまち」、「芸術・文化・スポーツなどを楽しめるまち」が続くという傾向となった。

(8) 高校生サロン（高校生ワークショップ）

①開催目的

市内に所在する高等学校（朝霞高校および朝霞西高校）の生徒に対し、未来の自分と朝霞市の望ましい姿を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施したもの。

②開催概要

- 開催日程：令和6年7月4日（朝霞高校）・令和6年7月17日（朝霞西高校）
- 参加者：42人（朝霞高校：12人、朝霞西高校：30人）

③開催方法

都市計画マスタープラン策定に向けた「あさかまちづくりサロン」の一環として「高校生サロン」を開催し、未来の朝霞市の望ましい姿（キーワード）をワークショップ形式で話し合った。

④開催結果

- 私たちの理想のまち：自分らしさ、満たされる、働きやすい、余裕のある暮らし、幸せあふれる、といった『望ましい暮らしのあり方を実現するまち』や、いのちが宿る、自然と人と共に、自然に優しい、発展、進化、安心、ロマンチック、持続可能な、といった『未来の朝霞市のあり方そのもの』について話し合われた。
- キーワードとしては、家族や友人との関係、QOL、自然、便利さ、彩夏祭などの市民文化、安全、共に生きる、にぎやかさ、といった多彩な語句が挙げられた。



(9) 大学生アンケート

①調査目的

市内に所在する大学の学生に対し朝霞市の印象や魅力、改善点等を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施したもの。

②調査方法

- 調査対象：東洋大学 大学生および大学院生
- 対象者数：44人
- 調査方法：大学を通じた調査票の配布・回収
- 調査期間：令和6年6月17日

③調査項目

- 回答者ご自身について
- 朝霞市の印象や魅力等について
- 情報の入手と発信について
- 朝霞市への移住・定住について

④回収結果

- 調査票配布数：44票
- 有効回収数：30票
- 有効回収率：68.2%

(10) 分野別市民懇談会

【第1回】

①開催目的

本計画の策定にあたり、市の現状や課題などについて幅広く市民の意見を聴取するために実施したもの。

②開催概要

- 開催日程：令和6年2月17日（土）
 - 第1回 午前10時30分～正午 （市民環境分野）
 - 第2回 午後 0時30分～午後2時 （都市建設分野）
- 令和6年2月18日（日）
 - 第3回 午前10時30分～正午 （教育分野）
 - 第4回 午後 0時30分～午後2時 （健康福祉分野）
 - 第5回 午後 2時30分～午後4時 （総務分野）
- 開催場所：中央公民館・コミュニティセンター第1、第2集会室
- 参加者：64人（各回合計）

③開催方法

各分野について部会の職員から説明後、グループに分かれてその分野における朝霞市のいいところ、改善が必要と思うところ、現状について意見交換を行った。その内容を基に、目指すべき姿について話し合い、グループごとに発表した。

【第2回】

①開催目的

本計画の策定にあたり、前期基本計画（素案）に対する市民の意見を聴取するために実施したもの。

②開催概要

- 開催日程：令和7年2月1日（土）
 - 第1回 午前10時30分～正午 （都市建設分野）
 - 第2回 午後 1時30分～午後3時 （教育分野）
 - 第3回 午後 3時30分～午後5時 （市民環境分野）
- 令和7年2月2日（日）
 - 第4回 午前10時30分～正午 （健康福祉分野）
 - 第5回 午後 1時30分～午後3時 （総務分野）

- 開催場所：中央公民館・コミュニティセンター展示ギャラリー（第1回～第3回）
中央公民館・コミュニティセンター第1、第2集会室（第4回、第5回）
- 参加者：75人（各回合計）

③開催方法

基本構想（素案）の内容および各分野の基本計画（素案）の内容等について職員から説明後、グループに分かれて基本計画（素案）に対する意見交換を行った。その内容を基に、グループごとに発表を行った。

（11）市民意見交換会

【第1回】

①開催目的

本計画の基本構想骨子および基本計画骨子に対する市民の意見を幅広く聴取するために開催したもの。

②開催概要

- 開催日程等：令和6年12月13日（金）午後5時～午後7時
産業文化センター1階 ギャラリー
令和6年12月14日（土）午前10時～正午
朝霞市立図書館 本館 1階 展示・集会室
- 参加者：68人（各回合計）

③開催方法

自由に説明パネルを見ていただき、市の職員が参加者の質問に回答したり、意見を伺ったりするオープンハウス形式で行った。

④開催結果

参加者から、延べ87件のご意見を頂いた。

【第2回】

①開催目的

本計画（素案）に対する市民の意見を幅広く聴取するために開催したもの。

②開催概要

- 開催日程等：令和7年6月25日（水）午後5時～午後7時
朝霞市中央公民館・コミュニティセンター1階 ギャラリー
令和7年6月29日（日）午前10時～正午
産業文化センター1階 ギャラリー
- 参加者：54人（各回合計）

③開催方法

自由に説明パネルを見ていただき、市の職員が参加者の質問に回答したり、意見を伺ったりするオープンハウス形式で行った。

④開催結果

参加者から、延べ53件のご意見を頂いた。

(12) 市民団体、事業者等との意見交換

①開催目的

計画策定を進めていく上での参考とするため、将来に向けて市が取り組むべきことやまちづくりの課題等について意見交換することを目的として開催したもの。

②開催概要

- 実施期間：令和5年7月19日～令和7年3月31日
- 参加者：1,081人（合計）

③開催方法

各分野で活動する市内の事業者や団体等に対し、部会ごとに、次のとおり意見交換をした。

部会	報告担当課	実施日	市民団体、事業者等	人数
総務	シティ・プロモーション課	令和6年7月26日	朝霞市民プロモーションミーティングメンバー	10人
		令和7年1月31日	朝霞市シティ・プロモーション委員会	5人
	人権庶務課	令和6年6月19日	朝霞市男女平等推進情報そよかぜ企画・編集協力員 朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員	4人
		令和6年6月28日	あさか女と男セミナー企画・運営協力員 朝霞市男女平等推進事業企画・運営協力員	3人
		令和6年8月3日	人権擁護委員	4人
市民環境	地域づくり支援課 産業振興課	令和6年2月9日	朝霞市コミュニティ協議会常任理事会	11人
		令和6年6月5日	朝霞市産業振興基本計画推進委員会	7人
		令和6年7月17日	ハローワーク朝霞	2人
		令和6年7月18日	朝霞市商工会	2人
		令和6年11月11日	地域計画協議の場参加者	21人
	環境推進課 資源リサイクル課	令和6年2月6日	あさか環境市民会議	10人
		令和6年2月4日	あさか産業フェア来場者	20人
		令和6年4月26日	リサイクルプラザ企画運営協議会	6人
		令和6年5月29日	朝霞市廃棄物減量等推進審議会	7人
		令和6年11月13日	朝霞市廃棄物減量等推進審議会	9人
		令和7年2月19日	朝霞市廃棄物減量等推進審議会	10人
健康福祉	福祉相談課	令和5年11月21日	朝霞市社会保障をよくする会	10人
		令和6年8月8日	朝霞市北部地区民生委員児童委員協議会	20人
		令和6年11月8日～令和6年11月29日	専門職・団体アンケート	210人
		令和6年11月26日～令和6年12月7日のうち6日間	地域懇談会	106人
		令和7年1月29日	福祉関係団体グループヒアリング	14人
		令和7年3月14日	地域福祉計画推進委員会	10人
	障害福祉課	令和7年1月27日	障害者プラン推進委員会	13人
	長寿はつらつ課	令和7年1月30日	朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	14人

部会	報告担当課	実施日	市民団体、事業者等	人数
(統) 健康福祉	こども未来課	令和5年12月22日～令和6年1月27日のうち6日間	こどもミーティング	88人
		令和6年1月13日～令和6年2月20日のうち4日間	保護者ヒアリング	26人
		令和6年4月22日	高校生ヒアリング	21人
		令和6年4月22日	放課後児童クラブ	7人
		令和6年4月25日	中学生ヒアリング	10人
		令和6年5月28日	朝霞・志木・新座・和光こどもの居場所ネット	6人
		令和7年2月7日	児童館運営協議会	7人
		令和7年2月7日	児童館連絡調整会議	8人
		令和7年2月14日	子ども・子育て会議	16人
		令和7年3月13日	青少年育成市民会議事業部会	5人
都市建設	保育課	令和5年7月19日	自治体要請キャラバン	14人
	健康づくり課	令和6年7月29日	朝霞市健康づくり推進協議会	10人
	保険年金課	令和5年11月14日	全日本年金者組合朝霞支部懇談会	10人
		令和6年11月13日	全日本年金者組合朝霞支部との懇談会	15人
		令和6年11月14日	全日本年金者組合朝霞支部との懇談会	23人
教育	危機管理室	令和7年2月6日	朝霞市防災会議8号及び9号委員の団体	10人
	まちづくり推進課	令和6年5月17日	地域公共交通協議会	35人
		令和6年6月22日	あさかまちづくりサロン(暮らし)参加者	16人
		令和6年7月11日	あさかまちづくりサロン(北朝霞・朝霞台駅周辺)参加者	16人
	開発建築課	令和5年9月29日	市内分譲マンションの区分所有者	20人
		令和6年2月15日	住宅確保用配慮者への居住支援に関する意見交換会	6人
	みどり公園課	令和6年5月28日	朝霞市緑化推進会議	14人
		令和7年3月13日	朝霞市緑化推進会議	12人
	道路整備課	令和6年5月19日	上内間木町内会との意見交換会	6人
		令和6年5月12日	下内間木町内会との意見交換会	15人
		令和6年5月21日	朝霞市災害応急復旧協力事業者会議	9人
	上下水道総務課	令和6年6月3日	朝霞市上下水道審議会	11人
	生涯学習・スポーツ課	令和7年2月26日	社会教育委員会	12人
		令和7年3月21日	スポーツ推進委員会議	19人
	文化財課	令和7年2月28日	朝霞市博物館協議会	8人
	中央公民館	令和6年5月19日	中央公民館利用団体連絡協議会	50人
	図書館	令和6年7月13日	ライブラリーミーティング参加者	4人
		令和6年7月31日	朝霞市立図書館協議会	6人
		令和7年2月12日	朝霞市立図書館協議会	6人

(13) 市民コメント

①実施目的

本計画（素案）について周知するとともに意見を聴き、計画づくりを進めていく上で意見を反映するために実施したもの。

②実施概要

- 募集期間 令和7年6月5日（木）から7月5日（金）まで
- 意見提出方法 郵送、Fax、電子メールまたは直接持参のいずれか

③実施結果

意見 全79件（意見提出者15人）

【参考】市民参画に係る取組の結果反映箇所

取組	目指すべき 方向性	後期基本 計画の総括	基本構想	基本計画
(1) 市民意識調査	○	○	○	○
(2) 青少年アンケート	○	○	○	○
(3) 子育て・定住に関する意識調査	○	○	○	○
(4) 転入・転出意識調査	○		○	
(5) 市民ワークショップ	◎		○	○
(6) 小中学生の意見聴取	○		○	○
(7) 小中学生アンケート			○	○
(8) 高校生サロン（高校生ワークショップ）	○		○	○
(9) 大学生アンケート	○		○	○
(10) 分野別市民懇談会			○	◎
(11) 市民意見交換会			◎	○
(12) 市民団体、事業者等との意見交換		○		○
(13) 市民コメント			◎	◎

6 基本方向と施策の関係

基本方向									
安全に、安心して暮らせるまち 政策づくりに当たって重視すべき事項									
1		2							
災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らしていくけるまちに向けて									
1	2	1	2	3	4	5			
制災の確立	地域に生じる誰もが地域における防災・迅速な対応が可能な防災体制	地元が地域住み慣れた社会の実で現れる防災・防犯意識の醸成	支援を受ける者の健康づくりへの意識向上	支援どもの利益を考慮した子育ち・子育ての継続られ	健康づくりへの意識向上	よる市民の健康づくりへの意識向上	市長寿を踏まえられた保育園等に	健康づくりへの意識向上	国民の健康度の適正化による高齢者医療、介護保険制度の運営等に
1 1 1 災害対策の推進	●	●							
1 1 2 地域防災力の強化	●	●							
1 1 3 消防体制の充実	●								
1 1 4 防犯のまちづくりの推進		●							
2 1 1 地域共生社会の構築			●						
2 1 2 誰もが互いに尊重し合い、地域でつながる社会の実現			●						
2 1 3 誰もが地域で暮らし続けられるための自立生活支援の充実			●						
2 1 4 誰もが安心して生活ができる支援の充実	●		●						
2 2 1 こども・若者が健やかに育つための支援				●					
2 2 2 こども・若者が夢を想い描くための支援				●					
2 2 3 子育て家庭を支えるための環境整備				●	●				
2 2 4 幼児期等の教育と保育の充実				●	●				
2 3 1 健康づくりの支援					●	●	●		
2 3 2 健康危機管理・地域医療の充実					●		●		
2 3 3 保険事業等の適正な運営								●	
3 1 1 持続可能な社会の創り手の育成					●	●			
3 1 2 確かな学力と自立する力の育成									
3 1 3 多様なニーズに対応した教育の推進				●					
3 1 4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実				●					
3 1 5 学校施設の適切な維持・管理									
3 1 6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上									
3 2 1 生涯にわたる学びの推進									
3 2 2 学びを支える環境の充実									
3 3 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進							●		
3 3 2 利用しやすい施設の提供									
3 4 1 歴史や伝統の保護・活用									
3 4 2 芸術文化の振興									
3 4 3 地域文化によるまちづくり									
4 1 1 住みよい環境づくりの推進									
4 1 2 低炭素・循環型社会の推進									
4 1 3 環境教育・環境学習の推進									
4 2 1 ごみの減量・リサイクルの推進									
4 2 2 ごみ処理体制の充実					●				
4 3 1 消費者の自立支援の充実									
4 3 2 安心できる葬祭の場の提供									
4 4 1 コミュニティ活動の推進	●	●							
4 4 2 活動施設の充実									
4 5 1 市民活動への支援									
4 5 2 市民活動環境の充実									

基本方向						
安全に、安心して暮らせるまち 政策づくりに当たって重視すべき事項						
1	2	1	2	3	4	5
災害や犯罪への対策が充実しており、安全に暮らしていくけるまちに向けて	子育て支援等の福祉サービスや、市民の健康づくりへの支援等が充実しており、安心して暮らしていくけるまちに向けて					
章・大柱・中柱・施策名						
5 1 1 利便性の高いまちづくり						
5 1 2 特性に応じたまちづくり						
5 1 3 人を中心のまちづくり						
5 2 1 やさしさに配慮した道づくり	●	●				
5 2 2 良好的な交通環境づくり						
5 3 1 まちの骨格となる緑づくり						
5 3 2 うるおいのある生活環境づくり						
5 3 3 まちの魅力を生み出す景観づくり						
5 4 1 安心で快適な住環境の整備						
5 4 2 安定した住生活の確保・支援		●				
5 5 1 上水道の整備・充実	●					
5 5 2 公共下水道の整備	●					
5 6 1 魅力ある商業機能の形成						
5 6 2 中小企業の経営基盤の強化						
5 6 3 企業誘致の推進						
5 6 4 都市農業の振興						
5 7 1 産業育成のための連携強化						
5 7 2 起業・創業の支援						
5 8 1 勤労者支援の充実						
5 8 2 雇用の促進						
6 1 1 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援			●			
6 1 2 男女共同参画・性の多様性		●				
6 1 3 多文化共生		●				
6 2 1 市民参画と協働の推進						
6 2 2 情報提供の充実と市民ニーズの把握						
6 3 1 総合計画の推進						
6 3 2 公平・適正な負担による財政基盤の強化						
6 3 3 公共施設の効果的・効率的な管理運営						
6 3 4 デジタル化の推進						
6 3 5 機能的な組織づくりと人材育成の充実						
6 3 6 シティ・プロモーションの展開						

7 SDGsと施策の関係

SDGs 17の目標																		
1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基礎をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人々に	17 パートナーシップで目標を達成しよう		
章・大柱・中柱・施策名																		
1.1.1 災害対策の推進											●							
1.1.2 地域防災力の強化											●							
1.1.3 消防体制の充実											●							
1.1.4 防犯のまちづくりの推進											●							
2.1.1 地域共生社会の構築	●	●									●							
2.1.2 誰もが互いに尊重し合い、地域でつながる社会の実現	●	●									●							
2.1.3 誰もが地域で暮らし続けられるための自立生活支援の充実	●	●									●							
2.1.4 誰もが安心して生活ができる支援の充実			●								●							
2.2.1 こども・若者が健やかに育つための支援	●	●	●	●						●					●			
2.2.2 こども・若者が夢を描くための支援	●	●	●	●	●					●					●			
2.2.3 子育て家庭を支えるための環境整備	●	●	●	●	●					●								
2.2.4 幼児期等の教育と保育の充実	●	●	●	●	●										●			
2.3.1 健康づくりの支援			●															
2.3.2 健康危機管理・地域医療の充実			●									●						
2.3.3 保険事業等の適正な運営	●		●									●						
3.1.1 持続可能な社会の創り手の育成			●	●							●							
3.1.2 確かな学力と自立する力の育成			●	●							●							
3.1.3 多様なニーズに対応した教育の推進			●	●							●							
3.1.4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実			●	●							●							
3.1.5 学校施設の適切な維持・管理			●	●							●							
3.1.6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上					●													
3.2.1 生涯にわたる学びの推進					●							●				●		
3.2.2 学びを支える環境の充実					●					●		●						
3.3.1 スポーツ・レクリエーション活動の推進			●	●							●	●	●	●				
3.3.2 利用しやすい施設の提供			●	●							●	●	●	●				
3.4.1 歴史や伝統の保護・活用					●							●	●	●				
3.4.2 芸術文化の振興					●							●	●	●				
3.4.3 地域文化によるまちづくり												●						
4.1.1 住みよい環境づくりの推進				●			●					●	●	●	●	●	●	
4.1.2 低炭素・循環型社会の推進	●						●		●		●		●	●	●	●	●	
4.1.3 環境教育・環境学習の推進					●													
4.2.1 ごみの減量・リサイクルの推進												●	●	●				
4.2.2 ごみ処理体制の充実												●	●	●				
4.3.1 消費者の自立支援の充実												●	●	●				
4.3.2 安心できる葬祭の場の提供											●							

SDGs 17の目標																
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジエンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
章・大柱・中柱・施策名																
4.4.1 コミュニティ活動の推進																
4.4.2 活動施設の充実																
4.5.1 市民活動への支援																●
4.5.2 市民活動環境の充実																●
5.1.1 利便性の高いまちづくり																●
5.1.2 特性に応じたまちづくり																●
5.1.3 人を中心のまちづくり																●
5.2.1 やしさに配慮した道づくり																
5.2.2 良好的な交通環境づくり																
5.3.1 まちの骨格となる緑づくり																●
5.3.2 うるおいのある生活環境づくり																●
5.3.3 まちの魅力を生み出す景観づくり																●
5.4.1 安心で快適な住環境の整備																
5.4.2 安定した住生活の確保・支援																
5.5.1 上水道の整備・充実										●						
5.5.2 公共下水道の整備									●							
5.6.1 魅力ある商業機能の形成									●	●						
5.6.2 中小企業の経営基盤の強化									●	●						
5.6.3 企業誘致の推進									●	●						
5.6.4 都市農業の振興									●	●						
5.7.1 産業育成のための連携強化									●	●						●
5.7.2 起業・創業の支援									●	●						
5.8.1 勤労者支援の充実									●							
5.8.2 雇用の促進									●							
6.1.1 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援			●	●	●	●				●					●	●
6.1.2 男女共同参画・性の多様性	●		●	●	●				●	●					●	●
6.1.3 多文化共生				●						●						
6.2.1 市民参画と協働の推進				●							●					●
6.2.2 情報提供の充実と市民ニーズの把握												●				●
6.3.1 総合計画の推進												●				●
6.3.2 公正・適正な負担による財政基盤の強化												●				
6.3.3 公共施設の効果的・効率的な管理運営												●				
6.3.4 デジタル化の推進									●		●					
6.3.5 機能的な組織づくりと人材育成の充実									●						●	●
6.3.6 シティ・プロモーションの展開																●

8 成果指標一覧

※成果指標は、施策の進捗状況を見るためのさまざまな目標値の1つであり、この指標の達成が事業の最終目標ではありません。

第1章 災害対策・防犯				
大柱1 災害対策・防犯				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 災害対策の推進	防災施策に対する市民の満足度(%)	市政モニターアンケートの地域防災計画の推進に関する設問で「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合	市政モニターアンケートでは地域防災計画の推進に対する満足度(4段階評価)について評価をしているため、これらの満足度が防災施策に対する評価と捉え、指標とした。	過去5年の満足度の平均を基準値(36.26%)にし、過去5年の平均上昇率(1.35%)の平均を足した数値を目標値とした。
(2) 地域防災力の強化	自主防災組織の結成率(%)	自治会・町内会等に対する自主防災組織の結成率	地域での自助・共助の意識が醸成され、防災意識の高揚を図る目安になると考え、指標とした。	現在の結成率に、過去5年の平均上昇率(1.675%)を足した数値を目標値とした。
(3) 消防体制の充実	消防団の充足率(%)	消防団員定数(138人)に対する充足率	消防団員の充足が消防体制の充実の成果と捉え、指標とした。	朝霞市消防団条例で定められている、消防団員定数の138人を目標値とした。
(4) 防犯のまちづくりの推進	市内における人口1,000人当たりの刑法犯認知件数(件)	埼玉県警本部が公表した、市内で発生した犯罪の認知件数	市内で発生する犯罪件数の増減が防犯施策に対する成果と捉え、指標とした。	刑法犯認知件数が少なかつた、令和2、3年の近隣4市の平均値を目標値とした。
第2章 福祉・こども・健康				
大柱1 地域共生社会の推進				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 地域共生社会の構築	地域福祉活動への参加団体数(団体)	地域保健福祉活動振興事業費補助金交付団体数および住民主体の通いの場の活動団体数	地域住民同士の交流や、社会参加の場となる「地域福祉活動団体」が増えることが、地域共生社会が目指す、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会につながる成果と捉え、指標に設定した。	各団体数の直近(令和5年度→令和6年度)増加率(約5%)から、令和7年度以降、同様の5%増加を見込んだ積算とした。
(2) 誰もが互いに尊重し合い、共に生きる社会の実現	高齢者・障害者の虐待通報件数(件)	権利擁護と尊厳の確保の取組により、高齢者・障害者に対する虐待が広く認知されたことで、担当課が通報を受けた件数	通報に至る件数が少ない高齢者・障害者に対する虐待について、施策により広く認識された結果として虐待通報件数が増加することを成果と捉え、指標に設定した。	長寿はつらつ課・障害福祉課で受けた虐待通報件数の令和5年度実績値から毎年5%ずつの増加を見込み、目標値として設定した。
(3) 誰もが地域で暮らし続けられるための支援の充実	新規就労者数(生活保護受給者+障害者+シルバー入会者)(人)	高齢者・障害者・生活困窮者のそれぞれの人が、さまざまな形で新規就労につながった人数	個々の状況や希望に合った就労につながることが、地域で暮らし続けるために必要な経済的自立の指標になると判断したため。	・生活保護受給者(令和3年度～令和5年度の平均増加数をもとに毎年の増加数を積算) ・障害者(令和5年度各種就労実績の前年比5%増で積算) ・シルバー入会者(令和5年度前実績減少のため、令和6年度以降前年比1%増で見込んだ)
(4) 誰もが安心して生活ができる支援の充実	見守りサービス利用者数(高齢者+障害者+その他)(人)	市が実施する各種見守りサービスの利用者数の累計	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯および障害者が、市が実施する各種見守りサービスの利用をすることで、住み慣れた地域で自立し、安心して日常生活が送れることにつながることから各種見守りサービスの利用者数の累計を指標とした。	令和6年度は、令和3年度から令和5年度までの過去3年間の平均値で算出。令和7年度以降は、新たな見守りサービスが追加されることから、各年度へ平均値+10人を見込み目標値として設定した。

(続)第2章 福祉・こども・健康

大柱2 こども・若者応援、子育て支援

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) こども・若者が健やかに育つための支援	要保護児童対策地域協議会個別支援会議で協議した人数(人)	児童虐待を未然に防ぐため、要保護児童などの適切な保護または支援を図り、関係機関による情報共有や支援方針等を検討する会議において協議した人数	全国的にも児童虐待は高止まりの傾向であり朝霞市も一定数の支援が必要な家庭があることから、関係部署による個別支援会議をきめ細かく行うことにより虐待を未然に防ぐ効果があるため指標とした。本数値が多いほど支援の手が入っている指標となる。	過去5年間の個別支援会議で協議した人数の平均値として計上した。
(2) こども・若者が夢を想い描くための支援	子どもの居場所づくりを推進する団体数(団体)	青少年健全育成団体や学習支援団体、子ども食堂・フードパンtryー等、朝霞市こども計画に基づきながら子どもの居場所づくりを推進した団体数	青少年健全育成事業に加え、子どもの居場所づくりに関する指針により、子ども食堂やフードパンtryー、学習支援や子ども・若者の居場所を確保していくことが求められているため指標とした。本数値が多いければ地域での見守り体制が確立されている指標となる。	1年度に1団体ずつ、市と連携を図りながら居場所づくりの施策を進められる団体が増えることを希望して目標値に計上した。
(3) 子育て家庭を支えるための環境整備	①養育支援訪問事業(件)	①虐待予防の観点から、育児不安・負担感により養育支援が必要な家庭に対し保健師・助産師等を派遣した件数	全国的にも児童虐待は高止まりの傾向であり朝霞市も一定数の支援が必要な家庭があることから、保健師や助産師、ヘルパー等の派遣を決定することで子どもの養育のしづらさ等を解消するため指標とした。本数値が多いほど支援の手が入っている指標となる。	現状では支援を受け入れない家庭もあり実績値も伸びていない中、R7よりこども家庭センターの開所により、サポートプランを活用した支援を行うあたり、積極的に事業展開していくための数値として計上した。
	②子育て世帯訪問支援事業の利用件数(件)	②虐待予防の観点から、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭に対しヘルパー等を派遣した件数		
(4) 幼児期等の教育と保育の充実	保育園待機児童数(人)	保育の必要性の認定がされ、保育所等の利用申込がされているが、利用できていない人数	待機児童が解消されることにより、保護者の希望に沿った保育が図られているための指標とした。	待機児童の解消を目指すため。

大柱3 保健・医療

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 健康づくりの支援	健康寿命(年)	65歳の人が、健康で自立した生活を送ることができる状態から要介護2以上になるまでの期間	あさか健康プラン21(第3次)の基本目標の指標であり、保健・医療の推進状況を測る上で代表的な値として設定した。	基準年(令和3年／2021年)の値に、基準年を含む過去10年の伸び率の平均(1年あたり男性0.14年、女性0.09年)を積み上げて積算
(2) 健康危機管理・地域医療の充実	予防接種率(A類)(%)	感染力や重篤性の大きさから発生および蔓延予防に比重を置いたA類疾病に対する予防接種の接種率	予防接種は感染症の発生および蔓延を防止する役割を果たしており、接種率は全体の接種状況を知る上で重要な指標となるため。	A類予防接種の対象者数に対する接種者数の割合
(3) 保険事業等の適正な運営	市レセプト点検による過誤調整の効果額(円)	医療機関等から交付される朝霞市国民健康保険の診療報酬明細書(レセプト)の内容点検により、請求の誤りを指摘・適正化した金額	診療内容や資格情報を点検することで、誤った請求に対する支払を防ぐことができ、医療費の適正化に資することができる指標であると考えるため。	(令和3年度～令和5年度までの3か年平均:11,703千円)×(令和4年度・令和5年度比:約70%)÷800千円 ※令和5年度実績:8,760千円

第3章 教育・文化

大柱1 学校教育

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 持続可能な社会の創り手の育成	埼玉県学力・学習状況調査の質問紙調査における「将来の夢や目標をもつていますか。」の回答状況(%)	将来の夢や目標を「もっている」または「どちらかといえばもっている」と回答した児童・生徒の割合	国や県の教育振興基本計画では、「夢や目標をもち、未来を切り拓く力をこどもたちに育むこと」を掲げている。朝霞市の教育を推進することが、将来の夢や目標を描けるこどもたちが増えることにつながると捉え、この指標を設定した。	朝霞市の教育を推進し、すべてのこどもたちが夢や目標を持てることを目指して、目標値を設定した。
(2) 確かな学力と自立する力の育成	埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」達成状況(教科)	埼玉県学力・学習状況調査における「学力を伸ばした児童生徒の割合」が県平均を上回った教科数(小5・6、中1・2:国語・算数および数学、中3:国語・数学・英語) ※11教科中の達成数	県の学力調査はこどもたち一人一人の「学力の伸び」について経年変化を追っている。そのデータを活用することにより、学力を伸ばせたかどうかを見るため、指標とした。	小5・6、中1・2は国語、算数(数学)、中3は国語、数学、英語の計11科目において、すべてに伸びが見られるよう、全教科数を設定した。
(3) 多様なニーズに対応した教育の推進	学校に行きづらい児童生徒へのICT支援実施率(%)	学校に行きづらい児童生徒にAIドリル等を通して教育を継続するなどICT支援を実施した割合	県の第4期教育振興基本計画の施策に「一人一人の状況に応じた支援」がある。さまざまな事情により学校に来られないこどもたちにICTを活用した学習支援がどの程度できているかを評価するため、指標とした。	令和6年度は40%であった。令和6年度から開始したAIオンラインドリルの活用を今後さらに進めるほか、オンラインによる双方向の学びなどを充実させていくことを見据え、目標値を90%とした。
(4) 質の高い学校教育を推進するための環境の充実	教育委員会アンケート(こども対象)において「学校はICTを活用した教育を推進している」の回答状況(%)	学校のICTを活用した教育の推進について「そう思う」または「どちらかというとそう思う」と回答した児童・生徒の割合	こどもたちが主体的・対話的で深い学びを進めるにあたって、いかにICTを活用するかが重要となっている。こどもたち自身が学校での活用についてどのように感じているかを把握するため、指標とした。	校務支援システムやAIオンラインドリルなど、学校のDX化が進み始めている。今後、すべての教師がそれらを効果的に活用できる力を育成していくため、目標値を90%以上とした。
(5) 学校施設の適切な維持・管理	学校施設長寿命化計画の進捗率(%)	学校施設長寿命化計画に基づく進捗率	安全・安心かつ快適な教育活動を目指し、学校施設を計画的に改修・改築等を実施する必要があり、その進捗を把握するため、指標とした。	学校施設長寿命化計画の計画期間である40年を100%として、毎年の進捗率を成果指標とした。
(6) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上	学校評価における地域連携に係る項目の回答状況(%)	学校関係者評価(4段階)のうち、地域連携に係る項目(2項目)においてA(当てはまる)と回答された割合	学校・家庭・地域が連携、協働し、地域全体の教育力を向上させていくことが重要である。地域に根ざした学校運営協議会委員等から評価をいただくことにより、その進捗が把握できるものと捉え、本指標を設定した。	令和5年度は22/30(73.3%)がA評価であった。地域全体の教育力向上の結果として80%のA評価獲得(24/30)を達成すべく目標を設定した。

大柱2 生涯学習

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 生涯にわたる学びの推進	事業参加者満足度(%)	生涯学習各種事業における満足度	事業内容がニーズに合ったものとなっているかを把握するため。	満足度の高い事業となるよう内容の充実に努めているため、95%とした。
(2) 学びを支える環境の充実	公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数(人)	公民館、図書館、文化財課が行う生涯学習事業の参加者総数	実施事業の成果を具体的な数値で把握するため参加者数を指標として設定した。	現状値を基にデジタル化による事業などの参加者数などを見込み5,000人増とした。

(続)第3章 教育・文化

大柱3 スポーツ・レクリエーション

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	週1回以上スポーツを行っている人の割合(%)	スポーツに関するアンケート調査で週1回以上スポーツを行っている人の割合 ※「スポーツ」には、ウォーキングや体操、レクリエーション活動などを含む	従前より「誰もが いつでも どこでも楽しめる 生涯スポーツ社会の実現」を基本理念としてスポーツ推進計画を策定し、スポーツの推進に取り組んできており、本指標により市におけるスポーツの普及状況を判断することができると考えたため。	第2期朝霞市スポーツ推進計画において、「20歳以上の市民のうち60%が週1回以上スポーツを行うこと」を目標としているため、当該数値を成果指標とした。
(2) 利用しやすい施設の提供	スポーツ施設(14施設)の利用率(%)	総合体育館・野球場・陸上競技場・テニスコートなど、市の主要スポーツ施設の平均利用率	施設に対する利用者からの評価は、利用状況に反映されるものと考えており、利用しやすい(快適に利用できる)施設の利用率が高くなると考えたため。	第5次総合計画後期計画期間において、利用率が約0.9%上昇したことから、今後のスポーツ施設の改修計画等を踏まえ、第5期総合計画後期計画における目標値である6.2%に対し1%の増を見込み、63%とした。

大柱4 地域文化

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 歴史や伝統の保護・活用	文化財課が行う事業に対する満足度(%)	博物館・旧高橋家住宅で行う展示・事業に対する満足度	市民に、目に見えてより指標を分かりやすくするため、「満足度」と設定した。	これまで実施しているアンケートの状況を参考にした。
(2) 芸術文化の振興	文化祭入場者数(人)	朝霞市文化祭への入場者数	実施事業の成果を具体的な数値で把握するため参加者数を指標として設定した。	コロナが5類に移行後、入場者数は8,000人から9,000人弱で推移していることから、10%の増を見込み、9,500人とした。
(3) 地域文化によるまちづくり	朝霞市民まつり「彩夏祭」来場者数(人)	朝霞市民まつり「彩夏祭」への来場者数	地元で実施している地域イベントの来場者数を指標としてすることで、認知度を把握する目安となる。	朝霞市民まつり「彩夏祭」の来場者数の実績の中で、最高値を目指とした。

第4章 環境・市民生活・コミュニティ

大柱1 環境

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 住み良い環境づくりの推進	典型7公害苦情を受け付け、指導・要請した結果、是正された件数(件)	環境基本法で定義されている、騒音・振動・悪臭などの典型7公害に対する苦情に対して、指導や要請を行った結果、是正された件数	法律で定義されている典型7公害の苦情に関する是正がなされることで、生活環境の改善の一助となるため、指標とした。	相談数の7割程度の改善を目指すとした。
(2) 低炭素・循環型社会の推進	温室効果ガス排出量の削減率(%)	市域から排出されるCO ₂ 排出量の削減率(H25年度比)	低地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減率の進歩が、炭素・循環型社会の推進の指針となるため、指標とした。	朝霞市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で削減率を指定しているため。この削減率は、国の設定に準じている。
(3) 環境教育・環境学習の推進	環境美化ポスターの応募者数(人)	市内の小学生(3、6年生)を対象に、環境美化をテーマに募集しているポスターの応募者数	小学生による環境ポスターの応募によって、環境教育・学習の推進や、ポスターを利用した啓発などの環境美化推進につながるため、指標とした。	過去(コロナ禍での中止年を除く)の平均応募数を基準とした。

(続)第4章 環境・市民生活・コミュニティ				
大柱2 ごみ処理				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1)	ごみの減量・リサイクルの推進	市民一人当たりごみ排出量(g／日)	生活系ごみ(家庭ごみ)の市民一人当たりの排出量(g／日)	ごみの減量化を測る指標として、市民一人当たりの排出量が、最も適しているため。
(2)	ごみ処理体制の充実	ごみ焼却処理施設の稼働率(%)	ごみ焼却処理施設が完全停止ではない日の割合(%)	ごみ焼却処理施設が適切に維持管理された状況を、施設稼働率で確認するため。 令和元年度～令和5年度平均の98.0%から3%までの誤差を許容する95%以上を目標とした。
大柱3 消費生活・葬祭				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1)	消費者の自立支援の充実	消費生活相談件数(件)	消費生活に関する年間の相談件数	相談件数を指標とすることで、消費生活相談の認知度を把握する目安になると考え、指標とした。
(2)	安心できる葬祭の場の提供	斎場利用率(%)	斎場の利用可能枠に対する利用率	斎場利用率を指標とすることで、利用ニーズを把握する目安になるとと考え指標とした。
大柱4 コミュニティ・市民活動				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1)	コミュニティ活動の推進	自治会・町内会加入率(%)	自治会・町内会の加入率	自治会・町内会は、地域コミュニティの核となっており、防災や防犯の面での役割が再認識されていることから、自治会・町内会の加入率を指標とした。
(2)	活動施設の充実	市民センター利用率(%)	市民センターの利用可能枠に対する利用率	地域活動の拠点となる市民センターの利用率を指標とすることで、利用ニーズを把握する目安になるとと考え指標とした。
(3)	市民活動への支援	NPO法人数(法人)	市内のNPO法人数	市内のNPO法人数を指標とすることで、市民活動の広がりを図る目安になるとと考え、指標とした。
(4)	市民活動環境の充実	団体の施設利用回数(団体)	施設や備品などを利用した延べ団体数	市民活動団体等が利用しやすい施設を目指していることから、団体の施設利用回数を指標とした。

第5章 都市基盤・産業振興

大柱1 土地利用

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 利便性の高いまちづくり	市内人口に占める居住誘導区域内の人口割合(%)	市内人口に占める居住誘導区域内の人口割合	鉄道駅に近く、都市機能が一定程度充実しているとともに、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い居住誘導区域に、緩やかに人口を誘導することにより、将来にわたって持続可能な、利便性の高いまちづくりの推進の目安になるとと考え、指標とした。	人口の見通しの数値を基に、増加する人口を居住誘導区域内に誘導するとともに、居住誘導区域外から居住誘導区域への緩やかな誘導を想定し、目標値として設定した。
(2) 特性に応じたまちづくり	あずま南地区土地区画整理組合による土地区画整理事業整備進捗率(%)	あずま南地区土地区画整理組合による土地区画整理事業の事業費ベースにおける進捗率	面的整備の代表的な手法である土地区画整理事業と、住民が主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画を併用し、現在、施行中である、あずま南地区土地区画整理事業が順調に進捗することにより、住みたい、住み続けたいと感じる、地域の特性に応じたまちづくりの推進の目安になるとと考え、指標とした。	施行期間が令和12年3月31日までであるため、目標値は100%と設定した。
(3) 人を中心の歩きたくなるまちづくり	朝霞駅南口駅前通りの歩行者交通量(人／時間)	休日午後に朝霞駅南口駅前通りを歩行する人数	歩行者交通量は、駅周辺を中心に歩きたくなる空間づくりが進んだことにより、まちなかに歩行者が増え、回遊性が高まったことの目安になるとと考え、指標に設定した。	立地適正化計画において同様の指標を掲げており、令和27年を目標年度としている。毎年均等に歩行者量が増えたとした場合の数値を設定した。

大柱2 道路交通

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) やさしさに配慮した道づくり	歩道整備延長(累計)(m)	歩道の整備延長の累計(右側・左側の合計)	歩道整備を進めることで、歩車道の分離が進み安全な道づくりに寄与すると考え、指標とした。	第5次総合計画後期基本計画では1年間に174mずつ整備することを目標としていた。第6次総合計画前期基本計画では更に推進するため180mずつ整備することを目標とした。
(2) 良好的な交通環境づくり	市内循環バス(コミュニティバス)の年間利用者数(人)	市内循環バス4路線合計の年間利用者数。既存路線を維持確保しながら、毎年1%の利用増を目指す	路線バスを補完し、交通不便地域の解消、公共公益施設の利用促進、通勤通学の足の確保等、面的な需要をカバーしている、本市が運行する地域公共交通である市内循環バスについて、既存路線を維持確保しながら、利用増を図ることにより、良い交通環境づくりの推進の目安になるとと考え、指標とした。	令和6年度から毎年、利用者数を1%増とし、目標値として設定した。

大柱3 みどり・景観

中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) まちの骨格となる緑づくり	市内全域における緑地面積(ha)	都市公園、特別緑地保全地区、保護地区等、永続性が担保された緑地の総面積	良好な居住環境を有する本市では、開発などにより身近なみどりが徐々に失われつつあり、都市の発展と自然環境保全との調和が大きな課題となっている。このため、総量ではなく、法的に、または、社会通念上永続性が担保される緑地等を拡大し、みどりの質の向上に努めるため指標とした。	今後整備や拡張が予定されている、公園等の整備面積等を踏まえ、目標値を2.27ヘクタール増とした。

(続)第5章 都市基盤・産業振興				
(続)大柱3 みどり・景観				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(2) うるおいのある生活環境づくり	公園・緑地管理ボランティア団体数(団体)	公園や緑地を管理する市民ボランティア団体数	令和4年10月、今後の公園等のあり方について、「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」が国土交通省より公表され、その中の重点戦略の一つに管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てることが示された。このため公園等の清掃や花植え、イベントの企画・実施などのボランティア活動を担う公園サポーターを拡大し、官民連携で公園を育していくため指標とした。	既存の公園ボランティア団体の維持については、高齢化等により解散する団体が増加しているものの、今後活動団体への支援等を強化していくことを想定し、1年度1団体の増加を見込み設定した。
(3) まちの魅力を生み出す景観づくり	景観の満足度(%)	市民満足度アンケートにおける、景観の取組について「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合	朝霞市景観計画に基づき、市民、事業者、行政と協働による景観づくりを進めるとともに、届出制度の活用により、周辺の景観を大きく阻害しない施設づくりを誘導し、地域の特色を生かした美しい景観の保全・創出の取り組みの満足度を向上させることにより、まちの魅力を生み出す景観づくりの推進の目安となると考え、指標とした。	令和6年度(見込)から急激な増加は見込めないため、2年間で1%増と見込み、目標値として設定した。
大柱4 住宅				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 安心で快適な住環境の整備	適切な管理が行われていない空き家の情報提供に対する解決割合(%)	窓口や電話等で適切な管理が行われていない空き家の相談件数に対する解決件数の割合	ワンストップ無料相談の件数も検討したが、受動的な面が強いと考えられたため、相談に対して市が改善通知等を行うなど主導して解決につながった解決件数の割合を指標とした。	令和元年度から令和5年度の過去5年間の空き家の相談件数に対する解決件数の実績が約20%であるため、同様の見込みで目標値として設定した。
(2) 安定した住生活の確保・支援	居住支援相談の満足度(%)	居住支援相談の相談者を対象としたアンケートにおける満足度の設問にて、相談者が「満足」または「やや満足」を選択した割合	居住支援相談の相談者に対してアンケートを令和6年10月から実施しており、5段階評価で満足度を伺っている。その回答を住生活に対する支援としての評価と捉え、指標とした。	全ての相談者に「満足」、「やや満足」を選択していただきたいが、そうでない場合を想定して90%の目標値とした。
大柱5 上下水道整備				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 上水道の整備・充実	基幹管路の耐震化率(上水道)(%)	市内に給水する重要基幹管路の耐震化の割合	基幹管路の耐震化率を指標として、整備・充実状況を図る目安になると考え、指標とした。	令和13年度までの耐震化計画に基づき、耐震化率100%に整備する予定となってい
(2) 公共下水道の整備	老朽化管渠の修繕改築工事延長(km)	朝霞市下水道ストックマネジメント計画に基づき、修繕や改築を実施する管渠延長	公共下水道の整備率は、現時点で既に高水準となっており、今後は既に布設した下水道管の維持管理が重要となる段階にある。本市では、老朽化した下水道管の計画的な修繕及び改築を行うための計画として、下水道ストックマネジメント計画を策定しているため、本成果指標を設定した。	る。 現時点で調査を実施した下水道管のうち、修繕及び改築が必要と判断された管渠延長を記している。 ストックマネジメント計画は、年間何キロの修繕及び改築を実施するといった性格の計画ではなく、実際に下水道管の調査を実施し、管渠の状態を確認した上で修繕及び改築の対象となる下水道管を設定する計画であるため、目標値として挙げられるものが、実際の調査結果となる。

(続)第5章 都市基盤・産業振興

大柱6 産業活性化

中柱		指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1)	魅力ある商業機能の形成	商店街活性化事業実施数(回)	商店街が主体的に実施する催し物、環境美化活動などの商店街活性化事業の実施回数	地域コミュニティの核である商店街のにぎわいを創出、維持していることを事業の実施回数で示すもの。	毎年度1つ事業数を増加させる。
(2)	中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化	商工会加入率(%)	市内事業所数に対する朝霞市商工会加入率	事業者の経営安定については、商工会などの関係機関による支援が有用であり、商工会への加入促進が地域経済の振興に資するため。	加入率は年々減少傾向にあるが、加入促進により上昇に転じ、5年間で1%上昇させる。
(3)	企業誘致の推進	企業誘致件数(件)	企業を誘致した件数の累計	本市における産業の立地優位性を生かし、企業誘致を実現することが、活気のあふれるまちに資するため。	5年間のうちに企業誘致を1件実現させる。
(4)	都市農業の振興	認定農業者数(人)	農業経営改善計画を市等に提出し認定を受けた農業者数	市の農業経営基盤強化促進基本計画に示された農業経営の目標に向けて、経営の改善を進める計画の認定を受けた農業者の増加を指標とすることで、農業者の経営支援を図るとともに、都市農業の振興の目安とするため、指標として設定した。	これまでどおり1年間に1人ずつ増やすことを目標とし、令和6年度の現状値から積算した目標値とした。

大柱7 産業の育成と支援

中柱		指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1)	産業育成のための連携強化	あさか産業フェア来場者数(人)	同業種や異業種交流の機会を設け、市内商工業の情報を広く発信する「あさか産業フェア」に来場した人数	市民と事業者及び事業者同士の交流や産官学の連携などが推進されていることについて、そのことを目的としている「あさか産業フェア」に来場した人数で示すもの。	現状において多くの来場があることや会場の収容人数などを踏まえ、5年間で約3%(1,000人)を増加させる。
(2)	起業・創業の支援	認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明を発行した事業者数(者)	認定創業支援等事業計画に位置づけられた市や商工会などによる認定特定創業支援等事業を受けたことの証明を発行した事業者数	市や関係機関が実施する起業家育成相談やセミナーなどにより、起業時の支援だけでなく、起業後に事業が軌道に乗るように支援したことを示すもの。	毎年度1事業者増加させる。

大柱8 勤労者支援

中柱		指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1)	勤労者支援の充実	ワーク・ライフ・グッドバランス認定企業件数(件)	市のワーク・ライフ・グッドバランス企業認定制度による認定企業件数の累計	多様な働き方やワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者が増えることで、勤労者が働きやすいまちの実現に資するため。	毎年度2事業所増加させる。
(2)	雇用の促進	就職支援相談者数(人)	就職に関する相談をした延べ人数	就職支援相談の実施を通じて、就職を希望する方が希望する企業に就職できるよう支援したことを示すもの。	2年間で1人ずつ、5年間で3人増加させる。

第6章 政策を推進する取組				
大柱1 人権・多様性の尊重				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援	人権に関する研修会・講演会参加者数(人)	人権研修会などの年間参加者数	人権教育・啓発活動の主な事業の効果を測る具体的な指標とするため、研修会等の参加者数とした。	研修会・講演会(市民人権教育研修会、人権問題講演会、企業人権教育研修会) 100人×3回 公民館人権講座 6館×30人程度 計500人
(2) 男女共同参画・性の多様性	社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合(%)	男女平等に関する意識調査において社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合	男女平等に関する意識調査において社会通念・習慣・しきたりなどで男女の地位は平等であるとする市民の割合を増やしていくことを指標とすることで、日常生活のさまざまな場面で見られる固定的役割分業意識の解消などに関する取組を進めるとともに、男女平等の推進状況を図る目安になると考え、指標とした。	平成26年度および令和元年度に行なった意識調査では、それぞれ8.1%、8.0%となっている。いずれも目標達成に至っていないことから、目標値は現状値の2倍を超える5人に1人を目指し据え置きとして20を設定した。
(3) 多文化共生	多文化推進サポートナーの登録人数(人)	多文化推進サポートナーとして登録している人数	今後多くの外国人の増加が見込まれることから、行政サービスに係る通訳、翻訳、文化交流を実施する多文化推進サポートナーの登録人数を指標とした。	行政サービスに係る通訳、翻訳、文化交流を実施する多文化推進サポートナーの充実を目指し、5年間で110人の多文化推進サポートナーの登録を目指値とした。
大柱2 市民参画・協働				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 市民参画と協働の推進	NPOやボランティア等との協働事業数(事業)	NPOやボランティア等と協働して実施した事業数	NPOやボランティア等と市が協働する事業を増やしていく指標とすることで、NPO等の市政への参加の機会の充実を図るとともに協働意識の高揚を図る目安になるとと考え、指標とした。	第5次総合計画後期基本計画では1年間に5事業ずつ増やすことを目標としていたが、実績と大きくかい離することになってしまった。このため、第6次総合計画前期基本計画では、これまでの実績に基づき1年間に2事業ずつ、5年間で10事業増やすことを目標値とした。
(2) 情報提供の充実と市民ニーズの把握	広報あさかを見やすいと感じている市民の割合(%)	広報あさかアンケートでの紙面の見やすさが「見やすい」または「やや見やすい」を選択した市民の割合	広報あさかは、行政情報を分かりやすく市民に伝えるよう、詳細をホームページ等の他の広報媒体に誘導するなど、市民が見やすくなるよう編集しており、市政ミニターアンケートでは、紙面の見やすさ(5段階評価)について、見やすい・やや見やすいを選ぶ割合を評価と捉え、指標とした。	令和元年度から令和5年度までの過去5年間の平均が59.1となっている。過去の実績値から60を目標値として設定した。
大柱3 行財政				
中柱	指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(1) 総合計画の推進	市民満足度アンケート結果(34項目)の平均点(4段階評価)(点)	市民満足度アンケートにおける市全部の施策(34項目)満足度(4段階評価)を平均した点数	市民満足度アンケートでは市の施策全部(34項目)の満足度(4段階評価)について評価をしているため、これら平均した点数が市政全般に対する評価と捉え、指標とした。	令和3年度から令和6年度(見込)までの過去4年間の平均が2.75となっている。過去の実績値から2.80を目標値として設定した。
(2) 公平・適正な負担による財政基盤の強化	市税収納率(現年分)(%)	市税収入額を調定額で除したもの	市政運営の基礎である財源確保に関し、直接的に大きな目安となると考え、市税収納率を指標とした。	直近数年は新型コロナウイルスによる経済的影響を受けて変動が大きいため、平成28年度から令和2年度までの5年間における平均伸び率から99.5%を目標とした。

(続)第6章 政策を推進する取組					
(続)大柱3 行財政					
中柱		指標名(単位)	説明	施策に対して、当該成果指標を設定した理由	成果指標の目標値(R12)の積算根拠
(3)	公共施設の効果的・効率的な管理・運営	公共施設の改修工事着手率(%)	当該年度時点での、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画の改修計画に対する、改修工事着手率	公共施設を計画的に管理・運営する上で、マネジメント実施計画に則った改修の推進が欠かせないことから、指標とした。	公共施設を効果的・効率的に管理・運営する上で、マネジメント実施計画に則った改修の推進が欠かせないことから100%を目標値として設定した。
(4)	デジタル化の推進	電子申請による時間節約効果(時間)	電子申請利用により、市民が行政手続に要する時間を短縮できる効果が期待される時間数	電子申請を利用すると、市民が行政手続に要する時間を削減し、自由な時間を増やすとともに、職員の窓口対応の減少も見込まれるため、市民の利便性や行政サービスの向上に寄与することを示すものと捉え、指標とした。	令和6年度(見込)の時間節約効果を14,000時間と想定しており、令和2年度から令和6年度(見込)までの過去4年間の平均値を踏まえ年2,500時間程度の節約効果を見込み、目標値は29,000時間と設定した。なお、電子申請利用により、市民が1件当たり往復・待ち時間合計30分を削減可能と仮定した場合の累積効果を時間数として算出している。(電子申請総件数×0.5時間)
(5)	機能的な組織づくりと人材育成の充実	市民満足度アンケートにおいて「満足」と回答した市民の割合(%)	暮らしの中で将来像の実現が実感できているかについてアンケートを実施し、「満足」または「どちらかといえば満足」を選択した市民の割合(4段階評価)	市民満足度アンケートの「満足度」が市民の行政運営に対しての評価として捉え、指標とした。	令和3年度から令和6年度(見込)までの過去4年間の平均が46.6くなっている。市民満足度のため、半数の方が「満足」または「どちらかといえば満足」と捉えることを目標としていきたいため、目標値は50.0%とした。
(6)	シティ・プロモーションの展開	市に愛着を感じている市民の割合(%)	市政モニターアンケートで、市に愛着を「とても感じている」または「やや感じている」を選択した市民の割合(5段階評価)	本市のシティ・プロモーションは、選ばれるまちづくりと愛着醸成による定住促進を目指していることから、市に愛着を感じている割合をシティ・プロモーションの評価として捉え、指標とした。	令和元年度から令和5年度までの実績値の中で、一番数値の高い令和4年度の88.8%を基準に、90%を目標値として設定した。

9 主な個別計画一覧

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
第1章 災害対策・防犯	1 災害対策・防犯	朝霞市地域防災計画 (令和7年度~)	朝霞市の地域に係る災害対策全般に関し、総合的かつ計画的な防災行政の整備および推進を図り、市民の生命、身体および財産を災害から保護することを目的とする計画です。	危機管理室
		国民保護計画 (令和4年度~)	武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、住民の生命、身体、財産を保護するための計画です。	危機管理室
		国土強靭化地域計画 (令和4年度~)	市民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産および公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全・安心を守るよう備えるための計画です。	危機管理室
		第5次朝霞市防犯推進計画 (令和8年度~令和12年度)	朝霞市の防犯施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	危機管理室
		朝霞市立地適正化計画 (令和4年度~令和27年度)	生活利便施設と居住の適切な誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。	まちづくり推進課
第2章 福祉・こども・健康	1 地域共生社会の推進	第5期朝霞市地域福祉計画 (令和8年度~令和12年度)	社会福祉法に基づき、地域福祉の課題解決のために必要となる施策等について目標を設定し、地域共生社会の実現に向けた取組を進める計画です。	福祉相談課
		第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和6年度~令和8年度)	高齢者施策全般の基本的な方針や目標を示すとともに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を目的として定める計画です。	長寿はつらつ課
		第6次朝霞市障害者プラン (令和6年度~令和11年度)	障害者基本法に基づく、朝霞市における障害者の状況等を踏まえた障害者のための施策に関する基本的な計画です。	障害福祉課
		第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画 (令和6年度~令和8年度)	障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画です。	障害福祉課
		朝霞市こども計画 (令和7年度~令和11年度)	朝霞市で幸せを感じながらこども・若者が育ち、保護者が子育てに取り組むことができるよう、子育ち・子育て支援の取組の方向性を示す計画です。	こども未来課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第2章 福祉・こども・健康	2 こども・若者支援、子育て支援	【再掲】 朝霞市こども計画 (令和7年度～令和11年度)	朝霞市で幸せを感じながらこども・若者が育ち、保護者が子育てに取り組むことができるよう、子育ち・子育て支援の取組の方向性を示す計画です。	こども未来課
		【再掲】 第5期朝霞市地域福祉計画 (令和8年度～令和12年度)	社会福祉法に基づき、地域福祉の課題解決のために必要となる施策等について目標を設定し、地域共生社会の実現に向けた取組を進める計画です。	福祉相談課
		【再掲】 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)	障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保や業務の円滑な実施に関する計画です。	障害福祉課
		第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	生涯学習・スポーツ課
		第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
	3 保健・医療	あさか健康プラン21(第3次) (令和6年度～令和18年度)	健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、栄養、運動、歯・口腔などの各分野の健康づくりを推進する計画です。	健康づくり課
		第3期朝霞市国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画) (令和6年度～令和11年度)	朝霞市国民健康保険被保険者の健康・医療情報を活用して効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための計画です。	保険年金課
		第4期朝霞市特定健診検査等実施計画 (令和6年度～令和11年度)	朝霞市国民健康保険被保険者の特定健康診査や特定保健指導等の具体的な実施方法を定める計画です。	保険年金課
		第2期朝霞市自殺対策計画 (令和7年度～令和11年度)	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、自殺対策をさらに推進するための計画です。	健康づくり課
		朝霞市新型インフルエンザ等対策行動計画 (平成26年度～)	新型インフルエンザ等の発生時において、感染拡大を可能な限り抑止し、市民の生命および健康を保護するなど、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図るための計画です。	健康づくり課
		【再掲】 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)	高齢者施策全般の基本的な方針や目標を示すとともに介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を目的として定める計画です。	長寿はつらつ課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
第3章 教育・文化	1 学校教育	【再掲】 第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		朝霞市学校施設長寿命化計画 (令和8年度～令和47年度)	朝霞市の学校施設の長寿命化を図り、安全・安心で持続的な教育環境を確保するために、計画的に改修等を進めるための計画です。	教育総務課
		朝霞市教育大綱 (令和8年度～令和12年度)	地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興を図っていくため、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものです。	政策企画課
	2 生涯学習	【再掲】 第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	生涯学習・スポーツ課
		【再掲】 第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		【再掲】 朝霞市教育大綱 (令和8年度～令和12年度)	地域の実情に応じ、教育、学術および文化の振興を図っていくため、市の教育分野に係る基本理念や基本方針を定めるものです。	政策企画課
		第4次朝霞市立図書館サービス基本計画 (令和8年度～令和12年度)	「図書館法」や「図書館の設置及び望ましい基準」等に基づき、読書環境を整え、身近な情報拠点として市民の自主的な学習を支援し、図書館サービスを提供するための計画です。	図書館
		第4次朝霞市子ども読書活動推進計画 (令和8年度～令和12年度)	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、次代を担うこどもたちが読書に親しむ機会の充実と環境整備を図り、子どもの読書活動を推進するための計画です。	図書館
	3 スポーツ・ レクリエーション	第2期朝霞市スポーツ推進計画 (令和3年度～令和12年度)	朝霞市が総合的、計画的にスポーツ推進に取り組んでいくための計画です。	生涯学習・スポーツ課
		【再掲】 第3期朝霞市教育振興基本計画 (令和8年度～令和12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	教育総務課
		【再掲】 第3次朝霞市生涯学習計画 (平成29年度～令和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総合的、計画的に推進するための計画です。	生涯学習・スポーツ課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第3章 教育・文化	(続) 3 スポーツ・ レクリエー ション	【再掲】 朝霞市教育大綱 (令和8年度～令和 12年度)	地域の実情に応じ、教育、学術 および文化の振興を図っていくため、市の教育分野に係る基 本理念や基本方針を定めるも のです。	政策企画課
		4 地域文化	【再掲】 第3期朝霞市教育振 興基本計画 (令和8年度～令和 12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合的、計画的に推進するための計 画です。
		【再掲】 第3次朝霞市生涯学 習計画 (平成29年度～令 和8年度)	朝霞市の生涯学習の施策を総 合的、計画的に推進するための 計画です。	生涯学習・ スポーツ課
		【再掲】 朝霞市教育大綱 (令和8年度～令和 12年度)	地域の実情に応じ、教育、学術 および文化の振興を図っていくため、市の教育分野に係る基 本理念や基本方針を定めるも のです。	政策企画課
第4章 環境・市民 生活・コミ ュニティ	1 環境	第3次朝霞市環境基 本計画 (令和4年度～令和 13年度)	「朝霞市住み良い環境づくり 基本条例」に基づき、市の良好 な環境の保全および創造に関 する施策を、総合的かつ計画的 に推進していくために策定し た計画です。	環境推進課
		朝霞市地球温暖化推 進対策実行計画（区 域施策編） (令和4年度～令和 12年度)	地球温暖化の原因である温室 効果ガス排出量の削減を促進 するために策定した計画です。	環境推進課
		朝霞市気候変動適応 計画 (令和4年度～令和 13年度)	本市の地域特性を理解した上 で、さまざまな気候変動による 影響を計画的に回避・軽減し、 安心して暮らせるまちの実現 を目的として策定した計画で す。	環境推進課
		朝霞市みどりの基本 計画（改訂版） (令和8年度～令和 17年度)	都市における緑地の適正な保 全や緑化の推進に関する基本 計画です。	みどり公園 課
	2 ごみ処理	第6次朝霞市一般廃 棄物処理基本計画 (令和6年度～令和 15年度)	朝霞市の一般廃棄物を適正か つ効率的に処理するために目 指すべき方向を定めた計画で す。	資源リサイ クル課
		ごみ処理広域化基本 構想 (令和2年度～)	朝霞市と和光市で、ごみ処理の 広域化を進める上での課題を 整理し、広域化を進めるための 基本的な構想です。	資源リサイ クル課
		(仮称) 朝霞和光資 源循環組合ごみ広域 処理施設整備基本計 画 (令和4年度～)	基本構想に基づき、施設の規 模や処理方式、施設整備に關する 計画や設備計画に關連する事 項をまとめた計画です。	資源リサイ クル課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第4章 環境・市民生活・コミュニティ	(続) 2 ごみ処理	朝霞市クリーンセンター施設維持管理計画 (令和2年度～令和12年度)	現施設の老朽化が進行する中、令和12年新施設完成まで、各施設の維持管理内容をまとめた計画です。	資源リサイクル課
		朝霞市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～令和47年度)	これからの中長期的な公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能なものとするために、行動すべき事項を取りまとめたものです。	財産管理課
		朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画(第2期) (令和8年度～令和17年度)	個別の施設ごとの改修等の長寿命化対策を位置付けるとともに、維持管理費縮減、延床面積縮減に向けた取組方針の具体化を図るものです。	財産管理課
	3 消費生活・葬祭	朝霞地区4市公用火葬場設置基本構想 (令和6年度～)	朝霞地区4市における適正な火葬体制の確立や、周辺環境に配慮した火葬場建設の検討、施設整備の方向性を導き出すこと等を目的としています。	政策企画課
		【再掲】 朝霞市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～令和47年度)	これからの中長期的な公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能なものとするために、行動すべき事項を取りまとめたものです。	財産管理課
		【再掲】 朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画(第2期) (令和8年度～令和17年度)	個別の施設ごとの改修等の長寿命化対策を位置付けるとともに、維持管理費縮減、延床面積縮減に向けた取組方針の具体化を図るものです。	財産管理課
	4 コミュニティ・市民活動	朝霞市市民協働指針 (平成20年度～)	市民等と行政の協働によるまちづくりを推進できるよう、協働の基本的な考え方や市民活動等への支援方策などを指示したものです。	政策企画課
		朝霞市都市計画マスターplan (令和8年度～令和27年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり推進課
		【再掲】 朝霞市立地適正化計画 (令和4年度～令和27年度)	生活利便施設と居住の適切な誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。	まちづくり推進課
		朝霞市道路整備基本計画 (令和元年度～令和10年度)	道路整備に係る基本的な方向性を整理し、整備路線の選定および優先順位等を定めた計画です。	まちづくり推進課
第5章 都市基盤・産業振興	1 土地利用	朝霞市基地跡地利用計画 (平成27年度～)	朝霞市にある基地跡地について、土地の利用計画や整備方針などをまとめて国に提出している計画です。	政策企画課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第5章 都市基盤・ 産業振興	1 土地利用 2 道路交通	朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画 (平成30年度～)	「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」を目指し、その実現に向けて「市民が守り育てる森」となるように仕組みを作る計画です。	みどり公園課
		【再掲】 朝霞市道路整備基本計画 (令和元年度～令和10年度)	道路整備に係る基本的な方向性を整理し、整備路線の選定および優先順位等を定めた計画です。	まちづくり推進課
		朝霞市橋梁長寿命化修繕計画 (令和5年度～令和9年度)	朝霞市が管理する橋梁について、道路ネットワークの安全性、信頼性を向上させるため、効率的かつ適正な維持管理を行うための計画です。	道路整備課
		朝霞市道舗装修繕計画 (令和2年度～令和11年度)	朝霞市が管理する主要な道路について、舗装の長寿命化や維持管理費のライフサイクルコスト縮減を目指すため、舗装状況に応じた適切な措置を行うための計画です。	道路整備課
		朝霞市無電柱化推進計画 (令和2年度～令和10年度)	災害時に緊急輸送道路となる幹線道路等について、無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標、施策等を定めた計画です。	道路整備課
		【再掲】 朝霞市都市計画マスターplan (令和8年度～令和27年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり推進課
		【再掲】 朝霞市立地適正化計画 (令和4年度～令和27年度)	生活利便施設と居住の適切な誘導を図り、公共交通と連携した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画です。	まちづくり推進課
		朝霞市地域公共交通計画 (令和8年度～令和12年度)	公共交通の利便性や効率性、持続可能性を維持向上させるための計画です。	まちづくり推進課
		朝霞市歩道橋長寿命化計画 (令和6年度～令和10年度)	市が管理する歩道橋について、予防保全的な対策を行い、長寿命化および修繕費用縮減を図るための計画です。	まちづくり推進課
	3 みどり・景観	【再掲】 朝霞市みどりの基本計画 (令和8年度～令和17年度)	都市における緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画です。	みどり公園課
		朝霞市公園施設長寿命化計画 (令和7年度～令和16年度)	都市公園施設の老朽化に対する安全対策の強化と、将来の改築・更新に係るコストの縮減や平準化を図ることを目的とした計画です。	みどり公園課

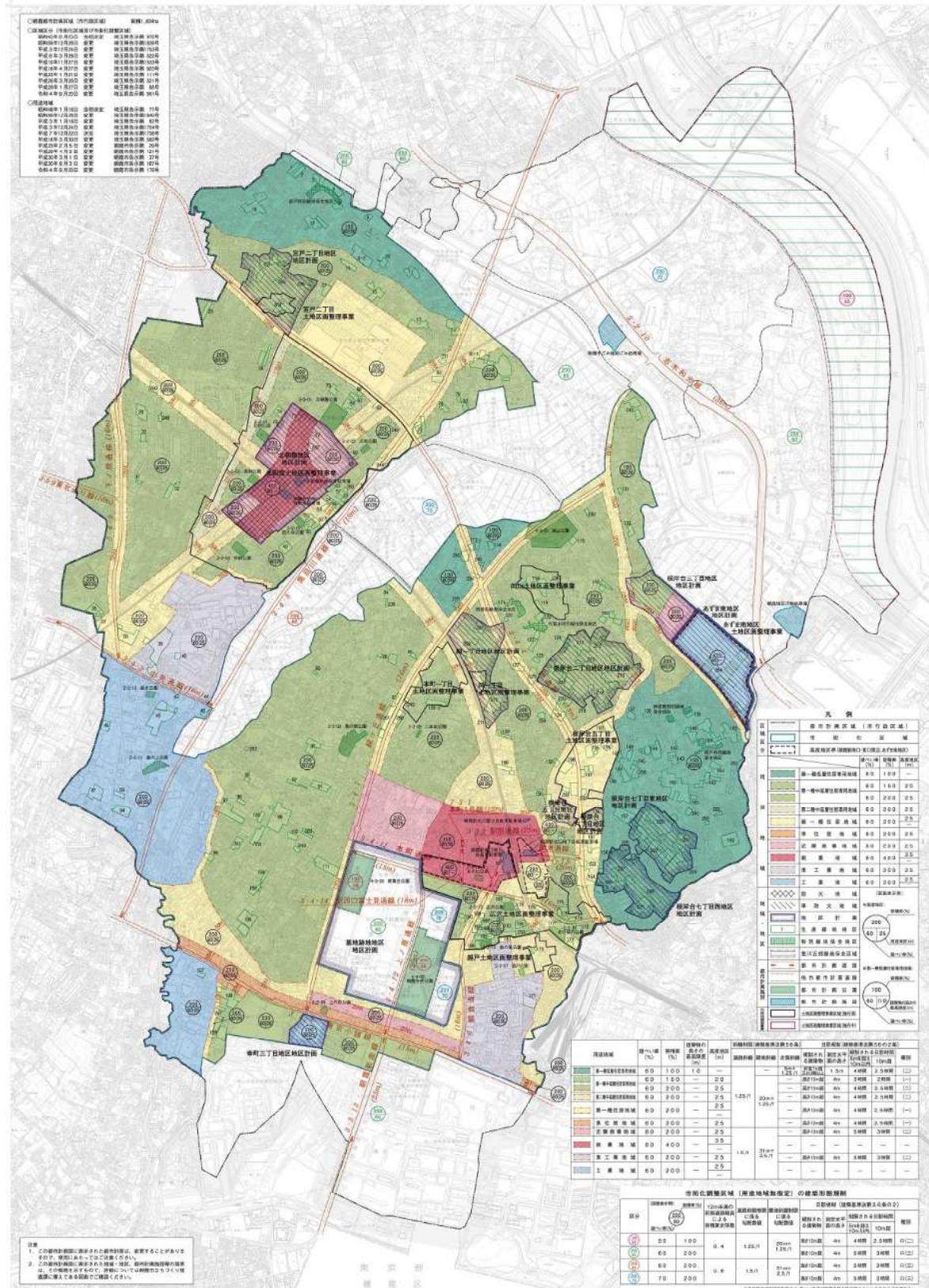
政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第5章 都市基盤・ 産業振興	(続) 3 みどり・景 観	朝霞市景観計画（平成27年度～令和16年度）	良好な景観を守りながらより良い景観をつくることでまちの魅力を高め、また、官民で協働して景観づくりを進める基本的な計画です。	まちづくり 推進課
		【再掲】 朝霞市都市計画マスター プラン (令和8年度～令和27年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり 推進課
	4 住宅	朝霞市空家等対策計画 (令和6年2月～令和16年1月)	空家等が適切に管理され、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないための必要な対策等を行う計画です。	開発建築課
		朝霞市マンション管理適正化推進計画 (令和6年2月～令和11年1月)	管理組合自らが適正に管理することを促し、管理水準の維持向上を図るため、管理計画認定制度の運用等を行う計画です。	開発建築課
		【再掲】 朝霞市都市計画マスター プラン (令和8年度～令和27年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり 推進課
	5 上下水道整備	朝霞市水道事業基本計画 (平成24年度～令和63年度)	将来的な人口減少に伴う水道使用量の減少が現実味を帯びる中、安全で安定した給水サービスを持続していくため、水源から給水までの現況、経営状態について、問題点や課題を整理・把握し、耐震化計画および継続的な劣化施設の更新、応急給水能力や水道水質の向上など利用者に直結する整備の立案を効果的に実施していくための計画です。	水道施設課
		朝霞市水道事業耐震化計画 (平成24年度～令和13年度)	水道施設の基幹施設を対象に各施設が保有する耐震性能から被害を想定し、適切で効果的な耐震化の実現を目標に、平成24年から令和13年までを計画期間とした計画です。	水道施設課
		朝霞市下水道ストックマネジメント計画 (令和2年度～)	市内の老朽化した下水道施設について、計画的かつ効率的に、点検・調査や修繕・改築を行うための計画です。	下水道施設課
		朝霞市雨水管理総合計画 (令和2年度～)	浸水対策を実施すべき区域や整備方針を定め、効率的に対策を実施し、浸水被害を軽減させるための計画です。	下水道施設課
		【再掲】 朝霞市都市計画マスター プラン (令和8年度～令和27年度)	朝霞市が定める都市計画の基本的な指針となり、まちづくりの将来ビジョンを確立する計画です。	まちづくり 推進課

政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第5章 都市基盤・ 産業振興	6 産業活性化	朝霞市産業振興基本 計画 (令和元年度～令和 10年度)	産業振興の目標や施策の方向 性を明らかにし、小規模事業者 をはじめとする事業者、市民、 行政や産業団体等が一体とな って本市ならではの地域特性 を生かした産業振興を進めて いくための計画です。	産業振興課
	7 産業の育成 と支援	【再掲】 朝霞市産業振興基本 計画 (令和元年度～令和 10年度)	産業振興の目標や施策の方向 性を明らかにし、小規模事業者 をはじめとする事業者、市民、 行政や産業団体等が一体とな って本市ならではの地域特性 を生かした産業振興を進めて いくための計画です。	産業振興課
	8 勤労者支援	【再掲】 朝霞市産業振興基本 計画 (令和元年度～令和 10年度)	産業振興の目標や施策の方向 性を明らかにし、小規模事業者 をはじめとする事業者、市民、 行政や産業団体等が一体とな って本市ならではの地域特性 を生かした産業振興を進めて いくための計画です。	産業振興課
第6章 政策を推進 するための 取組	1 人権・多様 性の尊重	【再掲】 第3期朝霞市教育振 興基本計画 (令和8年度～令和 12年度)	朝霞市の教育振興施策を総合 的、計画的に推進するための計 画です。	教育総務課
		【再掲】 第3次朝霞市生涯学 習計画 (平成29年度～令 和8年度)	朝霞市の生涯学习の施策を総合 的、計画的に推進するための 計画です。	生涯学习・ スポーツ課
		朝霞市人権・同和行 政実施計画 (令和5年度～令和 9年度)	さまざまな人権問題の解決に 向けた取組について、市、教育 委員会および朝霞市人権教育 推進協議会が連携して、各種施 策を計画的かつ効率的に推進 するために策定した計画です。	人権庶務課
		第3次朝霞市男女平 等推進行動計画 (令和8年度～令和 17年度)	男女が対等なパートナーとし てそれぞれが個性や能力を十 分に發揮し、社会のあらゆる場 面に参画することを目指して 策定した計画で、「DV防止基 本計画」、「女性活躍推進計画」 および「困難女性支援基本計 画」を内包しています。	人権庶務課
		朝霞市国際化基本指 針 (平成21年度～)	「みんなで築く国際社会とだ れにもやさしい朝霞づくり」を 目標としたものです。	地域づくり 支援課
	2 市民参画・ 協働	【再掲】 朝霞市市民協働指針 (平成20年度～)	市民等と行政の協働によるま ちづくりを推進できるよう、協 働の基本的な考え方や市民活 動等への支援方策などを指し 示したものです。	政策企画課

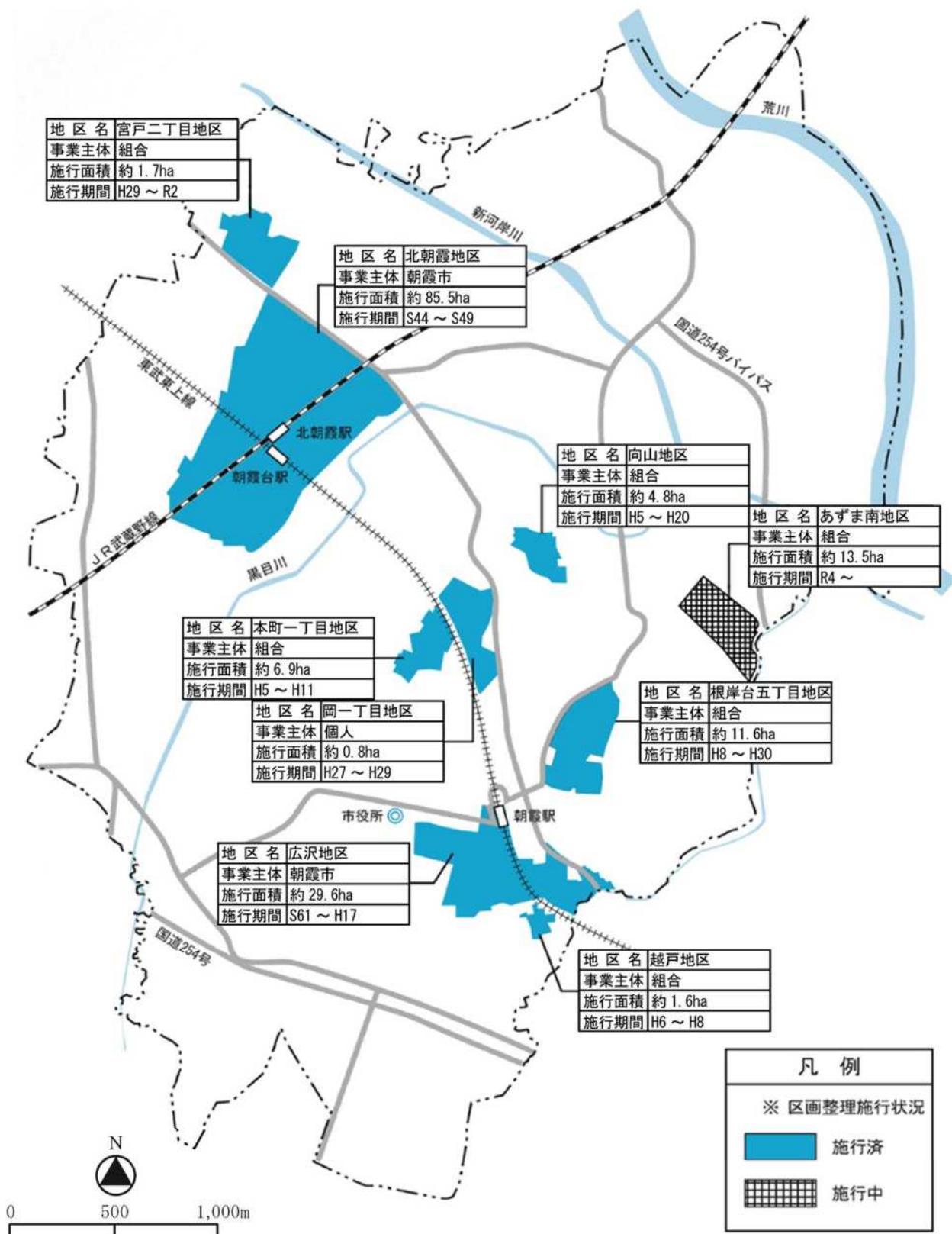
政策分野等	大柱	関連する個別計画等	計画等の概要	所管課
(続) 第6章 政策を推進 するための 取組	3 行財政	第6次朝霞市総合計画実施計画 (毎年度策定)	第6次総合計画基本構想に定めた将来像の実現を図るため、前期基本計画に基づき、行政施策を計画的・効果的に展開するための計画です。	政策企画課
		【再掲】 朝霞市公共施設等総合管理計画 (平成28年度～令和47年度)	これからの中長期的な公共施設の姿を考え、公共施設を持続可能なものとするために、行動すべき事項を取りまとめたものです。	財産管理課
		【再掲】 朝霞市建物系公共施設マネジメント実施計画(第2期) (令和8年度～令和17年度)	個別の施設ごとの改修等の長寿命化対策を位置付けるとともに、維持管理費縮減、延床面積縮減に向けた取組方針の具体化を図るものであります。	財産管理課
		(仮称)朝霞市行政情報デジタル化推進方針 (令和8年度～)	デジタル技術を活用することで、市民の利便性の向上を目指すとともに効率的な行政運営を推進するための方針です。	デジタル推進課
		朝霞市定員管理方針 (令和7年度～)	市の業務の量・内容に応じた適正な職員配置を行うとともに、社会環境の変化に的確に対応できる職員体制を目指す方針を定めたものです。	政策企画課
		朝霞市人材育成基本方針 ver.2 (平成24年度～)	職員一人一人が成長し、市全体として組織を活性化していく取組を進めるため、全職員に共通する人材育成の基本的な方針を示したものです。	職員課
		朝霞市特定事業主動計画 (令和7年度～)	職員の子育て支援の充実および女性職員の活躍推進に向けた人材育成や職場環境の形成を行うための計画です。	職員課
		朝霞市障害者活躍推進計画 (令和7年度～)	障害を持つ職員の活躍推進に向けた取組を進めるための計画です。	職員課
		朝霞市シティ・プロモーション方針 (令和4年度～)	朝霞市の日常の魅力を効果的に発信していくことで、選ばれるまちづくりと愛着醸成による定住促進を目的としています。	シティ・プロモーション課

10 参考図表

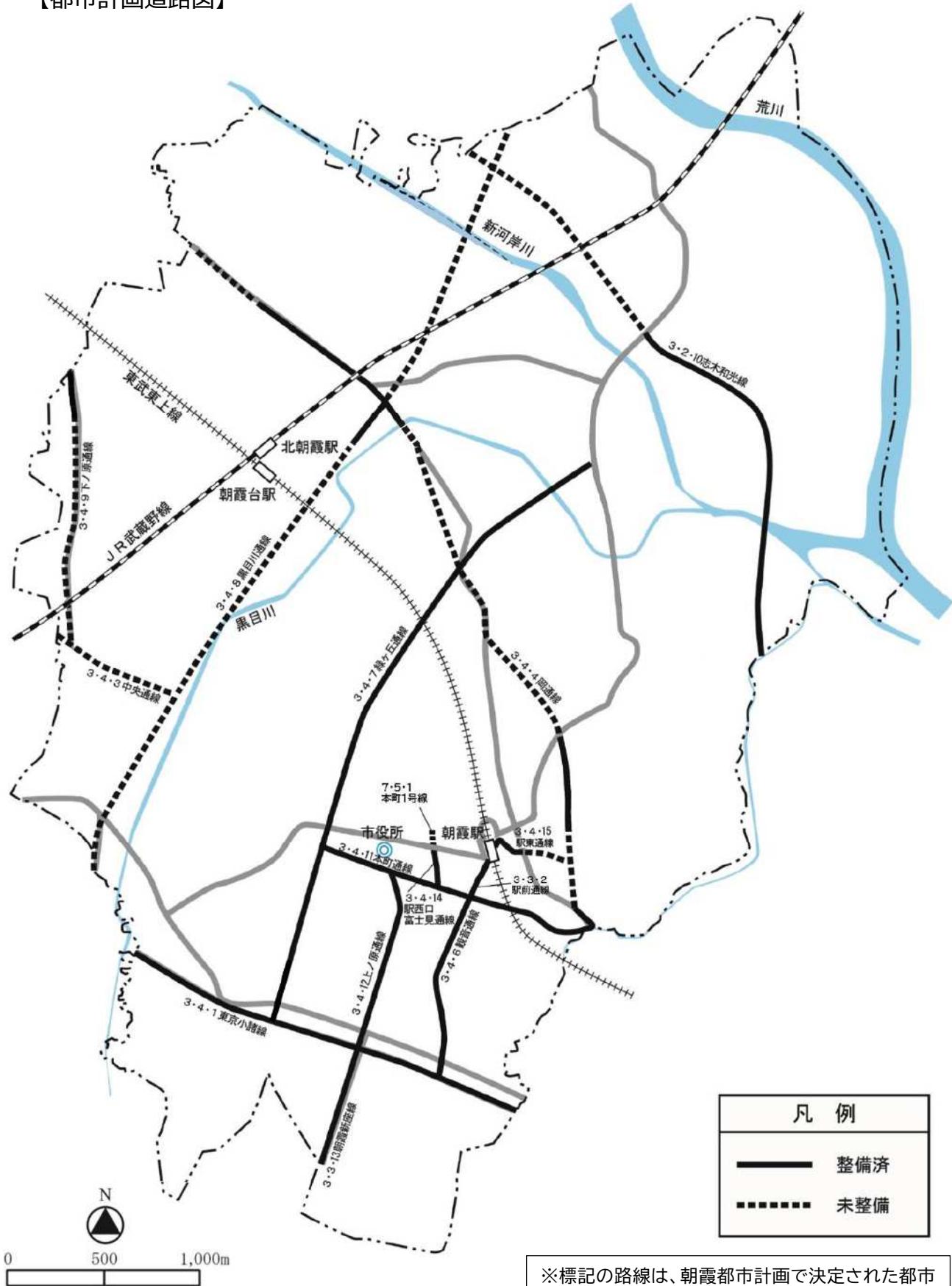
【用途地域図】



【面整備状況図】



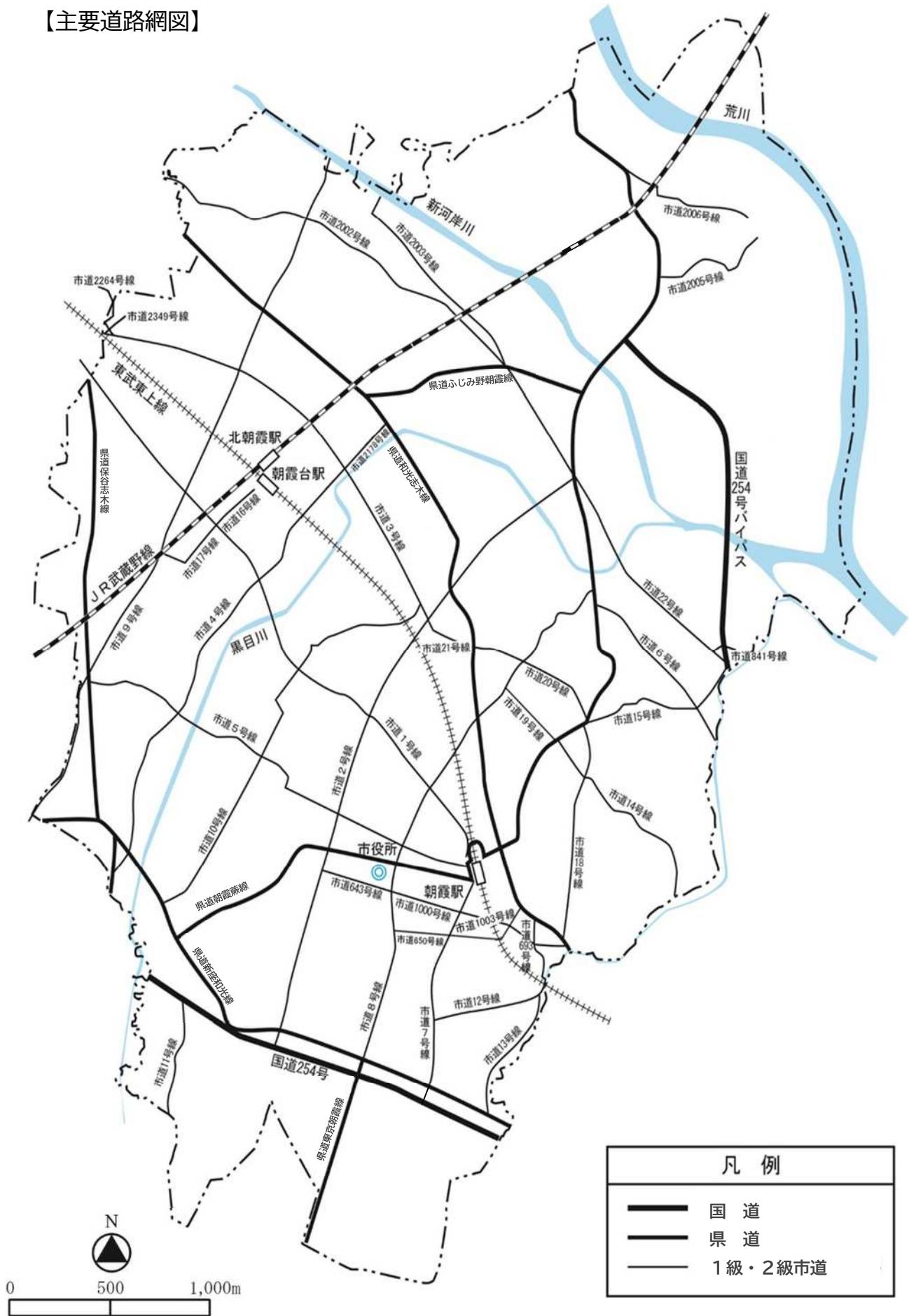
【都市計画道路図】



*標記の路線は、朝霞都市計画で決定された都市計画道路の名称(番号と路線名)です。

例: 3・2・10 志木和光線 ⇒ 国道254号バイパス

【主要道路網図】

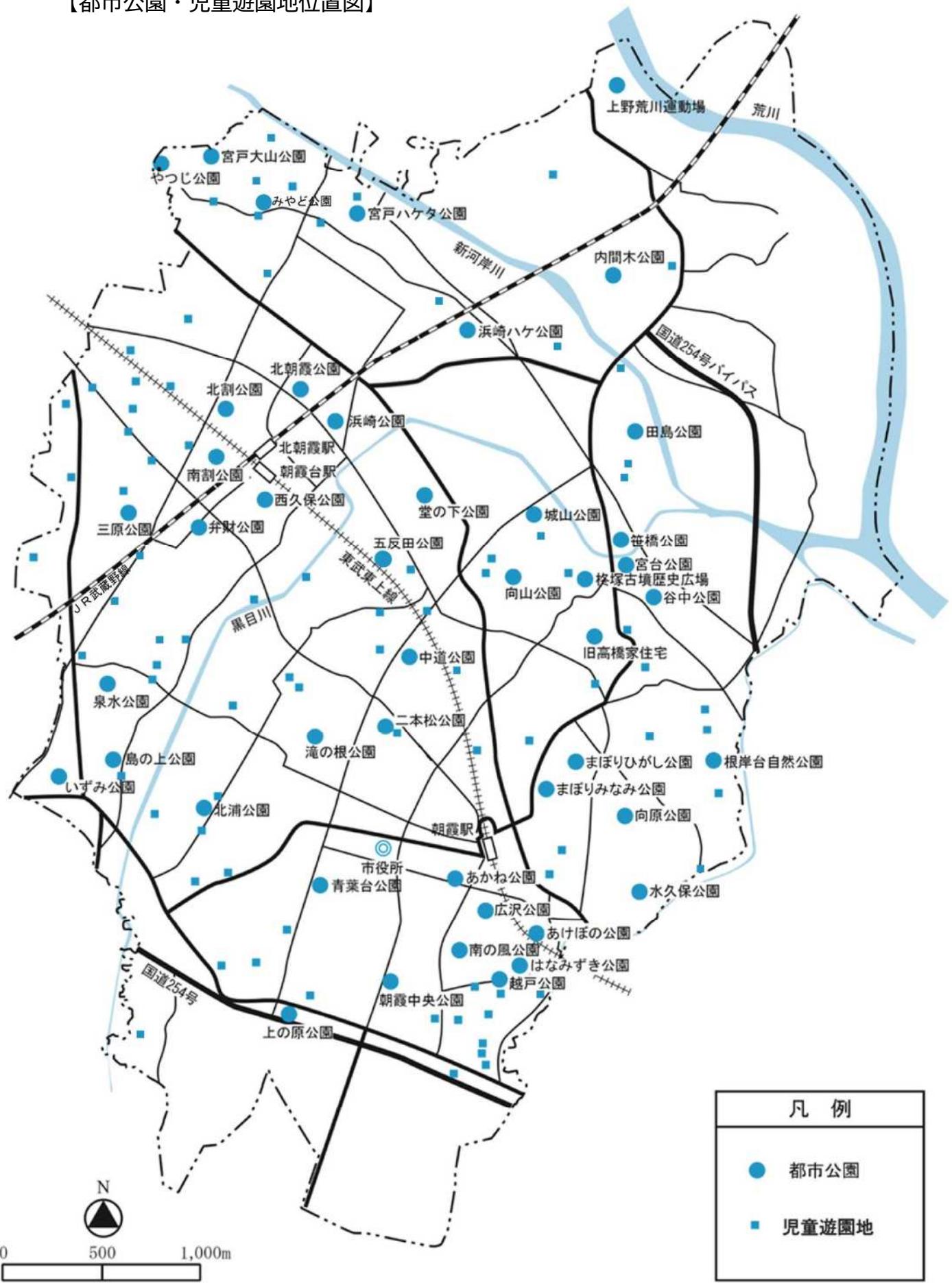


凡例

- | |
|---------|
| 国 道 |
| 県 道 |
| 1級・2級市道 |

0 500 1,000m

【都市公園・児童遊園地位置図】

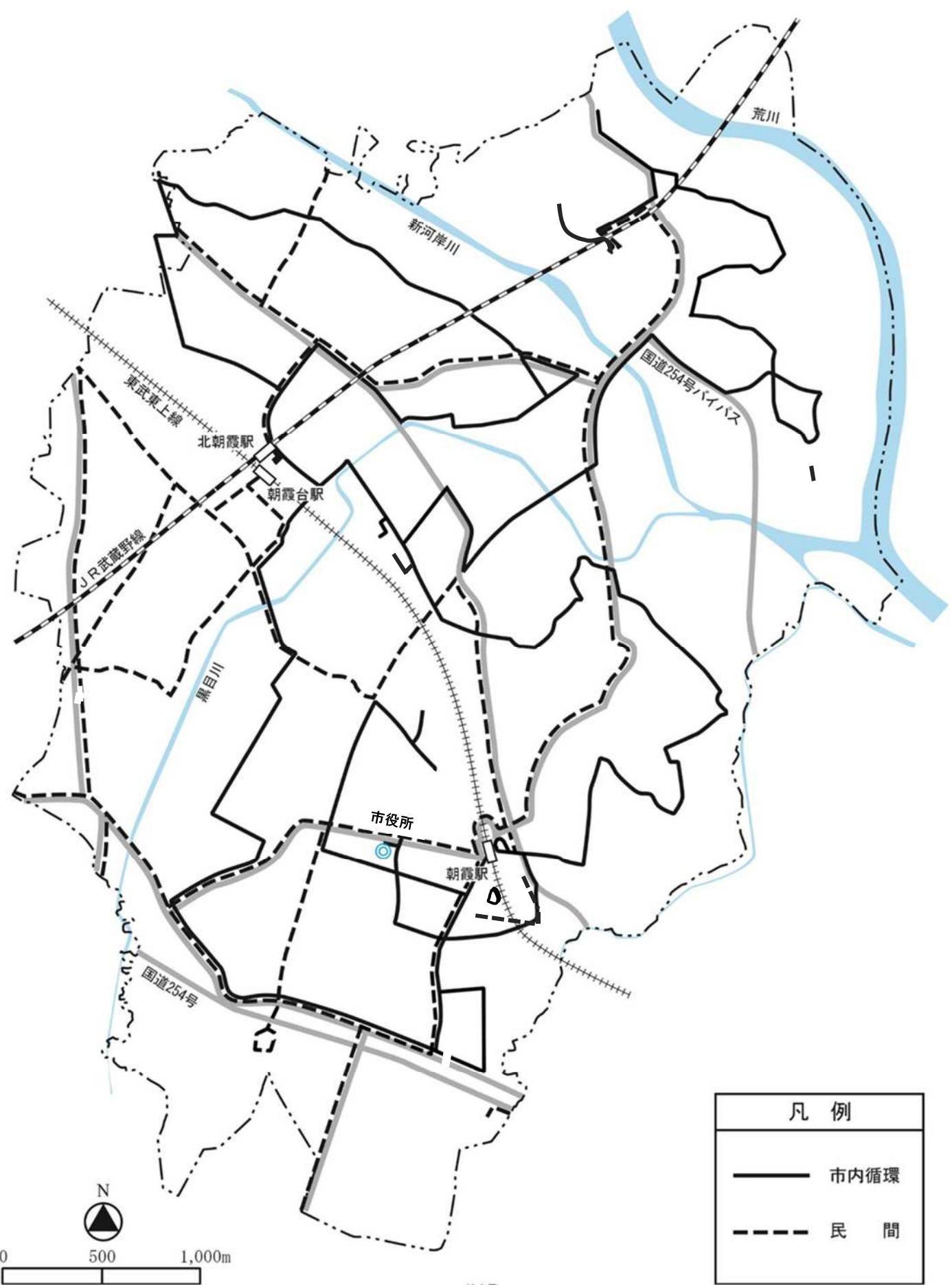


0 500 1,000m

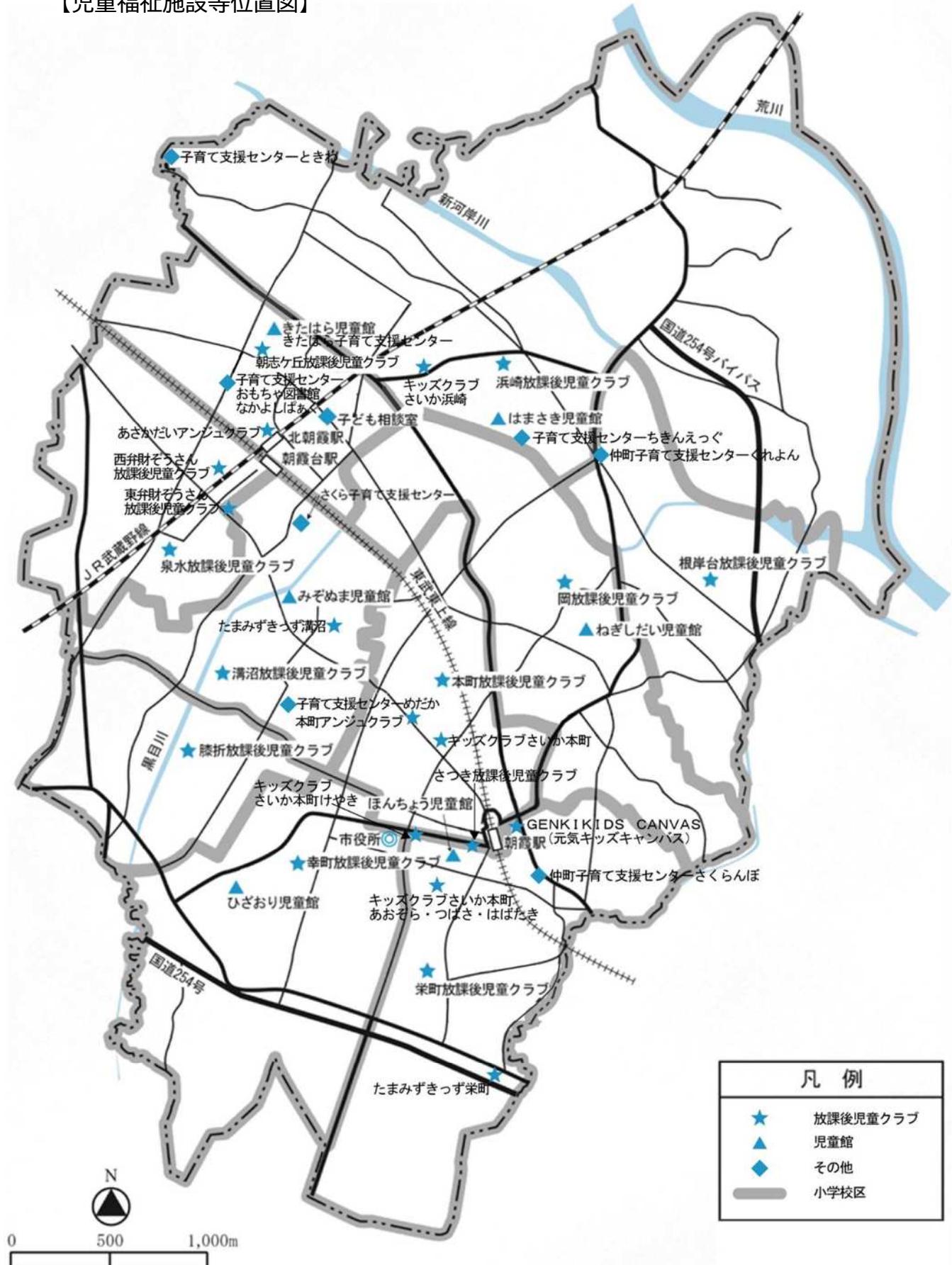
【指定緊急避難場所図】



【バス路線図】

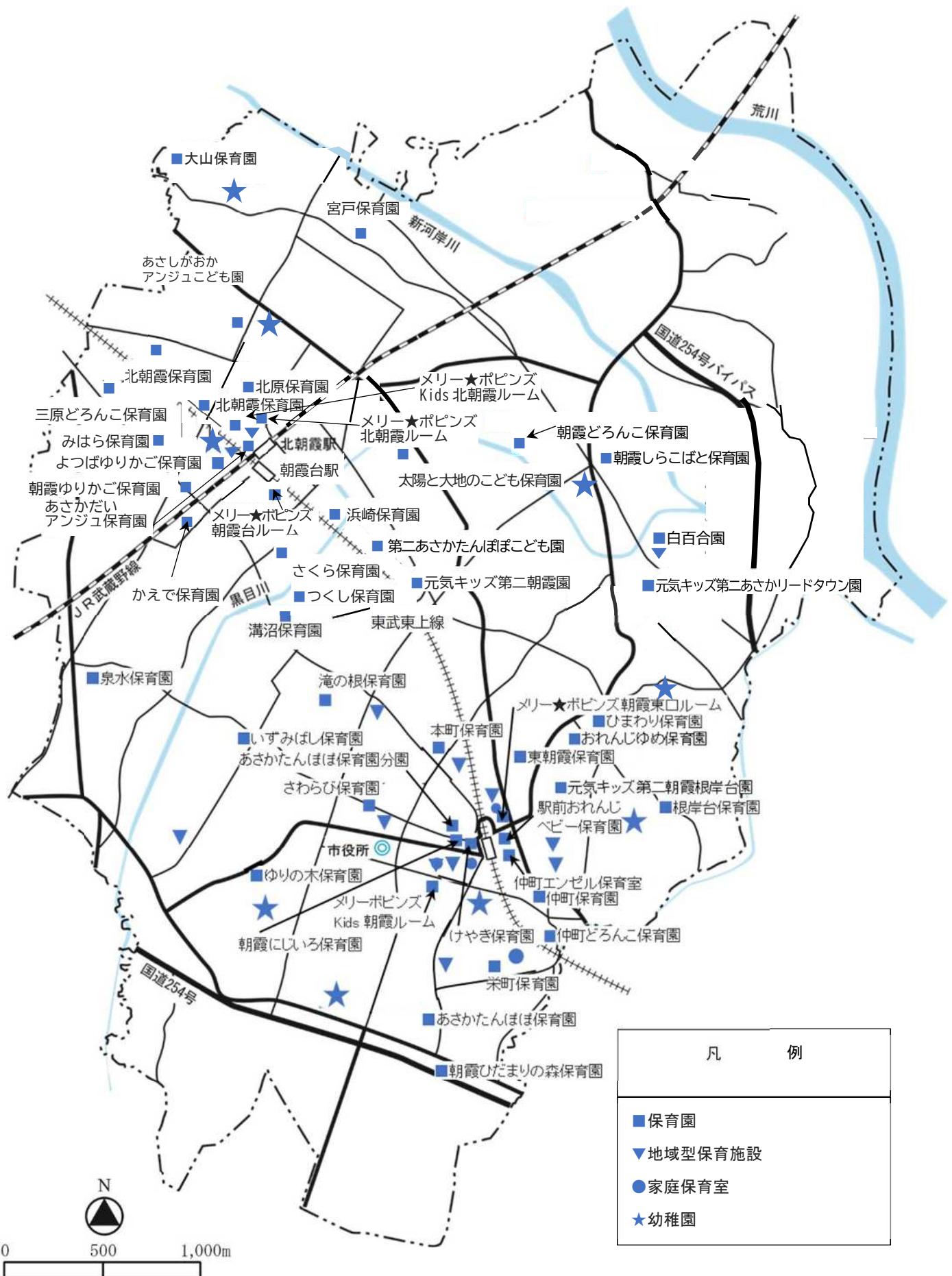


【児童福祉施設等位置図】

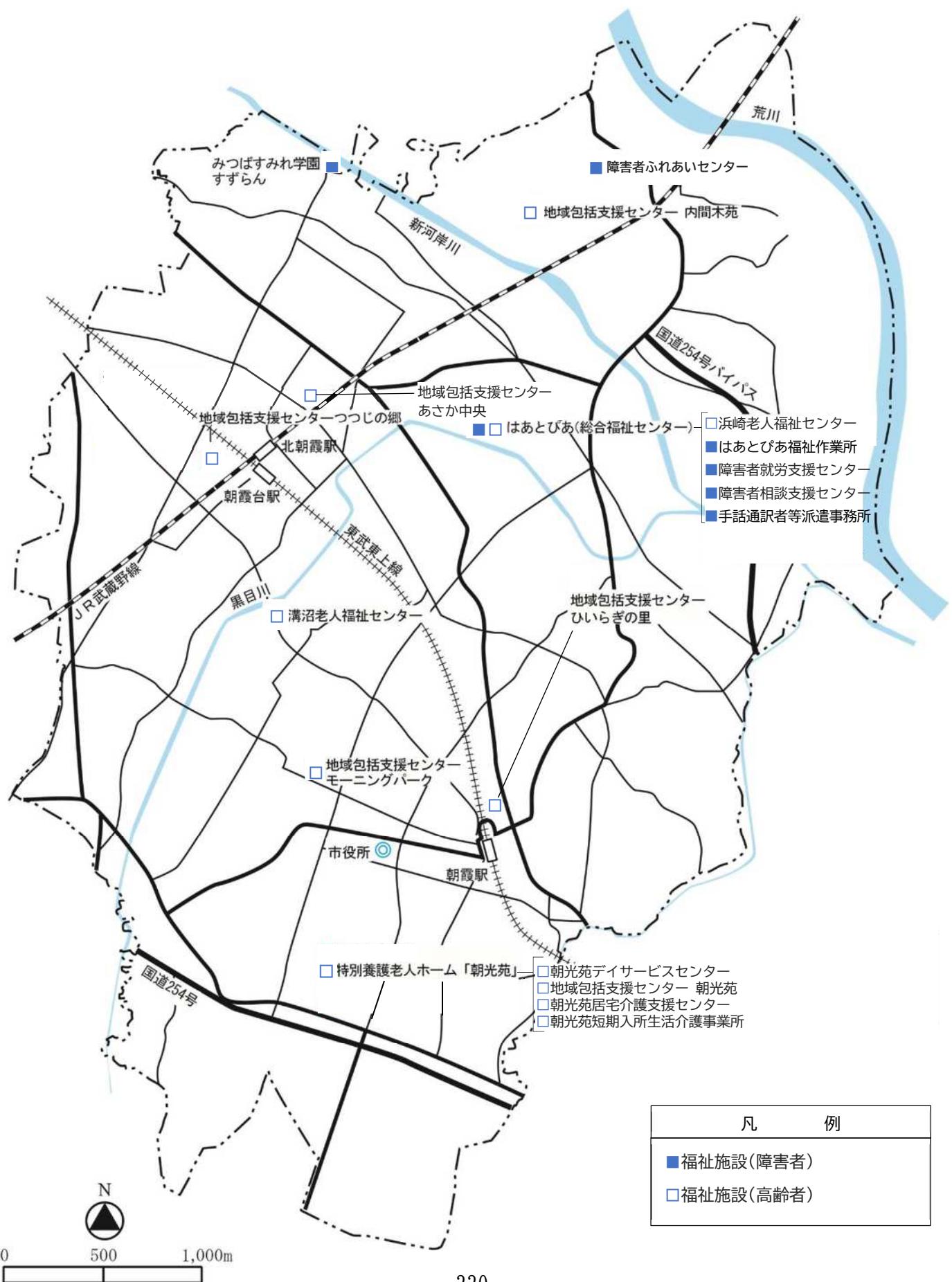


0 500 1,000m

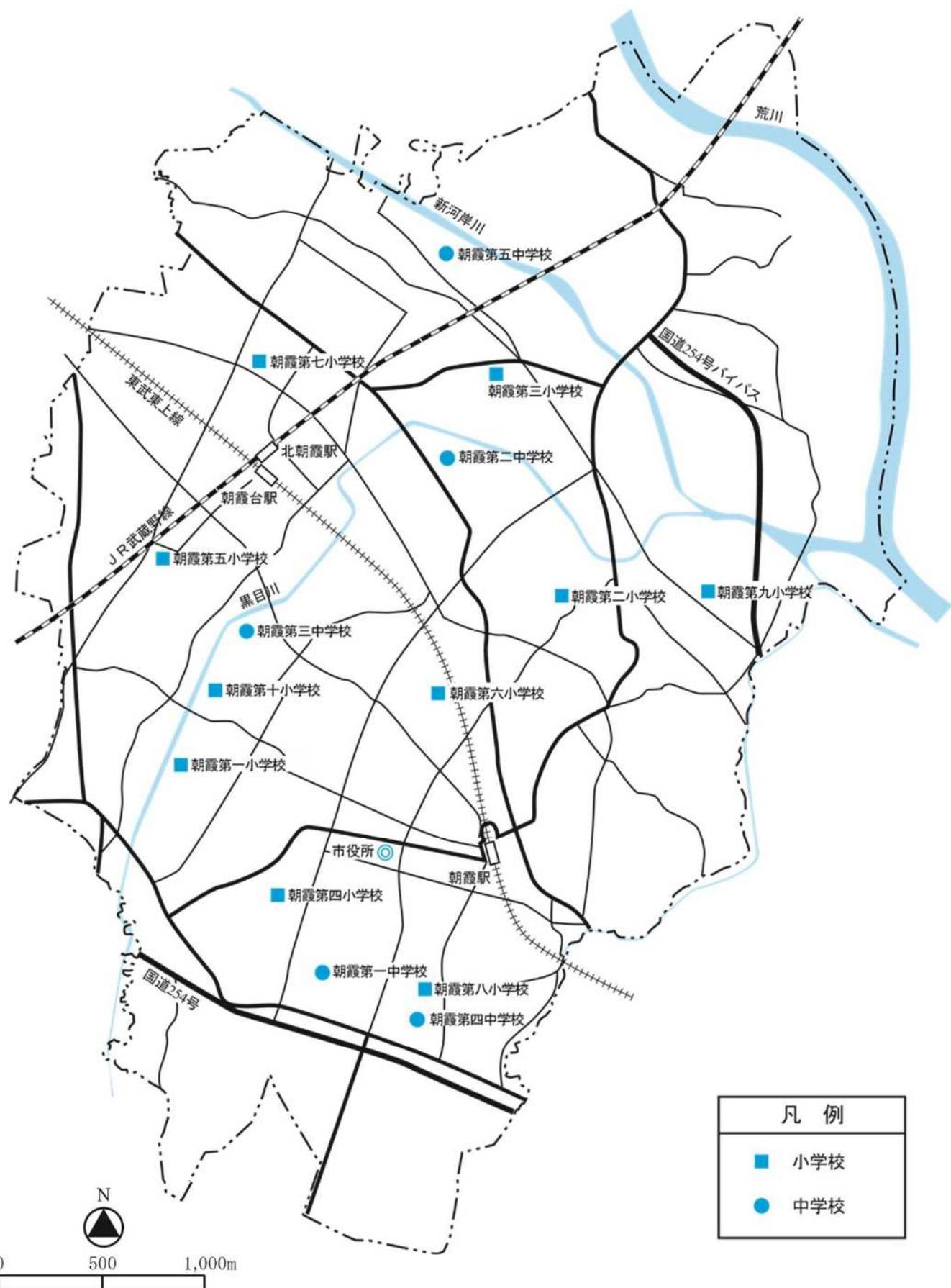
【乳幼児期の教育・保育施設位置図】



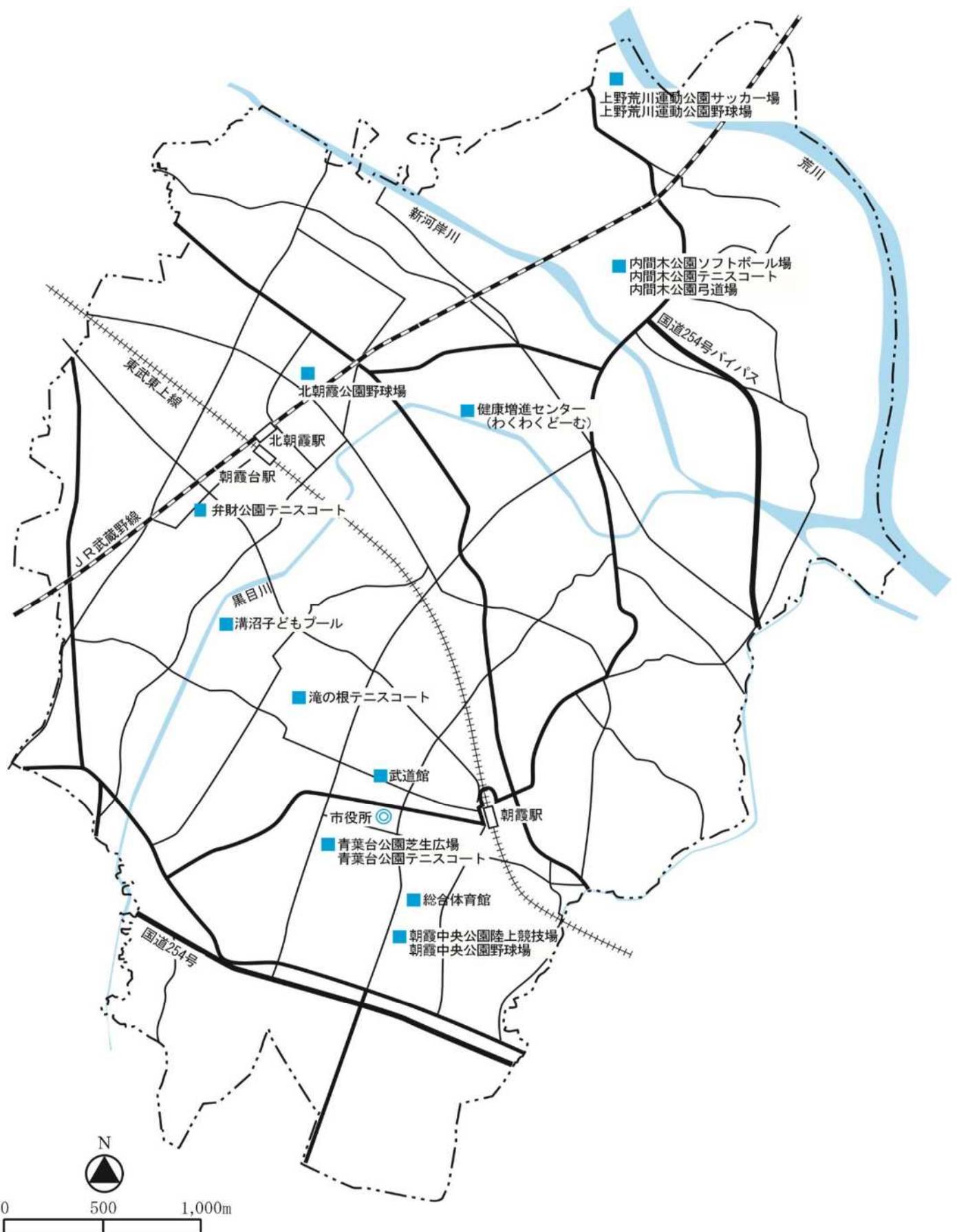
【福祉施設（高齢者・障がい者）位置図】



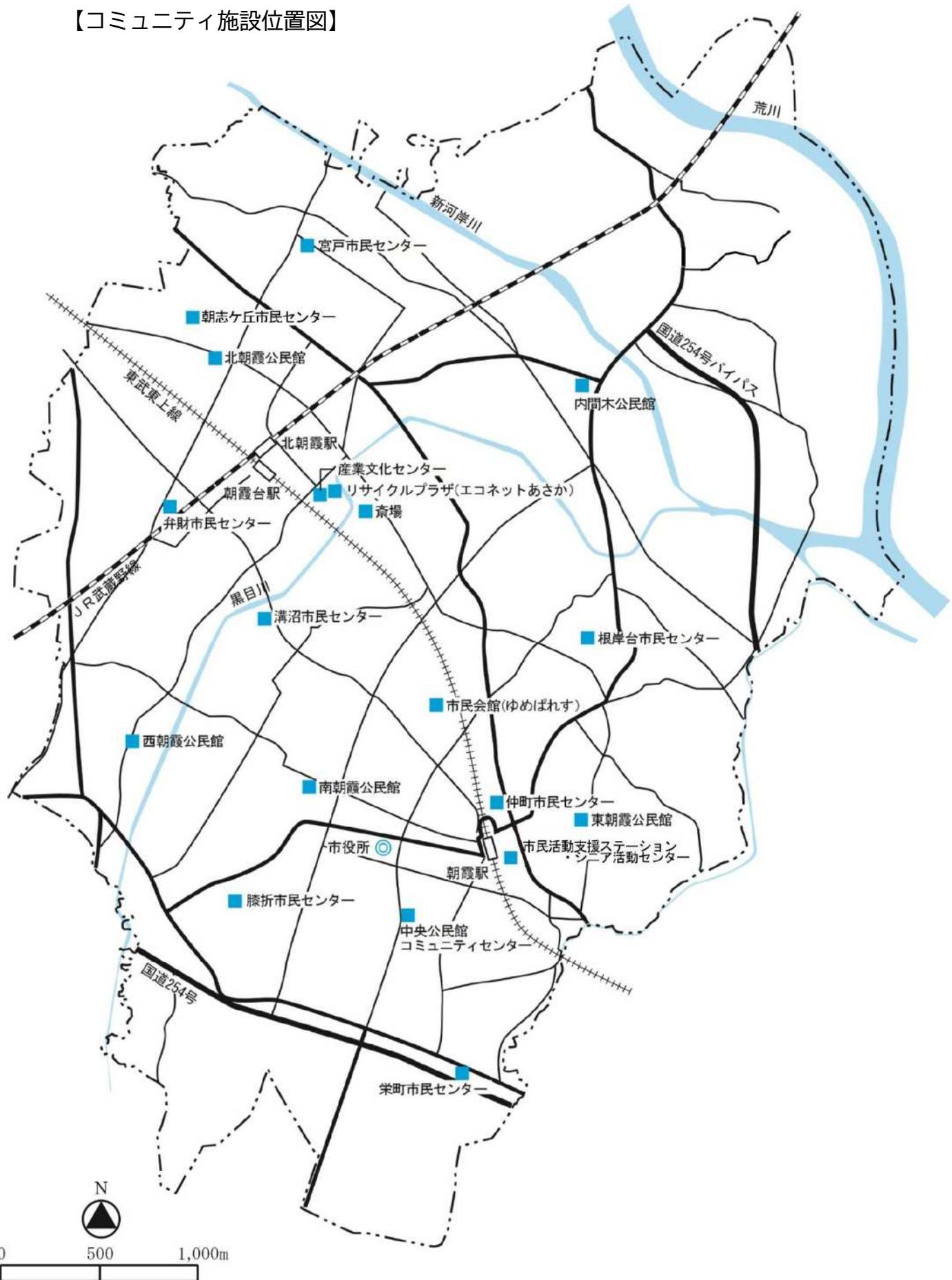
【小・中学校位置図】



【スポーツ施設位置図】



【コミュニティ施設位置図】



【指定文化財一覧】

種類	区分	名称	所在地(管理者)	概要	指定年月日
建造物	重文	旧高橋家住宅	根岸台(市教育委員会)	江戸時代中期に建てられた茅葺きの農家建築	平成 13 年 11 月 14 日
絵画	市指	絹本着色両界曼荼羅	宮戸(宝蔵寺)	室町～江戸時代の作と推定される仏画	平成 4 年 11 月 27 日
工芸品 ・彫刻	市指	泉蔵寺銅鐘	溝沼(泉蔵寺)	正徳 4 年粉河市正作銘のある市内最古の銅鐘	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	溝沼獅子舞用具	溝沼(金子家)	溝沼獅子舞に使用する用具(獅子頭・太鼓等)	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	鉄造阿弥陀如来立像	根岸台(台雲寺)	鎌倉末～室町時代に製作された鉄仏	平成 6 年 3 月 25 日
	市指	木造十一面觀音菩薩立像	岡(東圓寺)	鎌倉時代の製作と推定される市内最古の木彫仏	平成 27 年 8 月 20 日
	市指	木造女神坐像	岡(東圓寺)	天正 11 年銘のある木彫彩色の女神像	平成 27 年 8 月 20 日
書跡 ・古文書	市指	山岡鉄舟扁額	岡(朝一小・博物館保管)	山岡鉄舟筆による「膝折学校」扁額	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	相沢家文書	岡(市教育委員会)	地方文書(江戸時代旧根岸村名主関係文書)	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	内田家文書	岡(市教育委員会)	地方文書(明治時代前半の戸長関係文書)	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	消防日誌	岡(市教育委員会)	旧岡村の消防団の出動記録	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	町名改称許可書	岡(市教育委員会)	「朝霞町」に町名を改称するときの許可書	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	牛山家文書	膝折町(牛山家)	地方文書(江戸時代旧膝折宿名主関係文書)	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	塩味家文書	溝沼(塩味家)	地方文書(江戸時代旧溝沼村名主関係文書)	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	奥住家文書	岡(市教育委員会)	江戸～明治時代の水車(伸銅)関係文書	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	比留間家文書	岡(比留間家)	地方文書(江戸時代旧岡村名主関係文書)	昭和 51 年 3 月 13 日
	市指	元禄七年秣場争論裁許絵図	岡(市教育委員会)	江戸時代の共同採草地の利用をめぐる判決文	平成 7 年 2 月 23 日
考古資料	県指	板石塔婆	岡(市教育委員会)	不動曼荼羅と五輪塔を刻む正安 3 年銘の板碑 2 基	昭和 40 年 3 月 16 日
	県指	宮戸薬師堂山経塚出土経筒及び外容器	岡(市教育委員会)	宮戸で出土した平安時代の経筒・和鏡・甕・鉢	平成 4 年 3 月 11 日
	市指	泉州遺跡出土品	岡(市教育委員会)	泉州遺跡より発掘調査によって出土した土器・石器	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	六道地蔵尊	三原(六道地蔵尊保存会)	溝沼・浜崎境にある六道地蔵石幢	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	一乗院の板石塔婆	膝折町(一乗院)	元徳 2 年～文明 12 年までの板碑約 190 基	昭和 50 年 3 月 17 日
	市指	東圓寺の板石塔婆	岡(東圓寺)	市内最古の文永 5 年をはじめとする板碑約 23 基	昭和 50 年 3 月 17 日
	市指	一夜塚古墳出土遺物	岡(市教育委員会)	朝霞第二小学校にあった一夜塚古墳から出土した鏡・武器・馬具・埴輪・土製品・土器	平成 24 年 9 月 1 日
	市指	泉州山・富士谷遺跡出土浅鉢形土器	岡(市教育委員会)	泉州山・富士谷遺跡より発掘調査によって出土した縄文時代中期の浅鉢形土器	令和 3 年 2 月 18 日
歴史資料	市指	内間木神社大絵馬	岡(内間木神社・博物館保管)	市内最古の「秩父札所参り」をはじめとする大絵馬 4 面	平成 12 年 2 月 1 日
無形文化財	市指	溝沼獅子舞	溝沼(溝沼獅子舞保存会)	春・秋に行われる市内に残る唯一の獅子舞	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	根岸野謡	根岸台(根岸野謡保存会)	根岸台地区に伝わる婚礼等でうたわれる謡	昭和 50 年 3 月 17 日
史跡	県指	柊塚古墳	岡(市教育委員会)	全長約 72m、高さ約 8m の県南部を代表する前方後円墳	平成 14 年 3 月 22 日
	市指	広沢の池	栄町(市教育委員会)	古来より灌漑用水などに利用された湧水池	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	郷戸遺跡	根岸台(渡辺家)	発掘調査された弥生後期～古墳前期の集落跡	昭和 48 年 1 月 1 日
	市指	二本松	本町(市教育委員会)	江戸時代の庚申塔が立つ旧道の目印	昭和 58 年 11 月 9 日
天然記念物	市指	夏ぐみ	根岸台(石原家)	推定樹齢 200 年、樹高約 10m	昭和 50 年 3 月 17 日
	市指	ゆず	根岸台(高橋家)	推定樹齢 250 年、樹高約 7m	昭和 50 年 3 月 17 日
	市指	湧水代官水	岡(市教育委員会)	灌溉用水などとして地域の人々に「代官水」と呼ばれていた貴重な湧水	平成 22 年 9 月 1 日

注：重文＝重要文化財 県指＝埼玉県指定文化財 市指＝朝霞市指定文化財

○ 埼玉県選定重要遺跡

種類	区分	名称	所在地(管理者)	概要	指定年月日
史跡	県選	岡の城山	岡(朝霞市)	縄文時代の貝塚や中世の城館跡の残る遺跡	昭和 44 年 10 月 1 日

資料：文化財課

11 用語解説

用語	解説
あ行	
アウトリーチ	支援を必要とする人に対して、訪問や個別対応などさまざまな形で積極的に関わり、サービスや情報を届けること。
朝霞アートマルシェ	朝霞駅南口・東口駅前広場で、秋に開催されているイベント。手作り作品の展示販売、アート作品づくり体験等が行われる。
あさか産業フェア	朝霞市産業文化センターで開催されているイベント。市内商工業の商品や製品の展示販売、ものづくり体験イベント等が行われる。
あさかの逸品	朝霞市商工会が、朝霞の風土、歴史、素材等を生かしたアイデアのある商品、製法、品質、機能等の商品特性に優れた朝霞市をアピールできる商品を認定し、朝霞らしさをPRしていく取組。
あさかばる	期間中にチケットを買うことで、市内店舗で限定メニューの飲食等ができるイベント。
一時保育	保護者の労働または病気等により家庭での保育が一時的に困難な児童を保育園で保育する事業。
インクルーシブ教育	障害のある人が精神的および身体的な能力などを可能な最大限度までに発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のない人と障害のある人が共に学ぶ仕組み。
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。
ウォーカブル 推進都市	国内外の先進事例などの情報共有や政策づくりに向けた国と地方とのプラットフォームに参加し、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成に向けた取組を推進している地方公共団体。
延長保育	保育園で、通常の保育時間を延長して行う保育。
オープンスペース	道路、公園、広場、河川、農地などの建物によって覆われていない土地や空間。
か行	
カーボンニュートラル宣言	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを目指す宣言。政府は令和3年（2020年）までの実現を目指しており、本市はじめ全国自治体で脱炭素社会実現に向けた取組を進めている。
回遊性	ある一定の区域内を一巡するように移動できること。
学校運営協議会	学校運営の基本方針の承認や、教育活動などについて意見を述べる、保護者や地域住民などから構成される組織。この組織を設置した学校はコミュニティ・スクールと呼ばれる。
看護小規模多機能型 居宅介護	看護と介護を一体的に提供するサービスで、通い、泊まり、訪問介護、訪問看護サービスを提供する。登録利用者以外に対してもサービスを提供し、医療ニーズも有する高齢者の地域での生活を総合的に支える。

基地跡地	キャンプ朝霞跡地の留保地。昭和20年（1945年）、陸軍予科士官学校などの旧軍事施設の跡地を利用するためアメリカ軍が進駐し、「キャンプ朝霞」をつくった。
ギフテッド	一般に高い知能や特定の分野に優れた才能を持つ人のこと。
キャッシュレス決済	現金を使用せずに商品やサービスの代金を支払う方法のこと、クレジットカード、電子マネー、QRコード決済などがある。物理的な現金の受け渡しが不要になり、より便利で迅速な取り引きが可能となる。
キャリア教育	望ましい勤労観、職業観および職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
旧暫定逆線引き地区	「暫定逆線引き」は、農地等が残り、当分の間、市街地整備の見通しが明確でない区域について、用途地域を残したままいったん市街化調整区域（逆線引き）に編入し、その後、土地区画整理事業等の計画的な整備の実施が確実となった時点で市街化区域に再編入するとした地区。昭和59年（1984年）から平成15年（2003年）まで運用していた埼玉県独自の制度で、廃止となったため、「旧暫定逆線引き地区」という。
旧耐震建築物	昭和56年（1981年）に改正された建築基準法以前の耐震基準のこと。
旧高橋家住宅	根岸台2丁目にあり、江戸時代中期までに建てられたと推定される県内でも最も古いかやぶき民家の一つ。その住宅・敷地が平成13年（2001年）に重要文化財の指定を受けた。
共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害のある人との人が分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。
協働	市民同士、あるいは市民と行政などがそれぞれの役割分担の下に、目的を共有し、協力・協調する取組のこと。
居住誘導区域	長期的な人口減少下にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービス機能や地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のこと。
クリーンエネルギー	環境への負荷を最小限に抑える、または負荷がほぼない形で生産されるエネルギーのことで、太陽光や風力など自然由来のエネルギーが代表として挙げられる。
グリーンインフラ	自然が有する多様な機能（生物の生息・生育、景観形成、水循環など）を活用し災害対策や環境保全を解決する考え方。
健康危機管理	厚生労働省健康危機管理基本指針において「医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの」と定義されており、熱中症対策なども含まれている。
健康寿命	平均寿命のうち、心身ともに自立し、健康的に生活できる年数。
建築協定	住宅地としての環境または商店街としての利便性を維持増進するために土地の所有者等が敷地、構造、高さ、用途等について建築基準法で定められている基準に対して附加する基準を定めることができる協定のこと。

権利擁護	判断能力が不十分な人で、家族や親族等の援助する人がいない等、一人で生活していくには不安のある人に対して、福祉サービスの利用援助、日常生活上の手続き援助、日常的金銭管理、書類等預かり等、安心して日常生活を送れるよう支援を行うこと。
後期高齢者	75歳以上の高齢者。65～74歳の高齢者は前期高齢者という。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に出産するとしたときの子どもの数に相当。
交通結節点	鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車からその他の交通機関に乗り換えるための駅前広場のように交通動線が集中する箇所のこと。
高齢化率	総人口に占める65歳以上（高齢者）人口の割合。
コミュニティ・スクール	保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会を設置し、学校と保護者や地域の住民が共に知恵を出し合いながら、児童生徒の豊かな成長を支えていく仕組みを備えた学校。
コワーキングスペース	さまざまな所属やバックグラウンドを持つ人々が共に働く場所のこと。オフィススペースや会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市において、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める方針で、国土交通省「国土のグランドデザイン2050」の中の一案。
さ行	
災害協定	地域防災力の向上のために、各種団体・企業等と締結される災害時における応援協定。
シェアサイクル	自転車を共同利用する交通システムのことで、利用者はどこの拠点（ポート）からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段のこと。
市街化区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	都市計画法に定める都市計画区域のうち、市街化が抑制される区域。宅地造成などの開発は原則として制限される。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」との理念の下、地域住民の連携に基づき自主的に結成される組織で、平時には資機材の整備や防災訓練の実施、災害時には地域の初期消火、救出・救護等を行う。
市政モニター	「広聴」の一手法として、本市において平成26年（2014年）に開始した制度。市政に対する市民の意見や要望を聴取することで、市民の市政への関心を高め、市民参加を促進するとともに、市民ニーズの把握および行政効果の測定を行うことにより、これを広く市政に反映させることを目的としている。
指定管理者制度	公共施設の管理や運営を、民間などに行わせる制度。市は、施設の管理運営に必要な経費を指定管理料としてまとめて支払う。

シティ・セールス 朝霞ブランド	本市の誇れる歴史、文化、景観、行事および產品等の地域資源を市内外に周知することにより、本市のイメージ向上および郷土意識の醸成を図ることを目的として認定したもの。
シティ・ プロモーション	都市の魅力を市外に向けて発信することにより、都市のイメージアップや知名度の向上を図り、外部から観光客や定住者、企業を呼び込んだり、地域住民の愛着を形成する取組。
シニア活動センター	シニア世代（おおむね50歳以上）の方が、これまで培った知識や経験を地域活動に生かせる講座の企画および現在活動している団体の情報の収集や提供などを行う施設。市民活動支援ステーションと併設。
市民活動支援 ステーション	NPOなどの市民活動を支援するため、団体活動のPRのためのポスター掲示や、市民活動に関する資料を配布できるほか、参加や運営の相談に応じる施設。シニア活動センターと併設。
市民活動団体	市民が自発的な意志に基づいて、豊かで活力ある地域社会の実現を目指し社会に貢献しようとする活動を、営利を目的とせず継続的に行ってい る組織。
市民農園	住民が小面積に区画割した農地で農作業の体験ができる農園。
社会福祉協議会	地域福祉の推進を目的とし、都道府県・市区町村に設置されている団体のこと。福祉・介護サービス事業、障害のある人など要援護者の生活相談事業をはじめ、さまざまな社会福祉事業を実施している。
斜面林	武蔵野台地および荒川低地の間にある崖や斜面など地形差の生じている部分に残されている緑のこと。
重層的支援体制	子ども・障害者・高齢者・生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは対応が難しい、複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施すること。
住宅確保要配慮者	住宅セーフティネット法で定義されている概念で、低所得者、高齢者、障害者などを指す。
住宅ストック	ある一時点における既存の住宅数のこと。
住民基本台帳	住民基本台帳法で定められた氏名、生年月日、性別、住所などの項目が記載された住民票を編成したもの。住民の方々に関する事務処理の基礎データとなる。
循環型社会	資源の採取や破棄が環境への影響の少ない形で行われ、かつ一度使用したもののが繰り返し使用されるなど、生産活動や日常生活の中で環境への影響を最少にするような物質循環が保たれた地域社会。
生涯学習	人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など、さまざまな場や機会において行う学習のこと。
障害者福祉サービス	障害者総合支援法に規定する法定サービスであり、同法により、障害のある人の地域生活の充実、就労による自立などを一元的に支援することとなった。
消費生活相談	契約や悪徳商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故などに関する相談。朝霞市消費生活センターにて相談を受け付けている。
職業教育	一定または特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育。

女性総合相談	本市が行っている相談で、親族間のもめ事や対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。
人権作文	日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として実施している。
人生100年時代	多くの人が100年以上生きることが当たり前となる時代。「日本では、平成19年（2007年）に生まれた子どもの半数が107歳より長く生きる」との推計があり、平成29年（2017年）に政府において発足した「人生100年時代構想会議」では生涯にわたる学習の重要性に関する議論がなされた。
シンボルロード	米軍基地（キャンプ朝霞）として使用されていた広大な敷地の一部を、いつでも人が憩い、集え、まちに新たな活力とぎわいをもたらす緑の道として令和2年（2020年）に整備したもの（幅員30メートル×延長約680メートル、面積約2.0ヘクタール）。
スクールガード	各学校の実情に応じて学校内外の巡回、登下校の安全確保や通学路の防犯パトロールなど、学校安全体制および学校安全ボランティア活動のこと。
生活支援コーディネーター	高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築を推進する役割を担う人材。主な活動として、生活支援の担い手の養成やサービス開発、関係者のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングなどを行う。
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレスなどの生活習慣が深く関与し、発症の原因となる疾患の総称。
生産年齢人口	15歳から64歳の人口。生産的な活動に就いている労働力の中核となる年代の人口。
生産緑地	市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図るもの。なお、生産緑地に指定を受けると、原則、農地等としての管理を30年間継続することが義務付けられる。
性と生殖に関する健康と権利	リプロダクティブ・ヘルス／ライツともいう。平成6年（1994年）カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、こどもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康なこどもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、統合失調症、高次脳機能障害、遷延性意識障害などのために判断能力が不十分な人を保護するための制度。
生物多様性	あらゆる生物種によって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態を指すことに加え、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまで含めた幅広い概念。
性別による固定的な役割分業意識	男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

全国学力・学習状況調査	文部科学省が実施する、「全国的に子供たちの学力・学習状況を把握する」ための調査。小学校6年生および中学校3年生を対象としている。
た行	
待機児童	保育園への入園申請がなされており、入園条件を満たしているにもかかわらず、保育園に入園できない状態にある児童。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域ケア会議	医療・介護等の多職種が協働して、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤整備を同時に進めることを目的に設置された会議体のこと。
地域包括ケアシステム	地域住民に対する医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを、関係者が連携・協力して一体的・体系的に提供する体制のこと。
地区計画	都市計画法に基づき、地区の将来に向けてのまちづくりの方向性を定めるとともに、地区内で建物を建築したり開発等をする場合に守らなくてはならない地区独自のルールを定めた計画。
長寿命化	予防保全や適切な改修等により、公共施設の延命化を図り、長く安全に利用していくこと。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回訪問または随時通報を受け、（訪問看護事業所と連携しつつ）利用者の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの。看護師等による療養上の世話や診療の補助を行う場合もある。
低層・中高層住宅地	用途地域でいう、低層住居専用地域、および中高層住居専用地域から居住地域までの土地利用をイメージしたもの。
低・未利用地	適正な土地利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。
デジタルアーカイブ	重要文書や文化資源の情報を長期保存することを目的としてデジタル化すること。
デジタル田園都市国家構想総合戦略	これまでの地方創生の取組にデジタルの力を活用して加速させ、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すための戦略。各府省庁の施策を充実・強化し、施策ごとに令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年のKPI（重要業績評価指標）とロードマップ（工程表）を位置づけたもの。
テレワーク	Tele（離れたところ）とWork（働く）を合わせた造語で、ICT技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。
特定健康診査	メタボリックシンドローム（内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症は生活習慣病の改善により予防可能）に着目し、生活習慣病の予防や早期発見、生活習慣の改善ならびに健康管理が図られることを目的とし、40～74歳の医療保険加入者全員を対象に実施している健診。

特別緑地保全地区	都市緑地法第12条に基づき指定される緑地であり、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築物・工作物の新築や改築、宅地造成、樹木の伐採などの行為を制限することにより、現状凍結的に緑地を保全する制度。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する計画のこと。
都市計画道路	都市計画法に規定された都市施設の一つであり、都市計画で決定された道路をいう。一般的に幹線道路以上の道路規格が対象となり、都市における円滑な移動の確保や、都市環境、都市防災等の面で、良好な都市空間を形成する機能などを果たす。
都市公園	都市計画公園および地方公共団体が定める都市計画区域内において設置する公園のこと。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地を面的に整備する代表的な市街地開発事業。区域内の土地を換地（交換・分合）し、土地所有者等から土地を減歩（一部を提供）してもらい、それを道路や公園等の新たな公共用地として整備し、宅地を整形化して土地利用増進を図る。
な行	
認知症サポーター	都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になつた人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。
ネットワーク	網の目のようなつながりのこと。情報の伝達網のこと。
ノウハウ	ものごとのやり方に関する技術知識。知る（know）と、方法（how）という意味の英単語からきている言葉。
は行	
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。近年では、床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面に限らず、社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅にひきこもっている状態のこと。
避難行動要支援者	災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。
病児保育	病気または病気の回復期であり、入院加療の必要はない状態で、集団保育が困難な児童を保育する事業。
ファミリー・サポート・センター	子育てと仕事を両立できる社会環境を築くために、手助けを受けたい方と、していただける方に登録していただき、保育園の送迎や、一時的な預かりなどの相互援助活動を行う事業。
扶助費	市の歳出を性質別に区分した費目の一つで、生活保護、児童福祉、障害者福祉等に関する給付額で、主に法令により支出が義務付けられ、自治体が任意に減らすことのできない義務的経費のこと。
不登校	病気や経済的理由以外の何かしらの理由で、登校せず、長期欠席（年間30日以上）すること。

壁面後退区域	道路境界線から一定の距離を取って建物を建築しなければならない制限を設けている区域。道路と建物との間に空間を確保することで、採光や通風、防火などについて、良好な住環境を形成するだけでなく、景観を向上させることを目的とする。
放課後子ども教室	すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得てこどもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
防火地域・準防火地域	都市計画法に定める地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防ぐため、建築物を構造面から規制する地域のこと。主に商業地域等の高密度の土地利用が行われる市街地やその周辺地において指定される。
ポケットパーク	僅かなスペースを活用し、都市環境の改善や憩いの場の創出などを目的に整備される小さな公共空間のこと。
ま行	
みどりのまちづくり基金	市内の貴重な緑地の保全および緑化の推進を図るために必要な土地の取得や良好な景観の形成、生物多様性の保全に資する緑化事業等に要する財源に充てるために設置された基金。
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談助言活動に従事すること。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、さまざまな地域課題に対応している。
や行	
ヤングケアラー	「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」のことを指し、子ども・若者育成支援推進法において、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象とされている。
遊休農地	現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。または、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。
要介護	高齢者が要介護状態や要支援状態にあるか、要介護（要支援）状態にあるとすれば、どの程度の介護を必要とするか介護認定審査会で判定される。認定の基準は全国一律に客観的に定められていて、介護を必要とする度合いの低い方から要支援1～2と要介護1～5の7段階に分けられる。
予防保全	事前に施設の不具合の兆候等を把握し、不具合が起こらないように、定期的に管理する保全方法のこと。
ら行	
ライフステージ	人間の一生において節目となるできごと（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。
緑化推進条例	市内にある緑地の保護および緑化の推進に関する必要な事項を定めることにより、市民の良好な生活環境の形成に寄与することを目的として、平成元年（1989年）に施行された条例のこと。

レクリエーション活動	仕事や勉強の疲れを癒やし、元気を回復するために行う娯楽活動。言葉遊びや計算など頭を使う脳トレ、身体を動かすもの、手先や指先を使うものなどがある。
わ行	
ワークショップ	「作業所」、「勉強会」といった意味を持つ。計画づくりにおいては、まちづくりに関心のある市民が、身近な問題を持ち寄って将来のまちづくりを話し合いながら考えてもらう機会やアイデアを出し合うための市民の集まりのことを指す。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」を意味し、仕事と仕事以外の生活の調和を図り、両方を充実させる働き方・生き方のこと。
ワンストップ	一か所で用事が足りること。一連の作業やサービスを一か所で完結させること。
数字、アルファベット	
3 R	リデュース (Reduce) 、リユース (Reuse) 、リサイクル (Recycle) の3つのR（アール）の総称。それぞれ、物を大切に使いごみを減らすこと、使える物は繰り返し使うこと、ごみを資源として再び利用すること、を表す。
AI	Artificial Intelligence の略称で、人工知能のこと。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理技術。
CO ₂	二酸化炭素のこと。温室効果ガスの一つに当たる。18世紀以降、二酸化炭素の排出が急激に増えたことが、地球温暖化の主な原因と考えられている。
DV	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス) の略称で、直訳すると「家庭内暴力」を意味しており、配偶者やパートナー、恋人その他親密な関係にあるまたはあった者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のことをいう。
DX	デジタル技術を活用して、ビジネスや生活をより良いものに変革すること。単にIT技術を導入するだけでなく、業務プロセスや組織文化などを含めた全体的な変革を目指す取組のことをいう。
G I G Aスクール構想	義務教育を受ける児童生徒一人につき一台の学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を整備し、すべてのこどもたちの可能性を引き出すICT教育を実現するための構想。
ICT	Information and Communication Technology の略称。情報・通信に関する技術一般の総称。
LGBTQ	性的マイノリティを表す総称の一つで、Lesbian (レズビアン) 、Gay (ゲイ) 、Bisexual (バイセクシュアル) 、Transgender (トランスジェンダー) 、Questioning/Queer (クエスチョニング／クィア) の頭文字を取ったもの。
NPO	Non Profit Organization または Not for Profit Organization の略称。さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。

PR	Public Relations の略称。企業や自治体等が、事業内容等を良く知つてもらうため、情報を発信したり、意見を受け入れたりすること。
SNS	Social Networking Service の略称。一般に、インターネットを介し、登録された利用者同士が交流できるサービスのことを指す。
SOGIE (ソジー)	すべての人に当てはまる「性のあり方」を表すもので、性的指向および性自認・性表現とも呼ばれ、L G B T Qに限らず、すべての人に当てはまる属性。本市では、「朝霞市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を定め、すべての人がS O G I Eにかかわらず住みやすいまちの実現を目指している。

第6次朝霞市総合計画

令和8年（2026年）月発行

発行 朝霞市

編集 市長公室政策企画課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <https://www.city.asaka.lg.jp>

資料2

令和8年4月行政組織機構改革（変更案）

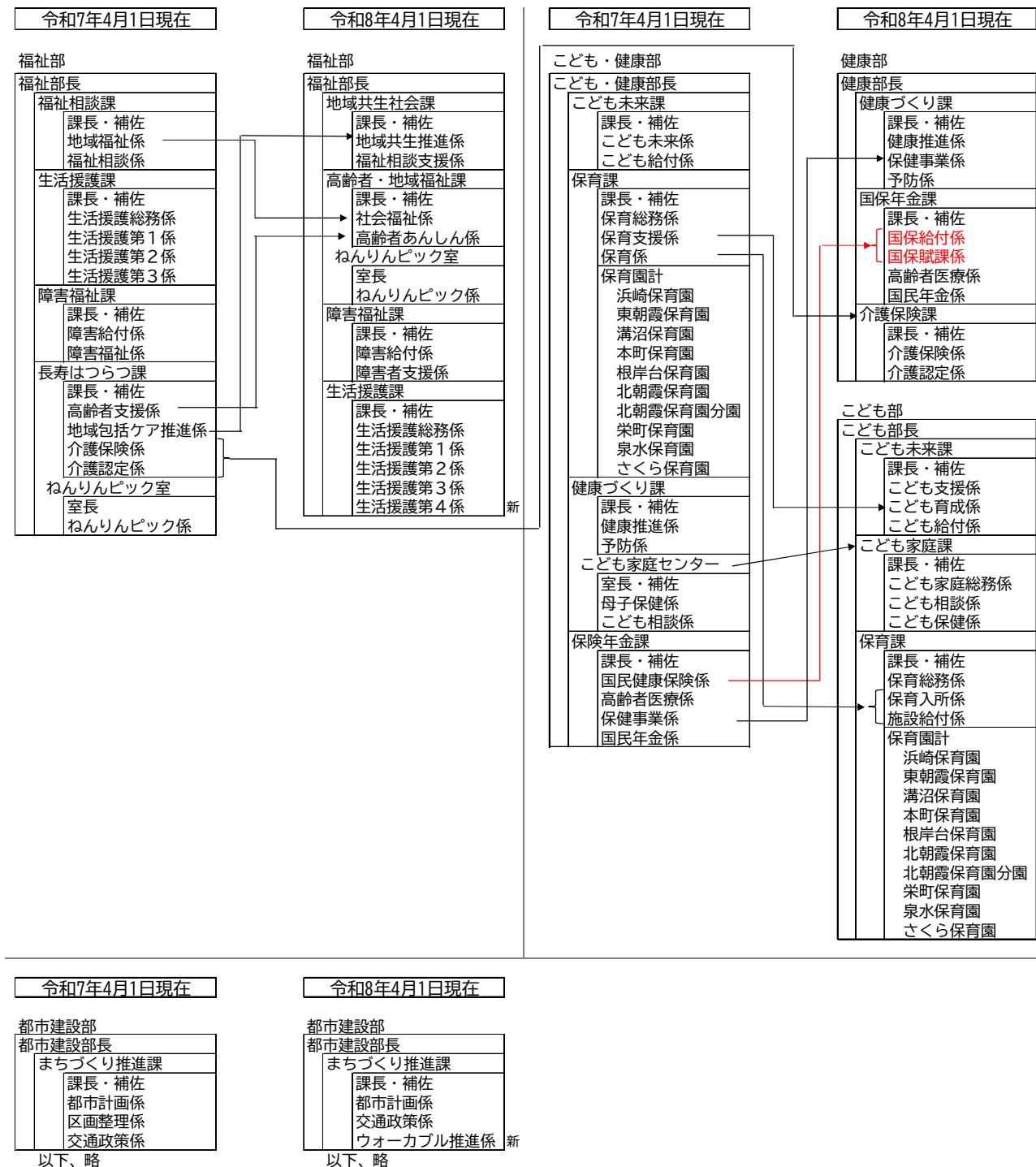
○健康部

新		旧	
国保年金課	国保給付係	国保年金課	国民健康保険給付係
	国保賦課係		国民健康保険賦課係
	高齢者医療係		高齢者医療係
	国民年金係		国民年金係

※課名が「保険年金課」から「国保年金課」に変更になったことに伴い、係名も略称である「国保」を使用した名称に変更するもの

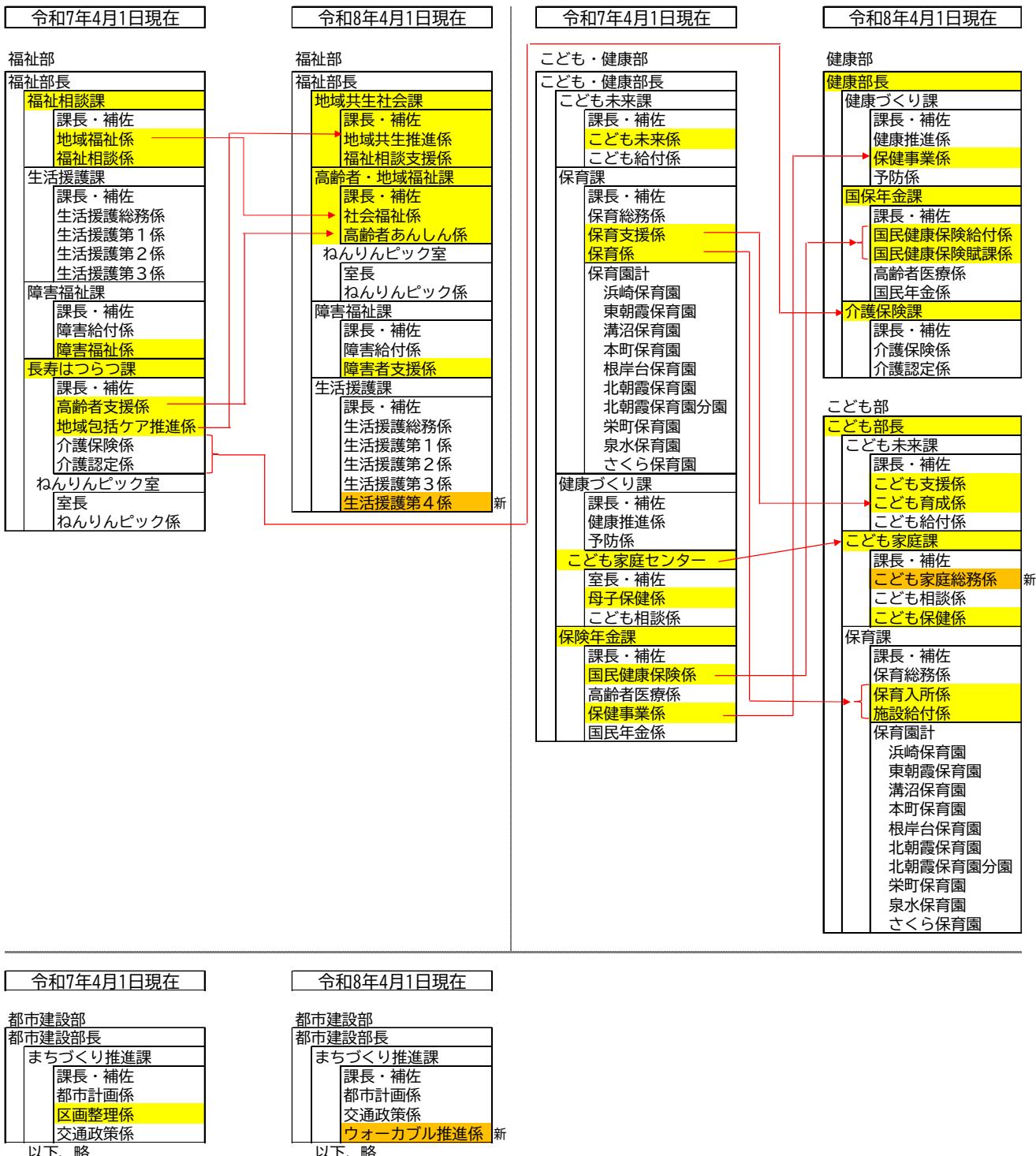
【変更後】 令和8年4月行政組織機構改革 比較表

資料3



資料4

【変更前】 令和8年4月行政組織機構改革 比較表



令和8年度（2026年度）

当初予算編成方針

○本市の財政状況

本市における令和6年度の経常収支比率は97.6%で、前年度から0.1%増加し、2年連続で97%を超え、高い水準となりました。主な要因は、市税等の収入が増加する以上に、人件費や扶助費といった義務的経費が増加しているほか、朝霞地区一部事務組合消防負担金などの補助費等における経常的経費の額も増加したことがあげられます。このため、社会経済情勢の変化や多様化・複雑化する行政需要に的確に対応するための財源確保が難しい状況にあります。

今後も、市税収入が堅調に推移する見込みはあるものの、普通交付税の交付は減少傾向にあり、歳入全体で大幅な伸びは期待できない状況にあります。一方、歳出では、ごみ焼却施設建設に係る負担金の増額や公共施設の大規模改修、そのほかにも物価高騰の長期化や最低賃金の上昇などにより、経常的経費が今後さらに増加するなど、財政調整基金に頼らざるを得ない、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

このような状況の中、持続可能な行財政運営の実現のためには、各事業の効果検証を行い、その結果を踏まえた事業内容の見直しを予算編成につなげていくことが必要不可欠となります。

○基本的な考え方

令和8年度は、第6次総合計画前期基本計画のスタートの年であり、また、本市を取り巻く環境やニーズの変化はスピードを増していることから、職員一人ひとりが主体性を持ち、これまで以上の創意と工夫を重ね、効率的で効果的な施策展開を確実に行い、基本計画の着実な進展を図る必要があります。

併せて、限られた財源を有効に活用する観点から、スクラップアンドビルトの徹底や、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止・休止などを含めた積極的な見直しを図る必要があります。

以上のようなことから、次のとおり令和8年度（2026年度）当初予算を編成することとします。

予算編成基本原則

1 基本原則

(1) 財政調整基金の確保

持続的な行財政運営の確保のため、予算編成は財政調整基金に依存せず、その年度の歳入の範囲で行うこととを基本とし、やむを得ず財政調整基金を取り崩す場合でも、取崩額を極力抑制し、基金残高の確保に努めるなど、長期的な視点で行財政運営を行っていく。

(2) 事業の選択と集中

- ・予算計上する事業については、朝霞市総合計画実施計画で採択された事業とし、計画的かつ効果的に予算を活用する。
- ・新規・拡充事業については、真に必要な事業について、事業の目標、効果及び終期を明確にした上で、既存事業の見直しや廃止をすることで財源の捻出に努めるほか、国・県支出金等の活用、自主的な財源確保も検討し、予め政策企画課長と調整する。

(3) 行政評価の反映と事務事業の見直し

- ・行政評価（施策評価、事務事業評価）の内容や効果等を踏まえ、事業の必要性や優先度を十分に考慮する。
- ・新規・拡充事業を実施する場合は、既存事業の効果を検証し、見直しや再構築を行うなど、スクラップアンドビルトを徹底する。

(4) 国・県等の動向の把握

国・県の予算編成は本市の予算にも大きな影響を及ぼすことから、その動向を的確に把握する。

(5) 歳入の確保と歳出における発想の転換・創意工夫

- ・歳入については、国・県のほか財団法人などあらゆる補助事業を調査し、補助制度を最大限に活用するとともに、自主財源の確保に努める。
- ・歳出については、発想の転換や創意工夫に努める。

(6) 総計予算の計上

一会计年度における一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出予算に計上する。

(7) 関係部課との調整

複数の部課に関連する事業は、事前に関係部課間で十分に調整する。

(8) 特別会計及び公営企業会計について

特別会計及び公営企業会計予算についても、この予算編成基本原則を準用するとともに、各会計の本来の趣旨に則り、適正に受益者負担の確保を図り、一般会計予算からの繰出金は必要不可欠なものに限る。

2 歳入に関する事項

(1) 市税

経済情勢の推移、税制改正等を十分勘案して適切な額を見積る。

(2) 使用料及び手数料

- ・住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、使用料及び手数料の見直しを適宜行う。
- ・「使用料・手数料の見直し方針（令和元年5月策定）」に基づき、施設の改修、提供するサービスの変更等がある場合には、必ずコスト計算等を行い、徴収金額を見直す。
- ・対象の的確な把握に努め、過年度の状況を踏まえ適正に見積る。

(3) 国県支出金

国・県の動向を的確に把握する。特に、補助負担率の変更等制度改正の動向を注視し、国・県の補助金が縮減・廃止された場合には、事業を縮減・廃止する。

(4) その他

- ・市債で措置することが適當と認められる事業は、予め財政課長と調整する。
- ・歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる歳入の可能性（有料広告事業、民間企業との協働、冊子の有償頒布、ネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング等）を検討し、積極的な財源確保に努める。
- ・過去の実績と今後の見通しについて検討し、歳入の拡大に努める中で歳出との関係に配慮し、過大又は過少見積りとならないよう的確な収入見込額を計上する。
- ・事業における材料代や保険代などの自己負担金については、適正な額を徴収する。また、市主催事業参加者負担金は市民と市外在住者の負担が同等でよいのかなど、必ず検討を行う。
- ・受益者負担金は、物価等の動向を注視しながら、検討を行う。
- ・滞納繰越金は、縮減を目指し、徴収の確保に努める。

3 歳出に関する事項

- ・予算要求する際には、適切な予算科目（節、細節、細々節）で計上し、予算要求科目が不明な場合には、事前に財政課長と調整する。

（1）人件費

- ・人件費については、職員課長から別に示す内容により予算計上する。
- ・時間外勤務手当の予算計上は、前年度当初予算の時間数の範囲内を原則とする。また、職員のワークライフバランスを推進する観点から、事業や事務執行を見直す。
- ・会計年度任用職員の任用等は、予め政策企画課長及び職員課長と調整する。

（2）報酬、費用弁償

- ・審議会等の会議回数や委員人数は十分に検討し、支払が必要な人数分を計上する。

（3）旅費

- ・出張の必要性や人数、費用対効果等について十分精査することとし、特に職員の随行、日当支給地域への出張、バスや宿泊を伴う研修・出張・視察等は、効果が十分に見込まれるか検討する。
- ・オンライン会議等の活用をする。
- ・委員会や審議会等の視察研修は、必要性を十分精査する。

（4）需用費

- ・用紙類は、電子化の推進など紙の削減を検討し計上する。
- ・冊子（計画書、チラシなどを含む）の印刷製本は、必要な配布部数、製本のサイズ、発行年数（毎年、隔年など）、紙質等を検討し、原則1色（必要に応じて2色）刷りとする。

※原則として、冊子を職員には配布しない。

※市ホームページや広報等による情報発信を活用することにより、冊子等の作成の必要性や作成部数を検討し計上する。

※民間企業との協働による封筒や冊子の作成等、経費の削減に努める。

- ・食糧費の会議賄及び行事賄は、自己負担額を徴収する場合を除き計上しない。
- ・修繕料は、市民生活に影響が及ぶ緊急性が高いものを計上する一方、必要性を考慮して撤去や廃止・休止なども検討する。
- ・共通消耗品単価は、人権庶務課作成の単価表を用いて計上する。
- ・燃料費単価は、予算事務取扱いで示す単価を基準とする。
- ・消費税の算定にあたっては、軽減税率制度に留意する。

(5) 役務費

- ・建物及び自動車損害共済基金分担金は、財産管理課長からの通知に基づき計上する。
- ・郵便料については、郵送の廃止や郵送回数、他の手段での対応など、見直しを検討した上で計上する。

(6) 委託料

- ・新規、既存を問わず、費用対効果の観点から委託することが真に必要かどうかを十分に検討し、委託業務の範囲や内容についても、効果を踏まえて十分に精査する。
- ・施設の維持管理経費については、施設の維持管理上支障のない範囲内で削減できるものがないか、検討する。
- ・指定管理料（随意指定したもの）については、指定管理者から示された要求額をもとに担当課で精査した上で計上する。
- ・計画策定に係る委託料については、他市の実績額を必ず調査し、乖離が見られる場合は原因を分析し、委託業務の内容を精査した上で適正な額を計上する。
- ・設計を伴う建設事業については、予め財産管理課長と調整する。

(7) 使用料及び賃借料

- ・土地借上料は、予算事務取扱いで示す単価を基準に計上する。借上料の額は、賃貸借料に固定資産税と都市計画税の税額を加えて計上し、税額は予め課税課長と調整する。
- ・土地及び建物の借上料については、財政負担を考慮の上、地権者と協議を行い計上する。
- ・公用車（軽貨物・軽乗用）の借上料については、予め財産管理課長と調整する。
- ・給茶機借上料は、使用できなくなったら廃止（それに伴う消耗品も含む）することを検討する。

※民間企業との協働によるウォーターサーバーの設置等、経費の削減に努める。

(8) 工事請負費

- ・事業の緊急性、効果、優先度等を検討し、計上する。また、建設後の管理体制やランニングコストが過度の財政負担とならないように十分に運営の方法等を検討する。
- ・施設の老朽化に伴う更新・改修については、「朝霞市建物系公共施設等マネジメント実施計画（第2期）」等の計画を踏まえて検討し、計上する。
- ・週休2日制工事を踏まえた工期の設定や経費を見込み、計上する。

(9) 負担金、補助及び交付金

- ・「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針（平成22年7月策定）」の「7 見直しの検証システム」に義務付けられている見直し経過及び結果に基づき十分に検討し、計上する。
- ・新たな補助金を創設する場合は、終期を設定する。
- ・任意の負担金は、効果及び必要性の検討を行い、廃止を含めた制度の精査を行う。

(10) 扶助費

- ・国や県の制度改正の動向や近隣自治体との均衡に配慮し、対象者の確実な把握のもとに所要経費を見込む。
- ・市単独事業の扶助費は、近隣自治体の動向の把握に努めるとともに、費用対効果を十分に検証し、必要に応じて見直しを行う。

(11) その他

- ・事業目的を達成した事業は、廃止する。
- ・補助事業は、国や県の補助が廃止された場合は終了し、一般財源の振替は行わない。また、縮減された場合は、事業の縮減を検討する。
- ・継続費・債務負担行為については、新規に設定する場合、事業規模、年割額等を検討し、後年度において過度な財政負担とならないように留意するとともに、予め財政課長と調整する。
- ・電算関係の経費については、予めデジタル推進課長と調整する。

4 その他

- ・令和8年度当初予算編成においては、枠配分は実施しないが、既存事業についても必ず見直しを行い、予算計上する。
- ・令和8年4月に予定している機構改革に基づき、予算計上する。
- ・下水道使用料は料金改定を予定しているため、上下水道総務課の示す単価を用いて計上する。
- ・物価高騰対策については、社会経済動向を注視し引き続き検討する。

下水道使用料の改定

本市の下水道事業は、昭和57年の供用開始以降、消費税の改定を除き一度も改定を行わず、低廉な下水道使用料体系によって事業を行ってきた。しかし、現在の使用料収入のみでは事業運営に必要な経費を賄えておらず、不足する分は一般会計からの基準外繰入金により補うことになり立っている。さらに令和7年度からは埼玉県流域下水道維持管理負担金が値上げされるなど非常に厳しい状況にある。このような財政状況を改善し、将来に渡り安定的な下水道サービスを提供するため、令和7年6月3日に朝霞市上下水道審議会に対し、「適正な使用料の水準について」、諮問を行った。

1 審議経緯

	開催日	主な内容
第1回	令和7年6月3日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・諮問書の手交 ・下水道事業の概要 ・下水道事業会計について
第2回	令和7年6月27日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料の現状 ・改正に向けた目指すポイント ・料金の見直しの方向性
第3回	令和7年7月25日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定（案）1 ・シミュレーションの考え方 ・シミュレーション結果
第4回	令和7年8月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定（案）2 ・下水道パネル展の実施報告 ・シミュレーションのポイント
第5回	令和7年9月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料改定（案）3 ・再シミュレーション ・答申案について

以上の審議を踏まえ、令和7年10月2日(木)に審議会から市長に対し、下水道使用料の改定（値上げ）が必要であるとする答申書が提出された。

2 答申概要

(1) 下水道使用料改定の必要性

次の理由から下水道使用料の改定は必要であると判断する。

- ①不足する収入を一般会計からの基準外繰入金で賄い、事業が運営されている。地方公営企業法の独立採算制の原則に基づき、一般会計に依存しない経営基盤を確立し、健全経営と税の使途の公平性を実現する。
- ②令和7年度から埼玉県流域下水道維持管理負担金が値上げされた。本市の影響額として令和7年度が約1億円、令和8年度は約1億8,300万円の負担増が見込まれる。
- ③労務費やエネルギー費用等の上昇により、令和9年度には資金不足が見込まれる。
- ④下水道の供用開始から40年以上を経過した施設もあり、今後、老朽化対策の増加が見込まれる。資金不足により施設の維持管理が滞ると道路陥没や汚水ポンプの停止等のリスクが高まる。
- ⑤災害等が発生した場合に、下水道サービスを継続するためには一定程度資金の蓄えが必要。

(2) 改定概要

上下水道審議会では、使用料改定の検討に当たり、以下の三つの目標を設定。当該目標が達成できるよう使用料及び従量区分について、検討を行った。

【目標】

- ① 一般会計からの基準外繰入金をゼロとする。
- ② 毎年度の年度末資金残高を9億円から10億円の範囲で確保する。
- ③ 経費回収率100%以上を達成する。



その結果、次のとおり改定案が示された。

【改定内容】

- 1 基本使用料の金額は据え置き、基本水量制を廃止する。
- 2 基本水量制の廃止に伴い、1m³から従量使用料を設定するとともに、近年の使用水量の傾向を踏まえ、使用料体系を7段階から9段階に変更する。

下水道使用料新旧比較

(2か月当たり・税抜)

区分	現行	改定後	増加額
基本使用料	1,000円	1,000円	0円
従量使用料 (m ³ 当たり)	1～10m ³	0円 (基本水量)	20円
	11～20m ³	30円	30円
	21～40m ³	70円	15円
	41～60m ³	75円	15円
	61～100m ³	85円	25円
	101～200m ³	95円	30円
	201～1,000m ³	100円	30円
	1,001～2,000m ³	110円	35円
	2,001m ³ 以上	120円	35円

(3) 世帯人数別における影響額

(2か月当たり・税抜)

	単身世帯		2人世帯	3人世帯	4人世帯	個人事業	わくわくどーむ
排水量	10m ³	20m ³	30m ³	40m ³	50m ³	100m ³	6,000m ³
改定前	1,000円	1,000円	1,550円	2,100円	2,700円	5,700円	483,200円
改定後 (影響額)	1,200円 (+200円)	1,500円 (+500円)	2,200円 (+650円)	2,900円 (+800円)	3,650円 (+950円)	7,800円 (+2,100円)	687,300円 (+204,100円)

(4) 改定時期

既に埼玉県流域下水道維持管理負担金が値上げになっている状況を鑑み、早期に収入増加を図る必要があることから改定日は令和8年4月1日からとすることが適当。

(5) 改定後の下水道使用料の適用時期

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
偶数月検針			検針日 旧料金 → 新料金		検針日 新料金	
奇数月検針				検針日 旧料金 → 新料金		検針日 新料金
4月1日以降に新たに使用する場合					検針日 新料金	

※ 令和8年4月1日より前から継続して朝霞市の下水道を使用している場合は、令和8年6月検針分又は7月検針から新料金が適用されます。

※ 令和8年4月1日以降に新たに下水道を使用される方は、初回の検針分から新料金が適用されます。

(6) 附帯意見

- ① 使用料について、下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して、今後、おおむね5年に一度、検証と見直しを行うこと。
- ② 改定の趣旨や内容等について理解が得られるよう、積極的に情報発信を行い、周知に努めること。

3 答申に対する市の考え方

上下水道審議会から答申いただいた使用料改定案を踏まえ、将来世代に負担を先送りせず、引き続き下水道事業を健全に経営していくため、令和8年4月1日からの使用料体系の見直し及び使用料単価を増額することとした。

4 今後のスケジュール

- ・令和7年10月20日（月） 定例庁議
- ・令和7年11月12日（水） 定例庁議（12月議会議案）
- ・令和7年第4回市議会定例会において使用料改定の条例改正案を上程

「朝霞市の適正な下水道使用料の水準について」答申書【概要版】

下水道使用料改定の必要性

→以下の理由から、下水道使用料の改定は必要不可欠であると判断した。

- ① 不足する収入を基準外繰入金で賄い、事業が運営されていること。
- ② 令和7年度から流域下水道維持管理負担金が値上げされたこと。
- ③ 物価上昇等により、令和9年度には資金不足が見込まれること。
- ④ 資金不足により施設の維持管理が滞ると道路陥没や汚水ポンプの停止等のリスクが高まること。
- ⑤ 災害等が発生した場合に、下水道サービスを継続するためには一定程度資金の蓄えが必要。

下水道使用料の改定について

→今回の改定使用料の検討に当たり、三つの目標を設定

- ① 一般会計からの基準外繰入金をゼロとする。
- ② 毎年度の年度末資金残高を9億円から10億円の範囲で確保する。
- ③ 経費回収率100%以上を達成する。

(1) 使用料の算定期間

→中長期的な事業計画を適切に使用料へ反映させるため、「下水道事業経営戦略」の計画期間である令和8年度から令和15年度までの8年間を收支予測の算定期間とした。

(2) 使用料体系について

ア 基本水量制の廃止

→以下の理由から、基本水量制は廃止することが適当であると判断した。

- ① 現行の基本水量制は、下水道の普及促進を目的として全国的に導入された制度であり、所期の目的は達成されていること。
- ② 経営基盤の安定には、使用水量の少ない使用者を含めた全ての使用者で経営を支える使用料体系が必要であること。

※ただし、これまで使用水量内に収まっていた使用者の負担を緩和するため、2か月当たり20m³までの使用者の従量使用料は低く抑えること。

イ 基本使用料と従量使用料

→基本使用料については、使用料の少ない使用者に配慮するとともに、多量使用者に依存しない設定とすることが適当と判断した。

ウ 従量使用量の区分の設定

→基本水量制の廃止に伴い、1m³から従量使用料を設定するとともに、近年の使用水量の傾向を踏まえ、使用料体系は6段階から9段階に見直すことが妥当であると判断した。

エ 公衆浴場用の使用料

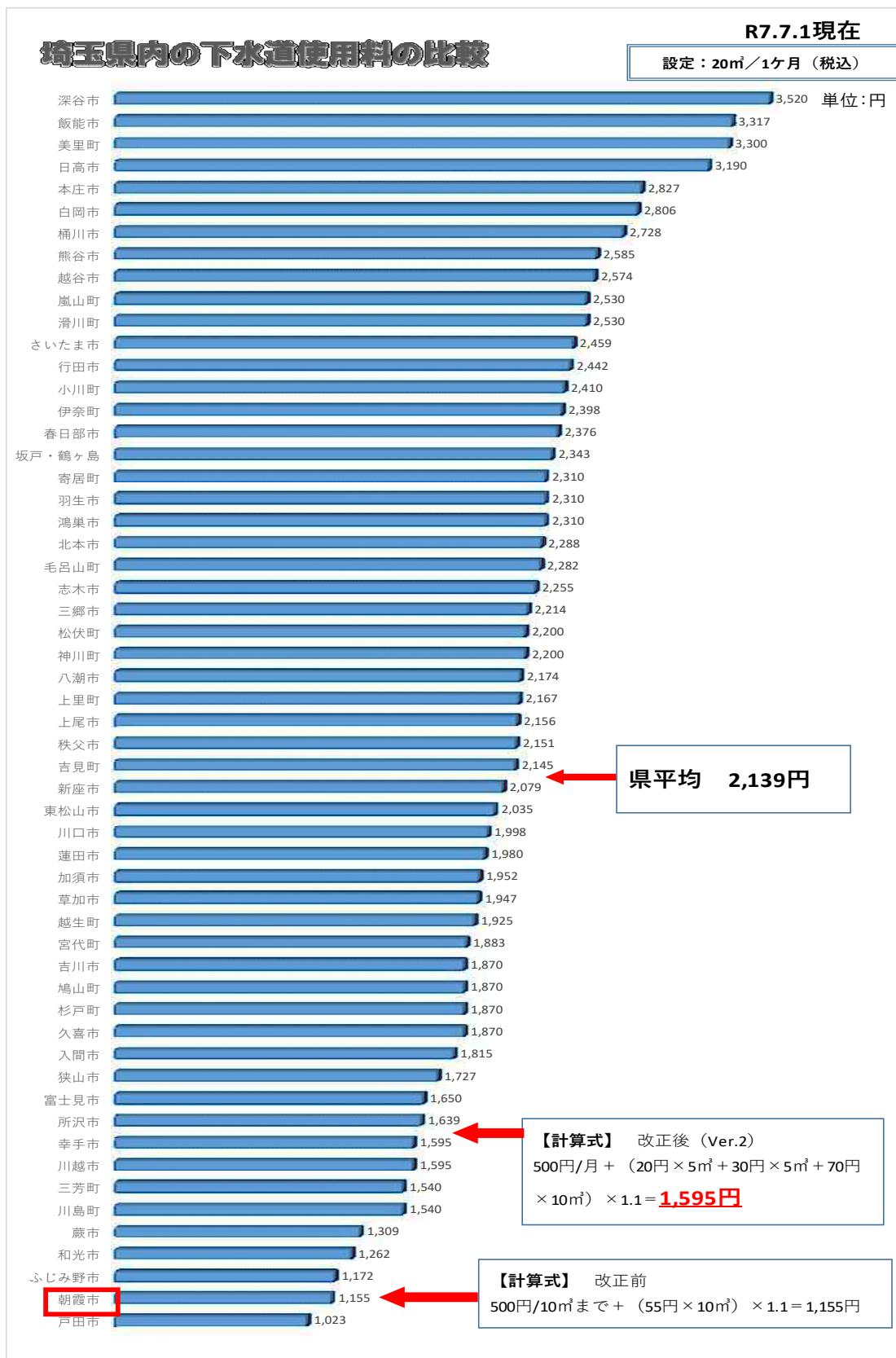
→保健衛生上必要なものとして利用される施設であり、入浴料金の統制を受けることから、据え置くことが妥当であると判断した。

附帯意見

- ① 使用料については、下水道事業を取り巻く環境の変化を考慮して、今後、おおむね5年に一度、検証と見直しを行うこと。
- ② 改定の趣旨や内容等について理解が得られるよう、積極的に情報発信を行い、周知に努めること。

埼玉県内市町村の下水道使用料の比較(参考)

本市の改定前の下水道使用料は、県内で下から 2 番目の安さです。



下水道パネル展の実施

下水道の役割や重要性、経営状況を多くの市民に知っていただくため、オープンハウス形式による住民説明会を実施。

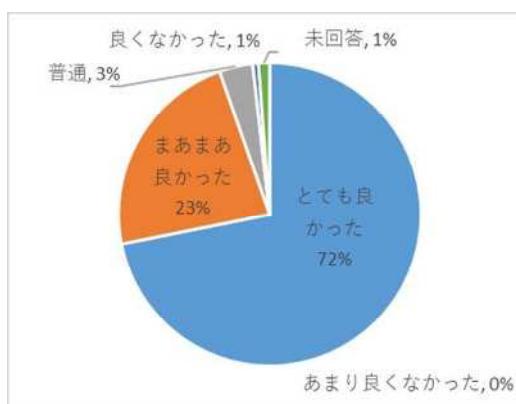
下水道パネル展（オープンハウス形式）

実施日	令和7年7月26日（土）	令和7年8月3日（日）
実施場所	図書館・展示集会室	産業文化センター1階ホール
来場者	129人	127人
アンケート数	90人（市内81人、市外9人）	77人（市内50人、市外27人）

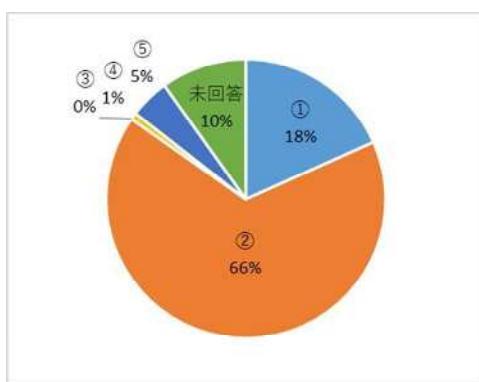
○アンケート結果

Q:今回のパネル展はいかがでしたか？

95%の方が良かったと回答



Q:安全性の確保と安定的な経営のため、下水道更新と下水道使用料の値上げのバランスについてあなたの考えに近いものは？



84%の方が値上げに理解

○自由記入欄のまとめ（使用料改定について）

- ・維持管理のための値上げはやむを得ない。・下水道値上げについてやむを得ない状況がよく分かった。
- ・絶対に値上げした方がいい。・下水道の取り換え費用は仕方ないがあまり値上げすると苦しい。
- ・県平均位(2058円)までは仕方ない。・吉川市(1870円)位まであげてもいいと思う。・値上げが必要だとわかった。・県内でも安い方だったことは子供も驚いていた。・財源確保のため使用料改定は多少高くともやむを得ない。・国が税金を使って援助すべき。国からの補助金を確保する動きも必要と思う。
- ・下水道事業の大切さは理解したが、受益者負担は認めない、国が責任をもって進めるべき。